令和２年６月第３回人吉市議会定例会会議録（第１号）

令和２年６月１日　月曜日

１．議事日程第１号

令和２年６月１日　午前10時　開議

日程第１　会期の決定

日程第２　会議録署名議員の指名

日程第３　議第58号　専決処分の承認を求めることについて（令和元年度人吉市一般会計補正予算（第８号））

日程第４　議第59号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市介護保険条例の一部を改正する条例）

日程第５　議第60号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例等の一部を改正する条例）

日程第６　議第61号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）

日程第７　議第62号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民保険税条例の一部を改正する条例）

日程第８　議第63号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第１号））

日程第９　議第64号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号））

日程第10　議第65号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号））

日程第11　議第66号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

日程第12　議第67号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第２号））

日程第13　議第68号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第３号））

日程第14　議第69号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）

日程第15　議第70号　令和２年度人吉市一般会計補正予算（第４号）

日程第16　議第71号　令和２年度人吉市一般会計補正予算（第５号）

日程第17　議第72号　人吉市における情報通信の技術の利用に関する条例の全部を改正する

条例の制定について

日程第18　議第73号　人吉市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19　議第74号　人吉市行政不服審査に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20　議第75号　人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第21　議第76号　人吉市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第22　議第77号　人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第23　議第78号　人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第24　議第79号　人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第25　議第80号　人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

日程第26　議第81号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第27　議第82号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第28　議第83号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第29　議第84号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第30　議第85号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第31　議第86号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第32　議第87号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第33　議第88号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第34　議第89号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第35　議第90号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第36　諮第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第37　報第１号　令和元年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について

日程第38　報第２号　令和元年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第39　報第３号　球磨川くだり株式会社の経営状況について（第58期決算報告書及び第59期事業計画書）

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

３．出席議員（18名）

１番	松村　太　君
２番	徳川禎郁　君
３番	池田芳隆　君
４番	牛塚孝浩　君
５番	西　洋子　君
６番	宮原将志　君
７番	塩見寿子　君
８番	高瀬堅一　君
９番	宮﨑　保　君
10番	平田清吉　君
11番	犬童利夫　君
12番	井上光浩　君
13番	豊永貞夫　君
14番	福屋法晴　君
15番	本村令斗　君
16番	田中　哲　君
17番	大塚則男　君
18番	西　信八郎　君

欠席議員　なし

４．説明のため出席した者の職氏名

市長	松岡隼人　君
副市長	迫田浩二　君
教育長	末次美代　君
総務部長	小澤洋之　君
企画政策部長	小林敏郎　君
市民部長	丸本　縁　君
健康福祉部長	告吉眞二郎　君
経済部長	廣田五浩　君
建設部長	瀬上雅暁　君
企画政策部次長	渕上聖也　君
総務課長	森下弘章　君

財政課長	永田勝巳君
水道局長	久本禎二君
教育部長	椎屋　彰君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	山本繁美君
次長	桒原　亨君
庶務係長	平山真理子君
書記	青木康徳君

午前10時　開会

○議長（西　信八郎君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより令和２年６月第３回人吉市議会定例会を開会いたします。

会議を開きます前に、皆様へ一言申し上げます。御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るい、各国がその対応に追われている状況にあります。本市におきましても、国・県とともにさまざまな対策を講じておりますが、まだまだ収束という段階ではございません。したがいまして、本定例会の運営におきましても、感染拡大の防止のためにマスクの着用などさまざまな取り組みを行ってまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付しております議長会の報告、その他の報告事項につきましては、口頭報告を省略し書類の報告にかえさせていただきます。関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覧いただきますようお願いいたします。

発言の申し出

○議長（西　信八郎君）　ここで、４月１日付で就任されました副市長並びに、４月及び５月に人事異動がありました部課長等からそれぞれ挨拶の申し出があっておりますので、これを許可いたします。

○副市長（迫田浩二君）（登壇）　議員の皆様、おはようございます。

本日は、議事の前の貴重な時間を頂戴いたしまして御挨拶の機会を与えていただき、大変恐縮に存じる次第でございます。３月25日開催の市議会臨時会におきまして、副市長として選任同意をいただき、４月１日付で就任いたしました迫田浩二でございます。

議員の皆様におかれましては、選任同意いただきましたことに、改めまして厚くお礼を申し上げます。

さて、副市長に就任いたしまして約２カ月、たくさんの市民の皆様やさまざまな団体、関係者の皆様方とお会いし激励の言葉をいただく中で、その職責の重大さに、身の引き締まる思いで日々努めているところでございます。今後は、市民の皆様との対話を重んじ、皆様が安心して暮らし続けることができる、市民との協働による持続可能なまちづくりの取り組みを進めていくことが最大の使命であると認識をいたしております。まずは、新型コロナウイルス感染症対策への対応に全力を傾注して取り組むことが、喫緊の課題であると捉えております。

市職員として36年間奉職をさせていただいたところでございますが、これまでの経験をも

とに、微力ではございますが、住民福祉向上のため、松岡市長をお支えし、市職員としっかりとチームワークを築きながら、市政発展のため誠心誠意努めてまいる所存でございます。

最後に、議員の皆様におかれましては、今後も引き続き御指導御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務部長（小澤洋之君）（登壇）　おはようございます。４月１日の人事異動によりまして、総務部長を拝命しました小澤洋之でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君）（登壇）　おはようございます。企画政策部長を拝命いたしました小林敏郎でございます。引き続き、よろしくお願いを申し上げます。

○建設部長（瀬上雅暁君）（登壇）　おはようございます。建設部長を拝命いたしました瀬上雅暁でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○水道局長（久本禎二君）（登壇）　おはようございます。水道局長を拝命いたしました久本禎二でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育部長（椎屋　彰君）（登壇）　おはようございます。教育部長を拝命いたしました椎屋彰と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○企画審議監（大村克行君）（登壇）　おはようございます。４月の異動で、県庁から派遣でまいりまして、企画政策部企画審議監を拝命しました大村と申します。また、５月１日付で新型コロナウイルス感染症対策室長を拝命しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務部次長（井福浩二君）（登壇）　おはようございます。総務部次長兼市庁舎建設推進室長兼新型コロナウイルス感染症対策室次長を拝命いたしました井福浩二でございます。よろしくお願いいたします。

○建設部次長（土肥將資君）（登壇）　おはようございます。建設部次長兼都市計画課課長を拝命いたしました土肥將資でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○水道局次長（秋永　敦君）（登壇）　おはようございます。水道局次長兼上水道課長を拝命いたしました秋永敦でございます。よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（山本繁美君）（登壇）　おはようございます。引き続き、議会事務局長でございますが、今回、次長級ということでございます。また、よろしくお願いいたします。

○総務課長（森下弘章君）（登壇）　おはようございます。５月１日付の異動で総務課長を拝命しました森下弘章です。よろしくお願いいたします。

○財政課長（永田勝巳君）（登壇）　おはようございます。総務部財政課長を拝命いたしました永田勝巳でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○行財政改革課長（井上敬明君）（登壇）　おはようございます。行財政改革課長兼カルチャーパレス館長兼行財政改革係長を拝命いたしました井上敬明と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○地域コミュニティ課長（松尾美紀君）（登壇）　おはようございます。企画政策部地域コミ

ュニティ課長兼男女共同参画推進室長兼肥薩線世界遺産推進室長兼人吉鉄道ミュージアムＭＯＺＯＣＡステーション868館長兼選挙管理委員会事務局長を拝命いたしました松尾美紀でございます。よろしくお願いいたします。

○環境課長（戸高浩文君）（登壇）　おはようございます。市民部環境課長を拝命いたしました戸高浩文でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○税務課長（上原　直君）（登壇）　おはようございます。市民部税務課長を拝命いたしました上原直でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○福祉課長（池下哲也君）（登壇）　おはようございます。福祉課長を拝命しました池下哲也と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○観光振興課長（牛島重勝君）（登壇）　おはようございます。経済部観光振興課長を拝命いたしました牛島重勝です。どうぞよろしくお願いいたします。

○農林整備課長（赤池雄二君）（登壇）　おはようございます。経済部農林整備課長を拝命した赤池雄二でございます。よろしくお願いします。

○管理課長（村並成二君）（登壇）　おはようございます。建設部管理課長を拝命いたしました村並成二です。どうぞよろしくお願いいたします。

○会計管理者（徳澄賢次君）（登壇）　おはようございます。会計管理者兼会計課長を拝命しました徳澄賢次です。どうぞよろしくお願いいたします。

○歴史文化課長（金子尚央君）（登壇）　おはようございます。教育部歴史文化課長兼人吉城歴史館長を拝命いたしました金子尚央と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○図書館長（立山健介君）（登壇）　おはようございます。教育部人吉市図書館長を命ぜられました立山健介でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第１　会期の決定

○議長（西　信八郎君）　それでは、これより議事に入ります。

日程第１、会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、去る５月25日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）（登壇）　皆さん、改めましておはようございます。

議会運営委員会報告を行います。日程第１、会期の決定でございますが、本定例会開会に当たり、冒頭、議長のほうから御発言がありましたが、従来の定例会と異なる対応をすることになる状況が起きることが予想されます。議会議員の皆さん方、また、市執行部及び市職員の皆様方におかれましては、議会運営を慎重に進めていくことを心がけてまいりますけれ

ども、新たな取り組みをする場合には御協力のほどをよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは改めまして、令和２年６月第３回人吉市議会定例会に当たりまして、去る５月25日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日６月１日開会、あす２日午前、新市庁舎建設に関する特別委員会、３日から８日まで休会、９日、10日一般質問、11日一般質問及び委員会付託、12日予算委員会、13日、14日休会、15日、16日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、17日の午前、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、午後、予算委員会、18日から22日までが休会、23日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

次に、一般質問でございますが、一般質問につきましては、質疑を含めた一般質問とし、一般質問の通告は６月５日金曜日午前11時に締め切りまして、登壇順番は抽せんにて決定することにいたしております。一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇１回、２回目からは質問席において行い、質問時間は答弁と合わせて60分以内としております。また、執行部の答弁は自席から行うことにしておりますので、なお、このことにつきましては、大変皆さん方に御協力をいただいてスムーズな一般質問としてとり行っていただければと思っております。なお、議第70号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第４号）につきましては、委員会付託を省略し、本日審議を行い、採決することにいたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　会期の決定につきましては、ただいまの委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　御異議なしと認めます。

よって、日程第１、会期の決定は、委員長報告どおり決定いたしました。

日程第２　会議録署名議員の指名

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第２、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に16番、田中哲議員、１番、松村太議員を指名いたします。

日程第３　議第58号から日程第39　報第３号まで

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第３、議第58号から日程第39、報第３号までの37件を一括して議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇）　皆様、おはようございます。

令和２年６月第３回人吉市議会定例会の開催に当たり、市政に対する所信の一端を申し上げる機会を与えていただきましたことに心から厚くお礼を申し上げます。

中華人民共和国の湖北省武漢市において、昨年12月に確認された新型コロナウイルス感染症は、その感染力の強さで世界中に拡散し、各国の政治的リーダーがこの感染症の世界的流行を戦争だと例え、超グローバル化の現代社会を背景にした拡大、拡散を封じ込めるその闘いの最中にあります。我が国においても、一時期のピークは脱したものの、経済や教育といった社会経済活動が著しく制限され、その対策の難しさから、新型コロナウイルス感染症に対する恐怖と出口の見えない不安が蔓延するなど、国民の実生活に多大な影響を及ぼしています。このような状況のもと、多くのリスクを伴いながらも、国民の暮らしを支え、社会機能を維持するために働く医療従事者を初め、全ての方々に敬意を表するとともに、心から労いと感謝を申し上げます。そして、我々行政もその一翼を担うという点で、さらに対策を講じるなど責務を果たしてまいります。

２月27日の安倍首相による小中学校並びに高等学校への臨時休業要請や、４月に政府から発令された緊急事態宣言、その後の熊本県知事による休業要請、県境など地域間移動の自粛要請、「密閉」「密集」「密接」の三密回避の徹底など、感染症の拡大抑制のため、社会全体が新型コロナウイルスシフトともいえる厳戒体制を敷いてまいりました。その間、この代償も大きく、緊急事態宣言が解除された現在も、子供たちをめぐる学力保障、心身の健康被害、ＤＶなどの家庭内暴力の深刻化、経済への大打撃、収入減等による生活困窮などが深刻な社会問題として顕在化しております。

本市においても、２月22日に、私を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して本市の対応を始め、感染症拡大防止、その後の経済活動の段階的な再開を協議し、市民の皆様へ協力をお願いしてまいりました。本市から感染者を出さないという社会的使命を果たすべく、陸の孤島に戻る覚悟でさまざまな御協力を賜りました全ての皆様に心から感謝を申し上げますとともに、経済活動の活発化を図りながらも、第二波への備えも踏まえ、引き続き、感染症への自衛、他衛の安全対策については万全を尽くされますことを改めてお願い申し上げます。

昨年の２月、上皇陛下が、在位30周年の記念式典において「私がこれまで果たすべき務めを果たしてこられたのは、その統合の象徴であることに、誇りと喜びを持つことのできるこの国の人々の存在と、過去から今に至る長い年月に、日本人が作り上げてきた、この国の持つ民度のおかげでした。」と述べられています。我が国は、主に教育を通して民度を高めてきました。当地におきましても、約230年前に、細井平洲翁を師と仰ぐ東白髪を初代館長に、藩校習教館が開設されました。同時期、米沢藩の上杉鷹山公も細井平洲門下であり、逼迫した藩財政を立て直したことは逸話として伝えられています。かの時代も、我々が直面している現在のように相当厳しかったと思われますが、「実学」に裏づけされた、有名な「為せば

成る、為さねば成らぬ何事も、成らぬは人の為さぬなりけり」という精神で乗り越えられたのだと存じます。

今、本市はこの国難に対し、一つになっているという心強さも感じています。市議会議員の皆様には、連日にわたり「陸の孤島作戦実施中」という広報活動を行っていただきましたし、子供たちは節度を保ち、多くの店舗、事業所で市民の皆様と協同した防止対策が図られるなど、この地域の民度の高さを、身をもって実感しています。

一方、混沌とした世相の中で、民度を高めてきた日本であっても、残念ながら風評被害や差別、偏見などにつながるような問題も生じています。このような時期だからこそ、日本社会全体が心を等しくして、理性と思いやりある言動を心がけなければならないことをお願いし、強く訴えてまいります。

「コロナ以前とコロナ以後で社会は変わる」、新常態（ニューノーマル）という新しい価値観も提示されており、私たち自身にも大きな変革が求められています。それは、新型コロナウイルスと共存することを受け入れる社会でもあり、「新たな日常」づくりだとも言われています。そのために重要なのは意識の改革であり、問われるのは、我々が先人から受け継いできた歴史観であり、世界観だと考えます。これまで幾度となく苦難を乗り越えてきたように、一人一人が正しく恐れて、新型コロナウイルスと共生する「今を生きる心」を醸成し、共有することを強く推し進めてまいりたいと存じます。

特別定額給付金事業でございますが、去る５月１日に特別定額給付金事業推進室を設置し、市民の皆様へ給付金を一刻も早くお渡しできるよう総力を挙げて取り組んでおります。マイナポータルサイトを利用した電子申請につきましては、同推進室の設置と同時に受付を開始しており、これまでに４回の振り込みを行っております。また、郵送申請につきましては、５月21日以降、計３回の振り込みを行っており、電子と郵送を合わせ、本日までに全世帯の66％に当たる１万282世帯への振り込みを完了したところです。多くの市民の皆様が待ち望まれる中、給付金がお手元に届くまで一定の期間を費やすこととなり、大変心苦しい限りでございますが、引き続き、速やかな処理に努めてまいります。

また、給付金の支給に伴い、新たな手口による詐欺などの発生が危惧されております。市としましても、ホームページなどで注意を呼びかけるとともに、市内の金融機関に啓発ポスターを掲示していただくなど、詐欺被害の防止にも努めてまいります。

行財政改革関係でございますが、人吉市行財政健全化計画に掲げられる方策を推し進めるため、事務事業の見直しや公共施設管理コストの縮減などに取り組んでおります。具体的には、徹底した事務作業の洗い出しを行い、可視化するなど、課題や問題を共有し、効率的な事務作業に改善するとともに、人件費の圧縮につなげてまいります。また、市民の皆様に最も御利用いただいております市民課などの窓口については、行政サービスの向上と経費の縮減を目的に、総合窓口の設置や窓口業務の民間委託を目指すプロジェクトチームを発足させ、

その実現に向けて取り組んでおります。そのほか、遊休資産の売却など検討を進めており、本市行財政の健全化に努めてまいります。

防災関係でございますが、集中豪雨や台風などの自然災害について、近年、その被害が拡大する傾向にあります。市民の皆様の安全と安心を守るため、気象予報や危険箇所の確認など、関係機関と情報共有をしっかりと行い、市として万全の体制を整えてまいります。また、避難所の運営に関しましても、新型コロナウイルス感染症予防に配慮した対応が最大の課題となっております。災害が発生した場合、多数の方が一度に避難されることも予想されますので、防災関係機関や防災サポーターの皆様、町内会などの御協力を賜りながら、可能な限り三密を避けるとともに、さまざまな事態を想定し、適切かつ柔軟な災害対応に当たってまいります。

市庁舎移転建設関係でございますが、５月中に掘削工事が完了し、現在は基礎工事に取りかかっております。着工から３カ月が経過しましたが、これまで計画した工程どおり順調に工事を進めております。心配されました掘削工事における土砂等の運搬につきましても、沿線住民の皆様の御理解と御協力によって無事完了し、改めて感謝を申し上げます。引き続き安全を第一に、騒音、粉じん対策に加え、新型コロナウイルス感染症予防にも配慮しながら工事を進めてまいります。

ふるさと納税関係でございますが、令和元年度は１万4,284件、３億1,752万1,000円の寄附をいただきました結果、前年度と比較して、寄附件数は約1.45倍、寄附金額は約1.25倍と、一定の成果をおさめることができました。令和元年に改正された地方税法施行後における新たな枠組みの中での取り組みでしたが、初めて３億円を超える結果となりましたことは、返礼品の出品に御協力をいただきました事業者の皆様、そして本市に寄附をしていただいた皆様のおかげであり、改めて感謝を申し上げます。また、今年度、新たな取り組みとして、市内の宿泊施設や飲食店などで利用可能な電子感謝券を導入しました。この感謝券は、寄附者みずから本市にお越しいただき、市内の店舗で使用いただく仕組みであり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域経済の回復に寄与するとともに、交流人口の創出にもつながるものと期待しております。今後におきましても、全国の皆様に人吉を選んでいただけるよう、さらなる内容の充実を図るとともに、これまで以上に積極的に事業を展開してまいります。

新型コロナウイルス感染症対策における窓口対応でございますが、主な窓口である市民部、健康福祉部、教育部などにおいては、窓口カウンター周辺における飛沫感染防止のためのビニール仕切りの設置や、近距離接触を避けるため、待合室などの椅子の配置変更を行うとともに、来庁されるお客様には手指の消毒やマスクの着用をお願いしております。また、窓口の混雑緩和のため、住民票などのコンビニ交付や、郵送による転出届など、市役所にお越しいただくことなく手続が可能な制度の周知を行っております。

医療保険関係におきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した場合や感染が疑われる場合に、帰国者・接触者外来を安心して受診していただけるよう、資格証明書対象者においても、国・県の公費負担を含めて自己負担が発生しない措置を講ずるとともに、感染した場合等の休業補償として傷病手当金の給付を行うなど、誰もが受診しやすい環境づくりに努めております。

国民年金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方を対象とした、保険料の減免申請の受付を開始しております。

次に、市税関係でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、固定資産税及び都市計画税の第１期から第３期までの納期限を２カ月間延長するとともに、個人市県民税の申告期限においても、４月16日まで１カ月間延長しております。また、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により一定の収入減少が見込まれる方などを対象に、保険税や保険料の減免を行うよう準備を進めております。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が20％以上減少した方を対象に、市税等を特例によって最大１年間徴収猶予を行うことで、時限的に納税者の負担軽減を図っております。

児童福祉関係でございますが、保育園、認定こども園等の就学前施設においては、新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的とした休業要請の対象施設には入らなかったものの、小中学校の休業及び国の緊急事態宣言を重く受けとめ、いわゆる三つの密を避け、利用者や施設の皆様の安全を可能な限り確保し、クラスターの発生や感染拡大を防ぐことを優先するため、登園の自粛をお願いいたしました。また、そういった中でも、関係各園におかれましては、地域の社会経済活動を維持するため、感染拡大防止に可能な限りの策を講じながら学童の受け入れ等を含む園の継続運営に御尽力をいただき、心から敬意と感謝を申し上げます。この間、保護者を初め御家族の皆様にも、登園自粛等のお願いに対し、御理解と御協力をいただきましたことに深くお礼を申し上げます。

介護保険関係でございますが、本年度は、第７期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の最終年度であり、令和３年度から実施する第８期計画策定の年となります。介護予防や認知症対策など、地域包括ケアの推進のための施策を着実に実行するとともに、世界でも類を見ない超高齢化社会に達する、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年、さらには、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向けて、人吉市介護保険事業計画等策定・運営委員会を初め、多くの市民の皆様の御意見を賜りながら、新たな計画の策定に取り組んでまいります。

本市農産物等のブランド化を図ることを目的とし、平成23年度に設置された人吉ブランド化実行委員会でございますが、設置から９年が経過し、事業としての次なる進展を図るため、去る４月15日をもって発展的に解散いたしました。農業振興施策の一つである農産物ブラン

ド化の今後の方向性につきましては、「球磨栗」に代表されるような人吉球磨の農産物の振興と知名度の向上に積極的に取り組んでいくことが重要であると認識をしており、官民一体となった新組織を立ち上げ、人吉ブランドのさらなる確立を目指すこととしております。

また、昨年度まで70回の歴史を刻んでまいりました、ひとよし産業祭につきましても、ひとよし産業祭実行委員会において事業の終了が決定されたところでございます。両実行委員会を初め、関係の皆様におかれましては、積年にわたり、本市農業の振興に多大な貢献をいただきましたことに、改めて感謝を申し上げます。なお、ひとよし産業祭と同時開催されておりました林業フェアにつきましては、林業振興策の一環として、引き続き事業を継続してまいります。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う本市経済への影響に関しましては、全国的な感染拡大に伴い、宿泊業などの観光業や飲食業を初め、多くの業種において売り上げの減少などが続いており、その影響は広範囲に及んでいます。

このような中、現状では国、県の支援策が行き届きにくく、かつ、速やかな支援を必要とする中小・小規模事業者の事業継続を下支えするため、本市独自の緊急経済対策を実施させていただきました。内容としましては、売り上げが15％以上減少した事業者に対して、雇用の下支えとする雇用支援補助金、及び融資等の利用を促進するための利子補給金を４月１日に創設しております。次いで、一定基準以下の従業者数で、かつ、売り上げが50％以上減少した事業者を対象とした小規模事業者持続化臨時給付金を４月22日に創設し、苦境にある多くの事業者の皆様に御活用いただいたところです。特に、本給付金につきましては、見込みを大きく上回る511件の申請をいただきましたことから、本市の事業者の皆様が大変厳しい経営環境に置かれている現実を目の当たりにし、心を痛めたところでございます。今後におきましても、雇用の維持と事業継続、経済活動の回復に資するため、人吉商工会議所を初め、関係団体と連携し、国、県の支援策の利活用を促進するとともに、まずは観光産業の振興を図るため、宿泊支援、宿泊者向けのプレミアム付商品券、球磨川くだり乗船割引といった本市独自の支援策を展開してまいります。

土木関係でございますが、平成26年度から30年度にかけ実施した市内291橋全ての近接目視点検結果を踏まえ、令和２年３月、新たな橋梁長寿命化修繕計画を策定しました。今回の計画では、健全であるか、早期に補修する必要があるかなど、安全性について４段階で評価した結果、構造物の機能に支障が生じる可能性がある橋梁と、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい橋梁と判断した計59橋について、計画的に補修していく予定としております。

都市計画関係でございますが、本市の都市計画に関する基本的な方針となります人吉市都市計画マスタープランにつきまして、現行の計画期間が令和４年度までとなっておりますことから、今年度から新たなマスタープランの策定に取り組んでまいります。

今年度の事業としましては、現行のマスタープランの検証を行うとともに、市民アンケー

ト調査の実施、基本構想の検討などを行ってまいります。また、次年度以降におきましては、全体構想や地域別構想、実現化方策の検討を行い、令和４年度に新たな都市計画マスタープランを取りまとめる予定としております。策定に当たりましては、市の上位計画である第６次人吉市総合計画や県の関連計画に即した計画となるよう進めてまいります。

都市公園関係でございますが、人吉クラフトパーク石野公園の活性化に向けた取り組みにつきましては、昨年度、国の先導的官民連携支援事業を活用し、同公園のにぎわい創出と再活性化を図ることを目的とした調査事業を実施したところです。今後につきましては、同事業の調査結果を踏まえ、民間活力の活用による管理・運営手法等の検討を進めるとともに、魅力あるコンテンツの開発や効率的な運営体制の構築を図ってまいります。

新型コロナウイルス感染症対策としての小中学校の臨時休業につきましては、子供たちからかけがえのない時間と楽しい学校生活を奪うことになり、大変心苦しい中での実施でありましたが、一方で、多くの問題を提起する結果ともなりました。休業期間中、最後の思い出をつくる大切な時期に学校が休みとなり、一生に一度の門出を祝う卒業式が、規模縮小など制約の中でとり行われましたことに対し、感謝をしつつも、大変残念に存じております。卒業生の皆様には、学校生活で育んできた絆を大切にしながら、それぞれの夢に向かって大いに活躍されるよう心からのエールをお送りいたします。また、夢と希望を胸に入学されました新１年生の皆さん、成長したお子様の姿を楽しみにされていた保護者の皆様方には、厳しい制約条件の中、従来どおりの入学式をとり行うことができず、また、引き続き休業となったことで、この間、全ての児童・生徒の多様な学びの機会を確保することができなかったことに対しましても、大変恐縮に存じております。

スポーツ・文化につきましても、全国高等学校総合体育大会等の中止が決まり、さらに、熊本県中学校総合体育大会の中止も決定されました。出場を目指し、連日、厳しい練習に打ち込んできた生徒の皆さんや関係者の方々の悔しい気持ちは察するに余りあります。子供たちがスポーツなどを通して、思い切りその実力を発揮できる、そして、互いに正々堂々競い合える日常が一日も早く取り戻せることも、社会全体で目指すべき一つの指標だと捉えております。

経験則のないこの難局の間、ＩＴで時代の先端を走る中華人民共和国では、「学校での授業はとまっても、学習はとめない」というスローガンを掲げ、学校休業中は自宅でのオンライン学習を推奨しておりました。今回の経験で、我が国でも、全ての子供たちにＩＣＴ活用やオンライン学習の環境を整える必要性を痛感いたしました。そのような中、現在、国が進めているＧＩＧＡスクール構想への取り組みによって、学校のＩＣＴ環境が整うことで、子供たちの家庭学習や学びの質に大きな変化が生まれるのではないかと大きく期待しております。長期間にわたりました学校休業も、本日から通常どおり教育活動を再開することとなり、この瞬間も、全ての学校で子供たちの元気な声が響き渡っていることを想像いたしますと、

大変うれしく、感慨深いものがございます。コロナの時代に生き、将来を担う子供たちにとって今回の経験が人生の糧となりますように、今後も温かく見守っていただきますよう、この場をおかりいたしまして、関係各位にお願い申し上げます。

市内小中学校施設を初め、各校区公民館・コミュニティセンター、スポーツ施設や図書館などにつきましては、国・県の方針も踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からこれまで利用を停止しておりましたが、５月11日から順次、条件つきではございますが施設の利用を開始いたしました。この間、市民の皆様には大変御不便をおかけいたしましたが、本市の対応に御理解と御協力を賜りましたことに、改めまして感謝を申し上げます。また、現在のところ延期しております公民館講座、人吉市勤労青少年ホーム講座や各種サークル、小学校社会体育等の開始時期につきましては、今後、状況を見ながら、一日でも早く再開できるよう努めてまいります。

社会教育関係でございますが、外国人にやさしいまちづくりの一助としまして、一般財団法人自治体国際化協会の多文化共生のまちづくり促進事業を活用し、本市に居住される外国人への支援として、生活と防災に関する便利帳の作成を行います。具体的には、本市の総合防災マップやゴミ出しルール読本について、英語、中国語、ベトナム語の３カ国語に対応した簡易版を作成するもので、本年度末の完成を予定しております。

人吉城跡関連でございますが、昨年４月末に損壊した御館跡北側の石垣の一部につきまして、修復のため、来年度までの２年間で損壊した石垣の解体及び調査を実施し、積み直しのための準備として記録作成を行います。その調査結果をもとに、令和４年度を目標に、石垣の積み直しを行い、復元を目指すこととしております。また、崩落防止対策のため現在通行を制限している市道五日町田町線沿いの石垣につきましても、子供たちの通学路として、また、ふだんから市民や来訪の皆様に御利用いただく場所として大変御不便をおかけしております。今後は、昨年度末に策定しました史跡人吉城跡整備基本計画に基づき、石垣の総合調査を行いながら、将来にわたる整備・活用を初め、危険箇所等についてもできる限り早期の復旧に向け努めてまいります。

教育文化事業関連でございますが、犬童球渓顕彰音楽祭、人吉球磨総合美展及び人吉球磨児童による童話発表大会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みと、参加者・来場者等の健康と安全を確保する観点から、それぞれの関係団体と協議を行ってまいりました結果、犬童球渓顕彰音楽祭は、屋外で行う碑前祭のみ、規模を縮小して実施することとし、人吉球磨総合美展及び童話発表大会につきましては、残念ながら中止としたところでございます。これまで、各事業に御参加、御協力をいただいてまいりました皆様には、大変恐縮に存じますが、来年度以降の再開に向け関係団体と協議を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和２年度は、第６次人吉市総合計画の初年度であり、行財政健全化計画が本格稼働する

年でもありますが、新型コロナウイルス感染症の防疫と社会・経済の回復という、緊急かつ重大な事態に直面し、全市、全庁的な事業の見直し等、既定路線の変更が必要となっております。社会全体が大きな変革を求められる中で、本市にとりましても、厳しくも、新しい時代に向き合う１年になると捉え、市民と市政を守り抜くため、不退転の決意を持って臨む覚悟です。新型コロナウイルス感染症収束後の世界がどう変わるのかと、世界中の識者が予測をしておりますが、この感染症の世界から生き延び、その後の世界に、新しい総合計画に掲げた、「新たな価値の創造に挑戦する都市」として、光を見出せる人吉市となるよう、市の全総力を挙げて目指してまいります。

引き続き、令和２年３月から５月までに行いました専決処分及び、提案しております予算案、条例案、案件議案について、概要を御説明いたします。

議第58号令和元年度人吉市一般会計補正予算（第８号）は、３月27日に専決処分いたしました補正予算につきまして、議会の承認を求めるものでございます。

主に、地方譲与税及び特別交付税などの交付決定によるもののほか、事業費の確定に伴う変更などでございます。歳入歳出からそれぞれ282万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ165億7,518万6,000円とするものでございます。

議第59号につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が、３月30日に公布、４月１日に施行されたことに伴い、３月30日に専決処分をいたしました人吉市介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、議会の承認を求めるものでございます。

改正の主な内容としましては、従来から行われてきた第１段階から第３段階までの第１号被保険者の保険料軽減について、令和２年度からの消費税率10％引き上げの満年度化に伴い、保険料軽減を完全実施するため、令和２年度以降の介護保険料を減額するものでございます。

議第60号から議第62号までの３件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、３月31日に公布、４月１日に施行されたことに伴い、３月31日に専決処分をいたしました条例の一部改正につきまして、議会の承認を求めるものでございます。

改正の主な内容としましては、議第60号人吉市税条例等の一部を改正する条例は、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題への対応、未婚のひとり親等に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し、固定資産税につきましては、課税標準の特例措置の見直し及び延長などでございます。

議第61号人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例は、先ほど御説明いたしました人吉市税条例等の一部を改正する条例と同様に、固定資産税に係る課税標準の特例措置の見直し及び延長などでございます。

議第62号人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の引き上げを行うものでございます。

議第63号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第１号）は、４月３日に専決処分いたしました補正予算につきまして、議会の承認を求めるものでございます。

主に新型コロナウイルス感染症対策事業で、貸付資金利子補給補助金や雇用支援補助金などでございます。

歳入歳出にそれぞれ1,369万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ159億413万3,000円とするものでございます。

議第64号令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）は、４月14日に専決処分いたしました補正予算につきまして、議会の承認を求めるものでございます。消費税修正申告に伴う補正でございまして、収益的収入及び支出のうち、支出の特別損失を1,136万4,000円増額し、支出予算総額を10億3,150万6,000円とするものでございます。

議第65号令和２年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）は、４月15日に専決処分いたしました補正予算につきまして、議会の承認を求めるものでございます。新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、臨時的かつ緊急的に傷病手当金の給付を行うものでございまして、歳入歳出にそれぞれ741万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億2,334万6,000円とするものでございます。

議第66号につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者または発熱等の症状があり感染症の感染が疑われる被保険者に傷病手当金を支給することに伴い、４月15日に専決処分をいたしました人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、議会の承認を求めるものでございます。

議第67号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第２号）は、４月22日に専決処分いたしました補正予算につきまして、議会の承認を求めるものでございます。主に新型コロナウイルス感染症対策事業で、小規模事業者持続化臨時給付金ほか財源確保のための事業費の変更などでございます。歳入歳出にそれぞれ1,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ159億1,913万3,000円とするものでございます。

議第68号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第３号）は、５月１日に専決処分いたしました補正予算につきまして、議会の承認を求めるものでございます。

主に特別定額給付金給付事業の事務費及び事業費ほか、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業などでございます。

歳入歳出にそれぞれ32億8,761万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ192億674万7,000円とするものでございます。

議第69号につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者または発熱等の症状があり感染症の感染が疑われる被保険者に傷病手当金を支給することに伴い、５月13日に専決処分をいたしました人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、議会の承認を求めるものでございます。

議第70号令和２年度人吉市一般会計補正予算案（第４号）は、歳入では繰越金及び地方債の追加を、歳出では新型コロナウイルス感染症対策事業で小規模事業者持続化臨時給付金の事業費の変更、及び、経済対策として宿泊支援事業ほか観光振興策などの追加補正を行うものでございます。

歳入歳出にそれぞれ2,910万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ192億3,584万7,000円とするものでございます。

議第71号令和２年度人吉市一般会計補正予算案（第５号）は、歳入では国・県支出金及び繰越金などの追加を、歳出では緊急性を勘案し、補助事業及び単独事業などの追加補正を行うものでございます。歳入歳出にそれぞれ１億8,481万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ194億2,065万8,000円とするものでございます。

議第72号人吉市における情報通信の技術の利用に関する条例の全部を改正する条例案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、条例の全部を改正するものでございます。

議第73号人吉市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案及び議第74号人吉市行政不服審査に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第75号人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、３月27日に公布、４月１日に施行されたことに伴い、補償基礎額の改定及び所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議第76号人吉市税条例の一部を改正する条例案は、地方税法等の一部を改正する法律が４月30日に公布及び施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容としましては、固定資産税につきまして、中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置を設けること、軽自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減に係る適用期限の延長などでございます。

議第77号人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例案は、先ほど御説明いたしました人吉市税条例の一部を改正する条例と同様に、固定資産税等の軽減措置を設けるため、条例の一部を改正するものでございます。

議第78号人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第79号人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案は、

人吉市における不妊治療に要する費用の助成に関する事務において、新たに一般不妊治療に要する費用の助成を追加することに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第９条第２項に基づき、利用する特定個人情報の追加を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議第80号人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の一部を改正する条例案は、貸付資金の償還に当たり、災害等のやむを得ない事由により償還期日までに貸付資金の償還が著しく困難となる場合に備えるため、新たに償還猶予の規定を設けることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第81号から議第90号までの人吉市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての10案件は、現在の農業委員会の委員の任期が本年７月19日に満了することに伴い、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、10人の農業委員会の委員を任命することにつきまして議会の同意を求めるものでございます。

諮第１号人権擁護委員の推薦につき意見を求める案件は、平成31年４月１日から３年間の任期で法務大臣から委嘱されていました西惠子氏につきまして、本年３月31日をもって退任されたことに伴い、後任として中山すみ子氏を推薦することにつきまして、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上、提案いたしております予算案、条例案、案件議案について、概要を御説明いたしましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩します。

午前10時58分　休憩

午前11時12分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（小澤洋之君）（登壇）　それでは、私のほうから今定例会提出議案についての補足説明をさせていただきます。

最初に、市議会におかれましては、今定例会におきまして新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた議会運営が申し合わせておられますことから、執行部におきましても簡潔かつ丁寧な説明に努めてまいりたいと存じます。御理解のほど、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、議第58号令和元年度人吉市一般会計補正予算（第８号）について補足説明をさせていただきます。

お手元の専第１号予算書の１ページをお願いいたします。第１条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により、第２条の繰越明許費の補正につきましては第２表繰越明許費補正により、それぞれ説明をいたします。

４ページをお願いいたします。第２表繰越明許費補正の追加でございますが、３款民生費、２項児童福祉費、放課後児童対策事業223万3,000円から、地域子育て支援拠点事業50万円までの４件は、いずれも放課後児童クラブや保育施設等における新型コロナウイルス感染症を防止するための事業でございまして、消毒液やマスクなどの物品が全国的に不足する中、契約納品等に至らず、年度内での事業完了が難しく、事業費に対する補助金を繰り越すものでございます。

次に、廃止でございますが、８款土木費、２項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業、人吉矢岳線974万円は、事業が年度内に竣工いたしましたことから廃止するものでございます。

次に、変更でございますが、８款土木費、２項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業、願成寺跨道橋2,529万8,000円から、11款災害復旧費、２項農林水産施設災害復旧費、現年発生補助、農業用施設災害復旧事業951万3,000円までの３件は、いずれも令和元年度事業費及び前金払い等の確定による変更でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。７ページをお願いいたします。一番上からでございます。２款地方譲与税、１項、１目、１節地方揮発油譲与税283万7,000円の減額補正から、少し飛びまして９ページの下までになりますが、11款、１項、１目、１節交通安全対策特別交付金25万9,000円の減額補正までは、いずれも３月交付額などの確定によるものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。14款国庫支出金、２項国庫補助金、２目民生費国庫補助金、２節児童福祉費補助金1,546万4,000円の増額補正は、保育施設等における新型コロナウイルス感染症対策に係る子ども・子育て支援交付金などの増でございます。

ページの下のほう、17款、１項寄附金、２目総務費寄附金、１節総務管理費寄附金1,752万1,000円の増額補正は、令和元年度古都人吉応援団寄附金の確定によるものでございます。

11ページをお願いいたします。18款繰入金、２項基金繰入金、４目、１節応援団基金繰入金1,007万円の増額補正は、ふるさと納税に係る事業費の確定に伴うものでございます。

次に、歳出でございます。12ページをお願いいたします。２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費3,124万6,000円の増額補正は、職員の退職による退職手当の増によるもののほか、ふるさと納税に係る事業費の確定によるものでございます。

13ページをお願いいたします。３款民生費、２項児童福祉費、１目児童福祉総務費1,733万円の増額補正は、19節負担金、補助及び交付金で放課後児童クラブや保育園等における新型コロナウイルス感染症対策に係る経費を補助するものでございます。その下の６款農林水産業費から、15ページの13款諸支出金までの補正は、いずれも事業費の確定によるものでございます。

16ページをお願いいたします。最後に、14款予備費を6,388万6,000円減額いたしておりま

す。

以上で、議第58号令和元年度人吉市一般会計補正予算（第８号）につきましての補足説明を終わります。

続きまして、議第63号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第１号）について補足説明をさせていただきます。

お手元の専第６号予算書の１ページをお願いいたします。第１条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により御説明をいたします。

６ページをお願いいたします。歳入でございます。15款国庫支出金、２項国庫補助金、２目民生費国庫補助金150万円の増額補正は、幼稚園型認定こども園等において実施する新型コロナウイルス感染症対策の費用に係る教育支援体制整備事業費交付金でございます。７目商工費国庫補助金419万円の増額補正は、消費の活性化、マイナンバーカードの普及促進、キャッシュレス決済基盤の構築を目的とするマイナポイント事業補助金の増でございます。19款繰入金に、財政調整基金繰入金800万円を増額補正いたしております。

次に、歳出でございますが、７ページをお願いいたします。３款民生費、２項児童福祉費、１目児童福祉総務費150万円の増額補正は、歳入の国庫補助金で御説明をいたしました幼稚園型認定こども園等において実施する新型コロナウイルス感染症対策の費用を、補助するものでございます。７款、１項商工費、１目商工総務費1,300万円の増額補正は、19節負担金、補助及び交付金、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者に対し、事業支援の観点から融資制度に係る利子の一部を補給するもの、及び、雇用支援の観点から助成金を支給するものでございます。２目商工業振興費369万円の増額補正は、本年９月から実施されますマイナポイント事業の準備に係る経費などでございます。３目観光費450万円の減額補正は、１目における新型コロナウイルス感染症経済対策を進めるため、予算の組み替えを行ったものでございます。

以上で、議第63号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第１号）についての補足説明を終わります。

続きまして、議第67号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第２号）について補足説明をさせていただきます。

お手元の専第10号予算書の１ページをお願いいたします。第１条の歳入歳出予算の補正につきまして、主なものを事項別明細書により御説明をいたします。

６ページをお願いいたします。まず、歳入でございます。19款繰入金、２項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金1,500万円の増額補正は、財政調整基金からの繰入金でございます。

次に、７ページをお願いいたします。歳出についてでございます。最初に、下段の７款、１項商工費、２目商工業振興費2,430万円の増額補正は、19節負担金、補助及び交付金の新型コロナウイルス感染症経済対策小規模事業者持続化臨時給付金で、２月下旬に熊本県で感

染者が発生した以降、厳しい経営環境にある小規模事業者の事業継続を下支えするとともに、国において実施される事業者に対する支援策のつなぎとして、売り上げが50％以上減少している事業者に対し10万円を給付するものでございます。そのほか、２款総務費から、８ページの９款消防費にかけまして減額をしております補正は、ただいま御説明をいたしました新型コロナウイルス感染症に係る経済対策を早急に実施するため、入札残や事業の見直しによる予算ですとか関係団体との協議を行い、御理解、了承を得た予算などにつきまして減額し、組み替えをさせていただいたものでございます。

以上で、議第67号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第２号）につきまして補足説明を終わります。

続きまして、議第68号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第３号）について補足説明をさせていただきます。

お手元の専第11号予算書の１ページをお願いいたします。第１条の歳入歳出予算の補正につきまして、主なものを事項別明細書により御説明をいたします。

６ページをお願いいたします。まず、歳入についてでございます。15款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金、１節総務管理費補助金32億1,231万4,000円の増額補正は、４月30日に、国の第１次補正として成立した新型コロナウイルス感染症対策事業で、特別定額給付金給付事業費補助金及び事務費補助金でございます。２目民生費国庫補助金、２節児童福祉費補助金5,030万円の増額補正は、同じく国の第１次補正によるもので、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金及び事務費補助金でございます。19款繰入金2,500万円の増額補正は、財政調整基金からの繰入金でございます。

次に、７ページをお願いいたします。歳出でございます。２款総務費、１項総務管理費、13目特別定額給付金給付事業費32億1,231万4,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、住民１人当たりに10万円を給付するものでございます。その下から８ページにかけまして、３款民生費、２項児童福祉費、１目児童福祉総務費5,030万円の増額補正は、同じく子育て世帯に対する新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、児童手当を受給する世帯に対し、対象児童１人につき１万円を給付する臨時特別給付金事業でございます。７款、１項商工費、２目商工業振興費2,500万円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症経済対策小規模事業者持続化臨時給付金について予算の不足が見込まれることから補正を行ったものでございます。

以上で、議第68号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第３号）につきまして補足説明を終わります。

次に、議第70号、議第71号の補足説明、それから報第１号、報第２号の報告をさせていただきます。

まず、議第70号令和２年度人吉市一般会計補正予算案（第４号）についての補足説明でご

ざいます。

お手元の予算書の１ページをお願いいたします。第１条の歳入歳出予算の補正につきましては事項別明細書により、第２条の地方債の補正につきましては第２表地方債補正により、それぞれ御説明いたします。

４ページをお願いいたします。第２表地方債補正につきましては、追加が１件でございます。石野公園施設整備改修事業債は、石野公園東側駐車場の修繕工事に対する起債でございまして、充当率75％の220万円を計上いたしております。

７ページをお願いいたします。歳入でございます。一番上からでございます。20款、１項、１目繰越金に前年度繰越金2,690万円を増額補正いたしております。その下の22款市債につきましては、第２表地方債補正にて御説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

８ページをお願いいたします。次に、歳出でございます。７款、１項商工費、２目商工業振興費110万円の増額補正は、19節負担金、補助及び交付金、新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者持続化臨時給付金の事業費の確定によるものでございます。３目観光費2,500万円の増額補正は、本市における新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として宿泊支援事業ほか２つの事業を一体的に進め、今後、国が取り組みます「Ｇｏ　Ｔｏキャンペーン」につなげることで本市の経済活性化に資することを目的に実施するものでございます。８款土木費、４項都市計画費、２目公園管理費300万円の増額補正は、石野公園東側駐車場の路面の一部に陥没が見られることから、修繕工事を行うものでございます。

以上で、議第70号令和２年度人吉市一般会計補正予算案（第４号）についての補足説明を終わります。

続きまして、議第71号令和２年度人吉市一般会計補正予算案（第５号）についての補足説明でございます。

お手元の予算書の１ページをお願いいたします。第１条の歳入歳出予算の補正につきましては事項別明細書により、第２条の地方債の補正につきましては第２表地方債補正により、それぞれ御説明をいたします。

４ページをお願いいたします。第２表地方債補正につきましては、追加が３件、変更が１件でございます。まず、追加でございますが、道路メンテナンス事業債は、七地跨道橋補修工事に対する起債でございまして、充当率90％の1,600万円を計上しております。史跡人吉城跡保存整備事業債は、史跡人吉城跡の保存修理に対する起債でございまして、充当率90％の550万円を計上しております。史跡大村横穴群保存修理事業債は、大村横穴群西群の保存修理に対する起債でございまして、充当率90％の260万円を計上しております。

次に、その下の変更でございますが、社会資本整備総合交付金事業債は、工事費等の追加に伴い、限度額を変更するものでございます。

７ページをお願いいたします。歳入でございます。一番上からでございます。２款地方譲

与税、４項、１目森林環境譲与税1,945万7,000円の増額補正は、令和２年度配分予定の森林環境譲与税でございます。その下、15款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金、１節総務管理費補助金1,901万1,000円の増額補正は、地方創生推進交付金の交付決定によるもののほか、個人番号カード交付を推進するための事業に対するものでございます。４目土木費国庫補助金、２節道路橋梁費補助金2,798万円の増額補正は、社会資本整備総合交付金、道路メンテナンス事業補助金の内示によるものでございます。５目教育費国庫補助金、４節社会教育費補助金1,152万6,000円の増額補正は、史跡人吉城跡保存整備、大村横穴群保存修理に係る補助金の内示によるものでございます。その下、同じく５節学校給食センター費補助金66万4,000円の増額補正は、新型コロナウイルスにより学校が休校になったことで発生をいたしました学校給食の食材のキャンセルの費用の一部を、国が補助するものでございます。

８ページをお願いいたします。16款県支出金、２項県補助金、４目農林水産業費県補助金、１節農業費補助金825万4,000円の増額補正は、中山間農業モデル地区支援事業費補助金などでございます。同じく２節林業費補助金、市町村営林道点検診断・保全整備事業補助金70万円の増額補正は、既設の林道における橋梁について、個別施設計画を策定するための点検診断に対するものでございます。７目教育費県補助金、３節社会教育費補助金31万円の増額補正は、史跡人吉城跡保存整備事業費補助金などでございます。17款財産収入、２項財産売払収入、１目不動産売払収入3,250万円の増額補正は、市有林における立木売払収入でございます。

その下から９ページにかけてになりますが、20款繰越金に前年度繰越金3,000万円を増額補正いたしております。その下でございます。21款諸収入、４項、２目雑入、１節総務費雑入240万円の増額補正は、一般財団法人自治総合センターの令和２年度コミュニティ助成事業において、下青井町公民館備品整備に対する補助が採択されたことによるものでございます。同じく、６節商工費雑入110万9,000円の増額補正は、人吉球磨観光地域づくりを推進するための財源として、人吉球磨広域行政組合からのふるさと圏域基金の配分金でございます。９節教育費雑入150万円の増額補正は、一般財団法人自治体国際化協会における多文化共生のまちづくり促進事業の助成決定によるものでございます。

一番下でございます。22款市債につきましては、第２表地方債補正にて御説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

次に、10ページをお願いいたします。歳出でございます。１款、１項、１目議会費719万8,000円の減額補正は、３月市議会定例会におきまして議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例等が成立しましたことから、議員報酬、議員期末手当、並びに普通旅費、政務活動費を減額するものでございます。２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費1,119万1,000円の増額補正は、４月１日付で就任いたしました副市長の給与等の増、及

び人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の施行による特別職の給与等の減、並びに、歳入でも御説明をいたしました19節負担金、補助及び交付金のコミュニティ助成事業補助金の増などでございます。

11ページをお願いいたします。３項、１目戸籍住民基本台帳費1,060万3,000円の増額補正は、個人番号カードの交付促進に係る経費のほか、戸籍関係のシステム改修委託料の増でございます。

12ページをお願いいたします。６款農林水産業費、１項農業費、１目農業委員会費106万3,000円の増額補正は、１節報酬、農業委員会委員報酬、18節備品購入費の作業服購入など、農業委員会委員の改選に伴う費用等でございます。一番下でございます。３目農業振興費803万円の増額補正は、19節負担金、補助及び交付金の大畑麓地区に対する中山間農業モデル地区支援事業補助金などでございます。

13ページをお願いいたします。２項林業費、２目林業振興費3,918万6,000円の増額補正は、森林環境譲与税を活用した森林環境整備などの経費でございます。７款、１項商工費、３目観光費1,081万8,000円の増額補正は、19節負担金、補助及び交付金で、人吉球磨が一体となった観光地域づくり事業について、今年度から地方創生推進交付金の事業として採択されましたことから、その関連事業費を人吉球磨観光地域づくり協議会に支出するもののほか、日本遺産人吉球磨構成文化財であるおくんち祭りを活用し地域活性化と観光振興を図るため、補助を行うものなどでございます。

14ページをお願いいたします。中ほどでございますが、８款土木費、２項道路橋梁費、２目道路維持費50万円の増額補正から、５目橋梁新設改良費864万7,000円の増額補正までは、主に社会資本整備総合交付金事業、道路メンテナンス事業の内示増に伴うものでございます。

15ページをお願いいたします。中ほどの、10款教育費、４項社会教育費、１目社会教育総務費150万3,000円の増額補正は、歳入でも御説明をいたしました一般財団法人自治体国際化協会の多文化共生のまちづくり促進事業を活用し、市内在住の外国人の方々に対し暮らしの情報をまとめた多言語の便利帳を作成するものでございます。

その下から16ページにかけてでございますが、５目文化財保護費2,418万7,000円の増額補正は、史跡人吉城跡における石垣修理工事のほか、大村横穴群西群の保存修理に要する事業費などでございます。その下になりますが、６項、１目学校給食センター運営費848万7,000円の増額補正は、18節備品購入費、学校給食配送車の購入、及び、22節補償、補填及び賠償金の新型コロナウイルスにより学校が休校になったことで発生をいたしました学校給食食材のキャンセル費用でございます。

17ページをお願いいたします。13款諸支出金、２項基金費、10目人吉市森林環境整備基金費1,097万1,000円の増額補正は、令和２年度森林環境譲与税の交付額の一部を基金に積み立てるものでございます。

最後に、14款、１項、１目予備費を５万6,000円減額補正をいたしております。

以上で議第71号令和２年度人吉市一般会計補正予算案（第５号）についての補足説明を終わります。

引き続き、報告案件でございます。報第１号令和元年度人吉市一般会計継続費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第145条第１項の規定に基づき御報告をいたします。

恐れ入ります。議案書の74ページをお願いいたします。２款総務費、１項総務管理費、市庁舎建設事業は、翌年度逓次繰越額が３億7,512万5,000円でございます。その財源内訳でございますが、表の右側をごらんいただきまして、繰越金、いわゆる一般財源でございますが232万5,000円、特定財源といたしまして、地方債が一般単独災害復旧事業債の３億7,280万円となっております。

次に、報第２号令和元年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第２項の規定に基づき御報告をいたします。

議案書の76ページ、それから77ページでございます。まず、議案書の76ページをお願いいたします。３款民生費、２項児童福祉費が、放課後児童対策事業、保育所事務、病児・病後児保育事業、地域子育て支援拠点事業の４件。６款農林水産業費、１項農業費が、ＡＳＦ侵入防止緊急支援事業補助金の１件。７款商工費、１項商工費が、まち・ひと・しごと総合交流館施設改修整備事業の１件。８款土木費、２項道路橋梁費が、地方道路等整備事業青井西間線用地取得費、同じく社会資本整備総合交付金事業瓦屋川村線、同じく社会資本整備総合交付金事業戸越永葉線、同じく社会資本整備総合交付金事業大塚桑木津留線、同じく人吉・球磨スマートインターチェンジ整備事業、同じく社会資本整備総合交付金事業願成寺跨道橋の６件。４項都市計画費が、公共施設等適正管理推進事業下新町公園外防護柵改築事業、社会資本整備総合交付金事業願成寺公園トイレ等改築事業、社会資本整備総合交付金事業下林願成寺線、地方道路等整備事業下林願成寺線用地取得費の４件。

議案書は77ページになりますが、11款災害復旧費、２項農林水産施設災害復旧費が、現年発生補助農業用施設災害復旧事業の１件。３項公共土木施設災害復旧費が、現年発生補助道路橋梁災害復旧事業、現年発生補助公園施設災害復旧事業の２件となっておりまして、合計19件の繰越計算書でございます。また、翌年度繰越額の合計額は、議案書77ページの表の一番下の欄――計のところでございます――の左から２番目になりますが、３億7,997万1,000円でございます。

次に、その財源内訳でございますが、翌年度繰越額の右隣から既収入特定財源、未収入特定財源の国庫支出金、県支出金、地方債、その他、最後に一般財源となっておりまして、議案書77ページの一番下の欄の計のところが合計額となっております。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○経済部長（廣田五浩君）（登壇）　議員の皆様、こんにちは。それでは、私から報第３号球磨川くだり株式会社の経営状況につきまして、お手元に配付いたしております別の冊子で御報告をさせていただきます。

球磨川くだり株式会社は、平成31年１月に、株式会社シークルーズと業務提携を締結いたしまして、新たな体制で、事業再生計画に基づき課題解決に向け取り組み、業務の効率化や大型船の導入などで業務改善の兆しが見えてきたところでございました。しかしながら、令和２年２月からのコロナウイルス感染拡大により、４月６日から土日のみの運行、また、熊本県の緊急事態宣言により完全に運休を余儀なくされ、大変厳しい経営状況となっております。

それでは、お手元の資料によりまして、要点を中心に御説明させていただきます。

１ページをお願いいたします。第58期決算報告書でございまして、事業期間は平成31年３月１日から令和２年２月29日まででございます。

２ページをお願いいたします。事業概況でございますが、球磨川くだり株式会社は、川下りの遊覧船事業を中心に、ラフティングや売店等のその他事業の２部門の事業を推進してまいりました。第58期決算につきましては、1,000円単位で御報告を申し上げます。

当期の売上高は8,871万2,000円となり、108万8,000円の増加となりました。主な要因は、企業イメージの刷新、予約受入態勢と運行スケジュールの見直し、ＩＴ活用の効率化、営業力の強化などの取り組みにより乗船客数が2,590人増加し、川下り売上高が352万9,000円増加したことによるものでございます。

一方で、売上原価、販管費は、乗客数増加による船頭賃金の増加と、社員手当を一部売上原価に変更したことにより、前期比でそれぞれ596万5,000円の増加、838万9,000円の減少となりました。結果としまして、営業利益は売り上げが増加したものの、303万2,000円の減少となり、前期比351万1,000円の増加となりました。経常利益は157万円の赤字、構造改革費用993万6,000円を特別損失として計上したことで、当期純利益は1,184万6,000円の赤字となっております。

３ページをお願いいたします。次に、遊覧船事業でございますが、当期は、川下り乗船客の目標を３万6,000人とし、船頭16名、稼働船舶７隻での運行をされております。平成27年度から運行しておりますミドルコースを清流コースと名称を変更し、運行時刻も統一化を図り、子供料金の改定、最小運行人数を２名にする、また、冬場はこたつ船中心であったものを乗合も運行するなど、新たな顧客の獲得に力を入れておられ、ＩＴ活用でも、オンライン予約やホームページ、パンフレット刷新などを行い、12月から２月の比較では、過去10年間で一番の実績を挙げてこられたところです。しかしながら、７月から９月期におけるたび重なる豪雨、台風などの天候不良による欠航、それと２月期のコロナ禍による多数のキャンセルの影響で、乗船客は２万6,971人にとどまっております。

ラフティング事業につきましては、集客目標を1,877人と定め、活動を行われましたが、実績としましては利用者1,057人、収入で653万6,000円と、昨年の実績を上回りました。

その他事業でございますが、売店物品販売につきましては、川下り乗船客数は増加したものの、売り上げ401万8,000円という結果になりました。

また、冬場の閑散期における収入確保策である美化請負事業につきましては、当期は例年規模の受注がございました。実績としましては1,600万4,000円という結果となりました。

４ページをお願いいたします。球磨川くだり株式会社の貸借対照表でございまして、下段となります資産合計、負債・純資産合計ともに１億4,616万3,933円となっております。

５ページをお願いいたします。損益計算書でございます。まず、営業損益につきましては、純売上高合計が8,871万2,331円で、売上原価と販売管理費を差し引いた営業損失が303万2,105円でございます。これに営業外損益を含めた経常損失が157万925円となっております。本年度は、特別損失といたしまして構造改革費用を計上されております。これは、事業構造の改善に関連して発生する費用または損失のうち、引当金の要件を満たすものについて計上したもので、新型船などの投資的経費、既存船のリニューアル、社員の処遇改善に要した経費などを計上し、当期純損失としましては、下段の1,184万6,003円となっております。

６ページ、７ページをお願いいたします。ここで、本来であれば第59期事業計画書についてお示しすべきところでございますが、今回、会社から計画書の提出があっておりません。このたびの新型コロナウイルス感染症による影響は全世界の経済に波及しておりまして、球磨川くだり株式会社にとりましても未曾有の存続の危機をもたらしております。球磨川くだり予約客のキャンセルが、６月までで約2,500名、ラフティング利用の教育旅行におきましても、実施時期の延期などで約650名のキャンセルが発生し、利用客の状況も、３月、４月と日を追うごとに減少を続け、４月６日より休業を余儀なくされました。５月23日から、土日のみの再開運行をされておりますが、外国人旅行客、国内旅行者、いずれも新規予約がとまった状態が続いており、回復に至るまで長期間を要するという悲観的な予測も出ております。

そういった中で、秋以降のシーズンで、一部明るい兆しが見えてきてはおりますが、このような不測の状態におきましては、球磨川くだり乗船客、ラフティング利用者の来期目標を設定することは非常に厳しい状況にございまして、取締役会及び株主総会においても報告をされておりません。

会社としましても、行政等からの支援策や特別措置を最大限活用しながら、経費削減の実行、営業活動の再開及び、新しい日常においてお客様に選んでいただける受入態勢と、サービスの提供に努めてまいられるとのことでございます。

全世界規模の経済悪化の中、球磨川くだり株式会社におきましても、さらなる経営悪化に陥ることを憂慮されております。未曾有の危機的状態ではございますが、会社としてあらゆ

る手段を講じ、役員並びに従業員一同一丸となって、このコロナ禍における存続の危機を乗り越えてまいりたいとのことでございます。本市といたしましても、できる限りの支援、協力を行ってまいりたいと存じます。

なお、先ほども申し上げましたとおり、今回御提示できませんでした来期目標に加え、損益計画書につきましては、会社にて十分な協議を行った上で提出されるとのことですので、報告準備が整いましたら、議会においてお示しさせていただきたいと存じます。

議員の皆様におかれましては、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、球磨川くだり株式会社の経営状況につきまして御報告といたします。

日程第15　議第70号

○議長（西　信八郎君）　ここで、さきに議会運営委員長から報告がありましたとおり、日程第15、議第70号につきましては委員会付託を省略し、直ちに審議、採決をいたします。

本件について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

本件について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　御異議なしと認めます。

よって、議第70号は、原案可決確定いたしました。

○議長（西　信八郎君）　以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時55分　散会

令和２年６月第３回人吉市議会定例会会議録（第２号）

令和２年６月９日　火曜日

１．議事日程第２号

令和２年６月９日　午前10時　開議

日程第１　議第58号　専決処分の承認を求めることについて（令和元年度人吉市一般会計補正予算（第８号））

日程第２　議第59号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市介護保険条例の一部を改正する条例）

日程第３　議第60号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例等の一部を改正する条例）

日程第４　議第61号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）

日程第５　議第62号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第６　議第63号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第１号））

日程第７　議第64号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号））

日程第８　議第65号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号））

日程第９　議第66号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

日程第10　議第67号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第２号））

日程第11　議第68号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第３号））

日程第12　議第69号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）

日程第13　議第71号　令和２年度人吉市一般会計補正予算（第５号）

日程第14　議第72号　人吉市における情報通信の技術の利用に関する条例の全部を改正する条例の制定について

日程第15　議第73号　人吉市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16　議第74号　人吉市行政不服審査に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17　議第75号　人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18　議第76号　人吉市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19　議第77号　人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20　議第78号　人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第21　議第79号　人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第22　議第80号　人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

日程第23　議第81号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第24　議第82号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第25　議第83号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第26　議第84号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第27　議第85号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第28　議第86号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第29　議第87号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第30　議第88号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第31　議第89号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第32　議第90号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第33　諾第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第34　報第１号　令和元年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について

日程第35　報第２号　令和元年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第36　報第３号　球磨川くだり株式会社の経営状況について（第58期決算報告書及び第59期事業計画書）

日程第37　一般質問

１．田　中　　哲　君

２．豊　永　貞　夫　君

３．福　屋　法　晴　君

４．徳　川　禎　郁　君

５．本　村　令　斗　君

２．本日の会議に付した事件

・追加日程

議第91号　令和２年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

議第92号　令和２年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第１号）

・議事日程のとおり

３．出席議員（18名）

１番	松村　太　君
２番	徳川　禎郁　君
３番	池田　芳隆　君
４番	牛塚　孝浩　君
５番	西　洋子　君
６番	宮原　将志　君
７番	塩見　寿子　君
８番	高瀬　堅一　君
９番	宮﨑　保　君
10番	平田　清吉　君
11番	犬童　利夫　君
12番	井上　光浩　君
13番	豊永　貞夫　君
14番	福屋　法晴　君
15番	本村　令斗　君
16番	田中　哲　君
17番	大塚　則男　君
18番	西　信八郎　君

欠席議員　なし

４．説明のため出席した者の職氏名

市長	松岡　隼人　君
副市長	迫田　浩二　君
教育長	末次　美代　君
総務部長	小澤　洋之　君
企画政策部長	小林　敏郎　君

市民部長	丸本　縁君
健康福祉部長	告吉　眞二郎君
経済部長	廣田　五浩君
建設部長	瀬上　雅暁君
企画政策部次長	渕上　聖也君
総務課長	森下　弘章君
財政課長	永田　勝巳君
水道局長	久本　禎二君
教育部長	椎屋　彰君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	山本　繁美君
次長	桒原　亨君
庶務係長	平山　真理子君
書記	青木　康徳君

午前10時　開議

○議長（西　信八郎君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、さきに決定しましたとおり、質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程の追加について

○議長（西　信八郎君）　ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

一般質問前に議第91号人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）並びに議第92号人吉市介護保険特別会計補正予算（第１号）を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認め、議第91号並びに議第92号を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程　議第91号及び議第92号

○議長（西　信八郎君）　執行部へ提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇）　皆様、おはようございます。

ただいま追加提案をしました議案につきまして概要を御説明いたします。

議第91号令和２年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第１号）は、後期高齢者医療保険料の償還金に係る補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ77万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ５億6,358万円とするものです。

議第92号令和２年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第１号）は、介護保険料の償還金に係る補正でございまして、歳出の諸支出金に98万3,000円を追加し、予備費を同額減額補正しております。そのため歳入歳出予算の総額については変更ございません。

以上が追加提案をしました予算案の概要でございます。議員各位におかれましては慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西　信八郎君）　ただいま執行部の説明がありましたが、この２件につきましては、議案質疑はあさって11日の一般質問終了後に行いますので、よろしくお願いいたします。

質疑を含めた一般質問

○議長（西　信八郎君）　それでは、質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、16番」と

呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）（登壇）　皆さん、おはようございます。16番議員の田中哲でございます。

今回の一般質問は、消防組合本部の合併問題と防災関係よりについての２項目について通告しております。なお、防災関係の２つ目の要旨については、神奈川県逗子市崩落を受けての質問の流れの中で取り上げていくことを議長の許可を得ておりますので、要旨の欄の土砂災害危険地域について削除したいと思います。

最初に、消防本部の合併問題についてでありますが、今回取り上げます消防組合の合併問題は、人吉下球磨と上球磨の消防本部の合併についてであります。私は平成24年12月議会で、当時議論されていました消防広域化、八代、水俣芦北、人吉下球磨、上球磨の４つの消防本部で城南ブロックを構成するという消防広域化について取り上げた経緯がございます。しかしながら、平成21年５月に設立されました八代、水俣芦北、人吉下球磨、上球磨の消防本部で協議する城南ブロック消防広域化協議会が、平成24年の10月に解散した経緯があります。当時、田中前市長は解散に至った検証を行うと答弁されておりました。そこでどのように検証されたのかについてお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　議員の皆様、おはようございます。御質問にお答えをいたします。

消防の広域化についてでございますが、まず人口30万人規模の広域化を目指しまして、天草地域を除く熊本県下３ブロックに分割し、広域化に関する協議がなされております。人吉市を含む城南ブロックにつきましては、平成21年に城南ブロック消防広域化協議会を設置いたしまして、平成24年10月まで10回の協議会が開催をされてきたところでございます。広域化目前となりました平成24年８月の第９回協議会におきまして、複数の自治体が協議会からの離脱を表明され、その後、協議を行いましたが合意形成には至らず解散に至っております。

その後の検証結果につきましては、主催者である熊本県が取りまとめておりますけれども、関係首長、議会の合意形成が一本化できなかったということが大きな要因とされているところでございます。

また、人吉下球磨消防組合管内におきましても、人吉球磨を一本化することが先決ではないかといったような意見が出ているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　当時、消防広域化を行った消防本部もあると聞いております。そこで、消防広域化をして見えてきたメリット、あるいは克服すべき課題とは何かをお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えをいたします。

平成26年４月１日から益城町と西原村で構成をされておりました、旧高遊原南消防本部が熊本市消防局へ事務委託する形で広域化を実現をしております。県の資料によりますと、メリットといたしまして火災時の初動部隊をふやすことで初動体制の増強が図られた。現場到着時間の短縮、災害規模に応じた部隊の追加投入が可能になったことなど、現場活動での利点のほか、通信指令時間の短縮ですとか人員の適正配置、コスト削減などが上げられております。実際に熊本地震の際にも、それまで配備のなかった車両の使用ですとか、部隊増強などにより、連続する災害にも円滑に対応することができたという声も上がっているようでございます。

課題といたしましては、委託、受託の関係にありますことから、立場は対等でも受託側の立場がどうしても強くなり、委託元の意見が反映されにくくなるのではないかという不安感もあっておりましたけれども、事務委託の適正管理などにつきまして、定期的に協議を行う運営協議会を設置をされまして、適正管理に努めているということを伺っております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　当時、田中前市長は、城南ブロック消防広域化協議会解散後も人吉市は八代市と２つの消防本部になっても合併には賛成していくと、合併後のメリットも語っておられました。しかし、なぜか一番身近なこの上球磨消防組合本部と人吉下球磨消防組合本部の２つの消防組合の合併に対しては、県のシミュレーションもなかったことや、規模や財政面の違いを述べられ、人吉下球磨消防組合本部、６市町村会の管理者会で２つの消防本部の合併はしないとの結論に至ったと述べられていました。しかしながら、当時、上球磨消防組合の正副組合長会から上球磨消防組合と人吉下球磨消防組合との話し合いが一度もなかった。また、町村長や正副議長会からは、今後話し合いも必要であるとの意見があったと、当時の新聞で報道されております。そこで、その後、県からの合併のアプローチ、もしくは消防組合管理者同士、町村長や正副議長会、もしくは町村議会から何らかのアプローチがあってるのかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えをいたします。

城南ブロック協議会の解散後、平成25年７月から、熊本県を中心にいたしまして人吉球磨地域消防力強化検討委員会が設置をされまして、組織統合に限定せず消防力強化策に関しまして、人吉下球磨消防組合と上球磨消防組合、それから10市町村による協議、検討がなされてきております。具体的には、救急業務の相互応援協定について検討がなされましたが、場合によっては到着時間がおくれたり、人員や車両などの増強を図らなければ管内の救急体制の低下を招く可能性もあるという、そういった意見もございまして、合意形成には至っていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　次に、熊本県が計画しております１本部体制についてお尋ねいたします。

まず、１本部体制の目的、運営主体、組織等についてお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えをいたします。

まず、お尋ねの目的についてでございますけれども、小規模な消防本部においては限られた職員数による出動態勢、車両、資機材など適正な活動に限界があること。また財政的な運営面、さらには大規模化、激甚化する災害への対応や、救急需要の増大など数多くの課題がございます。広域化をすることでスケールメリットを生かし、現場要員の増強や専任化、設備等の高度化など質の高い消防サービスを提供できる体制の確立を図ることを目的としているところでございます。現在、熊本県におきましては、県内各消防本部や関係市町村の実務者レベルによる協議をことし４月から開始をしているということでございます。現状では、消防指令センターの共同運用について協議がなされておりまして、今後、組合方式や事務委託方式など運営方法などにつきましても総合的に協議を予定されているということで伺っております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　私には１本部体制のイメージがあまり浮かばないわけでありますが、さきの消防広域化と違い、ほかの都道府県で取り入れているところ、あるいは課題としてどういうものがあるのかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

県内４ブロックの協議が終了しました後、県が行った調査によりますと、県下１本部体制のほか隣接消防本部との広域化など、差異はございましたけれども、消防力強化のため広域化が望ましいという認識で一致をいたしておりました。その後、熊本県におきましては、消防力強化検討委員会による協議を踏まえ、県下１本部体制での広域化を視野に、まずは通信指令の共同運用について協議を始められているところでございます。

また、他都道府県の状況でございますが、東京都と奈良県が広域消防として運用しておりますけれども、１本部体制では現状ではございません。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　さきの消防広域化の検証もなかなか進まない中での１本部体制の話と思いますが、市町村や消防組合等にはどの程度まで県から話があってるのかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えをいたします。

まず、これまでの進捗状況でございますけれども、県・市町村代表、それから消防本部等の実務者レベルで構成をされます連携協力推進検討会がことし４月に設置をされているというところでございます。人吉下球磨消防組合管内におきましては、山江村総務課、それから消防本部警防課から検討会メンバーとして選出をされているという状況でございます。新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、４月と６月にテレビ会議による検討会を開催をされたということで伺っております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　では、次に松岡市長のイニシアチブということでお尋ねいたします。

松岡市長は人吉下球磨消防組合本部の管理者を現在退いておられますが、現在の立場はどうなってるのか。市民から見て非常にわかりづらい。どういう理由で管理者を退いておられるのか。人吉市議会にも説明がなかったように思いますが、人吉市民への説明責任について松岡市長はどう思っておられるのかをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

現在の私の人吉下球磨消防組合での立場ということですが、現在は代表副管理者という職に就かせていただいております。人吉下球磨消防組合規約に基づき、選任につきましては構成市町村長による互選となっております。管理者を退くというふうにおっしゃったところですが、初任ということもあり、経験豊富で消防行政に精通されている山江村長を皆さんで選任されたという結果でございます。消防・防災は、特に重要な事項として私自身も捉えており、これまでも管理者会議におきましては、是は是、非は非として発言をしておりますし、今後も信念に基づき、そうさせていただく所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　今、松岡市長の答弁で、いわゆる人吉下球磨消防組合本部の中で多数の住民を抱え、大きな負担金を負担しているのも人吉市でございます。それの市民への説明責任をお尋ねしているところでございます。再度、答弁をお願いいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

先ほど管理者の選ばれた経緯についてはお話をさせていただいたところでございます。わかりにくいというようなことでしたら、機会を捉えてしっかりと説明してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　市長の説明は、やはり歴代の人吉市長が管理者を務められてきた。その責任の重さということもございます。きょうは申しませんが、やっぱり機会を捉えて、市

民にはっきり説明する必要があるということをつけ加えておきます。

では次にまいります。以前に今の状態が続くなら、市民から見ると消防組合の管理者の立場を軽んじてるようにも感じられます。管理者に戻り人吉下球磨消防組合のイニシアチブを取っていかれる考えはないのかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

人吉市長が管理者ではないという現在の状況をもって、決してその立場や職責を軽んじているという認識はございません。管理者会議は合議制を取っておりますので、これまでの管理者会議におきましても代表副管理者として、また人吉市の代表として揺るぎない信念と責任を持って方針の決定などに携わってきております。管理者という立場につきましては、そのような機会があればお受けする意思はあるというふうにお答えをさせていただきます。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　では次にまいります。次に、２つの消防組合本部、人吉下球磨、上球磨消防本部の合併に向けてということでお尋ねいたします。

私は、消防広域化の話があった平成24年度の当時と社会情勢、住民意識も大分変わってきていると思っております。また、人口減少、生活圏の一体化、経済的理由、消防の機動性等を考えたときに、２つの消防組合本部の合併を考える時期に来ていると考えますが、このことについてお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えをいたします。

令和元年９月に策定をされました熊本県消防力強化推進計画におきまして、県下１本部体制を目指す形として示されておりますが、その過渡的な体制として近隣消防本部等との広域化の機運が高まり、方針が具体化をすれば広域化重点地域として指定されることとなります。広域化重点地域として指定をされますと、消防防災施設等の整備などに伴う国庫補助金の優先配分などが受けられることとなります。上球磨消防組合との合併につきましては、これまでも人吉球磨は地理的にも、また歴史的にも一体であるというふうに考えております。過去にも上球磨消防組合との救急業務の応援協定につきまして検討がなされておりますが、合併を含め総合的に検討をしていく時期ではあるというふうに認識をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　ちょっと聞き逃したんですけど、済みません、ただいま下球磨消防組合の本部の現状はどうなってるか。先ほどちらっと市長から副管理者になっておられるということでございましたが、そのことについてお尋ねいたします。そして、現在までどのような方が管理者を務められてきたのかもお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えをいたします。

まず消防本部の管理者につきまして、規約上のまず位置づけでございますけれども、消防組合の執行機関といたしまして、人吉下球磨消防組合規約第８条に規定がございます。構成市町村長から管理者を１名、管理者以外の市町村長が副管理者を務めるということとなっておりまして、さらに副管理者の中から１名を代表副管理者として置くということになっております。今現在、人吉市長は代表副管理者として就任をしているというところでございます。人吉下球磨消防組合に確認しましたところ、昭和49年４月に組合が発足しておりますけれども、平成27年の４月まで管理者は人吉市長が務めてきております。先ほど市長の答弁にありましたように、平成27年の５月からは内山山江村長が互選により管理者へ就任をされているという状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　もし２つの消防本部が合併すると考えた場合、その場合の課題は何かということでお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えをいたします。

合併する際の課題でございますけれども、平成26年から救急業務の応援協定に関し検討がなされておりましたけれども、その際は、両消防組合の境界付近への実際の所要時間を実測しましたところ、通信体制を改修しなければ現状よりも２分程度遅くなるという可能性があるという結果になったところでございます。また、合併に際しましては、市民の皆様、また市議会を初め消防組合議会の皆様への説明、御理解が非常に重要であるというふうに考えておるところでございます。また、合併協議会への設置など人的、時間的な課題というものも想定をされております。さらには、合併につきましては、当然ながら人吉市のみでなく全ての市町村の議会を含めた合意形成が必要となっております。関係首長の皆様の考えもあるというふうに思っておりますので、今後十分な検討が求められるというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　次に、２つの消防組合が合併した場合、できるなら現在、人吉市と球磨郡の10市町村で構成している人吉球磨広域行政組合に消防を移行することができたら、財政面を含めたいろいろなメリットがあるのではなかろうかなと思います。考えるにまずは２つの消防組合の議会が要らない。それに伴い事務系消防職員の削減、施設や設備等の高度化への対応等のメリットがあろうかと思います。

一方、人吉球磨広域行政組合でも、最近、老人介護の事業縮小等が行われております。そこで、まず消防組合をほかの組合と統合して運営している組合があるのかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えをいたします。

県内の状況でございますが、県内12消防本部のうち消防救急業務を取り扱う一部事務組合は、人吉下球磨、上球磨、上益城、八代、阿蘇、有明、水俣芦北の７つというふうになっております。そのうち消防救急業務以外も行っている一部事務組合は、阿蘇広域行政事務組合、有明広域行政事務組合、水俣芦北広域行政事務組合の３つというふうになっております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　２つの消防組合を人吉球磨広域行政組合に移行すると仮定して、現在、考えられる課題、問題とは何かということでお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えをいたします。

現在考え得る課題でございますけれども、まずは人吉下球磨消防組合と上球磨消防組合が一本化するということが前提となりますので、管内全ての議会、首長を含めた合意形成が必要であるということでございます。また、広域行政組合の中に消防本部が入ることで、組合内での組織系統の明確化というのも求められるというふうに考えております。

複数の県内の一部事務組合に伺いましたところ、消防救急とほかの業務を統合する際、職員給与ですとか議員定数、負担金の取り決め等に関する協議に時間を要したというふうな回答をいただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　上球磨消防組合本部と人吉下球磨消防組合本部、２つの消防を人吉球磨広域行政組合に移行することについて、松岡市長はどのように考えられますか。お尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

人吉下球磨消防組合と上球磨消防組合の合併、広域化につきましては、そのような流れに向かうであろうと認識しているところでございます。現在、熊本県におきましても、県下１本部体制を将来目指すべき姿と位置づけておりますし、通信指令の共同運用につきましては、既に検討段階に入っていると伺っております。

また、熊本県消防力強化推進計画におきましても、過渡的な体制として、例えば、隣接する消防本部同士の広域化が進めば、広域化重点地域として指定されるというメリットもございます。しかしながら、広域行政組合への移行につきましては、これまでの経緯もございますし、関係町村との合意形成がまずは先決でございますので、慎重に検討させていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　次に、この２つの消防組合本部の合併問題と移行問題は、現在、人吉

球磨の10市町村が直面する人口減少問題、ひっ迫する財政問題等を勘案すると、大変重要なことであろうと感じております。その必要性も感じております。また、球磨郡の議会議員にも同じく認識を持ってる議員もおられます。松岡市長、既存に甘んじるばかりでなく、そしてまた惰性に流されるばかりでなく、この問題にイニシアチブを取っていくのは松岡市長であろうと思います。そこで、この２つの消防組合の合併と、消防組合の人吉球磨広域行政組合移行に向けての準備段階として、協議会等の設置を広域行政組合の理事会で呼びかけてみてはどうでしょうか。お尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたが、広域行政組合への移行につきましては、これまでの経緯もございますので、慎重に検討させていただきたいと存じます。

また、現在、熊本県が進めております県下１本部体制がどのような形になるかは協議を進められているところでございますので、動向に注視し、関係自治体と連携を深めていきたいと考えております。何より関係首長の皆様との合意形成のため、御意見を伺いながら今後の推移を見定めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　だから、その合意形成のため協議会を呼び掛けてみてはどうですかとお尋ねしているところでございます。再答弁をお願いします。

○市長（松岡隼人君）　お答えをいたします。

これまでも長きにわたってこの合併については議論が行われてきたというふうに認識をしております。これからの世の中の流れを見たとき、そういうふうな形に持っていくのが私も必然だというふうに考えておりますので、機を捉えてそういった御相談も今後させていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　今回、上球磨、人吉下球磨消防組合本部の合併、それに消防組合の行政組合への移行を提案しましたが、もう小異を捨てて大同につく時期に来ていると思っております。この質問を契機に、合併問題が10市町村の中に燎原の火のごとく広まっていくことを期待したいと思います。また、私もこの問題が少しでも前進するように、順次取り上げていきたいと、このように思っております。

次に、ことしの２月５日でしたか、神奈川県逗子市で高さが約16メートルもある市道脇の斜面が崩落し、女子高生が登校中に死亡した事故がございました。皆さんも記憶があると思いますが、約68トンの土砂が崩落したということでございます。しかもその日は晴天で、予兆もなかったということでございます。原因はいろいろあろうかと思います。崩落箇所がマ

ンションの住民の管理組合が所有者で、契約した管理組合が補修業務を担うことになっていたそうでございます。今回の崩落の責任がマンションの所有者の管理組合か、あるいは補修業務を担う管理会社か、また市道管理者にも責任があるのか、なかなか難しいところでございます。そこで、今回の神奈川県逗子市の事故は、先ほど申しましたように予兆もなかったということでございますが、事故があった道路脇の斜面、人吉市にも同じようなところがあろうかと思います。特に子供の通学路になっているようなところは把握できておられるのか。またそういう場所の対策は現在どのように取っておられるのかということでお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　皆さん、おはようございます。

議員御質問の斜面等は大きく２つに分けまして道理管理者の管理となります道路構造物の一部ののり面と民有地などの自然斜面がございます。道路管理者が管理するのり面につきましては、平成24年度に人吉市道路防災点検業務を行い、通学路を含む危険なのり面の把握を行っております。また、民有地などの自然のり面につきましては、道路管理者の管理とは異なりますので、把握は行っていないところでございます。

また、先ほど触れました人吉市道路防災点検業務に基づきまして、平成27年度に人吉市道路構造物維持管理計画を策定しております。この計画の目的は、のり面を含む道路構造物の効果的な整備及び適正な維持管理の推進でございます。今後もこの維持管理計画に基づき、適正な維持管理と市道戸越鹿目線などののり面対策工事を実施してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　道路工事に伴いのり面を新設する場合、どのような法律的な制約があるのか。また斜面上の斜面よりも上の開発行為は法律上どのように規制されているのかということでお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

道路を新設する場合は、道路構造令に基づき道路の設計計画を行い、のり面につきましても土質調査で土質を確認し、道路構造令、道路土工要領などの法に基づきまして安定するのり面勾配で道路計画を実施しているところでございます。また、「都市計画法による開発許可制度と開発許可申請の手引き」によりますと、造成工事に関する基準の項目では土質調査、測量、整地、切り土、盛り土、のり面保護、擁壁についての記載がございます。例えば、整地する地盤面は崖の反対方向に地表水が流れるように勾配をつける。切り土のり面勾配は、土質と高さによって標準とする勾配を設ける。盛り土のり面勾配は30度以下となっております。なお、許可権限は知事の権限となっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　今回の神奈川県逗子市の斜面の崩落事故で、公的に復旧工事が望める場合というのはどういう場合かお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

今回の逗子市のようなケースにつきましては、民有地における自然のり面の崩落でございますので、公的な復旧工事は難しいところでございます。

公的な復旧工事を御説明いたしますと、公共土木施設の災害復旧事業がございます。これは採択要件の基本として３つの条件が必要となっております。１つ目が、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生じた災害であること。２つ目が、負担法上の公共土木施設で、現に維持管理されていること。３つ目が、地方公共団体またはその機関が施工するものでございます。よって、これを全て満足した場合に公的な災害復旧事業として取り組んでいるところでございます。

また、県の事業として崖地の防災工事がございますが、これは急傾斜地崩壊危険区域の指定基準として、傾斜角度が30度以上、高さが５メートル以上、急傾斜地の崩落により被害が生じるおそれがある人家が５戸以上。５戸未満であっても学校、病院、官公署、旅館等に被害が生じるおそれがある場合として指定され、さらに工事の実施に当たり急傾斜地が自然斜面で傾斜角度が30度以上、急傾斜地の高さが原則10メートル以上などの工事実施基準を満たす必要がございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　土砂災害が心配になる季節になりましたが、市道脇の斜面、あるいは市道に付随するのり面の点検はできているのか。また、どうしておられるのかということでお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

まず市道脇の斜面とのり面でございますが、市道脇の斜面は民有地、のり面を市で管理している部分としてお答えをいたします。市が管理する市道につきましては、人吉市道路パトロール実施要項と人吉市道路防災点検業務の結果に基づき、道路施設の状況及び交通に対する安全性等について定期的な点検を目視により実施しております。その中で、議員お尋ねののり面になりますが、同じく目視により点検を実施しているところでございます。

また、市道脇の斜面となりますと、民有地などの自然斜面となり点検は実施しておりませんが、市が管理するのり面に影響する民有地につきましては、点検をする場合もございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　経年を経た道路ののり面の点検は法律上どうなっているのかということでお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

道路法第42条に、「道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。」とされております。そのようなことから、道路ののり面を含む構造物につきましては、国土交通省道路局において道路土工構造物点検要領の制定がなされております。この点検要領は、降雨や地震などの自然災害の影響を大きく受ける道路構造物について、防災上及び法律的な修繕の観点から適切な時期を把握し、適切な対策を実施することを目的としております。そして、日常的な巡視や異常通報などに基づく全ての構造物を対象とした通常点検と、５年に１回を目安とします特定道路土工構造物であります長大切土、高盛土などを対象とした特定土工点検が定められているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　特に市道戸越鹿目線、市道戸越草津線の斜面、あるいはのり面は毎年のように土砂崩壊、落石が見られます。そしてモルタル吹きつけの剥落も見られます。この対策はどのように取られておられるのかお尋ねいたします。今後の対策についてもお尋ねします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

市道戸越鹿目線、市道戸越草津線ののり面は、人吉市道路防災点検業務によりますと落石や劣化に伴うモルタル吹きつけの剥離が見られ、危険なのり面でございます。そのようなことから、人吉市道路構造物維持管理計画において早急に対処しなければならないのり面として位置づけられているところでございます。市道戸越鹿目線は、令和元年度から令和２年度の予定で鹿目の滝おり口付近の落石対策工事を実施しているところでございます。市道戸越草津線は、令和４年度からの事業として下戸越町字内ノ原付近になりますが、モルタル吹きつけしてあるのり面の対策工事を実施する予定としております。今後の対策といたしまして、人吉市道路構造物維持管理計画におきまして危険なのり面と判断した道路につきましては、引き続き道路パトロールやのり面対策工事を実施するとともに、斜面やのり面などから軽微な土砂崩落、落石や防護施設等の破損があった場合は、早急に対応を行いまして、市民の皆様の安心・安全な通行を確保したいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　今回の新型コロナウイルスの感染症は未曽有の災害と言っても過言ではなかろうかなと思います。市としても最大限の新型コロナウイルスの感染症対策を取っていただくと同時に、梅雨が近づき大雨等による災害の危険も高まっておりますので、こちらも十分な対策を取っていただきますようにお願い申し上げまして、一般質問を終了いたしま

す。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前10時48分　休憩

午前11時00分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）（登壇）　皆さん、こんにちは。13番議員の豊永です。早速、通告に従いまして一般質問を始めます。

今回は２項目を通告しております。１つ目が、新型コロナウイルス感染症予防対策について。２つ目が、職員採用についてであります。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症予防対策についてであります。2020年１月16日、日本国内初の新型コロナウイルス感染症（正式名称ＣＯＶＩＤ－19）――この後からはこの新型コロナ感染症に統一させていただきます――の感染者が確認されてから５カ月、その間、感染者はふえ、昨日、６月８日時点で累計感染者数が１万7,174人で、そのうち退院された方が、既に１万5,139人おられます。亡くなられた方は日本国内で916人、全世界での死者数は40万人を超えました。世界に比べれば少ないとは言え916人の方が亡くなられました。皆さん御承知のとおり、本市の病院で勤務されていた熊本市の医師も新型コロナ感染症に感染し、闘病の末、お亡くなりになられました。人数ではありません。亡くなられた方全ての方に対しまして、謹んで御冥福をお祈りしたいと思います。

感染拡大防止を目的として2020年４月７日に、東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の７都府県に緊急事態宣言を行い、４月16日に対象を全国に拡大されました。その内容は、不要不急の外出を自粛するよう要請するもので、その間の状況は皆さん御承知のとおりでございます。そして５月に入り、全国的に感染者数が減少していることを受け、５月14日から段階的に、そして５月25日までに全国での緊急事態宣言を解除されることになりました。

昨日の国内の新規感染者数は38名でありました。解除されたから元どおりの生活になるということではなく、新型コロナ感染症に特化した有効なワクチンも治療薬もない状況での解除は正しく恐れることが重要で、新型コロナ感染症専門家会議からの提言を踏まえ、新しい生活様式をつくられ、今後、具体的に日常生活の中で取り入れていただきたい実践例を出されております。皆さんにお配りしているＡ４用紙がその実践例で、本市ホームページにも掲載されています。これは厚労省のホームページにも掲載されているものと同じです。４つの項目になっていて、それぞれに新しい生活様式の実践例が載せてあります。既に実践できているもの、できていないものがあると思いますが、この実践例をもとに、各人が今後の生活に取り入れていただきたいと思います。

前置きが長くなりましたが、今述べましたように、感染防止のためにマスク着用は基本の項目に入っております。おとといの気温は２日連続で30度を超える真夏日でございました。これから蒸し暑い梅雨を迎え、その後の本格的な真夏の暑い時期でのマスク着用は非常に危険だと感じております。ふだんの年であっても熱中症には注意しなければならない中、新型コロナ感染予防とは言え、日中の外出時や高齢者に対してなど、対策を講じる必要があると感じておりますが、本市の熱中症対策はどう考えているのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　議員の皆様、こんにちは。それでは御質問にお答えいたします。

新しい生活様式により、この夏はこれまでと異なる生活環境のもとで生活をしていくこととなります。環境省や厚生労働省は、熱中症予防行動ポイントを示し、マスク着用について注意喚起を行っています。本市におきましても、これまで以上にマスク着用による熱中症予防対策を含めた注意喚起が必要であると考えているところでございます。ホームページには６月８日、昨日からでございますけれども、記事を掲載いたしまして、７月１日号の広報ひとよしにも掲載を予定しております。また庁内関係部署や関係機関等との連携により、各団体や各年齢層へのチラシ配布などを通しまして、広く周知に努めることとしております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　答弁でもありましたとおり、周知を行っていくということでありました。

特に高齢者の方の外出時の熱中症対策は、それでなくても注意喚起はされていると思いますけども、ことしは特に配慮をお願いしたいと思います。

そして、もう１つちょっと気になったことが昨日ございました。きのうの夕方、小学生がマスクを着用したまま下校をしておりました。全ての方じゃなかったんですが、何人かばらばらで帰られるときに着用したまま帰っている状況が見受けられました。きのうの夕方の気温は、気象庁のデータでは28.2度、かなり暑うございました。朝の登校の涼しい時間帯は大丈夫とは思うんですけど、下校時に関しては検討する必要があるかもしれませんので、この件についてはお願いしておきたいと思います。

これから徐々に再開されるであろう本市の審議会やさまざまな会議を開催する場合の感染予防対策はどうされているのか、どう考えているのかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、本市や本市が事務局を務めております協議会等の会議につきましても、感染拡大のリスクを避けるため実施する場合は３密防止を初めとした感染拡大防止対策をとることといたしております。

具体的には、招集範囲を最小限に抑制する。参加者のマスク着用を徹底する。受付で体調

の確認を行い、アルコールでの手や指の消毒をお願いをする。会場の風通しを良くした上で、参加者の間隔を空けるなどの対策でございまして、それらの対策が実施できない場合につきましては、書面決議ですとか延期、または中止といった対応をとっております。

４月以降の対応例を挙げますと、招集対象人数が比較的少人数で、先ほど述べました感染症防止対策を実施することが可能な会議、こういった会議は開催をしておりますけれども、人吉市防災会議のように、招集する人数が40名を超え、会場でのいわゆる３密防止対策をとることが難しかった会議などについては、書面決議の対応をとったということでございます。

また、会議等の使用に限ったものではございませんけれども、今後、検温器を購入する予定としておりますので、現在、自己申告となっております参加者の体調につきましては、より正確に把握するため、これらの検温器を有効に活用してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　３密を避けながら少人数での会合を心掛けていく。また検温器を購入されるということで、これまでなかなか非接触型のやつがもう今品薄で、なかなか手に入らないと聞いております。まさか普通の体温計を回して使うわけにもいかない状況でございますので、非接触型の検温器がやはり必要になろうかと思います。会議の前には必ず検温して入場していただくということを考えていく必要があると思いますので、今後、会議等については、その辺またよろしくお願いします。

それから、次に、これまで新型コロナ感染症に関する市民の方からの問い合わせなど、多数あっていると思います。私たち議員にも市民の方からお尋ねや御意見などもいただいている状況でございます。これから第２波の感染拡大が想定されている中、電話対応で業務に支障を来すことがないように、これまでの本市で受けた質問事項で多い質問などのＱ＆Ａを作成して、ホームページに掲載する必要があると思いますが、本市の考えをお尋ねします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症に関します市民の方々からの問い合わせにつきましては、その影響が市民生活全般に及んでいることから、内容に応じて担当する所属にて対応をいたしているところでございます。市といたしましても、市民の皆様が知りたい情報をわかりやすく提供できるようホームページを改修し、新たに新型コロナウイルス感染症関連の情報をカテゴリーごとにまとめたサイトを作成したところでございます。

議員御指摘の市独自のＱ＆Ａにつきましては作成しておりませんけれども、再度の感染拡大に備えて、今後重要な情報については国や県の情報にリンクを張るなど対応してまいりたいというふうに考えております。さらに、議員おっしゃるように、特に市民からの問い合わせの多い情報につきましては、市独自のＱ＆Ａを作成し、ホームページなどで公表すること

も検討していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　市民の方からの相談というかそういう中で多くあったのが、発熱をしているけどもなかなか保健所で取り合ってくれない。なかなか不安でしょうがないという声が多数寄せられました。この件についてはいろんな国のほうの動きとしても緩和された状況でもありますけども、そういった声がやっぱり市民の方は不安に思われてる件についてとか、そういうやつのＱ＆Ａというのは必ず必要になろうと思いますので、ぜひよろしくお願いしておきます。

今回の新型コロナ感染症対策は、国の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいて行われていますが、本市でも新型インフルエンザ対応行動計画を策定していますが、その新型インフルエンザ対応行動計画の概要と今回の新型コロナ感染症の関連についてお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

議員御質問の新型インフルエンザ対応行動計画の概要について御説明をさせていただきたいと思います。本市の新型インフルエンザ対応行動計画は、平成21年に策定をいたしまして、その後、平成25年に改訂を行い、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づきまして、新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とするため、名称に「等」を加え人吉市新型インフルエンザ等対応行動計画といたしたところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大による特措法の改正によりまして、行動計画に定めている新型インフルエンザ等に関する事項に今般の新型コロナウイルス感染症を含むものとみなすとされたことから、既存の計画に基づきまして本市の新型コロナウイルス感染症対策を行っているところでございます。

計画の内容といたしましては、市の新型インフルエンザ等に対する基本方針や、未発生期から小康期に至る各段階の具体的対策を示すとともに、緊急事態宣言時の対応などを記載しております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　答弁いただきました。今回、緊急的な措置として新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき新型コロナ感染症対策を実施しているわけで、いずれは新型コロナ感染症対策行動計画を策定する必要性があるのかないのかお尋ねします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

議員御指摘の新型コロナウイルス感染症への対応でございますけれども、その法律の根拠を新型インフルエンザ等対策特別措置法としていることなどから、新型コロナウイルス感染

症の行動計画につきましては新型インフルエンザ等対応行動計画に含めて取り扱っているというところでございます。

この計画に記載している内容につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応にも共通する事柄というふうになっていることから、別途、新型コロナウイルス感染症の行動計画は策定していないというところでございます。

一方で、個別具体的に対応を定める必要がある事項につきましては、国や県が新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針を示しておりまして、本市もその取り扱いに準じているところでございます。

その他、市独自で策定している計画といたしましては、職員や家族等に感染者が発生した際に実施をします新型インフルエンザ等対応人吉市各部等業務継続計画がございます。この計画は市役所内における感染防止対策の実施と、限られた人員で市の業務を効果的かつ効率的に継続することを目的としまして、平成21年10月に策定をしたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　答弁でありましたように、この新型コロナ感染症対応行動計画というのはつくらないということで、新型インフルエンザというのは大きなものが上にあって、その下にコロナ対策のやつがあるというふうに理解してよろしいんですよね。はい、わかりました。

いずれにしても、この新型コロナ感染症については大きな意味で言うと新型インフルエンザ対策の中に入っているということでございますので、今後もこの新型インフルエンザが上にあるということだけは理解しておきたいと思っております。

次に、抗体検査についてでございます。これまでＰＣＲ検査については、すぐには検査ができないという問題が出ておりました。自分が発熱などがあった場合、自分がコロナ感染症に感染しているのかというのは、陽性判定というのはＰＣＲ検査を受けなければならない、わからない状況でございましたけども、最近になっていくつかの検査方法が出てきております。テレビ等でもさまざまに紹介がされておりましたが、どの検査がどういう、どれが一番いいのかというのが分からない状況でございます。今現在、新型コロナ感染症の陽性判定をする検査はどのようなものがあるのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の検査は大きく３種類ございます。１つ目は、ＰＣＲ検査に代表される遺伝子検査でございます。一般的には鼻咽頭ぬぐい液で検査をされておりますが、喀痰や本年６月２日からは唾液でも検査ができるようになっております。

２つ目は、抗原検査でございます。５月13日に使用が承認されたもので、同じく鼻咽頭ぬぐい液で検査を行います。約30分ほどで判定ができますが、感度が低いため感染者を見逃し

てしまうことがあり、仮に陰性の判定が出た場合でも、症状や接触歴を考慮し、ＰＣＲ検査を実施しなければならない場合もございます。

ＰＣＲ検査と抗原検査は、今感染しているかどうかを診断するための検査でございますが、３つ目に、過去の感染の有無を判定するための抗体検査がございます。現段階では治療や診断目的に使用することができず、研究用として使われているものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　今３種類の検査方法があるというふうにお答えいただきました。最初の２つまでが、これは国が認めた検査方法ということで、お金が発生しないというふうに理解してよろしいでしょうか。その点だけちょっとお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

前の２つの検査につきましては保険適用となる部分がございますので、そこら辺ちょっと確認をさせていただきたいと思いますので。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時22分　休憩

午前11時27分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お時間を取らせてしまいました。まことに申しわけございません。ただいまの御質問に答えさせていただきたいと思います。

ＰＣＲ検査につきましては保険適用ということで、７割は保険者が負担しますけれども３割は公費、国費負担となります。抗原検査につきましても同じく保険適用ということで、７割が保険者が負担、３割が国費負担ということになっております。３つ目の抗体検査でございますけれども、抗体検査につきましては、現在のところ全額自己負担ということになっています。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　答弁ありがとうございました。今、３種類の検査方法があるということを説明いただきまして、新型コロナ感染症の発生当初は、なかなかＰＣＲ検査を受けることができず、帰国者・接触者相談センターへの相談をする目安として、風邪の症状や37.5度以上の発熱が４日以上続く。または強いだるさや息苦しさがある。こういう症状がないと相談ができないという状況でございましたが、さまざま問題が出てきまして、５月に入って見直しがなされております。その内容とまたかかりつけの医師の判断でＰＣＲ検査を受けることはできるのかお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

現在、新型コロナウイルス感染症の相談窓口は保健所ではなく、熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口に１本化されております。相談をする目安は息苦しさ、呼吸困難な状況でございます。強いだるさ、倦怠感がある方、高熱等の強い症状のいずれかがある。また発熱や咳など、比較的軽い風邪の症状が続くなどがあります。当初、発熱の目安として今申された37.5度以上と示されておりましたけれども、現在は緩和されてるところでございます。

対応の流れといたしましては、まず専用相談窓口に電話をしていただきます。そこで新型コロナウイルス感染症の可能性があるかないか、相談前に医療機関受診があるかないか等の確認がなされます。確認後、必要な場合は帰国者・接触者相談センター、つまり人吉球磨圏域におきましては人吉保健所でございますけれども、人吉保健所につなげられます。また、直接医療機関を受診され、医師が総合的に新型コロナウイルス感染症を疑う者として判断した場合は、帰国者・接触者相談センターにつなげられます。その後、帰国者・接触者外来の受診調整によりＰＣＲ検査を受けることが可能となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　答弁でありましたとおり、発熱に関しては緩和されている状況でございます。また、相談窓口も県のほうに１本化されている。ただ、かかりつけの医師が判断したとしても、人吉の保健所の帰国者・接触者相談センターのほうにつながっていくということで、保健所を通さないとなかなかＰＣＲ検査を受けられないという状況は変わらないような状況でございます。

先ほどの検査の種類の中で、抗体検査の説明がありました。保険適用外で全額自己負担ということでございますが、診断目的には使用できないという答弁でありましたけども、６月に入ってから全国的に実際に抗体検査ができる検査会社や医療機関、クリニック等、そういうところも出てきております。自治体においては、住民に抗体検査を受けさせるような自治体も小さな町村ではございましたけども出てきているのも報道がなされておりました。また、テレビ等でも紹介がありました。野球選手が抗体検査で陽性判定が出たという報道もあっております。感染していても無症状の方が一定の割合おられる中、検査をすることで過去に感染していた事実や、その後の生活やこれから行動する上での参考になるのではないかと思います。この抗体検査を希望すれば検査をできるのか。また、検査費用もわかればわかる範囲で御答弁お願いいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

今、議員が申されました抗体検査につきましては、保険適用外ということでございます。個人も希望すれば自己負担で抗体検査ができるようになってきております。抗体検査は、陰性または陽性がわかるものと、抗体の量がわかるものの２つの方法がございます。陰性また

は陽性がわかる検査は、市内の複数カ所の医療機関で実施されていると聞いてはおりますけれども、費用につきましては、医療機関ごとに設定がされているようでございます。抗体の量がわかる検査は、今月試薬が販売されるようになります。今後は、市内医療機関におきましても、順次、検査ができるようになるものと思われます。費用につきましては、数千円程度で実施されるのではないかと伺っておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　答弁の中でも市内医療機関でもこの抗体検査が受けられる状況になっているようでございます。費用についても病院ごとで違うようでございますけれども、数千円、１万円はかからない状況だというのがわかりました。本市の病院に勤務されていた医師が感染が判明した当時は、自分も感染したかもしれないと多くの方が不安な日々を過ごされた事実もございます。ＰＣＲ検査の結果、関係者全員が陰性という奇跡的な結果ではございましたけども、感染していないということはわかりましたが、これからも感染するリスクは常にあるということもその時点でわかった次第でございます。

答弁でもありましたように、抗体検査を実施する医療機関もふえてくるのであれば、自分の状況が今の状況はどうなのかという検査を受けたい方も出てくると思います。将来的には本市の市民健診の中のオプションに入れることも考えられると思いますけども、本市の考えをお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

市民の皆様にも不安を抱かれておられる方々が多くおられるのではないかと存じます。抗体検査につきましては、過去の感染の有無を判定するものであります。仮に結果が陽性であった場合、今現在も感染が続いているかを判定するためのＰＣＲ検査は、症状がなければ受けることができません。現在、過去において自身が感染源となっていないかの判断もできず、不安をあおることになると考えられます。国や他自治体におきまして、抗体検査を実施されているところもございますが、まだ研究の段階であり、整備がよくされていない状況ではございます。市民健診につきましては、６月から開始したところでございまして、実施するためには財源の確保とともに受託機関であります健診機関との調整や検査体制整備等が必要となります。また、先ほど申し上げましたように、希望された方のみの検査ではございますが、検査結果により混乱が生じないよう十分な説明が必要でございます。今後、国や先進地における動向を見きわめた上で検討をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　この新型コロナ感染症自体がまだよくわからないウイルスでございますので、抗体があったとしてもまたかからないという保障も今のところわからない。普通だ

と抗体があるということは、もう次はかからないというふうに理解できたんですが、今回の新型コロナウイルスに関しては、その辺のまだ状況がよくわからない中でのこういう抗体検査、あるいはいろんな検査がある中で、国としてもまた市としても、今後の推移を見ながら状況判断していくという答弁だったと思いますので、その辺については、いろんな情報を収集してお願いしたいと思っております。

最後に、市長にお尋ねいたします。緊急事態宣言が全面解除されてから２週間が経過しました。徐々に宣言前の状態に戻りつつあるようでございますが、きょうお配りしている新しい生活様式の実践例は１つの目安であって、第２波への備えとして重要なのは、一人一人が新型コロナ感染症に対する備えをどう考えるかだということが鍵だと思っております。第２波への備えについての松岡市長の考えをお尋ねします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

国の緊急事態宣言解除後に東京都や北九州市で感染が確認されている状況からもわかりますように、人の行動が活発化することに伴ってウイルス感染のリスクは高まる傾向にあります。新型コロナウイルス感染症に対する治療薬やワクチンの開発も全世界で総力を挙げて取り組まれているところですが、開発やその後の生産、供給まで時間を要することもあり、議員御指摘のとおり、感染拡大の第２波に備えることが大変重要になります。

第２波への備えといたしましては、感染防止の意識の徹底と社会経済活動の維持をいかに高いレベルで両立させていくかが大きなポイントになると考えております。まず、感染防止意識の徹底でございますが、３つの密を徹底的に避けることや、マスクの着用、手洗いの徹底などを含む新しい生活様式を市民の皆様に実践していただくよう、あらゆる機会を通じて繰り返し啓発していくことが大変重要だと考えております。次に、社会経済活動の維持につきましても、新しい生活様式を実践していただくことを前提として、事業継続や雇用維持など、しっかりと下支えできるように、国の地方創生臨時交付金の拡充分を活用し、各種施策を実施してまいります。

新型コロナウイルス感染症への対応は長期にわたると考えております。市民の皆様はもとより市議会の皆様の御協力を得ながら、執行部も一丸となって、今後とも全力で取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　第２波に備えての市長の考えをお聞きすることができました。新しい生活様式を取り入れながら、第２波に備えていく。これは私たち議員もですけども、市民の方一人一人がやっぱり意識改革を持って新しい生活様式を取り入れていく、そういう周知だったりいろんな啓発を行っていく必要があると思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。この件については終わります。

次に、職員の採用についてでございます。平成24年度から平成31年度までの期間で取り組まれた第３次定員適正化計画も終了し、令和２年度から令和９年度までの第４次定員適正化計画が発表され、４月１日から既に始まっております。全員協議会の中で、第１次から第３次計画の取り組み結果と第４次計画の目標についての説明を受けたところでございます。本市は４月１日から３年間、自主財源の安定的確保と基金に頼らない予算編成を目指して取り組んでいる行財政健全化計画期間中であることから、新規採用者数にも影響してくると思われますが、期間中の新規採用定員の考えについてお尋ねします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えをいたします。

本年度から始まります行財政健全化計画の期間でございます３年間の新規採用職員につきましては、この計画の趣旨も考慮し策定をいたしました第４次定員適正化計画に沿った職員採用を実施していかなければならないというふうに考えております。

そこで、第４次定員適正化計画におきましては、令和３年度に６人、令和４年度に11人の職員採用を計画しているところでございます。この採用計画につきましては、まず昨年度の退職者数が早期退職者の増加によりまして想定以上となったため、今年度４月に採用した新規採用職員６人では職員数に不足が生じる部署が出てきたため、任期付職員を採用いたしまして、現在急場をしのいでいるという状況でございます。

現状ではこのような状況でございますので、この行財政健全化計画期間につきましては、急激に減少した職員数を平準化する意味でもこの人数を採用していくというふうな計画にしておりますけれども、引き続き、事業の見直し等を推し進めながら組織のスリム化を行いまして、第４次定員適正化計画に即して職員数の削減に取り組んでいかなければならないというふうに考えてるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　昨年度は想定以上の退職者だったために、急激な減少に対して平準化する必要が出てきたということでありました。適正化計画は令和９年度までであります。それまでには想定外のこともまた出てくる可能性もありますが、目標に向けて取り組んでいただきたいと思います。

この第４次計画の中に、第３次の中でもありましたアウトソーシングの推進とありましたが、民間への業務委託についても検討していくと明記してありました。この件については通告しておりませんでしたので、時期を見てまた取り上げていきたいと思っております。

次に、民間企業職務経験者枠の状況についてお尋ねいたします。毎年、職種で言うと行政事務Ｂの民間企業職務経験者の採用もされておりますが、これまでの採用人数などの実績、採用条件としての年齢制限や学歴は条件としてあるのかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えをいたします。

民間企業等職務経験者採用につきましては、平成22年度に実施をいたしました採用試験、つまり平成23年４月１日の採用予定者から実施しているところでございます。これまでの採用人数でございますけれども、採用人数につきましては、行政事務Ｂ、民間企業等職務経験者以外の技術職の民間企業等職務経験者も含んだ人数でお答えをさせていただきたいというふうに思います。平成23年度が４人、平成24年度が３人、平成25年度が１人、平成26年度が４人、うち技術職が１人でございます。平成27年度が３人、このうち技術職が１人となっております。平成28年度が１人、平成29年度が５人、うち技術職が２人でございます。平成30年度が３人、平成31年度が２人、令和２年度が１人、合計27人を採用いたしております。

次に、年齢制限でございますけれども、年度によって異なっておりますので、それぞれの年度ごとにお答えをさせていただきます。平成23年度、平成24年度は40歳、平成25年度から平成28年度までが45歳、平成29年度、40歳、平成30年度から令和２年度までは35歳というふうになっております。

次に、受験資格につきましては、民間企業等職務経験者というふうにしております。職種ですとか年齢によりましてこの内容が異なりますけれども、民間企業等での職務経験が１年以上、３年以上、それから５年以上ある方というふうになっております。

最後でございますけれども、学歴につきましては不問ということで問わないということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　今答弁いただきました。いろんな年代の人がいらっしゃる。また27名の方が採用されたということでございます。学歴に関しては不問となっておりましたけども、学歴不問になったのは平成29年度からですね。平成28年度までの募集には大卒程度というふうに出ておりました。この不問にしたのは、やはり人物重視という観点からもそういう形になったのかと思って理解しております。今うなずかれましたので、そう受け取ります。この年齢制限について答弁でもありましたけども、受験資格の要件で誕生日が、平成27年当時ですけども、平成27年度採用試験要項では昭和46年４月２日以降生まれだったのに対して、翌年の平成28年度では昭和51年４月２日以降の生まれに年齢が下がっております。また、翌年の平成29年度も昭和57年生まれ以降となっていて、２年間で一気に10歳近くの受験資格年齢が下がったことになりますが、その理由をお尋ねします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えをいたします。

年齢制限が年度によって下がった理由でございますけれども、まず民間企業等の職務経験者を採用してきました理由といたしまして、民間企業等での経験、ノウハウを生かして即戦力として業務を行ってもらうということと、もう１つの理由といたしまして、いわゆる就職氷河期世代の支援の一環として取り組んでいたというような状況がございます。このことに

よりまして、令和２年４月１日現在、職員の年齢構成が34歳までの職員が全体の24％、それから35歳から44歳までの職員が33％、45歳以上の職員が43％というふうになっております。本市におきましてこの年齢構成を考えますと、現状適正な年齢構成にあるとは非常に言い難く、これ以上45歳までの職員を採用し続けますと、若年層の職員の確保が非常に難しくなってきてしまうというような影響を考えまして、段階的に採用する年齢を下げてきたというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　答弁で就職氷河期世代という言葉が出ました。この年代はバブル経済崩壊などで雇用環境が厳しい時期に就職活動を行い、正規雇用の機会に恵まれなかった世代で、一般的に1970年ごろから1980年ごろまでに生まれた30代半ばから40代後半の年齢の方に当たります。答弁でもありました本市採用の行政事務Ｂの民間企業職務経験者枠は、平成23年からその就職氷河期世代の支援の一環として取り組まれたもので、年齢引き下げは全体の年齢バランスをとるためだというふうに説明を今答弁をされたところであります。

全国ではバブル経済崩壊などで雇用環境が厳しい時期に就職活動を行い、正規雇用の機会に恵まれなかった30代半ばから40代後半の就職氷河期世代を正規職員として雇用する自治体が、今現在ふえてきております。兵庫県宝塚市では正規の事務職員採用に40代が４名の採用内定との報道があっておりました。ほかにも堺市、三田市、岡山市でも就職氷河期世代を対象に正規採用をされております。

また、国も2020年度から３年間で集中的に予算支援にも取り組むことを決定しております。これは自治体だけではなく民間企業にも国が要請しているわけでございますが、御承知のとおり、民間企業においては、現在、新型コロナ感染の影響で採用は考えていないところが多いようでございます。

ここであえて質問をいたしますが、本市では積極的に取り組んでいた就職氷河期世代の採用年代を一気に35歳まで引き下げられました。就職氷河期世代の採用は終了したと理解してもよろしいのでしょうか。枠を設けて、国も３年間を集中して支援をしていることから、本市においても年齢引き上げで採用をする考えはないかお尋ねします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えをいたします。

先ほどの御質問で答弁させていただきましたように、本市におきましては、国が示すいわゆる就職氷河期世代の職員採用を、これまで先んじて積極的に実施してきているという状況がございまして、これ以上、今後もこの就職氷河期世代の職員採用を実施していくということになりますと、職員の年齢構成にさらなるゆがみが生じるおそれがあるということでございます。第４次定員適正化計画にもありますように、まずは年齢構成の適正化を図るということのためにも、現在のところは年齢を引き上げての採用は予定をしていないというところ

でございます。ただし、技術職等の専門職につきましては、近年採用試験の応募状況では、一般職と比較しまして極端に応募が少ないという状況もございますので、そのときどきの状況等も考慮いたしまして、募集年齢につきましてはしっかり検討していかなければならないというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　この件について市長の考え等がございましたら、お答えをお願いします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

先ほど総務部長がお答えいたしましたとおり、本市におきましては国が示す就職氷河期世代の職員採用をこれまで先んじて積極的に実施してきました経緯があり、それによりまして35歳から44歳までのいわゆる就職氷河期世代職員が全体の33％を占めるまでになってきたところでございます。本市といたしましては、就職氷河期世代に限定した職員採用につきましては、しばらく様子を見る必要があるかと考えますが、まずは市全体として地域における就職氷河期世代の方々の就労の実態やニーズを踏まえ、必要に応じて経済団体、就労、福祉等の関係機関等と連携しながら、就職氷河期世代の活躍の場をさらに広げられるような環境整備といった施策の検討をしていかなければならないと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　ただいま大変厳しい答弁ではございましたけども、全国的に新型コロナ感染症の先行きが不透明ということで、内定取り消しや解雇が出ている状況でございます。このままの状況で第２波、第３波の感染拡大が出たときは、今の世代が今度はまた就職氷河期の状況になるんじゃないかということを今恐れております。そういう第２波、第３波が来ると間違いなく第二の就職氷河期になるのは間違いないと思っております。いろんな意味でコロナ対策いろんな検討されておりますけども、民間に対する、先ほど市長が答弁されましたように、いろんな調査とかお願いをしていっていただきたいと思っております。

ことしの本市の新採用者が６名、答弁でもありました。この方たちに対しては５月の広報ひとよしにも笑顔で載っておりました。新型コロナ感染症の関係で市民との触れ合いはなかなかできないかもしれませんが、市民の幸福向上のために頑張っていただきたいと思います。

市民の声でもちょっとありましたけども、意外だったのがこの６名の方全員が人吉市以外の出身者だったということでございます。しかしながら、今の人吉市は外から見た視点での提案や行動が必要なのかもしれません。そういった意味では新採用者の皆さんの使命は大きなものがあると思います。皆さんのこれからの頑張りにエールを送りたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時57分　休憩

午後１時00分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）（登壇）　14番議員の福屋法晴です。通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

通告は、観光振興から、ひとよし産業祭終了について、都市公園から、石野公園整備計画について、２点を質問してまいります。

まず初めに、ひとよし産業祭終了についてですが、今議会の提案理由説明において、70回の歴史を刻んできたひとよし産業祭がひとよし産業祭実行委員会において事業の終了が決定されたとの説明がありました。また、全員協議会席上においても説明がありました。説明では、数年前から実行委員会メンバーや参加団体を初め、いろいろな団体において協議がなされてきたとのことでしたが、私は３月一般質問においてコロナ対策として質問制限がありできませんでしたが、産業祭は必要なのか検討をしていただきたいとの質問を考えておりました。そのため驚きはありませんでした。ひとよし産業祭は所期の目的は十分に達成してきたと思います。現在、ほかでの開催は今後難しいのではないかとも思います。交通アクセスの悪さ、長い階段、狭い空間など、多くの難点があることは全員協議会での説明においても誰でもわかることではないでしょうか。これまで長い歴史の中、場内グラウンドを初め、旧農協会館一帯などで開催がされてきましたが、今回は石野公園に道の駅ができ、それに合わせるようにスマートインターが開通したことで、歴史の広場から石野公園での開催が実行されたわけですが、当時の執行部からは見通しも明るいとの説明をいただいておりました。５月25日の全員協議会において、ひとよし産業祭の事業終了について説明をいただきましたが、事業の終了が決定された一番の問題点は何だったのか。どのようなことが委員会の中で協議され中止になったのか。また開催内容、名称を検討され、存続の意見はなかったのか。これまでの経過についてお尋ねいたします。今後、ひとよし産業祭にかわる催しは考えておられるのか。また、これまでの実行委員会メンバー名簿資料をいただきましたが、今後検討される機会があるとすれば、これまでのメンバーで検討されるのか。これまでのひとよし産業祭実行委員会名簿では、会長は副市長になっていましたので、迫田副市長にお尋ねします。また、同時に開催されていました林業フェアの今後についてお尋ねいたします。

○副市長（迫田浩二君）　議員の皆さん、こんにちは。御質問にお答えをいたします。

まずもって70回という長きにわたって本事業に御尽力を賜り、また、お支えいただきました全ての関係者の皆様に心からお礼と感謝を申し上げます。まことにありがとうございまし

た。

さて、実行委員会におきまして事業終了の最終的な決め手となりましたのは、祭りの目的であります産業の振興とそのためのＰＲ、さらには市の活性化につながるための手段や手法としてこれまでの実績は認めつつも、産業祭としてこのまま継続することは困難であるということで意見の一致を見たところにありました。特に熊本地震以降は、祭り会場、駐車場、会場までのアクセス方法、祭りの内容につきまして毎年協議を行い、検証を行ってまいりました。最終的には、昨年11月の祭り終了後、実行委員会の皆様へアンケート調査を行い、今後の方向性について実行委員会の皆様でさまざまな視点から協議がされてきました。具体的な意見といたしましては、農家の減少に伴い農産物の出品が減少してきている。市が行財政健全化計画に基づく事業見直しの中で、当祭りも見直しの対象となっている。祭りの名称として産業という言葉はついているが、周辺町村のイベントと同化している。祭りを継続していくにも現在の祭りの内容や収支の状況での継続は難しいという意見が大半でございました。また、少数意見といたしまして、伝統を大事にしたい。人吉のいろいろな産業の理解に役立つ。市民の交流、憩いの場として必要だといった意見もございましたが、全体的な意見といたしましては、昨年の第70回ひとよし産業祭をもって事業を終了することが決定した次第でございます。

次に、ひとよし産業祭と同時開催されておりました林業フェアの今後についての御質問でございますが、森林環境譲与税を活用して実施しております放置林対策、林業の人材育成、木材利用の促進及び普及啓発などの森林整備やそれらの促進事業の一環として、引き続き実施を予定しておりますが、今年度の開催につきましては、コロナ禍の状況を踏まえて関係協力団体と慎重に協議を行って判断をすることといたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　どのようなアンケートをされたのかというのがちょっとわからなかったものですから、実際、今回ひとよし産業祭の今後の方向性に関するアンケートということで、十分な内容のアンケート調査を行っていただいた結果、この結果に至ったのだろうということで納得をしております。また、これまで参加や出店いただきました皆様に感謝とお礼を申し上げます。それぞれの時代に沿った産業祭を実行していただき、市民の憩いの祭りを70年間続けてこられました関係者の皆様に深く感謝を申し上げます。今後、令和の時代にふさわしい催しが生まれることと思います。人吉市民を初め、観光人吉の魅力を発信できるような事業を立ち上げていただきたいと思います。

そこで松岡市長にお尋ねします。今後、人吉市民が参加ができ、楽しめるようなことをぜひ計画、実行していただきたいと思いますが、今後について市長のお考えをお聞きいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

これからのウィズコロナ、アフターコロナがもたらすノーマルな日常、さらには第４次産業革命と言われる技術革新を背景とした超スマート社会の到来など、我々は大きな時代の変化の中にあり、制約、拡大の両面から新たな可能性を見出す必要を感じております。多くの市民の皆様が参加され、喜んでいただけるためには、まちのありよう、人と人のつながり、新しい文化、働き方改革等によるライフスタイルの変化、地域産業の可能性などにも考慮し、時代に求められるものや市民ニーズを捉えながら検討していく必要がございますし、それはこれまでの行政や仕組みの枠にとらわれない活動であり、イベントもまさにその１つではないかと感じております。今後さまざまな角度、視点からの検証や検討が重要なことから、地域の英知を結集して、その創造に挑戦していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　時代が求めるそのような祭りというのを議会を初め、執行部も職員も一丸となって新しい挑戦をぜひ若い市長ですのでしていただきますようにお願いをしておきます。この件については終わります。

次に、石野公園整備計画について質問をいたします。石野公園の整備について、これまで何度も質問してきましたが、施設整備については今後実行していただけることと信じていますが、松岡市長に何度も言わせていただきますが、都市公園の長寿命化計画に基づき、公園利用者の安全・安心を確保されるとのことですから、高田家、蓑毛家の施設の改築については喫緊の課題だと指摘をさせていただきました。本格的な改修工事ではありませんが、今回、屋根工事について対応していただきました。ことし大きな台風が来たら屋根は壊れるのではないでしょうか。本体の強度についても残念ながら行われていませんでした。建物自体は屋根などの上部も大切ですが、土台が朽ちたら全てがだめになりますので、早期に改修工事に着手されなければ朽ち果ててしまいます。観光客がふえているとのことですが、多ければ多いほど人吉市の対策のおくれが日本中に発信されることを一番に考えていただきたいと思います。特に古民家の今後の利活用については、松岡市長を初め、執行部に対し強く要望をこれまでしてきましたので、今後も何ら変わらないとなると何のために道の駅を石野公園に認定されたのか、人吉市民に説明がつかないと思います。人吉市に道の駅がオープンしてからは、人吉市民を初め近隣自治体やその他多くの観光客などが訪れていただいております。確実な改修工事が必要です。今回、内部を見させていただきましたが、内部は何の支障もなくカヤぶき屋根の内部が完全な形で残されていました。ただ、昔からの道具の保管に問題があるように感じました。そこで、ふだんから窓を開け広げ風通しをよくしていただき、古民家を開放していただきたいと思います。現在、内部には何カ所もいろりが配置してあり、畳の上に寝転がりカヤぶき天井を眺めるのも観光客に対して癒しの空間の提供ができる施設とし

て、また、軽食ができ団らんができる休憩スポットとして提供していただきたいと思いますが、開放することで痛みも少なくなり、畳などの腐食も防ぐことができると思います。ぜひ開放すべきだと考えます。今後の計画についてお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

議員御指摘のとおり、古民家の内装につきましては大きな損傷はないところではございますが、建物の柱や壁などの主要な構造体、これ躯体でございますが、これにつきましては健全とは言えないということから、古民家の前に立ち入り防止柵を設け、閉鎖をしているところでございます。

議員御提案の観光客の癒しの空間として開放すべきではないかとの御質問でございますが、古民家を開放するということにいたしますと、見学者の安全性の確保のため耐震補強、それから補修工事等が必要となってまいります。このようなことから、現段階ではこれ以上痛まないように保存し、補強、補修等について、今後研究してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　これ以上痛まないように補強、補修等について研究したいとのことですが、保存を考えておられるのであれば研究は必要がないと思います。建物は傷んでいたらすぐにでも改修工事をしなければ、傷んでから元に戻すのでは遅いと思います。痛むほど工事費はふえてまいります。すぐにでも改修工事を行っていただくよう、調査を行い実行をしていただきますよう、今議会はお願いをしておきます。

石野公園に大型バスが停車していましたので立ち寄ってみました。菊池の方だったと思いますが、展望所からおりて来られていたとき、途中の階段に少し広い場所がありますが、ここだけ手すりがありませんので、手を離されたとき転んでしまわれました。大丈夫ですかと声をかけましたが、地元民として大変申しわけない気持ちでいっぱいでした。訪れていただいたお客さんに一言「足元に注意してください」との小さな看板があればと思いましたが、また手すりが子供さんや女性には少し大きく思います。私にも大きく握りにくいと思いました。またさびているように感じました。小さな子供さんを伴いちびっこ広場に展望台に行かれる通路ですので、ぜひ考えていただきたいと思います。前回の答弁では、今後、社会資本整備計画の中において整備を行っていかれるとのことでしたが、担当課だけではなく、一度観光客の気持ちで点検していただけないでしょうか、お尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

公園内で転倒された来園客の方には大きなけががなかったということで、大事に至らず一安心ではございますが、公園を管理するものといたしましても大変申しわけない気持ちでいっぱいでございます。現地を確認しましたところ、議員御指摘の場所は階段の中間にある踊り場の部分に当たりまして、公園整備当時の考えは、この踊り場の部分で引き返す際など安

全に左右のルート変更ができるように手すりを設けなかったことと推測されます。しかしながら、実際に手すりがなかったところで転倒をされた方がおられたということでございますので、今後注意喚起の看板設置等、安全確認に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　ぜひ安全管理を行っていただきたいと思います。実際に行っていただいて、大変ありがとうございました。その他のところも点検していただければと申し添えておきます。

そこで、お祭り広場に滑り台などがありますが、子供たちは芝生ですので非常に走り回っております。ここに植栽してある樹木を創作広場に移植してもいいのではないかと思います。少しここの植樹をされてる木が多く感じております。今後何らかのイベントを石野公園で続けていかれるのであれば、休憩する場所がないのでベンチつき休憩スペースをつくっていただきたいと思います。創作広場は石野公園の中間地点になりますので、創作広場が大変いい場所だと思いますが、このことについてお尋ねをいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

石野公園の地盤は岩盤でございますので、根が横に伸びて育成している状態になっております。この状態での移植になりますと、十分に根の掘り起こしができない上に、移植後においても水分や養分を吸い上げるための根が生えにくいなど、樹木の適正な育成ができないため枯れるリスクが非常に高いことが予想されます。このようなことから移植につきましては難しいと考えているところでございます。

次に、ベンチつきの休憩スペースの設置につきましてでございますが、イベント時のテント設置やヨガ教室など多様な形態での利用ができるよう、オープンスペースとして使えるように現在考えているところでございます。ですので、現時点で設置につきましては行わないという方向で考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　今答弁の中で、イベント時テントの設置が必要だということですから、今の木の植栽状況ではここにテントを立てるというのは非常に難しい状況です。これは実際に行って平米数をはかっていただければ、立てれるかどうかというのは状況はすぐわかると思いますので、今後ぜひこのあたりを検討していただければなと思っております。

次に、石野公園には鬼塚古墳が移築されていますが、現在全然活用がなされていません。コース内に案内板を設置されたらいかがでしょうか。案内板については、古民家についても同様に思います。石野公園が道の駅に認定されたのであれば、最大限に活用されてはどうでしょうか。何度も言いますが、何が書かれてあるのかわからない状態では、お出でいただき

見学される方々に対し大変失礼であります。これまでと違い石野公園は道の駅が設置されてから若い世代の方が多く訪れていただいておりますので、例えばＱＲコードでもいいのではと思います。今後についてお尋ねをいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

議員の御指摘のとおり案内看板が老朽化し、文字が読めなくなっているところでございます。案内看板を含め展示品、その他の附帯施設についても老朽化しており、一体的に整備する必要がございますので、今後、鬼塚古墳を管理しております教育委員会と協議を行いまして、ＱＲコードを用いた古墳の活用方法や案内板の整備につきまして検討していきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　ぜひ今の時代に合ったような掲示の仕方というのを検討していただく必要があるんじゃないかなと思っております。

また、ここは前は鬼塚古墳でここに炭焼窯というんですか、そういうのもあったんです。だから、そういう前景、あそこができたときのどのような状況だったのかというのも掘り起こしながら、今後やはりその辺を検討していただきたいなということを申し添えておきます。

次に、石野公園には子供広場の西側にすばらしい展望所があり、以前はアスレチック広場としてありました。開園当時は活用されていたように思いますが、現在、進入禁止になっております。以前のように広場全体のアスレチックは危険ですし、管理も大変だと思いますが、ここは敷地内が眺望できるすばらしい場所だと私は思います。今後の計画についてお尋ねをいたします。また、ちびっこ広場南側に土砂が搬入されているようですが、工事に関する表記がありません。こちらも村山公園と同じく工事に関する看板もありません。ここはちびっこ広場に面しておりますので、大変危険な場所だと認識を持っていただくためにも立入規制の看板を行うべきじゃないかなということをお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

旧アスレチック広場につきましては、当広場の高台へ行く園路が現在ちびっこ広場東側を造成している場所へつながっておりますので、造成地へ入らないよう園路への進入を禁止させていただいております。今後の計画といたしましては、ちびっこ広場東側の造成地とちびっこ広場を一体的に利用できるスペースとして考えているところでございまして、旧アスレチック広場の高台からちびっこ広場へ周遊できるよう整備していきたいと考えているところでございます。

造成地周辺の安全対策につきましては、カラーコーンとトラロープの簡易的な立入禁止措置を取っているところでございます。議員御指摘のとおり、周知看板の表記内容がわかりにくい部分がございましたので、表記内容を改めるとともに、子供たちの安全をより一層確保

するよう安全対策を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　ぜひ安全対策というのは非常に必要なことで、特にここは子供を対象とした場所ですよね。実際に行かれたと思いますが、日本語と韓国語と英語と、そんなので書いてあります。ここは子供広場なんですよね。子供はわからないですよね。漢字もわかりません。だから例えば、これは提案なんですけど、熊本県にはすばらしいキャラクターがいますよね、くまモンというのが。こういうのを活用してくまモンのプレートを置いて、「そこに入ったらだめよ」とか子供がわかりやすいような掲示をするのが子供広場の注意喚起になるんじゃないかな。大人の目線じゃなくて３歳児の子供になったときにどうしたらいいのかというのをぜひ考えていただければと思いますので、これは市のほうが安全対策を行いますので、一般質問の後にでも皆さんで協議されてどうされるか、結果がわかれば教えていただきたいなということを申し添えておきます。

次に、松岡市長にお尋ねしますが、整備していただければ人吉市において子供を安心して遊ばせることのできる石野公園、スポーツを初め健康づくりができる村山公園、中心には観光客が古都人吉市にお出でいただき、球磨川を眺めながら人吉城跡の散策ができるなど、いくらでも活用次第で観光拠点ができるのではないでしょうか。ぜひ自分の目で確かめていただき、開発をしていただきたいと思います。財政が厳しければふるさと納税もあります。クラウドファンディングなども活用していいと思います。人吉市民は松岡市長の行動力に期待しています。市長に開発の決断があれば何とかなると思います。ぜひ子供たちが安心して遊べる場所をつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

そこで、松岡市長に１点だけお願いがありますが、公務で大変お忙しいと思いますが、可能であれば家族でぜひ散策をしていただき、整備をお願いをしたいと思いますが、松岡市長にお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

石野公園の整備につきましては、建設部長からお答えいたしましたとおり、ちびっこ広場の東側に建設発生土を受け入れて造成をしているところでございます。造成地とちびっこ広場を一体にする形でちびっこ広場を拡張したいと考えておりますので、議員御提案の子供たちが集える場所がより充実していくものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　何にしても財政難で財政難でということなんですけど、実は広報のほうを見させていただいたときに、市長が考えて使えるという納税のあれが8,000万円ですか、それから公園とかそういうのに使えるのは7,000万円とか、いろいろ使える場所がいっぱい

あるんです。だから、それを公表するんだったらそれを有効に使ったというのを市民にわかれば、なるほどふるさと納税が３億円あるんだったらこんなに使ってるんだよという結果が見えるんです。人吉市にこれだけありましたが、これがどこに使われましたというのはほとんどわからない状況です。だから、そのうちの60％が使えるんだったらそういうところに幾らのふるさと納税があって、幾らここに投資しましたよというようなことを、やはり詳しく書いて周知するのが行政の務めではないかなということを広報を見ながら考えました。その中でも広報を見ながら、人吉市民から議会に対して、議員に対してはいろんなクレームが来ます。少し紹介したいなということを思ってましたが、きょうは紹介する前に教育部長のほうにお話をさせていただきましたので、そのあたりは教育部のほうで今後検討していただければなということで、この文章の書き方、私たちも文系でありませんのでよくわかりませんが、読まれる方が非常に憤慨されるような言葉が使ってあるのがいっぱいあります。だから、そういうところをもう少し検討していただければなということをお願いしておきます。公園管理なんかには、それこそクラウドファンディングなんかを使っていただいたら子供たちのためにと言ったらいっぱい集まってくるんじゃないかなということを考えておりますので、ぜひお願いをしておきます。

それで最後のほうになりますが、石野公園にはキャンプ場施設があります。訪れる方の多くは車で来ておられるようです。通路も狭く、車の止め方一つで危険が伴いますので、例えば県指定天然記念物のカマノクド側には眺望エリアの設置を考えていただけたら、車への乗りおりの安全が確保できます。せっかく石野公園に来ていただいた方々に、ゆっくりこのカマノクドのほうを眺めていただきたいと思います。現地において、現在、今、夜８時ぐらいに参りますとホタルが乱舞してるのが見られます。お子様連れにとってはすばらしい自然環境を味わえるキャンプ場だと思います。キャンプ施設は有料ですので、整備をしていただきたいと思います。

そこでお尋ねしますが、この石野公園を一部オートキャンプ場としてそれぞれ駐車スペースを完備し、その後ろにテントを張れるように整備をしていただきたいと思います。このことをお尋ねしておきます。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

石野公園のキャンプ場は最近のキャンプブームもございまして、近年、利用者が増加しているところでございます。議員が言われたとおり、車、特にキャンピングカー等での利用が多くなっている状況でございます。今後につきましては、キャンプ場のニーズ調査を行いまして、あわせてオートキャンプ及びフリーサイトの区画分けなどエリアの見直しを行い、そしてキャンプ場としてさらに利用者が満足していただけるよう検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　このことも人吉市の歳入に非常に大きくかかわってくると思いますので、今後このあたりも検討していただいて、少しでも人吉市の財政に歳入がふえるというようなことを考えていただければなということを申し添えておきますので、どうぞ検討していただきたいと思います。

今回は１時間以内の一般質問をしなさいということで通達があっておりますので、私は４点ほど考えていたんですけど、今回は集中して石野公園ということでしてしまいましたが、そこで石野公園を今後どうしたらいいのかなということを考えてきました。現地にもずっと行って、いろんなことを考えて来たんですけども、例えば、私はあそこでときどき散歩をしながら、ここは非常に安全な場所で、駐車場はあるし、下にも上にもトイレがあるし、自然環境もいいし、展望台もありますし、子供広場もあります。もう非常にすばらしい場所です。ただ生かされてないんじゃないかなということで考えた結果、あそこは入って来られて歴史文化の真ん中のがありますが、広場が歴史広場みたいに、あそこは入ってきたら何もないな帰ろうと帰られるんです。今は民間の方が入られてソフトクリームとかナタデココといいますか、ああいうのを売られておりますので、若い人たちはあそこに行ってソフトクリームを持って散策をされる人が非常に多いです。昔では考えられないほどおります。そこで、そういう光景を見てからちょっと考えたんですけど、例えばＡコース、創作、伝統、遊び、チャイルドアスレチック広場コース、それとかＢコース、伝統文化体験、催し事、催事展示してありますので、こういうコースです。多分、今何が展示されているかは執行部は全員がわかっておられると思いますが、もしわかっておられない状態だったら石野公園はもう売ってしまうか、潰すか、それぐらいの価値しかありません。絶対わかっておられるはずです。ここで手を挙げなさいと言いませんけど、何が展示されてる。展示されてることに対しても、多分、展示されてるが何かというのは展示されておりません。これは何を目的に展示してるんだよという展示名も書いてないです。わかりやすく言えば、今、多分、御存じでしょうけど、甲冑が置いてあります。この甲冑は人吉市の甲冑なのか、鹿児島の甲冑なのか、熊本の甲冑なのかもわかりません。やはりそこは掲示すべきでしょう。そういうのを考えて回りながらしたらできるんじゃないかなということで。それとＣコースとして、公園わくわく展望台散策チャレンジコース、こういうのを考えていただければなということを考えております。それとＤコースとして、県指定天然記念物カマノクドオートキャンプ場コース、それぞれわかりやすい案内看板に表記をしていただいて、そのコースに向かうんだったら、例えば、最後の天然カマノクドオートキャンプ場コースは、人吉市がこの間指定しましたやませみコースということでやませみを展示していくとか、子供広場にはくまモンを展示していくとか、そういうのをアイデアを持ってしていったらどうかなということを考えてるんです。そこで、市長にこういうことをできないかなということをお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

施設をわかりやすく案内板表記することは、訪れる方を施設へ導くことになり、おもてなしとしても非常に大切なことだと思います。多言語やピクトグラムで表記することで一目でわかる表示にしたり、議員提案のコース設定など、どなたでも案内板の表記を見るだけで楽しくなるような案内が提供できるように考えなければならないと思っております。今後も議員のアイデアを聞かせていただき、よりよい施設にしていきたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　それでは、最後になります。議会、職員、人吉市民が松岡市長が掲げておられますチーム人吉として、スマートインターチェンジ、伝統文化を体験できる道の駅、子供が安心して遊べるチャイルド広場を最大限に活用できる新しい観光施設をつくり上げることが、今後非常に大切だと思います。３月議会で村山公園をいたしました。今回は石野公園整備計画について質問させていただきましたが、経済というのは、私一度、人吉市はどうやってできたのかというのを議員になったときにお話をしたんですが、ここではしませんが、人が集まることによって道路ができて、集まることによって集落ができて、集落ができることによって経済が動くというのがこの世の中の習わしだろうと私は思います。だから、いかに人吉市に人を集めるか、これが一番大切だと思います。経済対策を打つよりも人吉市にいっぱい人が来ていただいて、そこでお金を使っていただいて、それで事業が生まれるというのが必要だと思います。ぜひ松岡市長のほうで、多分、月に１回か部長会とか職員会議とかいろいろあると思うんですが、そういう席上においてテーブルに上げていただいて、協議検討をしていただく場所、またその場所で参加された一人一人から必ずアイデアを１点か２点、市長に対して提案できるような、そういうテーブルを、今後、新市庁舎ができる場所につくっていただいて、その方向性を持って行っていただきたいなということを考えております。

また、今回はコロナウイルスの一般質問がいっぱい出ておりますので取りやめましたが、私の町内のほうにおいて、１人暮らしの女性の方が亡くなられました。これは死亡されて３日ぐらいたっておられて、どうしても発見できなかった。ちょうどそこを訪れる谷間に当たったわけです。それで、そういう事態がありますので、今後やはりそのような対策を提案を１回しておりますが、そういうことをぜひ市のほうも考えていただいて、コロナ対策の会議の中でもお話をしていただければなということを最後に申し添えて、私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後１時39分　休憩

午後１時54分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）（登壇）　こんにちは。２番議員の徳川禎郁です。では、早速通告に従いまして一般質問を行います。

今回の質問は、２項目です。まず１項目めは、聴覚言語障がい者への支援について、２項目めは、読書環境の整備推進についての２つです。

それでは、１項目めの聴覚言語障がいの方への支援についての質問を行ってまいります。平成25年に鳥取県に全国初の手話言語条例が施行されて約７年がたちました。そしてことしの３月24日に、熊本市において熊本県の自治体では初となる熊本市手話言語条例が可決され、４月１日より施行されました。待ちに待った熊本県内での条例成立に関係者一同歓喜に湧きました。熊本県全体にいよいよ手話を言語であることを認識し、広く使える社会を目指し、ろう者が手話を安心して使用し、暮らすことのできる地域社会への実現へと向け加速したと感じます。平成27年３月18日に、手話言語法の制定を求める意見書が本市市議会において議決され、関係機関に提出されております。また、平成30年９月の本村議員の一般質問において、手話言語条例制定について御質問されております。そのときの議事録を拝見しますと、ろう者が日常生活において安心して手話を用いることができる環境づくりについて支援策を講じていかなければならないと答弁されておりますが、その後、手話言語条例制定についての進展があったのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

手話言語条例につきましては、全日本ろうあ連盟によりますと本年６月５日現在、28道府県12区251市52町１村の自治体で制定している状況でございます。また、ただいま議員のほうから御紹介がございましたように、熊本市では本年３月に条例が可決され、４月１日に施行されているようでございまして、その他県内各市の状況を確認いたしましたところ、現在条例を制定している自治体はないところでございます。

本市におきましては、現在のところは引き続き熊本県の動向、先進事例の情報の調査、研究を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　熊本市に続いて人吉市が一歩前へ条例制定へと進んでほしいと願っております。今般の新型コロナウイルス感染症が急速な勢いで世界中に拡大する中で、情報は氾濫し、皆が不安と脅威の中におりました。いや、まだその不安は解消されず、先の光を見つけ出そうと必死で暮らしているような状態です。情報を十分に受け取られる私たちでさえ不安になるのです。情報を受け取ることが困難な方々の不安はいかばかりかと思います。もし熱発したらどこに問い合わせればよいのか、もしコロナウイルスに感染したらどうしたら

いいのか、どこに問い合わせたらいいのかとお尋ねがたくさんありました。県のホームページを確認いたしましたら、電話番号の記載はありますがファクス番号の記載がありませんでした。そこで球磨地域振興局を通して、何とかファクス番号の記載をお願いできないでしょうかということを申しました。すぐに対応していただきまして、皆さんそのときは何かあったらそこにファクスをすればいいんだねということで少し安堵されたというところです。また、本市のホームページのほうにもファクス番号の記載をということをお願いにあがりましたら、そうしましたらすぐに対応していただきましたので、本当にありがたいと思いました。ありがとうございました。

しかし、聴覚に障がいをお持ちの方は文章で自分の体のぐあいなどを細かく説明し、書くのが困難な方が多いのです。そんなときに身近である市が間に入るなどしてつないでいただけるならば、どんなにか安心されるかと思います。

昨年の６月、12月の一般質問において手話通訳者の配置をお願いしてまいりました。市の職員の方の手話通訳者、要約筆記者の配置は急務だと思います。改めてお尋ねいたします。今後、手話通訳者、要約筆記者の配置についてのお考えをお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

聴覚言語障がい者の方々は、症状や置かれている環境はその形によって大きく異なるものでございまして、御本人や関係する周囲の人が聴覚障がいの多様性を十分理解しておくことが重要と捉えております。聴覚障がい者のコミュニケーション手段として相手の口を読み取って言葉を理解する口話、文字を書いて行う筆談、手指の動きや顔の動きによって表現する手話など、その方の状況に合った有効な手法を用いることができるよう配慮する必要がございます。なお、視覚的な情報により判断をされることから、市役所の窓口対応や会議においては、相手や会議出席者全員の顔を見ることができるよう配慮することが必要でございますし、その内容を十分理解されたのかどうか、振り返り内容を確認する対応も必要であると考えております。

現在、本市におきましては、意思疎通支援事業といたしまして他者との意思疎通が困難な聴覚障がい者等の方々に意思疎通支援員を派遣するコミュニケーション支援を行っているところでございます。議員から御質問の手話通訳者及び要約筆記者につきましては、来庁される聴覚障がい者等の方に対する環境整備の必要性は十分認識しているところでございますが、現在のところ市役所内には配置をいたしておりません。各窓口では筆談によって対応する旨の案内板を設置し、筆談を行っている状況でございます。今後は他の自治体の状況を参考にしながら、その必要性について再度検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　筆談も耳マークの大きいのをたくさん置いて用意していただいており

ます。ありがたく思っております。そんな中で、やはり筆談が難しいと、先ほどもファクスをするが難しいんですということを申し上げましたが、そういう文章を書くということがなかなか困難な方が多いということが現状でございます。前回も申しましたが、筆談での意思疎通が難しい方が多いので、その辺をわかっていただくために、やはりろう者の方との触れ合いをしていただけることが一番の近道と申しますか、寄り添えるのではないかと思っています。

そこで、12月の一般質問においても市の職員の方の手話通訳者養成講座への受講をぜひお願いしたいと申しました。残念ながら、今年度も市の職員の方の受講の申し込みはありませんでした。手話通訳者、要約筆記者の設置も常設とは、常駐してくださいとは申しません。まずは月に１度でも曜日を指定して、時間を区切ってでの設置を、そして先ほども一般質問の中でありましたが、第４次定員適正化計画の中ではございますが、ぜひ来年度の職員募集の要項の中に手話通訳者ができる方というのを募集項目に１つ加えていただきますことを希望いたします。

そこで市長にお尋ねいたします。熊本市の手話言語条例制定を受けて、本市のお考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

ろう者の方々は障がい福祉施策やＩＣＴの活用による意思疎通支援が充実した現在においても、日常生活におけるさまざまな場面でコミュニケーションを行うことに不便さや困難さを感じながら生活されている状況があると感じています。人吉市民一人一人がろう者の方々の置かれている状況や障がいへの理解を深め、互いに尊重し合いながら暮らす共生社会を実現していきたいとの思いがありますし、市長といたしましても、さまざまな障がいをお持ちの方も同様に考えていかなければならないと思うところです。手話言語条例は手話が言語であると市民が認識することで、ろう者が手話を使用して安心して暮らすことができる地域社会の実現に必要なものと考えますが、本市において実施可能な施策の検討や、課題の分析を行う必要があると思っております。私も事あるごとに少しずつではありますが、手話を取り入れた挨拶を心掛けておりまして、まずは手話通訳者までとはいかないまでも手話に関心を持つ方がふえるような取り組みが肝要であると考えます。

条例制定につきましては、健康福祉部長の答弁のとおり、ほかの自治体の動向や本市の課題を踏まえ、今後も継続して先進事例の情報の調査、研究を進めながら判断してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　市長の手話での堪能な御挨拶は何度も拝見しております。私は全然足元にも及ばないんですけれども、私も一生懸命、今修行中でございます。やはり市民の方が

手話を言語として使えるというのは、本当にろうあ者の方にとっては幸せで安心できると市長もおっしゃいましたが、そのとおりだと思います。鳥取県の事例を申しますと、もちろん県知事も手話を堪能でございますが、県の職員の方全ての方が皆さん手話ができます。そのような社会に人吉市が早く近づきますように、１日も早く人吉市の実情に合った手話言語条例の制定ができますように希望いたします。よろしくお願いします。

障がい者の権利に関する条約と、それを受けて制定された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律では、2016年４月から図書館などの公的機関に障がい者への合理的配慮の提供を義務づけております。合理的配慮とは、障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になりすぎない範囲で、社会的障がいを取り除き、図書館の利用を保障しようとするものとあります。そこで特にお一人での外出が困難な視覚障がいの方、四肢障がいの方、また学習障がいなどのさまざまな障がいをお持ちの方や御高齢の方々に対し、どのような設備、取り組みを現在されているのでしょうかお尋ねいたします。

○教育部長（椎屋　彰君）　議員の皆様、こんにちは。それでは、御質問にお答えいたします。

本市の図書館では視覚障がい者向けに点字本や名作集、児童文学などの朗読を収録したカセットテープ、朗読集や落語などを収録したＣＤ、時代小説やミステリー等の大活字本を多数所蔵しております。また、館内には補助器具として拡大鏡や拡大読書器を設置しており、視覚障がい者支援サービスに取り組んでいるところでございます。そのほかの障がい者支援に関しましても、知的障がいや発達障がいがある方にも読書を楽しみ、必要な情報を得ることができるように、写真やイラストなどを多用したわかりやすいＬＬブックという図書を所蔵しておりまして、また聴覚障がい者向けには洋画だけではなく日本映画でも日本語字幕を選択できるＤＶＤを所蔵しております。あわせまして、昨年度、リフト機能つき移動図書館車「さわやか号」を導入しておりまして、園児や高齢者そして障がい者の皆様の利便性が向上したところでございます。また、職員研修として公共図書館の障がい者サービスに関して積極的に出席するなど、図書館が果たすべきよりよいサービスの向上に取り組んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　実際、私も図書館のほうに行きまして、点字本やＬＬブックなどを拝見させていただきました。平成30年12月の西議長の一般質問の中にＬＬブックの要望がございましたが、そのとき４冊の蔵書であったＬＬブックが今は12冊と、もう増冊されていることにとてもうれしく思いました。とてもありがたいです。ありがとうございます。

平成元年６月28日に、厚生労働省より視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律、いわゆる読書バリアフリー法が公布、施行されております。この法律の目的は視覚障がい者等の読書環境の整備を推進し、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じ、

文字・活字文化の恩恵を受けることができる社会の実現に寄与することとうたわれております。読書バリアフリー法を受けて、本市図書館はどのような対応を現在されておりますか、お尋ねいたします。

○教育部長（椎屋　彰君）　お答えいたします。

読書バリアフリー法の本市図書館での対応についてでございますが、この法律の施行前から障がいの有無や程度に配慮しながら、特定書籍等の量的拡充、質の向上を図ってまいりました。この法律の施行を受け、新たに開始したサービスはございませんが、今後におきましても、引き続きこの法律に基づきまして、国や県、さらには福祉部局との連携を図りつつ、本市の実情を踏まえまして、障がいのある方々のさらなる利便性の向上を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　全ての市民の皆様への読書や情報を受け取ることの利便性、利用しやすさを保障していくことの重要性、またやすらぎの場、社会インフラの重要拠点としての必要性を改めて感じております。今回の新型コロナウイルス感染防止のため、図書館が閉館となりました。その間、学校も休校中でしたので、子供たちが本と触れ合えない、読書がしたい、学校の図書館だけでも開けてほしい等の御意見をたくさんいただきました。そのような中で、移動図書館を稼働していただいたときは市民の皆様から「ありがたい。」、「待っていました。」と喜ばれ、特に親子での御利用をされる方が多く、ほほえましく、うれしく見ておりました。その後、待ちに待った図書館開館となりました。座っての読書ができない。滞在時間を短くという制限つきの利用の中でございますが、市民の皆様の安堵感を感じました。

しかしながら、このコロナ禍の現在、緊急事態宣言は解除となりましたが、まだまだ外出することに不安をお持ちの方がたくさんいらっしゃいます。特に持病をお持ちの方、障がいがあられる方、御高齢の方、小さいお子様をお持ちの方などの外出への不安は大きいでしょう。そのような中でも、さきに申しましたように図書館再開のときの喜びの声を聞きますと、いかに生活の中に本が読書が大切かということがわかります。そのような現状、制限つきの利用の中で人吉市図書館蔵書検索システムはとても便利なシステムです。検索して借りたい本が人吉市図書館にあるのか。貸し出し中ではないかなどを確認して図書館へ訪れれば、滞在時間は短くて済みます。お電話での予約も現在していただけると伺っております。令和２年度はシステム更新期となっており、令和２年度当初予算にも予算が計上されております。今年度が図書管理システムの更新時期ということですので、そこでもう一歩進んで、蔵書検索システムを利用し、パソコン、携帯電話等でネットでの予約ができないか。さらには図書館へ行くことが困難な障がいをお持ちの方や御高齢の方へ対して、郵送などの計画の予定は

ないのかお尋ねいたします。

○教育部長（椎屋　彰君）　お答えいたします。

最初に、高齢者を含む障がい者等のネット予約に関しましては、現在、図書館において図書館管理運営システムの再構築を進めており、インターネットを活用した図書館の予約サービスを今年度導入することとしております。あわせて、図書館では障がい者向けに、それぞれの障がいの種別や程度に応じた資料のリスト化を図り、今後、障がいのある皆様に図書館で利用できるサービスの提供、サービスの情報を発信していく予定でございます。その他のサービス強化に関しましても、本市における障がい者やその方たちを支えるボランティア団体の皆様との情報の共有を図りながら、本市の実情を踏まえ検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　いつ終わるともわからないコロナ禍の中に、図書のインターネット予約ができるとのこと、大変うれしく思います。さらに図書館の利用がふえることだと思います。

自粛中の中でも買い物は行かなければなりません。そのような中、特に外出が困難になられたのが視覚障害の方ではないかと思います。触ることで認識をされていたのに、触れることがはばかられたり、いつもサポートを受けている方が密になるからと支援を遠慮されたり、街中、お店に人気がなくなり、音がなくなり、外出が怖くなったとのお話も伺いました。今後、外出が困難な方やさまざまな障がいをお持ちの方や、その方たちを支えるボランティア団体にとっても連携を取っていただけることに、今後大きな期待をいたします。

次に、ことし３月に策定されました第２次障がい者計画の中に、情報バリアフリーの項目がありますが、どのような内容なのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

本市の第２次障がい者計画につきましては、本年３月に策定委員の方々や関係者の皆様方の御協力を得て、策定を完了したところでございます。

議員から御質問の情報バリアフリーにつきましては、本計画の第４章、分野別施策の６、情報の取得・利用の向上の中で障がいのある人が必要なときに必要な情報が得られるよう、障がい特性に配慮した情報の提供など、情報のバリアフリーを推進するために広報紙等による情報提供、パンフレットの設置、点字・声の広報等発行事業、イベント等における障がいのある人への情報伝達の配慮の４つの具体的な施策の主なものとして掲載をしております。読書バリアフリーに関する施策についての記載はございませんが、今後、本市図書館とも連携し、視覚障がい者等の読書環境の整備に向けた取り組みに努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　ぜひ福祉課と図書館と連携を図りながら、全ての市民の皆様が文字文化の恩恵をうけることができますように希望いたします。よろしくお願いします。

それでは、最後の質問になります。読書バリアフリー法の第５条に、地方公共団体の責務として国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施することとあります。それを受け第７条に、文部科学大臣、厚生労働大臣が定める基本計画の具体化、また第８条には、地方公共団体は計画策定の努力義務が図られておりますが、そのことを受け本市としては策定の予定があるのでしょうか、お尋ねいたします。

○教育部長（椎屋　彰君）　お答えいたします。

読書バリアフリー法による障がい者の読書環境の整備に関する施策の策定及び実施、責務に対する本市の考えにつきましては、現在、国の基本計画が視覚障がい者等、その他の関係者の意見を反映させるために必要なパブリックコメントを実施されている段階でございます。今後、国の基本計画が策定されましたならば、その基本計画を勘案して、熊本県の動向を見ながら、本市における視覚障がい者等の読書環境の状況を踏まえ、計画策定に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　今回の新型コロナウイルス感染症は世界的な災害と言っても過言ではないと思います。さきの東日本大震災の４日後には岩手県北部の３市町村が図書館を一部開館、その後次々と開館されたそうです。19日後に開館した気仙沼図書館でのコメントの中に、「本はご飯です。ご飯と同じぐらい必要なものです。」と残されておりました。また、2018年３月に出されました熊本地震を経験した育児中の女性へのアンケートの報告書の中には、子供に関する施設、図書館の復興に力を入れてほしい。まずは地域に暮らしている子供たちが楽しく過ごせないと意味がないとありました。何度も申しますが、先が見えないコロナ禍の中で、子供たちの、いやさまざまな障がいをお持ちの方、御高齢の方や外国の方々、全ての人々が安心して豊かに暮らせるよう最大限の想像力を発揮し、寄り添わなければならないと思います。

最後にもう一度お願いいたします。人吉市の市民のために、人吉オリジナルの手話言語条例の制定と共生社会の実現を目指した読書バリアフリーの推進を切にお願いいたします。これで私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後２時24分　休憩

午後２時34分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　皆さん、こんにちは。15番議員の本村令斗です。では、通告に従いまして質問を行ってまいりたいと思います。

項目といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策について質問してまいります。要旨のほうで学校教育における対応について、市営住宅の入居について、避難所の運営についてというふうでやってまいりますが、業種のほう３部局に分かれていますので、基本的に３項目あるようなふうに捉えていただければと思います。

では、まず１つ目の学校教育における対応について質問してまいりたいと思います。北九州市では学校で感染が広がった実態が明らかになっています。新型コロナウイルス感染症から子供たちを守り、全ての子供たちが安心して過ごせる環境を確保することが求められています。熊本県教育委員会が５月14日に出した「学校における教育活動の再開について」という通知では、２、授業における工夫についての（１）身体的距離の確保で、必要に応じてクラスを複数のグループに分けた上で、使用していない教室を活用するなどして児童・生徒の席の間に可能な限り距離を確保し、ここには括弧しておおむね１から２メートルと書いてあります。それで、対面とならないような形で教育活動を行うこととなっています。これに対して学校関係者から、子供たちの間で感染が広がらないように通知の内容を実現する必要がある。しかし、学級を２つに分けて授業を行うことになり、先生の数が到底足りない。補助員を入れるかオンラインで１人の先生の授業を２つのクラスで見せるようにしないと実現できないという声が寄せられました。身体的距離を確保するため教室内での少人数指導が可能となるよう、教室や教員の確保、あるいはレンタルでよいのでオンラインで別の教室でも授業が見られる機材の確保をすべきではないかということをお伺いします。

○教育長（末次美代君）　皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

子供たちが集う学校で万全の感染症予防を行う重要性は言うまでもございません。学校の規模等によっては感染防止の３つの基本の１つである身体的距離の確保ができないという問題に直面していることは、今、議員御指摘のとおりでございます。国内では学校再開後、身体的保障を確保するため分散授業に取り組んでいるところもあるようでございますが、学級を分けて授業を続けるための少人数学級を本格的に導入するならば、教室の確保とあわせて教職員の大幅な増員が必要になりますが、現状を考えますと実現はなかなか難しいのではないかと思われます。

また、学校内で別教室においてオンライン授業を実施するための機材の確保につきましては、国によるＧＩＧＡスクール構想とあわせ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を利用したタブレット端末や電子黒板等の導入実施計画書を、現在、県を通して国に提出しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　私もこの県からの通知が出たときにどうするんだと非常に思ったところなんですけども、かなり難しい面もあると思います。基本的にはほかの部屋でも見れるというのは、機材のことも言いましたけど、基本やっぱり教員とか補助員がついて、分けてる教室で授業するのが一番いいと思うんですけど、なかなか学級数考えても難しいところもあると思います。わかります。現状はですね。ただ、できるところはそういうふうにやっていただきたいと思いますし、やっぱりそれをしたほうがいいのはわかりますので。あと県もそういうふうに言うなら教員を確保できる予算をつけてほしいと思いますし、そう思うところです。ただ、一応理念的にはわかりますので、その点は次の質問のほうにつなげていきたいということをちょっと考えているところです。それで、感染症に詳しい山本太郎長崎大学熱帯医学研究所教授は、最近20年間、ＳＡＲＳ、ＭＥＲＳ、今回の新型コロナと３回もの新たなウイルスが発生しています。頻度が高すぎ異常です。生態系の人間の無秩序な進出、地球温暖化による熱帯雨林の縮小などにより、人と野生動物が接触する機会がふえました。ウイルスは少しずつ変化し、多くの種類があります。そこで人間社会の側が社会にもっとも適したウイルスを選んでいる。グローバル化し、経済優先主義の今の社会で一番広がりやすいウイルスを社会の側が引っ張り込んでいると述べています。今後もコロナウイルスのような感染症が起こる可能性は否定できないと思います。それに適応できる状況をつくっていくべきだと思います。今後もコロナウイルスのような感染症が起こることを考えれば、少人数学級の実現を国・県に求めていくべきではないかということをお伺いします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

国におきましても少人数学級の必要性は認めながらも、それを実現していくための長期的なプランや見通しは、現段階で示されていないのが実情でございます。少人数学級の実現は、今議員のほうからもお話がありましたように、新型コロナウイルス感染症対策だけではなく、子供たち一人一人を大事にし、きめ細やかな教育を実現するためにも、また学習面だけでなく心の安定を図るためにも望まれてきていると認識しております。今後は国の動向を注視しながら、県に対しましても機会を捉えて要望してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　今答弁ありましたとおり、この問題が起きなくても非常に実現していただきたいことだと思ってます。ただ、今回取り上げましたのは、ある機会に県民や国民の声が盛り上がって大きく事態が前に進むこともありますので、こういう県も通知が出されましたので、各自治体の教育委員会でもそうおっしゃるなら少人数学級も実現してほしいという声も上がるかもしれませんので、ぜひこの機会も捉えて県にまた要望していってほしいと

思います。

次に、備品や消耗品の問題です。これちょっと聞きたいと思うんですけど、感染症対策のための備品や消耗品を用意しておくことは大変重要です。これには子供が使用するマスクの常備や消毒薬、非接触型体温計などは配備しておくべきだと思います。もう対応されてるかもしれませんが、どのような状況かお伺いします。

○教育部長（椎屋　彰君）　お答えいたします。

児童・生徒が使用するマスクにつきましては、これまで国から学校を通して１人１枚の配布が行われておりますが、今後２枚目の配布も予定されているところでございます。また、学校によっては、教職員が手作りのマスクを作成されているところもございますし、全ての学校にマスクの備蓄もあり、現在のところ不足している状況にはございません。消毒液につきましては、学校再開前に教育委員会で一括購入したものを各学校に配布しておりましたが、このたび、市内の各事業所様から本市へ温かい御寄附を頂戴し、各学校へも配布させていただいたところでございます。この場をおかりいたしまして、その御厚意に厚く御礼を申し上げます。また、非接触型体温計につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、全ての学級と保健室、職員室へ配備する実施計画書を県を通して国に提出をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　この辺に対してはもうかなりきちんと対応されているんだろうと思ったんですが、そのとおりであったと感じております。私も今答弁を聞きまして、そうだなと思ったのは、全ての学級に実施計画出してるということで、頭で思ったのは、最初に家ではかってくる、学校に来たときはかって来ない生徒ははかる必要がありますから、ちょっと子供がいるところにいくつか置いてというのをイメージしてたんですけど、確かに、全ての学級に入れると朝発熱してなくても子供が熱っぽいと言って行けば休み中でもはかってあげられますから、その点早く対応できますから、それは非常にいいことだなと思って、なかなかこれがすぐには入らないということを聞いてますけど、一刻も早くぜひ入るように望んでますということを私からも申し上げておきたいと思います。

それから、次に保健室等でのことについてお聞きしたいんですけど、学校で気分が悪くなったときに行くのが保健室です。もしコロナウイルスに感染した子供が保健室に行った場合に、ほかの子供や養護教諭に感染が広がることがあってはいけません。しかし、養護教諭の方もどう対応してよいのか悩まれる場合もあると思います。そこで保健室、保健所、医師会などと連携し、養護教諭の感染防止対策を含めた保健室等での詳細な対応マニュアルをつくるべきではないかということをお伺いします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

次の感染拡大の波に備え感染防止に取り組むことは全世界共通の大きな課題であると認識しております。本市におきましては、文部科学省から策定されました「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を各学校へ配布し、感染防止に取り組んでいるところでございます。また、市内校長会の代表、各学校の養護教諭で構成しております保健担当者会の会合の中で、各分野で策定されておりますマニュアル等についても情報を共有し、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の御助言等をいただきながら、共通認識のもとで引き続き感染拡大防止に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　この質問をしようと思ったのは全日本教職員組合がそういうのを提言として文部科学省に出してましたので質問したとこなんですけど、多分、文部科学省もそれに対応されたのかなと思います。マニュアルももちろん既存のものがあれば活用することは当然のことですし、いろんなところの、今答弁があったように、御助言を受けながらそのようにしていただきたいと思います。

次に、今のにかかわるんですけども、とりわけ発熱がある子供についてはコロナウイルスの感染が疑われます。その子供に次の対応が取れるまでゆっくり休ませ、さらにはほかの子供や養護教諭に感染が広がらないようにする必要があると思います。そこで発熱などの感染が疑われる子供が待機する場所を確保すべきではないかということをお伺いします。

○教育部長（椎屋　彰君）　お答えいたします。

学校内の保健室以外で児童・生徒が待機する場所を確保することは、学校の余裕教室の状況と合わせ、保護者が迎えに来るまでの間に介助をする人員確保の問題がございます。先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、次の感染拡大の波に備え、感染拡大防止に取り組むことは大きな課題であると捉えております。市内の小中学校では既に別室対応を考えてる学校もあるようでございますが、今後は市内校長会、教頭会を初め、養護教諭で構成する保健担当者会においても周知し、この課題解決に向けて対応してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　この問題は感染が疑われる子供たちに対してどう対応したかというのは、後々感染が広がらなかった場合も広がった場合も、非常にその動き方が問われる問題となっていきますので、いろいろ学校内でどうできるかというのをぜひシミュレーションして、今答弁あるように取り組んでいただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それから、就学援助のほうについて次は質問してまいりたいと思うんですけど、保護者の収入が急減している家庭においては、子供の学びが脅かされています。全ての子供たちの豊かな学びを保障するため、就学援助などの認定について、年度途中でも速やかに認定する自

治体が表れています。インターネットで検索できただけでも13の自治体があり、九州内では福岡県北九州市、春日市、鹿児島県薩摩川内市などがありました。就学援助などの認定について、年度途中でも速やかに認定するなど柔軟に対応すべきではないかということをお伺いします。

○教育部長（椎屋　彰君）　お答えいたします。

本年３月24日に文部科学省から通知されました「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」におきましても、就学援助等に関しましては可能な限り柔軟な対応を行うよう示されております。本市におきましては、従来から年度途中の申請に対しましても速やかに認定作業を行い、必要な援助を行ってきておりますので、今後も引き続き柔軟な対応を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　人吉市ではこれまでもやってきたということで、非常にそれはいいことだと思います。この問題がなくても来たときに対応できるのはもうできたと思って、非常にいいことですので、今後ともその方針でやっていただきたいということを申しておきたいと思います。

次に、非常に大きな問題で教育のずっと休みでおくれてしまったことへの問題なんですけども、しかしそのことに対する考え方の問題ですけども、長期の休校により子供の学習のおくれと格差の拡大、不安とストレスは大変に深刻です。各種のアンケート調査にはイライラする。夜眠れなくなった。何もやる気がしない。死にたいなどの子供の痛切な声が記されています。学習のおくれを取り戻そうと土曜授業、夏休みや学校行事の大幅削減、７時間授業などで授業を詰め込むやり方では、子供たちに新たなストレスをもたらし、子供の成長をゆがめ、学力格差をさらに広げることにもなりかねません。子供たちをゆったり受けとめながら、学びとともに人間関係の形成、遊びや休息をバランスよく保障する柔軟な教育が必要だと思います。教育課程編成は子供の生活リズムを保ち、適度な運動、休養、睡眠を保障し、免疫力を高め、負担が過重とならないことを最優先とすべきではないかということをお伺いします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

長期間の学校休業、そして学校再開、これに関しましては一番懸念していることが、今議員の質問の中に出てきたことでございます。学習のおくれを取り戻すことを優先しようとすれば、子供たちに新たなストレスをもたらし、学力格差をさらに広げることが懸念されます。心身ともに健康でという言葉が一番大切なことだと思いますが、子供たちをゆったりと受けとめながら、学びの保障であり、また人間関係の形成であり、そして遊びや休息をバランスよく保障する柔軟な教育が必要であると議員も申されました。全くその通りでございます。

文部科学省からは、本年５月15日付で令和３年度または令和４年度までの教育課程を見通して、学習指導要領で指導する学年が規定されている内容を含め、次学年、次々学年に移して教育課程を編成する特例的な対応を認める通知がなされております。子供たちの健やかな学びを保障し、一人一人の子供の成長を大事にした教育を進めるために、その学年の核となる学習事項を見定めて深く教え、それ以外は創意工夫によって教科横断で学んだり、また次年度以降に効果的に学ぶようにする等、子供の実態から出発する柔軟な教育課程編成が必要でないかなと考えております。あわせて、教職員にとっても過度な負担とならないように、十分に配慮しなければならないと思います。このようなことは市内校長会を通して配慮を求めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　この辺は多分しっかり考えておられると思っていたんですけど、そのとおりでした。やっぱり早くおくれを取り戻さないといけないと思われる方もおられると思うんですけど、テレビでのワイドショーでもそんな意見があったんですけど、ある学校関係の専門家の方が、そういう考え方はいけないとばすっと切られことがありまして、そういうことをしたらやっぱりいろんな学力格差とかありますし、そして、やっぱり今答弁あったように、学校のほうでこの間聞き取りしましたけど、やはり非常におくれは気になるけど急がしたらいけないとも言われました。学校とも教育委員会ともそこの思いは一致してると思いますので、ぜひそこを太く持ってやっていただきたいということを申しておきたいと思います。

それから、もう１点は、給食費の補助の問題をちょっと質問したいと思うんですけど、学校が休校の間給食がありませんでしたが、小中学校の保護者の方に伺うと、家では昼食、学童に行く場合は弁当をつくるための材料費がかなりかかって家計が大変です。家庭によっては市販の弁当を買って学童に行く子供に持たせなければならなかったので、相当の出費で大変のようだなどの声がありました。給食が行えなかった月の1,000円の助成金はほかの月に上乗せし、学校給食費助成金の予算は全額保護者の負担軽減のために使うべきではないかということをお伺いします。

○教育部長（椎屋　彰君）　お答えいたします。

４月から５月末にかけて学校は長期休校となりましたが、給食につきましては、４月に１回、５月に５回を実施しております。給食費の徴収につきましては、当初４月から徴収の予定でしたが、結果的に休校措置が５月末までに延びたため、給食の年間実施回数を見直した上で、給食費の年額月額も算定し直し、同時に徴収開始月も６月からに変更し、保護者への周知も行っております。給食費助成金につきましては、徴収回数が11回から９回に減ることで、保護者にとって助成金が２回分減額になるのではと心配されるところですが、４月、５

月分の給食費を各1,000円で計上し、同額の助成金を充てることで相殺して０円とし、結果的に２回徴収しないこととしております。従いまして、保護者に不利益にならないよう、助成金は従来どおり11回分確保し対応しておりますので、決して負担は大きくなっていないことを御理解いただけるものと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　今聞いたように全額使えるということで、保護者の負担がふえたら助成するためのお金を余らせたというのはあんまりだなと思って質問したんですけど、ちゃんと全部使えるということで、保護者の方も知らせたのか今からかわかりませんけど、そこは多分喜ばれるだろうなと思うということを述べておきたいと思います。

そして、次の質問に移ってまいります。次に、市営住宅の入居の問題について質問してまいりたいと思います。コロナウイルス感染症は日本経済に大きなダメージを与えています。４月10日に発表された日本経済研究センターのエコノミスト調査は、日本のＧＤＰがコンセンサス予想どおりの成長推移となった場合は、約41万人が失業することになるとしています。人吉市へも大きな影響があることは明らかです。収入が減少したり職が減ったりして、市営住宅への入居が必要となる方がふえることも考えるべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したり、職を無くしたという方からの市営住宅入居に関する御相談は、現在のところございません。しかし、議員がおっしゃるように、新型コロナウイルス感染症の影響を受け問い合わせがふえてくることも十分考えられます。市といたしましては、今後住宅入居に関する相談がありました場合には、社会福祉協議会が窓口となっております住居確保給付金制度の紹介を行うとともに、入居申請者へは早期に入居ができるよう、空き室の迅速な入居整備を行うなど、市民に寄り添った迅速な対応をしてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　今後ふえることを考えておかなければならないということで、そのためにも空き室の準備もと言われました。実際、空き室のことなんですけども、今言ったような方が市営住宅を希望しても、以前は希望者が多くて部屋も空いておらずなかなか入居できないというようなことをよく聞いてたんですけども、しかし、今日では結構部屋も空いてると聞いてるんですけど、以前と違って空き室も出てきているんじゃないかということをお伺いします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

市が管理しております市営住宅は25団地121棟で1,127戸ございます。そのうち施設老朽化等の理由から募集停止をしている部屋が39戸、緊急避難用１戸を除きますと空き部屋数は６月１日現在で179戸でございます。入居率を見てみますと、平成28年度が92.91％、令和元年度が84.21％となっておりまして、年々下がってきている状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　以前より空いてるのも状況もわかったところです。それで、国ですけど国土交通省住宅局は、2018年３月30日に「公営住宅への入居に際しての取扱いについて」という通知を出しています。その中には住宅に困窮する低所得者への住宅供給という公共住宅の目的を踏まえると、保証人を確保できないといった事例が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅の入居に際しての前提とすることから転換すべきであると考えます。このため標準条例（案）を改正し、保証人に関する規定を削除しましたので、各事業主体においては住宅困窮者への公営住宅入居に支障が生じることのないよう、地域の実情等を総合的に勘案して、適切な対応をお願いしますとしています。

以前、私のところへも保証人になってもらえる人がいないと悩まれて相談に来られた方もおられました。今回のコロナウイルス感染症問題を機会に、保証人がいなくても市営住宅に入居できるようにすべきではないかということをお伺いします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

現在、本市では連帯保証人を必要としておりますが、連帯保証人を求めることにつきましては、次のような理由からでございます。１つ目でございますが、家賃滞納に関することでございまして、連帯保証人を置くことにより未納の発生防止に効果があると考えております。２点目は、入居者に万一のことが発生したときに、親族等へ連絡を取る手段として、大変重要な手段だと考えているところでございます。

ちなみに熊本県内各市の状況でございますが、熊本市は連帯保証人を設定しておりません。熊本市以外の12市は連帯保証人を設定しているというところでございます。本市としましても、今後、公営住宅の本旨や各市の状況を踏まえながら、適切に市営住宅が供給されますよう管理運営に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　なかなかほかがしてないと、前のほうを走らずにほかの状況を見ながら進もうという面があるというのをときどき感じるんですけど、このコロナ感染の問題があればいろんな希望する方もふえて、ほかの自治体でも県内でも保証人がいらなくなるということも今後大いにあるかもしれません。ぜひ人吉市でも早いほうを走って保証人がなくても入居できるようにぜひしていただきたいということを申しておきたいと思います、

次に移りまして、最後に避難所の問題についてです。新型コロナウイルス感染症問題が起き、災害における避難所においても３密を避けることが求められています。内閣府政策統括官付参事官、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長は、４月７日に「避難所における新型コロナウイルス感染症へのさらなる対応について」という事務連絡を出しています。この中に可能な限り多くの避難所の開設という項目があり、発生した災害や被災者の状況等によっては避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用等も検討することと書かれています。多くの避難所を開設するなら多くの人材が必要になってきます。地域住民が避難所運営にかかわる必要性が大きくなるのではないかということをお伺いします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えをいたします。

新型コロナウイルス対策を踏まえた本市の避難所運営に関しましては、通常開設をしております指定避難所、これ８カ所ございますけれども、この８カ所において和室や会議室、体育館など可能な限り活用し、避難場所としていく計画でございまして、その分対応する職員も必要となってまいります。また、避難所の受付では避難者の検温ですとか、簡単な健康確認、それから定期的な施設の消毒作業など、これまでなかった避難所業務が加わってまいりますので、現時点でもマンパワー不足が懸念されるところでございますが、今後避難者の増加に伴いまして、さらに議員がおっしゃいましたような形態での避難所の開設、増設というのも追加する必要がございますので、そういった場合には避難所運営に対する地域住民の皆様方のなお一層の御理解と御協力が欠かせなくなってくるというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　おっしゃったとおり地域住民のかかわりも必要になってくると思うんですけど、前も論議しましたけど、大規模災害のときはそういうことも論議したんですけども、今回のコロナ感染症の問題の下ではそこまでいかない規模でも地域住民の協力が、運営にかかわることが必要になってくるんじゃないかなと感じたところです。それで、そういうときに起こることなんですけど、新型コロナウイルス感染症という新たな問題が起こってる状況下での避難所開設は、運営されておられる市職員の方でも感染が起こらないように、どう運営するかということに悩まれることもあると思います。ましてや地域住民の方ならなおさらです。そのような状況の中、インターネット上に全国災害ボランティア支援団体ネットワークが新型コロナウイルス避難生活お役立ちサポートブックというのを公表しており、これをプリントアウトして活用できることがわかりました。カラーで本当はきれいなんですけど、こういうものです。白黒でしておりますけど。このネットワークは災害時の被災者支援活動が効果的に行われるよう、地域、分野、セクターを超えた関係者同士の連携の促進及び

支援環境の整備を図ることや、活動を通じて将来の災害に対する脆弱性を軽減することに貢献することを設立の目的としています。また、会員として全国社会福祉協議会、中央共同募金会、日本生活協同組合連合会、日本青年会議所、日本赤十字社など30団体が名を連ねています。サポートブックの中身を見てみると、新型コロナウイルス感染症問題が起きる中での避難所について、注意点や避難所のレイアウト、必需品、さらには注意点を張り出せるポスターの原画や手作りでできる防護用品の作り方まで載っています。避難所を運営する方がこのサポートブックを持っていたら運営方法がよくわかり、大変心強い味方になると思います。避難所運営にかかわる方にはこのサポートブックを配布し、活用してもらうべきではないかということをお伺いします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

議員から御紹介いただきました新型コロナウイルス避難生活お役立ちサポートブックにつきましては、感染症の予防や蔓延防止のための方法がイラストを多用しながら細かくかつわかりやすく記載してありまして、避難所運営者のみならず避難されてきた方にも有用でございますので、指定避難所での感染予防の参考にさせていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　できれば配布すると答弁してほしいと思ったんですけど、わからない場合もあるんですけど、非常に内容は細かくて、避難所でここまでできるのかというスペースの問題でも準備物の問題ありますので、配布すると、こう書いてあるじゃないかと、ここも準備してくれ、こういう場所も取ってくれとなるのもあるのかなというのを察するとこですけど、いずれにしても参考にされるということですので、ぜひ活用していっていただきたいと思いますし、ぜひこういうところまで避難所運営ができるように市としてもいっていただきたいと思うことを申しておきたいと思います。

それから、この中で書いてる準備物のもので質問してまいりたいと思うんですけど、６月１日に行われた全員協議会で配付された資料の中に、令和２年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画一覧の概要があります。その中には、避難所における感染防止対策経費として消毒液、フェイスシールド、マスク、検温器、パーティションなどが上げられています。サポートブックの中にも準備物として上げられているものであり、的確なものを購入されると感じています。ただサポートブックに書いてある必需品で重要と思われるものの臨時交付金の購入予定にないものに使い捨て手袋がありました。臨時交付金以外で購入されるのかもしれませんが、使い捨て手袋も今のうちから準備しておくべきではないかということをお伺いします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

消毒作業などを行う際に感染予防の対策として、議員おっしゃいました使い捨て手袋、こ

れ必要となってまいります。この使い捨て手袋につきましては、現在施設管理用として200枚購入をしておりまして、また避難所用として指定避難所１カ所あたり100枚分、これはもう確保しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　さっきの準備の状況からしてかなり考えられたと思いましたけど、そのとおりありましたので、ぜひとも今のうちから準備していただいて、いざという場でも対応できるようにしていただきたいということを申しまして私の質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後３時16分　散会

令和２年６月第３回人吉市議会定例会会議録（第３号）

令和２年６月10日　水曜日

１．議事日程第３号

令和２年６月10日　午前10時　開議

日程第１　議第58号　専決処分の承認を求めることについて（令和元年度人吉市一般会計補正予算（第８号））

日程第２　議第59号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市介護保険条例の一部を改正する条例）

日程第３　議第60号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例等の一部を改正する条例）

日程第４　議第61号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）

日程第５　議第62号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第６　議第63号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第１号））

日程第７　議第64号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号））

日程第８　議第65号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号））

日程第９　議第66号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

日程第10　議第67号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第２号））

日程第11　議第68号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第３号））

日程第12　議第69号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）

日程第13　議第71号　令和２年度人吉市一般会計補正予算（第５号）

日程第14　議第72号　人吉市における情報通信の技術の利用に関する条例の全部を改正する条例の制定について

日程第15　議第73号　人吉市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16　議第74号　人吉市行政不服審査に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17　議第75号　人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18　議第76号　人吉市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19　議第77号　人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20　議第78号　人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第21　議第79号　人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第22　議第80号　人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

日程第23　議第81号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第24　議第82号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第25　議第83号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第26　議第84号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第27　議第85号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第28　議第86号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第29　議第87号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第30　議第88号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第31　議第89号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第32　議第90号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第33　諮第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第34　報第１号　令和元年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について

日程第35　報第２号　令和元年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第36　報第３号　球磨川くだり株式会社の経営状況について（第58期決算報告書及び第59期事業計画書）

日程第37　一般質問

１．大　塚　則　男　君

２．宮　﨑　　保　君

３．西　　洋　子　君

４．塩　見　寿　子　君

５．牛　塚　孝　浩　君

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

３．出席議員（18名）

１番	松村　太　君
２番	徳川禎郁　君
３番	池田芳隆　君
４番	牛塚孝浩　君
５番	西　洋子　君
６番	宮原将志　君
７番	塩見寿子　君
８番	高瀬堅一　君
９番	宮﨑　保　君
10番	平田清吉　君
11番	犬童利夫　君
12番	井上光浩　君
13番	豊永貞夫　君
14番	福屋法晴　君
15番	本村令斗　君
16番	田中　哲　君
17番	大塚則男　君
18番	西　信八郎　君

欠席議員　なし

４．説明のため出席した者の職氏名

市長	松岡隼人　君
副市長	迫田浩二　君
教育長	末次美代　君
総務部長	小澤洋之　君
企画政策部長	小林敏郎　君
市民部長	丸本　縁　君
健康福祉部長	告吉眞二郎　君
経済部長	廣田五浩　君

建設部長	瀬上雅暁君
企画政策部次長	渕上聖也君
総務課長	森下弘章君
財政課長	永田勝巳君
水道局長	久本禎二君
教育部長	椎屋　彰君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	山本繁美君
次長	桒原　亨君
庶務係長	平山真理子君
書記	青木康徳君

午前10時　開議

○議長（西　信八郎君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き、質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（西　信八郎君）　それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）（登壇）　おはようございます。17番議員、市政クラブの大塚則男です。今回、市政クラブは、新型コロナウイルス感染症への対応・対策アンケート調査を行いました。調査結果をもとに、会派として、通告に従い一般質問をさせていただきます。

１点目、新型コロナウイルス感染症に対する市の対応と対策について、経済対策について、人吉球磨発熱外来の現状及び検疫センター設置について、２点目、小中学校における対応と今後の課題について、３点目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画から、学校ＩＣＴ環境整備事業について、市民の皆様が今抱えている不安や疑問の声を、市民の皆様の代弁者として、市長を初め職員の皆様へ質問、提案をさせていただきます。

今回の新型コロナウイルス感染症対応では、事業継続が厳しい事業所様への迅速な給付金支援、あるいは市民皆様への迅速な給付金手続など早急に行っていただきました。大変御苦労いただきました職員の皆様に、感謝申し上げます。いざというとき、市民の皆様は、国、県より、一番身近な市の対応に大変期待されると思います。今後とも、どうかよろしくお願いいたします。

アンケート調査に、真摯に、またさまざまに貴重な御意見やお叱りをいただきました市民の皆様に、この場をおかりいたしまして、心より御礼を申し上げます。今回のアンケートの中で一部誤った表記があり、御指摘もいただきました。御迷惑をおかけしましたことに深くおわびを申し上げます。なお、アンケート配布件数200件、回答返却数114件、回収率57％になっています。男性73名、女性36名、性別無記入５名で、60歳以上の方が72名です。アンケート先は、地元個人事業主、零細企業の皆さんを中心に、実施させていただきました。

さて、熊本県の緊急事態宣言発出の折、市長は、市民の命を守る、健康を守る、そして陸の孤島宣言など、防災行政無線を通じて市民に呼びかけられました。私も、その方策には賛同しました。

質問項目、問３「新型コロナウイルス感染症対策への市の取り組みについて」の回答では、

「満足」「やや満足」が58名、「やや不満」「不満」が47名となっています。市民の皆さんの意見として、「市長を初め市議会の方は、日々人吉市のため御尽力いただきありがとうございます。コロナに関しては初めてのことであり、対策がおくれ気味なのは仕方ないことです。このときこそ、優しい心と思いやりを持って、共に頑張りましょう。」との意見。「陸の孤島での助け合い、生き延びていく手段、教育の格差が起こらない対策、あるいは、陸の孤島宣言後の観光客予約のキャンセルが相次いだ。５月連休中に、情報発信がなかった。市独自の情報発信も行ってほしかった。」などの意見があっています。さらに、「熊本県の緊急事態宣言が発出された期間中や解除された後、どのような対策を講じたのか見えてこない。」など、厳しい御意見もあっています。

そこで、市長にお尋ねしますが、市民の命と健康を守るための施策として、また、陸の孤島宣言後の対策として、具体的に何を実施されたのでしょうか。また、今後、どのような計画があるのでしょうか、お尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　皆様、おはようございます。それでは、御質問にお答えをいたします。

陸の孤島宣言につきましては、議員の皆様にも広報活動を展開していただき、改めてお礼を申し上げます。市民の命と健康を守るために、地域内外に対して、市独自の陸の孤島宣言という、封鎖を示唆するお願いをしてまいりました。陸の孤島という表現は、平成元年12月に九州縦貫自動車道八代－人吉間が開通するまでのこの地域をあらわした言葉で、多くの市民の皆様になじみのある例えとして使用いたしました。不要不急の外出や行動を控えていただき、地域内外との往来の自粛を促すことで、新型コロナウイルスからこの地域を守りましょうというお願いであり、行動指針を象徴化したものです。特に５月の大型連休を迎える時期でもあり、心苦しくも、御家族の帰省等についてもお控えいただくようお願いをいたしました。そのための伝達方法として、ホームページでの配信や防災行政無線で協力を訴えてきたところでございます。

その後、陸の孤島宣言は、５月21日午前０時、熊本県の休業要請の全面解除とともに、速やかに解除を宣言し、地域経済の回復に向けて方針転換をしたところでございます。

今後は、国・県の指針を基本とし新型コロナウイルス感染症に対する対策を講じてまいりますが、施政方針で述べさせていただきましたように、正しく恐れながら、地域経済の活発化や市民生活の安定化に取り組んでまいる所存です。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　今回、私ども議員も、陸の孤島キャンペーンを行いました。中に、観光業者の方から、「あれをやっていただいたのはそれなりにありがたいんだけど、じゃあ、解除された後、もっと議員の方も率先して観光誘致に取り組んでいただきたい」と、そういった意見もいただいておりますので、私たち議員も頑張っていかなくちゃいけないと思って

おります。

売り上げが減少した店舗に、緊急支援対策として一律10万円の支給を実施されました。問５の「市単独の臨時交付金について、交付金の創設をどのように思われますか」については、回答者102名のうち69名の、約68％の多くの方が、「よかった」と喜んでいただいております。ここにたくさん例があるんですが、時間の関係で読み上げませんけれども、本当に温かい言葉をいただいております。「ありがたかった」「助かった」「お店が売り上げがないのに、本当によかった」ということでいただいております。

問６「手続や添付書類、面談対応、申請時の窓口対応や申請書類について」は、83名の約73％の60名の方が、「ほぼ満足」されておられます。しかし、21名の約25％の方が「不満」を言われておられます。「早く交付してほしい」「迅速な交付になっていない」などの意見もありました。

このような施策を総括しますと、多くの市町村も実施していますので、大変ありがたいことだと、私も思います。しかし、複数回答ではありますが、70名の方が「やや不満」「不満」とされ、理由として、「国の給付金ともあわせて、その窓口がわからない」とか、「基準がわからない」「基準が厳しい」「手続が煩雑すぎる」などの意見もあっています。今後は、制度のあり方を研究し、簡易な申請、早い支給ができるようにもっと工夫する必要があるのではないかと思いますので、今後の施策に反映していただきたいと思います。

そこで、このアンケート結果、そして意見については、どのように受けとめておられるかお尋ねします。

○経済部長（廣田五浩君）　議員の皆様、おはようございます。お答えいたします。

小規模事業者持続化臨時給付金につきましては、緊急事態宣言の渦中、４月末からの申請受付に対しまして、一日でも早く給付金をお届けしたいという思いから、土日の休みを返上しまして対応いたしました。商工会議所職員の皆様に快く御協力いただき、深く感謝いたしますとともに、経済部職員一丸となって精一杯の対応に努めたことに、職員として強い思いを感じたところでございます。

本市独自の給付金につきましては、５月中旬に始まりました国の持続化給付金までのつなぎ、及び経営の下支えを目的として、簡便な手続と迅速な支給を目的として実施しました。そのことにつきましては、一定の評価をいただいているものと認識いたしております。

ただ、一方で、御不満の点につきましては、検証させていただきまして今後の施策に反映させていただきたいと存じております。

具体的に申しますと、まず、窓口につきましては、国の持続化給付金と混同されるなど、申請者によっては確かにわかりにくく、そのような方につきましては、国のウエブ申請について御説明し、商工会議所に設置されました支援窓口の御案内などをさせていただきました。

次に、支給の基準につきましては、特に前年度同月比の売上減少率50％以上について、さ

まざまな御意見をいただいたところでございますが、同じく50％以上としている、国の持続化給付金へのつなぎという観点で御説明し、御理解をいただきながら事業を進めたところでございます。

手続の煩雑さにつきましては、資格要件がありますので、営業の実態、従業員数、売上減少率の確認のための必要書類を最小限にとどめたつもりではございますが、税務署に出向いていただいたり、月別売上表などの一部書類に手間がかかるものもありまして、御不満もあったようでございます。

一方で、国の給付金申請における必要書類と重複していることから、その後の国への申請が簡単になった、との声もいただいております。また、このような状況に備えて、税務署関係書類の保管や、日別・月別の売上表をきちんと整理しておく必要を感じたとおっしゃる方もおられ、経営強化の観点からは意識啓発の効果があったのではないかと考えているところでございます。

支給の早さにつきましては、おおむね満足いただけたと考えておりますが、申請から支給まで最大で７日間かかり、中にはお待ちかねの方もおられたようでございますので、今後は、支給日をふやす等の工夫も必要と考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　ありがとうございます。ここで、１点だけ、市民の声を披露したいと思います。

「お客様がおいでにならない日ばっかりでしたので、給付金10万円は本当に助かりました。年なのでコンピュータなどを使いこなしきれないので、面談は大変うれしいです。計算も助けてもらって、よかった。」と、こういった喜びの声も実際上がってきておりますので、今後とも、ぜひよろしくお願いいたします。

次に、私の提案として、さらなる給付金の創設、雇用対策事業の実施です。今議会で、観光振興対策として2,500万円の予算が計上され、議会冒頭、採決しました。人吉市復活、活性化のために大変重要な施策であると思います。ただ、今後、ぜひお願いしたいことは、人吉市内の疲弊した中小零細企業や個人事業主への支援策として、事業継続化対策、雇用対策事業など、本当にお困りの市民の皆様が安心・安全な暮らしができる対策、市民の皆様に喜んでいただける施策、町なかが潤う施策を考えていただきたいと私は思いますが、このことについてどのように受けとめておられるか、お尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

厳しい財政状況にある本市におきましては、財政調整基金等に頼ることなく、国の第１次補正に係る地方創生臨時交付金、及び、２次補正でも地方創生臨時交付金が拡充される予定でございますので、それらを最大限活用し対策を講じてまいりたいと存じます。

国の第１次補正に係るものとしまして、先行して実施しております、本市独自の雇用支援補助金、それから小規模事業者持続化臨時給付金の２つの事業は既に終了しておりますが、利子補給につきましては、予算枠を300万円から1,000万円に増額し、事業者の資金繰り支援をさらに進める予定といたしております。また、２次補正に係る取り組みにつきましては、本市の交付金額も未定でございますので、具体的な事業及び規模等につきましては検討中でございますが、商工会議所とも連携し、影響の長期化に伴う倒産・廃業防止に向けた対応と、それから、影響長期化を見据えた感染拡大防止と経済活動の両立支援を念頭に置いて検討しているところでございます。

また、事業者向けの支援に加え、プレミアム商品券などの経済対策と合わせた、市民向けの生活支援を求める声があることも承知しているところでございますが、限られた財源でございますので、双方のバランスと、国が実施する支援策との補完性も考慮しながら、効果的・効率的な緊急経済対策を実施してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　アンケートの中の問８の「新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言における仕事について」の問いでは、「売り上げが30％以下になった」が25名、「50％以下」が52名、「売り上げが全くない」12名という回答が得られました。売上減少となった方が108名中89名、約83％強おられます。従来に増して売り上げがさらに激減した商店街、極端な減収や売り上げゼロに追い込まれた個人事業主、中小零細企業者の皆様への支援とともに、今、重要なのは、商店や企業において、雇用保険未加入のまま、人件費の支払いがままならず雇いどめになった人々、あるいは解雇で職を失った人々への支援として、さらなる給付金などの施策や雇用対策事業を速やかに実施することが、今求められている施策ではないかと思います。

それを示しているのが、問９「売上減に伴い、今、必要とされている緊急対策」の問いでは、緊急対策を求めておられる方が83名中74名、90％余りの方が、何らかの支援を求めておられます。項目では、「家賃補助、休業補償、資金繰りとしての緊急の無利子融資など」に66名の方が訴えられています。これは、問８とともに、人吉市内が、これまでにない大変厳しい事態に陥っていることを示しています。ましてや、「コロナウイルスの第２波、第３波が起きたとしたら、人吉球磨は壊滅状態になってしまうのではないかと危惧している」との意見もあっています。

そこで、これらの方々への国・県・市、金融機関における支援対策がどういうものがあるのか、及び、どこの窓口に行けばよいのかなど、至急、市民の皆様方に広報し、それぞれの窓口の体制を強化するための緊急協議などを行う必要もあるかと私は考えますが、どのようにお考えかお尋ねします。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

議員御指摘のとおり、国・県・市、金融機関における支援策には多種多様なものがあり、かつ、日々、改善と更新がされておりますので、一般の利用者の皆様にはわかりにくくなっているのも事実でございます。

支援策及び各窓口の周知に関しましては、生活者向けの支援も含めまして、本市のコロナ対策推進室で見やすく一覧にしておりまして、市のホームページや広報紙等で、できるだけわかりやすく、適宜周知広報をしておるところでございます。また、本紙における事業者向けのワンストップ窓口につきましては、主に商工会議所が、市や金融機関と連携をとりながら、その役割を担っていただいております。また、仮に市のほうに直接お問い合わせがありましたら、的確なお答えや、適切な窓口におつなぎができるよう、担当職員も情報の収集や知識の向上に努めておるところでございます。

このように、市と商工会議所における情報共有や、個別支援に対する連携はとれてはおりますが、セーフティネットなどの資金繰り支援における金融機関との連携につきましては、国の金融支援が矢継ぎ早に打ち出されていることから、さらにその運用につきましては、関係機関で一度整理しておく必要を感じておるところでございます。

つきましては、金融機関とは、情報の共有、連携強化を図っていくため、また緊急経済対策の周知広報を徹底するために、協議の場を設けてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　ここで、１点だけ、市民の声を。「無利子融資を受けても、借りたお金は返済しなければならず、先が見えない以上、借り入れを躊躇します。国金の引き落としは待ったなしの中、廃業は時間の問題です。これが現実です。せめて、国金及び税金などの公的支払いを、先の見通しがつくまで待ってもらえたらと思います。そのような事業所がほとんどではないかと思います。何とかしてください。お願いいたします。」という声が来ております。

国もいろんな対策を打っていただくのはありがたいんですけど、末端にいきますと、これまでに売り上げが上がっていない店、やっとこさできている店です、そこにコロナ対策で、と申し込んでも、地方銀行とか、あるいは保証協会が認めないんですよ、業績が悪いということで。だから、悪いときにしてほしいのに、コロナが来ても、結局は融資できない。国はすごく融資しますと言っていますよね、例えば1,000万円出しますよとか言っているんですけど、実際、地方に来るとそういった保証協会とか地元銀行さんが過去の売り上げを見せてくださいとなってくると、落ち込んでいると融資できませんという、そんな例があっているんです。ですから、本当に助けてくれるなら、今、困っているお店に、私は力を入れてほし

いというのが、思いです。実はそういったお店がたくさんあると思うんですよ。回ってみても、２カ月も３カ月も、自分の資金で我慢できるというお店はほとんどなかったんですよ。あるお店は、自分の保険を解約して維持しています、とか、年金を使い込んでいます、とか、そういった店なんです。ですから、本当に国がしてくれるんだったら、そこまで困っている店に目を向けてほしいという思いがしました。

次に、リーマンショック後のときには、人吉市においては臨時雇用対策事業が実施されました。今、ここで、この事業を通して、市民の皆さんお一人お一人の減収した所得を補填し、生活苦にあえぐ人たちの安心に応えるためにも、一日でも早く実施すべきであると考えます。その原資として、国が地方の財政を支える施策としての２次補正予算が、５月27日に閣議決定され、今週中に成立するものと思います。その中の１つとなっています「Ｇｏ　Ｔｏキャンペーン」については、コロナ対策優先、国民の安心・安全、委託費など問題にはなっていますが、持続化給付金の積み増しや家賃補助、現金給付などを柱とされています。

そこで、当市においても、コロナ感染症対策応援基金を創設して、さらなる給付金や雇用対策事業、中小企業持続化対策事業などを実施すべきであると考えます。人吉商工会議所様からも３回目の要望書提出もあっているわけですが、市長は、このことについてはどのようにお考えかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

国の２次補正におきましては、雇用調整助成金の拡充、資金繰り対応の強化、家賃支援給付金の創設など、雇用維持や企業支援に重点を置いた対応になるとともに、地方自治体におけるきめ細やかな対策のための新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充についても、２兆円の予算が今国会で審議されております。

先ほど経済部長が答弁いたしましたとおり、厳しい財政状況にある本市におきましては、この地方創生臨時交付金を最大限活用し、感染症拡大防止や市民生活全般に目を配りながらも、やはり、経済対策を柱として実施していきたいと考えております。

なお、国の第１次補正の例によりますと、当該交付金は基金の創設には充当できませんので、現時点では、基金によらない事業実施となる見込みです。

具体的な事業につきましては、現在、検討するよう指示しておるところですが、倒産・廃業防止に向けた対応と、感染拡大防止と経済活動の両立支援を念頭に置きながら、さらに、「Ｗｉｔｈコロナ」「Ａｆｔｅｒコロナ」の時代への対応も踏まえた事業の検討も必要であると考えております。限られた財源の中では、全ての事業を網羅することは困難でございますが、国が実施する支援策との補完性も考慮し、効果的・効率的な経済対策を実施してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　私は、３月議会において、くまりばの追加補正総額「１億6,000万円」の事業費拠出に賛成しました。今回の新型コロナウイルス感染症による甚大な被害、そして、市民の皆様の声を伺ったとき、実際、よかったのかなという気持ちも起きてきました。市民の皆様からのお叱りの言葉として、50代の女性の方でしたが、「３月にあれだけコロナ報道がされているとき、万が一のことは考えなかったんですか」と述べておられました。このことが市民全てのお考えとまでは言いませんが、アンケートに対して、市民の意見として述べておられます。私自身、コロナに対して見きわめが不十分であったと思い知らされました。

そこで、お尋ねしますが、市民の声としてお聞きになって、どのような受けとめ方をされたかお伺いします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

まずもって、緊急時の財政運営に対する市民の皆様のさまざまな疑問につきましては、真摯に受けとめる必要があると存じます。一方で、本市が持続的に発展していくためには、一定の投資的経費もまた必要であるところでございますので、市民の皆様に、今後とも、丁寧にわかりすく御説明していく必要も感じております。

財政状況が厳しい本市におきましては、目的や使途が限定された国・県の補助事業や地方債を最大限活用し、道路や施設整備等のハード事業に取り組んでおります。このたびのまち・ひと・しごと交流館の整備につきましても、事業費１億3,000万円――ですね、先ほど１億6,000万とおっしゃいました――のうち、国の地方創生拠点整備交付金を２分の１、6,500万円活用させていただき、残り6,500万円につきましても、償還金の一部――約半分です――が地方交付税算入される補正予算債を充てております。

つきましては、仮に本事業を中止しましても、新型コロナウイルス感染症対策の財源には充てることができません。また、よほどの事情がない限り、交付決定後の補助事業取り下げにつきましては、国・県との信頼関係への影響が懸念されるところでもございます。

さらに、現在、まち・ひと・しごと交流館は、都市部の企業や人材を本市に呼び込み、関係人口の創出から定住人口の増加や仕事の創出につなげることを目的として、リモートワークやワーケーションの拠点として整備を進めております。このことは、今後、多くの人口やオフィスが都市部に集中した現状が見直され、地方への拡散が予想される、まさに「Ｗｉｔｈコロナ」「Ａｆｔｅｒコロナ」の時代に求められる機能を備えた施設となりますことから、本市としましても、計画どおり事業を推進するべく、３月議会に予算を提案し、お認めいただいたところでございます。

つきましては、御意見をいただきました市民の方を初め市民の皆様には、コロナと共生する新たな時代に先行する取り組みとして、何とぞ御理解をいただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　失礼しました。先ほど、私の質問の中で、追加補正総額「１億6,000万円」と申しましたが、「１億3,000万円」の誤りでした。訂正させていただきます。済みませんでした。

市長がおっしゃったように、これから、地方分散型でたくさんの方に来ていただくように、私もお願いしたいところです。

今回、不幸にもお亡くなりになられました球磨病院の医師が、感染されたことの報道をされた後、市民の声として、買い物に行っても白い目で見られたり、指を指されたり、ばい菌扱いをされた、ということをお聞きしました。球磨病院の職員の子供さんたちが通う保育園では、コロナウイルスへの感染予防対策として、陰性とわかるまでは登園を控えてほしいとの要請もあったようです。保育園での感染拡大を防ぐためには、あり得ることとは思います。また、小・中・高が休業となる中で、子供を預ける家庭からすれば大変ありがたい措置ではありましたが、保育園や幼稚園の職員の皆さん方も、ある意味、コロナ騒動期間中も重労働から解放されなかった被害者でもあります。

球磨病院に行ったというだけで電話してこられた方がおられ、本人は、すぐ病院に「大丈夫か」と確認し、大丈夫と言われたが、20日間ほど自宅にこもり、嫁さんまでも20日間仕事を休んだとのことでした。家族が感染してもおらず、症状があるわけでもないのに、または陰性と判明した後でも、球磨病院関係者のみならず、コロナに対する誹謗中傷、あるいは差別が、この人吉市でも行われていたわけです。このことについて、市長のお考えをお尋ねします。

また、市内の小学校校長が、保護者が罹患しているわけでもないのに、その保護者を罹患者との濃厚接触者として、その家族の子供を濃厚接触者であるかのように扱い、その子供が特定できるような通知を全保護者に配布されています。このことは、以前にも全員協議会で取り上げ、問題提起しています。このようなことは決してあってはならないことですが、市長は、このことについてはどのように受けとめておられるのかお伺いいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

施政方針でも述べさせていただきましたが、そういったうわさ、または風評被害等々において大変な状況に遭われた方もいらっしゃると認識をしておりますし、それは決してあってはならないことだと、我々も感じたところです。そこで、さまざまな機会を捉えながら、風評被害が起きないように注意喚起を呼びかけてきたところでございます。今後も、そういった人権的なことにもしっかり配慮をする必要があると捉えております。

また、市内の学校から出された文書を拝見をいたしましたときに、やはり、児童個人が特定される状況や、関係者の職業等が限定されてしまうような表記もあり、人権教育的な視点で見ますと、配慮が必要であったと強く感じたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　私はこのことを聞いたとき、周りの知人とか友人、民生委員・児童委員さん、元ＰＴＡ仲間、子ども会等に携わった方にお尋ねしました。返ってきたことが、首をかしげた方、あるいは厳しい意見、「何や、そら」という言葉、あるいは本当に悲しい言葉をお聞きしました。

この校長先生がとられた対応については、どのように思われますか。また、その子供の心を傷つけたことについて、教育委員会としてはどのように思われるのか、お尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　皆様、おはようございます。お答えいたします。

文書の発出につきましては、後日知ったことであり、とても驚いたところでございます。すぐに事実確認を行い、保護者の承諾を得たとは言え、人権教育の視点からも、該当児童を初め保護者に、今後、すぐに継続的に寄り添って心のケアや見守りをしていただきたいということ、あわせて、該当児童以外の児童や保護者等の様子をも注意深く見ておくことを、職員全体でしていただきたいということをお願いいたしました。やはり、心の傷というものは、すぐすぐにとれるものではございません。そういう意味でも、継続的に見守っていただきたいということを強くお願いしたところです。

今回の事案のようなことが二度とないように、さらにはまた、発出文書の責任のことも含めて、校長先生への指導を、市教育委員会としても行ったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　このことは、私もしっかり今後見つめていきたいと思いますし、ただ、私も含めそうなんですけど、何もないときはそういうことをしっかり感じているんです、差別をしてはいかんとか誹謗中傷はいけないと言っているんですけど、いざ、感染症が起きたときに、果たしてどうでしょうか。ついつい忘れて、知らぬ間に傷つけていることがあるんじゃないかということを、私自身も改めて感じましたので自分自身もしっかり注意していきたいと思っております。

次に、人吉球磨発熱外来の現状と今後の取り組み、及び検疫センターの設置についてお尋ねします。

市民の皆さんの不安は、家族の生活維持への不安であり、秋から冬にかけて、再び蔓延しかねないコロナの第２波であり、さらに、万が一、コロナ症状と似た、喉の痛みや発熱を覚えたとき、市民はどのように対処すればいいのか、その道筋が見えていないという不安です。

今回、発熱外来についてはさまざまな問題が生じたように伺っています。疑わしいときにどのように対応するのか、市としては行動指針がなく、県の問題でもあり、人吉保健所が管轄する分野であるかもしれません。しかし、寺町の保健所が閉鎖となって以来、どこに保健

所があるのかさえ知らない市民の皆さんが多いのではないでしょうか。

そこで、人吉市での発熱外来対応について、どのような現状にあるのか、今後、どのような対策が必要と考えておられるのかお尋ねします。

国、県、市が一体となって、とよく言われる方がいますが、今こそ一体となって、市民の命と健康を守るときだと思います。人吉市がその指針を示し、市民に安心を示すときではないでしょうか。幸いなことに、人吉球磨では陽性反応が出た患者さんはなかったわけですが、万が一のときや、差別をなくすためにも、また、妊婦さんの安心を確保するためにも、早急に、ＰＣＲ検査などができる検疫センターを、球磨郡町村、郡市医師会と協力して立ち上げるべきではないかと考えます。

現在は、みずから取った唾液でその検査が可能となっていますので、検査する側の安全性も確保されているわけです。国や県も、その構築のための施策は用意していくものと考えます。人吉球磨の安全・安心、感染防止のためにも、万が一、似たような症状が出たときや、突然やって来る罹患者から、医療機関や介護施設、幼保・小中高などを守るためにも、郡市民が、どこで、どのように行動したらよいのかの指針と、検疫センターの存在こそが、本当の市民の健康と命を守り、安心につながる施策と思います。私がお聞きした方の意見として、県の御指導のもと、市町村の保健師や郡市医師会の協力を得ながら構築する検疫体制の能力は、この地方の人的ネットワークを駆使すれば、ＰＣＲ検査でも１日20件もの検査を行うことができるとのことでした。熊本市のＰＣＲ検査能力で１日50件と聞いています。また、玉名市及び玉名郡医師会では、既に検討を始めているともお聞きしました。人吉球磨８万5,000人の人口として、１日20件の検査数は十二分な検査数だと思います。この体制を、郡市一体となって取り組み、人吉球磨モデルとして、八代以南の地域とともに、第２・第３波の感染防止対策の観点から、県南の防疫体制の構築を早急に図るべきと考えます。市民に対する経済支援とともに、今、使うべきお金を検疫センター構築に集中させるべきだとも考えます。

このことについて、善処を期待するところですが、市長の見解をお願いいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の全国的な流行、及び県内での感染者発生を受けて、県内の医療機関の中には、発熱外来と称して、発熱などの症状がある方を、一般の診療室とは別の場所で診察されているところもございますが、市内の医療機関の中には、このような外来を開設していただいているところはございません。しかし、医療機関の建物の中で、一般の患者さんと発熱者は動線を分けて、専用の待合室や診察室を設置していただいているところ、また、車の中で待機していただき、医師が車に出向き診察されているところなどがございます。

個人の医療機関が発熱外来を開設されるには、診療時間の設定や、ほかの患者と接触しないよう出入り口を分けるなど、解決しなければならない問題がございますので、現在のとこ

ろ、市民の皆様には、発熱時にはかかりつけ医を直接受診するのではなく、一旦、電話で指示を仰ぎ、そのかかりつけ医の指示に従っていただくようにお願いをしているところでございます。

検疫センターの設立につきましては、保健所ごとの検疫単位で検査体制の強化に向けた体制づくりが進められているところでございます。人吉球磨圏域におきましても、４月から、人吉保健所と人吉市医師会の間で、クラスターが発生したときなど、短期間で多くの検査が必要となった場合を想定して検討が重ねられております。

早期に実現可能な方法の１つとして、ドライブスルー方式で検体を採取し、検査機関に検体を送り、検査を実施するという方法が検討されており、具体的な協議が進められていると聞いているところでございます。

まずは、第２波に備えて、現時点で実施可能な検査体制の構築を、人吉保健所や人吉市医師会等と協議してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　発熱外来については、地元の病院と市と、それから保健所も一緒になって、市民の方中心に考えていただきたいと思います。保健所が窓口だからといっても、なかなか市民の方はそうはいかない。やはり、市民の方が期待されるのは市役所なんです。ですから、市役所も保健所と一体となって、発熱外来をどういうふうにもっていくかというのを、今後やっていただきたいと私は思います。

また、検疫センターについては、今のところ、宇土に持って行かれると思うんですけど、市長も言われたとおり、ここは陸の孤島になってしまうんですね、いざ、災害が起きたとき、持って行くわけにはいかないわけですよ。それを思ったときには、やはり人吉球磨、県南のほうで、どうしても１カ所はあったほうがいいんじゃないですか、私はそう思います。いや、宇土にあるからとかじゃなくて、やはり、人吉球磨が中心になってつくって、それを県南のモデル地区と、私はしてほしいなと思います。確かに医師会の協力も必要だと思いますが、この際、今後のことを考えたときに、やはり郡市一緒になって人吉市に検疫センターというのも、ぜひ、市長には考えて進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、コロナウイルス感染拡大による学校の対応と、今後の課題についてお尋ねします。

コロナウイルス感染拡大防止対策として、３カ月ほどの学校休業となりました。児童・生徒の登校再開も二転三転し、先生方も、授業計画、生徒の家庭の状況把握、健康管理、課題作成などなど苦慮されたことと存じます。

そこで、教育長にお尋ねしますが、学校休業中の各家庭、児童・生徒への対応、先生方のコロナ感染対策などはどのように行ってこられたのか、お尋ねします。

○教育長（末次美代君）　お答えいたします。

学校休業中の各家庭及び児童・生徒への対応につきましては、基本的には電話連絡を行い、健康状態であったり、家庭での生活、学習面の把握を行っていました。また、連絡がつかなかったり、気になる児童・生徒につきましては家庭訪問等も行っていただいております。さらに、学童クラブへの訪問、また、校区の見回り等も行っていただいたところでございます。

このような手だての上で、感染拡大防止に関する指導も含め、学習指導、生活指導も行ったところでございます。

教職員につきましては、在宅勤務を含めて、密集しないような工夫を行うとともに、教室や職員室等の消毒や、さらには、次の再開に向けての準備等も含めまして、感染拡大防止に努めていただいておりました。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　電話連絡などの行き違いがあったかもしれませんが、一部の市民の方から、休業中に担任からの連絡が、３月に１回、４・５月はゼロ回だった、との意見が出ていましたので、今お尋ねしたところです。多分、御本人も電話の行き違いだったかもしれませんけど、このような意見が出ておりました。

学校も再開し、早く通常の学校生活になってもらいたいと願うところでありますが、今後の教育現場をどのように進めていかれるのか、大変気になっています。年間の教育計画、家庭訪問、体育大会、修学旅行、集団宿泊など、さまざまな学校行事がどのようになるのか。特に家庭訪問については、現在も実施されているところ、されていないところがあることは存じていますが、今回のコロナウイルス感染症による休業で、ことしはともかくとして、今後、どのように取り組んでいかれるのか、家庭訪問自体どのように捉えておられるのか。また、昨日の本村議員の質問と若干重複しますが、授業時数確保のため、夏休み・冬休みの短縮、あるいは土曜日授業まで考えておられるのか。学習のおくれを取り戻すために詰め込み授業になってしまいますと、ついていけない児童・生徒も出てくるのではないかなど考えるところです。そうならないための指導法については、どのように考えておられるのかお尋ねします。

○教育長（末次美代君）　お答えいたします。

学校休業が続きまして、通常の年間指導計画どおりに教育課程が展開できない状況にございます。そこで、各学校には、学校行事の見直しをお願いしているところでございます。ただ、学校行事は、議員も御承知のとおり、児童・生徒の学校生活に潤いや秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に役立つものだと考えます。児童・生徒のモチベーションを下げることなく、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、行事の精選も含めまして、開催時期であったり、開催方法等を検討する必要があると考えます。

議員の紹介の中に、家庭訪問のことに触れられました。確かに、この家庭訪問というのは、

地域を知る、保護者と向かい合ってお話をするいい機会でもございます。そのことによって子供の理解を深める、そのような目的もございます。そういう中で、家庭訪問については、ある学校、ない学校、現在はございますけども、その点も含めまして、今後検討してまいりたいと思います。

さらには、家庭訪問等を初め、今年度予定どおり実施できなくなった行事等につきましては、あくまでも今年度に限った対応でございますことを補足させていただきたいと存じます。

学習面につきましては、授業時数を確保するために、１学期を８月７日まで延長し、２学期開始を８月24日から前倒しすることとしております。現時点での冬休みの短縮、さらには土曜授業は考えておりません。授業内容につきましても、文部科学省から通知文にもありましたが、２年間及び３年間というスパンで履修をしていく方法もあります。そういう方法で考えてもおります。決して詰め込みではなく、心慣らし、体慣らしから始め、子供たちの健やかな学びを保障し、一人一人の子供の成長を大事にしながら教育を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　大変でしょうけど、教育計画を精いっぱい頑張っていただきたいと思います。

今回、私は本当にショックだったのは、中体連が中止になったことなんです。生徒は気持ちの持っていきようがないんです。本当に何とか救いたいなと思うんですけども、手だてがないという状況で、本当にかわいそうだなと思います。それと一緒に、学校のいろんな行事もなくなっていくなら、本当に生徒さんはかわいそうだと思うんですね。何とか救う手だてがないのかなと、本当に思っております。部活にすごく燃えている生徒さんはたくさんいらっしゃるんです、それが途切れたと。これは、言えば高校野球も一緒なんですけど、小中学校、特に中学校は、３年生の諸君、残念だろうと思います。また新たな思いで頑張っていただければと思います。

今回、コロナ対策臨時交付金活用で、生徒全員に向けたタブレット端末機購入、電子黒板購入が予定されています。電子黒板同様に、充実させていただくことは必要なことと思っています。ただ、購入するに当たり、学校現場にさまざまな資料や状況調査など投げかけられますと、先生方は非常に大変だと思います。先ほど述べましたとおり、これから先、コロナ感染防止対策事業の進め方など、どのように行っていかなければならないか、さまざまな行事にどのように取り組んでいくことができるのか、年度末に向けての進級、あるいは高校受験対策など、大変な業務をこなさなくてはなりません。これ以上の負担を学校現場に求めてはならないと私は考えますが、教育長の見解をお伺いします。

○教育長（末次美代君）　お答えいたします。

ＩＣＴ機器の導入に際しましては、授業においてどのように活用していくか、先生方の研修が必要になってまいります。そういう意味では、特に導入当初においては、学校現場に負担をおかけすることになると思います。今、議員の危惧されていることは考えられます。

各学校には、既にある程度の数が導入してございますので、人吉市立教育研究所の情報教育部会を中心にして、ＩＣＴ機器を活用した授業について研究実践を進めており、その実践例等を全職員が共有しておりますので、必ずしもゼロからのスタートではない状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　次ですけれども、タブレット端末機の充実も必要とは考えますが、コロナウイルス感染の終息が見えない中、三密防止対策として、これまで各学校においては、分散授業、分散登校を実施されていました。市内の１中学校においては、通常の１クラスを２つに分けての授業をされ、その際、一方のクラスは先生の授業を受け、もう一方のクラスは自習をしている状態でした。先生が、20分か25分前後で行き来されての授業です。したがって、授業内容が半分しか進まないことになります。

これを分散していても、同時に授業ができる方法があります、電子黒板の活用です。先生が直接授業しているクラスに、電子黒板とカメラを設置し、もう一方の教室に、同じく電子黒板とカメラを設置しますと、同じ内容の学習が同時にでき、先生方のオンライン授業の実践にもなりますし、生徒もオンライン授業の参考になると思います。分散授業になりますと、教室あるいは指導をいただく先生の不足も懸念されますが、まずは、学校現場において活用できる電子黒板を充実していくことが必要ではないかと考えます。

このことについての考え方と、今回のＩＣＴ整備事業で可能になるのか、教育長にお尋ねします。

○教育長（末次美代君）　お答えいたします。

議員が言われますように、電子黒板と教師用パソコンを利用すれば、例えばクラスを半分に分けて、別教室で同じ授業を展開するということは可能でございます。余裕教室の有無や、教科担任以外の別室で補助をする職員の配置等の条件がそろえば、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策としても、とても有効であると考えます。

今後、分散授業が実施できる環境づくりに取り組んでいくとともに、ＩＣＴを効果的に活用しながら、子供たちの学びを保障できるような取り組みを進めてまいりたいと存じます。ＩＣＴがあればいいがな、という時代から、今はあって当たり前の時代になっておりますので、教育委員会としてもしっかり取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　今回、１人１台、ダブレット端末機が行くんですけど、全ての家庭環境が整っているわけではありませんので、まずは学校でしか使えないのかなというふうに思います。

電子黒板ですと、学校で十分対応できると思うんです。そういったことを考えますと、やはり、分散授業を日ごろからやっておくと、いざというときに、十分、学校と家庭でのオンラインができるんではないかなと思いますので、ぜひ力を入れていただきたいと思います。

１点だけお尋ねしますが、今回、タブレット端末機は児童・生徒１台持つことになるんですが、卒業時に返却していくのか、個人所有になるのかお尋ねします。

○教育長（末次美代君）　お答えいたします。

そこまでは全く考えておりませんでしたので、今後、しっかり検討してまいりたいと思います。

答弁にはなりませんが、お許しいただきたいと思います。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　済みません、私もどうなのかなとふと思ったものですから。普通ですと、学校に置くのかなと思うんですけど、どうなるのか、もしわかったら教えてください。

○教育長（末次美代君）　お答えいたします。

よく打ち合わせができておりませんでした。済みません。備品でございますので、持ち帰り等については考えられないということでございます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　済みません。突然のお尋ねで申しわけなかったです。

最後に伝えたいことは、市は、市民の命と財産を守ることが最大の責務であると考えます。まさに今、また、今から押し寄せてくる危機に、市民と直ちに向き合い、手を携え、一丸となって立ち向かうことができるのは、人吉市です。私も、市長初め職員皆様と一緒になって、微力ではありますが尽力を尽くしたいと思います。皆さんと一緒になって頑張ることにエールを送り、今回、国からいただきました10万円を、全部人吉市内で使うように、お互いに頑張りましょう。

これで、一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩します。

午前10時56分　休憩

午前11時09分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）（登壇）　こんにちは。９番議員の宮﨑保です。今回は、防災より、災害時の避難所について、市民の声より、街路樹についての２項目を通告しておりますのでよろしくお願いいたします。

では、早速、質問に入ります。

１項目めの、災害時の避難所についてですが、現在、避難所は８カ所を指定してありますが、６月１日の全員協議会において、災害の規模や避難者数の増加によって、各避難所のスペース等の確保が難しくなった場合、通常開設されている８カ所以外に、避難所を追加で開設するとありますが、どこに開設されるのか。また、発熱等のある避難者は、通常の避難所とは別に確保した部屋、またはスペースに案内するとありますが、体育館のほか、余裕教室も使用されるのかをお尋ねしたいと思います。

また、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、各避難所の収容予定人数はどれくらいになるのか、１人当たりの必要面積はどのくらい必要なのか、また、間隔について、どのような表示をされるのか、また、直近の避難者数はどのくらいの方がおられたのかをお尋ねして、１回目を終わります。

○総務部長（小澤洋之君）　議員の皆様、こんにちは。それでは、お答えをいたします。

現在、人吉市地域防災計画書に定めております市指定避難所は、22カ所ございまして、議員おっしゃいましたとおり、災害時は、そのうち８カ所を避難所として開設をいたしております。

その８カ所でございますが、人吉東小学校会議室、市保健センター、それから東西コミュニティセンター、東間コミュニティセンター、大畑コミュニティセンター、人吉スポーツパレス、西瀬コミュニティセンター、中原コミュニティセンターとしておりまして、施設内の和室や会議室、体育館を避難スペースとして、その１室を発熱等の避難者の避難スペースとして、避難所運営を行う計画でございます。

この避難所で避難者が収容可能人数を超える場合は、市指定避難所であります市内小中学校や県立高等学校の体育館などを、必要に応じ避難所として開設してまいります。また、その際の発熱者等の対応につきましては、教室の使用は行わず、受け入れ可能な他施設へ搬送する対応を行ってまいるということにしております。

それから、避難者の収容可能人数を算出する際、本市におきましては、１人当たり1.62平米――大体畳１畳分でございますけれども――で計算しておりますが、コロナ対策では、人と人との間隔を約２メートルとしておりますので、１人当たり６平米――畳にしますと約４畳分ぐらいになると思います――としますと、大体３分の１の収容人数となるものでございます。避難者の間隔につきましては、マスキングテープなどで間隔の目印をつける予定でございます。

このように、収容可能人数が通常より減ってまいりますので、８カ所の避難所におきましては、これまで使用してこなかった部屋やスペースについても、最大限使用していくということにしております。

次に、直近の避難者数でございますが、近年で最も避難者数が多かった、昨年７月３日の豪雨に伴う避難勧告時の避難者数でお答えをさせていただきます。人吉商工会議所が17人、保健センターが26人、東西コミセンが23人、東間コミセン29人、大畑コミセンが16人、人吉スポーツパレスが88人、西瀬コミセンが９人、中原コミセンが１人の合計で209人となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　今の答弁の中で収容人数につきましては、今までの１人当たりが約１畳だったのが４畳と、４倍になるということで答弁がありました。また、使用可能人数も、現在の約３分の１に減少するという状況にあるようです。

参考資料をもらっておりますので、その中で、コロナ対策収容人数は、保健センターを例に挙げますと、通常は130人の収容ができるということでありますが、それに対して、コロナ対策では43人とのことであります。また、先ほど言われたように、直近の避難者については26人ということで、かなり緊迫しているのではないかと考えます。

それでは、全員協議会の中でも言われましたように、１時間に１回程度の室内の換気を行うことが必要であると言われておりますが、換気をよくするためには窓を開けるなどの必要が出てくると思います。今からの季節については、害虫防止のために網戸は必要になってくると思いますが、現在の各施設の網戸の状況について、どのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

○教育部長（椎屋　彰君）　議員の皆様、こんにちは。お答えにつきましては、指定避難所の大半の施設を管理しております教育部から、まとめて答弁をさせていただきます。

避難所の網戸の状況についての御質問でございますが、まず、災害時に、通常開設されます８カ所の指定避難所についてお答えをさせていただきます。

人吉スポーツパレスにつきましては、大・小アリーナと武道場を除く、会議室とトレーニング室に網戸を設置しており、状態は良好でございます。人吉東小学校会議室につきましては、網戸の設置はしておりません。各校区コミュニティセンター５カ所につきましては、体育館の出入り口と一部の部屋を除いて、各部屋に網戸を設置しておりますが、施設によっては、設置箇所の一部に劣化や破損が見受けられるところでございます。市保健センターでございますが、体育館以外の部屋には網戸の設置があり、状態は良好でございます。

次に、８カ所以外の指定避難所となる小中学校体育館でございますが、西瀬小学校には網戸が設置してありまして、一部破損が見受けられるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　今の答弁の中で、８カ所の指定避難所についてはほぼ良好であるということが答弁でありましたが、私が見に行った関係で、西瀬コミセンは、体育館の２階の部分の網戸が破損しているということがありますし、西瀬小学校につきましても、網戸の破損が一部見受けられたようであります。もちろん災害はないほうがいいわけであって、避難所の開設などは、学校にしろコミセンにしろ、開設しないほうがいいわけでありますが、しかし、現状の異状気象が発生する中で、これについてはかなり難しい部分だと思います。

それでは、私が言いましたように網戸が劣化している施設の修理は、現在のところ、どのように行われているのかお尋ねします。

○教育部長（椎屋　彰君）　お答えいたします。

現在、網戸が設置してある施設における修理の状況でございますが、施設の修理に関しましては、これまで、各コミュニティセンターや学校からの情報提供や要望を伺いながら、担当部署での現地確認を行い、原則、予算の範囲内で、雨漏りや照明器具の不良など、施設全体の使用に支障を来すものから優先的に行っているところでございます。

これまで避難所として使用しておりました、体育館以外の主な部屋は、空調設備もあることから、網戸の修理につきましては優先順位は低く設定してきたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　現在、網戸を設置してある施設の修理については、施設を管理されているほうから情報提供などを行いながら、要望を伺い、担当部署のほうで優先順位をつけて行ってきていると。また、空調設備のあるところについては、網戸の修理については優先順位を低く抑えている状況だったと思います。

そう言われますが、空調設備については、換気を行う分でなくて部屋の中の循環によって冷やしたり暖めたりする分であるといわれています。網戸は、先ほども述べましたように、蚊などの害虫防止の観点からも必要であると考えております。先ほど言われましたように、数にしましても、今までの答弁の中で、修理をする箇所もかなり少ないように思いますので、今回は特別でもありますので、担当課だけではなく、担当の垣根を越えて、早急に修理をする必要があると思いますが、そのことについてお尋ねいたします。

○教育部長（椎屋　彰君）　お答えいたします。

各コミュニティセンター及び学校の修理につきましては、先ほどの御質問でお答えいたしましたとおり、各施設全体の機能と利用の観点から優先順位をつけて、順次、修理を行ってきたところでございます。

しかしながら、このたびのコロナウイルス感染症拡大防止・予防の観点から、現在、各施

設には、三密回避対策として定期的な換気を行っていただくようお願いをしているところでございます。

また、避難所としての利用を考えますと、特に夏場の夜間において、換気のために窓を開ける場合の防虫対策も必要であると考えますので、修繕が必要な施設につきましては、順次対応したいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　今言われましたように、換気対策のために、害虫対策面からも修繕を必要とする網戸については、早急の対応をお願いをしておきたいと思います。

次の質問に入ります。マスクを着用している場合は、気温が28度のときには約2.5度上昇するといわれます。だから30度近くにまで上がりますし、また、口の周りがマスクにより湿っているので喉の渇きもわかりにくくなり、熱中症にかかる可能性も出てくるといわれていました。これから、災害時は、避難所の気温、湿度も高くなってくると考えられます。空調設備のない体育館などにおいて、空調環境も必要になってくると考えますが、どのように考えておられるのかお尋ねします。

また、トイレの少ない避難所に、仮設のトイレを設置することはできないのか。感染予防対策として、直に床に座るよりも、段差を設けた方がよいとのことが報道でされていましたので、段ボールベッド等の設置はできないのか。また、段ボールでの間仕切りをすることにより、感染予防対策にもつながるというふうに思いますので、お尋ねをします。

また、現在、段ボールベッドと段ボールの間仕切りの数量についてもお尋ねしたいと思います。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

コロナウイルス感染症対策といたしまして、避難所出入り口のドアの開放や、１時間ごとの空気の入れ換え、換気を行うこととしております。避難者数にもよりますけれども、体育館以外の部屋におきましては空調機が備えられておりますので、「感染症のリスクは低いもの」と考えておりますが、避難者がふえまして、体育館を使用するということになった場合は、議員が御心配をされるとおり、熱中症のリスクが高まるというふうに思っております。

体育館を使用する場合は、備蓄しております工場扇――これは扇風機でございます、及び、リースになりますけれども、スポットクーラーなどの設置で対策を講じてまいりたいと存じます。

また、感染予防対策として、段ボールベッドや間仕切り、仮設トイレの設置を御提案いただいておりますけれども、現在、段ボールベッドの備蓄は49人分、間仕切り、これは２メートル掛ける２メートルの四方を囲むタイプでございますけれども、こちらは32セット備蓄しておりますが、非常に限りがございますので、必要に応じた対応になるかと思っております。

ただし、地方創生臨時交付金におきまして、間仕切り200セットを購入する予定としておりますので、交付決定に伴い、速やかに対応してまいりたいと考えております。

それから、仮設トイレにつきましては、一定期間の常設は考えておりませんので、避難者の人数により設置の判断をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　今回、新型コロナウイルス感染症対策の災害時の避難所についての質問をしましたが、今後は、どのような災害が、いつ発生するかわからない状況にあると思います。人命を守るための対策でありますので、その点については、どうぞよろしくお願いをしておきたいと思います。

また、段ボールの間仕切り等も購入予定とのことですので、他の自治体においては組み立ての訓練も行われているということの報道があっております。本市としても、組み立ての講習もあわせて行うようにお願いをしておきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

次は、市民の声よりです。街路樹についてですが、現在、市道11路線で、樹種13種類739本あるとのことですが、樹種と、高木はどのくらいあるのかお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　議員の皆様、こんにちは。それでは、お答えいたします。

本市が管理しております街路樹は739本でございます。種類といたしまして、高木がシラカシ、マテバシイ、ケヤキ、クロガネモチ、タイワンフウ、アメリカフウ、トウカエデ、イチョウ、サトザクラ、ソメイヨシノ、アメリカハナミズキ、イロハモミジの12種類、547本でございます。中木が、サルスベリ１種類でございまして、192本となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　今、人吉市はほとんどが高木で547本、中木については１種類ということだったと思いますが、昨年11月だったと思いますが、イチョウの剪定を行う際にいろいろ問題があったように聞いております。伐採をされるときに、なぜ町内のほうに、今から伐採を行うといった連絡はされなかったのか。また、町内のほうから、紅葉の一番きれいな時期に、なぜ剪定をされるのか、といった意見を聞いております。確かに、町内の方から、剪定を早くしてほしいという要望もあっていることも聞いております。しかし、そういう中においても、町内の方に何らかの方法でお知らせする必要があったのではないかと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

また、それと同じく、落ち葉を片づけてもらうのに、昨年は、前年の約半分程度のごみ袋を配布されたと聞いておりますが、ある町内の方から、なぜ、自分たちで掃除をしなければならないのか、といった意見も出ていたそうです。これについても、一言「お願いします」

という形の文書を配布する必要があったのではないかと思いますが、この点についてお尋ねしたいと思います。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

町内への周知につきましては、沿線の町内に可燃物の袋を毎年配布する際に、口頭でのみお伝えし、剪定に関する文書はお渡ししておりませんでした。町内で回覧できるように、文書等での剪定のお知らせをしておくべきであったと、反省をしているところでございます。今後は、事前に町内で回覧できるよう、文書等でお知らせをするようにしてまいりたいと考えております。

また、なぜ、イチョウの一番見ごろの時期に剪定を行ったのか、という御質問でございます。まず、イチョウの剪定時期は、一般的には11月から２月までが最も適切な時期とされているところでございます。また、落葉後に剪定を行いますと、住民の皆様に落ち葉の回収処分を行っていただくことになりまして、非常に効率が悪くなるということもございまして、イチョウの葉が大量に落ちる前に剪定を行ったところでございます。

次に、私どもがごみ袋を配布しておりますけれども、自分たちで掃除をしなければならないのか、という御意見でございますが、まずもって、毎年、街路樹の落ち葉を回収処分していただいている街路の沿線の皆様方には、この場をおかりしましてお礼を申し上げたいと思っております。本当にありがとうございます。

落ち葉の回収は、地域の皆様が、それぞれの地域の美化に対して自発的に取り組んでいただいているものと、私どもは考えております。近年は高齢化が進み、落ち葉の回収作業がなかなか難しくなってきているとの御相談もありますので、平成30年度からは、一部の沿線では、市のほうで回収処分を行っているところでございます。これまで、長年にわたり御協力をいただいております皆様には、まことに勝手ではございますが、これからも御理解と御協力をいただきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　今言われたように、やはり、文書等で配布することによって、そういうちょっとした心がけによって、市民の方も安心をされるというふうに思いますし、その理解も得られるのではないかと感じます。そういうことでありますので、今後は、そのような配慮のほどをよろしくお願いをしておきたいと思います。

次に、街路樹の成長に伴い、歩道等の盛り上がりなど歩道の危険な箇所について把握されているのか。また、把握されているとしたら、その対策についてはどのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

街路樹により、歩道や路面が傷んでいることは、私どもも把握しているところではござい

ます。特に旧市庁舎南側の市道麓町矢黒線、及びほうらい茶屋前の市道下林南願成寺線において、タイワンフウによる影響が大きいと考えているところでございます。対策といたしましては、街路樹の剪定計画に基づき、今年度は、旧市庁舎南側の民家沿い13本の伐採を６月中旬に実施する予定としております。

今後も、スピード感を持って、沿線の町内会と丁寧に協議を重ねながら、樹種転換を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　現在のところ、人吉市としては２カ所を把握しているということのようです。現在の旧庁舎の南側については、今月中に伐採を計画されていると聞いておりますので、安全・安心に通行できるように、この点について対処はよろしくお願いをしておきたいと思います。

また、大きくなる樹種について、町内から植えかえの要望もかなりあっていると思います。第６次人吉市総合計画の中でも、街路樹樹種転換事業において、既存の街路樹の樹種転換を行い、路線ごとに中木・低木の樹種を選定し、安全・安心な歩道を確保し、快適な歩道空間を維持する事業、とありますが、車道として、梅雨時期などに、イチョウの葉が落ち滑りやすくなる危険性もありますし、また葉が落ちているということで環境面についてもかなり見苦しくあると思いますので、今後、路線ごとの樹種転換時期の計画はどのように考えておられるのかお尋ねをしたいと思います。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

今後の計画につきましては、剪定計画に基づき、ほうらい茶屋前の市道下林南願成寺線において、207本の樹種転換を、令和３年度から５年度までの３カ年で計画しているところでございます。その他の路線につきましては、街路樹の機能の整理や樹種の選定などにつきまして、地元町内会や沿線住民の御意見を踏まえた上で、樹種転換を着実に進めていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　今、令和３年度から、市道下林南願成寺線を行うと、この辺については本数も207本と、かなり大きい数になると思いますので、これを３年間で行っていきたいということでありますので、計画性を持って行ってもらうようにお願いをしておきたいと思いますし、また、その際に、市民の方々のいろんな意見も参考にしながら取り組んでもらうようにお願いをしておきたいと思います。また、ほかの路線についても、町内のほうからいろいろな要望が出てくると思いますので、これについても耳を傾けていただくように、よろしくお願いをしておきたいと思います。

先ほど述べました、第６次人吉市総合計画の中で、公園と歩道空間の整備の中で、街路樹について、全路線において高木から中木・低木への樹種転換を進め、安全・安心な歩道を整備し、歩道空間の確保を図る、とありますが、街路樹樹種転換事業進捗状況が、計画案では４年後には、現状の25％から、目標値が32％、街路樹につきましても、739本に対して236本を計画されておりましたが、５月29日に出されました分につきまして見てみますと、現状が０％、目標値が６％で、85本に対して５本となっていることについて、案との違いについてお尋ねをしたいと思います。

○企画政策部長（小林敏郎君）　皆さん、こんにちは。第６次人吉市総合計画の最終的な調整は企画政策部で行っておりますので、企画政策部のほうから御質問にお答えさせていただきます。

今年度からスタートいたしました第６次人吉市総合計画でございますが、その基本構想部分につきましては、ことし３月の定例市議会におきまして特別委員会を設置いただき、御議論の後にお認めいただいたところでございます。その審議の過程におきましては、基本構想部分に加え、前期基本計画につきましても参考資料としてお示しをし、説明をさせていただいたところでございます。

今回、議員御指摘の樹種転換の目標値でございますが、基本計画の戦略５「都市基盤・建設」、「～まちに愛情を持ち、景観を醸し出す都市基盤づくり～」の「公園と歩道空間の整備」において、今後、樹種転換に取り組む上での成果指標として設定したものでございます。３月議会にお示しした資料においては、現状25％を令和６年３月末までに32％まで進めるとしておりますが、令和２年５月29日付で市議会議員各位に配付させていただいた印刷物においては、現状値０％、令和６年３月末時点での目標値としましては６％と記載しております。議員の御指摘をもとに確認を行いましたところ、本年度に入りまして、地元印刷事業所に印刷製本の発注を行った際、３月議会にてお示しをさせていただいた本来印刷するべき完成データではなく、計画検討段階におけるデータをもとに印刷発注を行っていたことが判明いたしました。御議決をいただきました基本構想部分を初め、計画の趣旨や内容等に誤植はなかったところではございますが、今回御指摘いただいた樹種転換、年間宿泊者数、女性の就業率といった目標値ほか、まち・ひと・しごと創生総合戦略の現在値について、掲載の誤りを確認したところでございます。

つきましては、３月議会において各議員にお示ししました資料が、固まった基本計画ということで御理解をいただきたいと恐縮に存じます。

宮﨑議員を初め議員各位には大変御迷惑をおかけいたしまして、まことに申しわけございません。先日配付しました冊子につきましては、大変お手数をおかけいたしますが、回収をさせていただき、訂正後に改めて配付をさせていただければと存じます。今回の間違いにつきましては、慎重性を欠き、基本である確認というものができておりませんで、お恥ずかし

い限りでございます。言いわけのしようもございませんが、今後は、内容を十分精査いたしまして、より慎重な対応を心がけてまいりたいと存じます。本当に申しわけございませんでした。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　今答弁がありましたように、３月定例議会において特別委員会を設置してまで議論をしたわけであります。また、総合計画の策定に当たって、総合的かつ計画的に市政運営を維持するための指針として総合計画と総合戦略を統合した、新たな総合計画とすることで、今後８年間における本市が目指すべき将来像、まちづくりを推進していくとあります。８年の半分の、４年間の本市の総合計画を行う中で基本的なものであるはずの基本的なミスが、なぜ起こってしまったのでしょうか。３月議会にて示された、本来印刷すべき完成データではなく、計画検討段階におけるデータをもとに印刷発注を行ったということが原因のように言われますが、普通は、原稿などは発注した後にゲラ刷りをもらって、でき上がったものについて修正等を行っていくことがほとんどだと思います。なぜ、ゲラ刷りができ上がった時点で校正のチェックができなかったのかなどが問題ではないでしょうか。今までも、提出後の修正が何度となくあっており、議会の中でも、議長のほうからそういうことがないようにということで注文をつけておられたこともあったように私は考えております。あるごとに、もう二度とこのようなことが起こらないようにしますと、口頭では何度も今まで言われてきています。今回の要因は、業者任せでチェック体制がきちんと行われていなかったことだと思いますが、このことについて、どのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○企画政策部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

今回の総合計画の校正につきましては、本来、印刷するべき完成データではなく、計画検討段階におけるデータをもとに、職員間で内容の確認等を行ってまいりました。校正したデータが、計画検討段階におけるデータであることに気づくことなく、印刷事業者に印刷製本の発注をしたものでございます。

人事異動に伴い担当職員が変わる際の引き継ぎが十分ではなかったことも、原因の１つとして考えられるところでございますが、データという便利なやりとりの中に潜むリスク管理という問題で、非常に反省をしております。

いずれにしても、繰り返しになりますが、基本的な確認ができておりませんでしたことが、今回の誤りの原因と認識をしております。本当に申しわけございませんでした。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　今の答弁の中で、人事異動に伴い担当職員が変わる際に、引き継ぎが

十分でなかったということなどは、これは言いわけにしかならないと思います。やはり、こういうチェック体制についてはきちんと行うことが当たり前のことだと思いますので、この点については重々の反省方をよろしくお願いしたいと思います。

これから、人吉市の４年間の道筋を示すものであります第６次人吉市総合計画でありますので、再度詳しく原因の特定を検討されて、今後の対応をお願いしておきたいと思います。

先ほども述べましたが、議会も３月定例議会において、総合計画策定に関する特別委員会を設置してまで決議し、認めたものであります。このことについて、市長としてはどのような対処を考えておられるのかお尋ねをしたいと思います。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

私は常々、事務処理は適正かつ慎重に、特に印刷物を初めとする情報発信に対しましては細心の注意を払い、正しい情報を的確なタイミングで発信するよう職員に指示しているところでございまして、そのような中、今回、総合計画の印刷に誤りがあったということは、本当に残念で、ゆゆしき問題であると強く認識しております。

議員各位、また市民の代表として計画策定に携わっていただきました審議員の皆様を初め市民の皆様に、この場をおかりしまして深くお詫びを申し上げます。大変申しわけございません。

今後は、このようなことが発生しないよう、職員に再度徹底を行うとともに、より慎重な対応を心がけてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○議長（西　信八郎君）　ここで、執行部に注意いたします。今回の冊子は、第６次人吉市総合計画の基本構想部分において本議会でも議決するなど、本市にとりまして大変重要なものであるということは言うまでもなく、それをまとめたものであります。特に厳密なチェックを要すべきにもかかわらず、このような誤りがあったことはまことに残念であり、これまでも、資料等の提出については再三注意を促してきたところであります。

今後は、チェック体制をさらに強化し、十分な体制をとっていただきますよう強く申し上げます。

では、一般質問を続けます。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　今、議長が言われたように、１人でのチェック体制ではかなり限界があるというふうに思います。チェックの際は、ダブルチェックなどにより強化を図り、精査をされて、きちんとしたものを、間違いがないようにして示していただくことをお願いしておきたいと思います。また、何事も今までは行われた例がないということをよく言われますが、これについても、どのようにしたらできるのかということを考えてもらい、先ほども言いましたように、何事もスピード感を持った取り組みと行動をお願いをしておきたいと思い

ます。

また、これは、６月30日まで運転休止を発表されていました、Ｄ＆Ｓ列車のＳＬ人吉号、「かわせみ　やませみ」、「いさぶろう・しんぺい号」の観光列車が、６月19日から前倒しをして運行を再開されることとなっております。これをきっかけに、人吉駅前の活気が戻り、本市の観光発展の起爆剤の１つにつながることを願って、これで私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時47分　休憩

午後１時00分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

ここで、執行部から発言の申し出があっておりますので、これを許可します。

○総務部長（小澤洋之君）　恐れ入ります。先ほど、宮﨑議員の災害時の避難所につきまして、一般質問の５回目でございます、避難所における熱中症対策に関する御質問の中で、「熱中症のリスクは低いもの」と言わなければならないところを、「感染症のリスクは低いもの」と、誤った答弁をいたしましたので御訂正をお願いするものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの発言訂正につきましては、許可することといたします。

それでは、一般質問を続けます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）（登壇）　皆さん、こんにちは。５番議員、西洋子です。

今回の通告は、４項目です。１、新マルチハザードタイムラインについて、このことは、今後、新ＴＬと表現させていただきます。２、避難所の運営について、３、城跡石垣改修工事について、４、肥薩線についてです。

それでは、まず、１項目め、新ＴＬについてお伺いいたします。12月の議会におきまして、２月の試行版の完成を目指し、４月以降に職員に周知をし、運用をしていきながらの完成を目指す、という答弁をいただいておりますが、現在、新ＴＬのほうはどうなっておりますでしょうか、お尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

人吉市マルチハザードタイムラインにつきましては、令和元年度に４回の検討会を計画いたしまして、３回の検討会が終了し、最後の検討会で試行版の完成を目指しておりました。新型コロナウイルス感染症によりまして、この最後の検討会が開催することができず、現在に至っておりまして、議員御指摘の試行版につきましては、まだ完成をしていないというところでございます。職員に対しましても、まだ周知もできていないというところでございます。

今後の計画といたしましては、今月中に関係機関とテレビ会議を持ちまして、第４回人吉市マルチハザードタイムライン検討会を開催をいたしまして、タイムライン試行版の完成を目指したいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　４回の検討会の計画、３回目は、確か２月７日で、市房ダムの洪水調節などについての説明があったと思います。

それでは、最後の検討会、４回目ですが、これはいつを想定されていたのでしょうか。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩します。

午後１時04分　休憩

午後１時07分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お時間をとらせまして、まことに申しわけございません。お答えいたします。

マルチハザードタイムラインの４回目の検討会でございますが、３月16日の開催予定ということでしておりましたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　12月の答弁では、２月の完成を目指すとありました。最後の討論会が３月中旬というのでは、もう、あの時点で、２月の完成は目指していらっしゃらなかったのかなというふうに感じましたので質問をさせていただきました。このことについて、答弁は結構です。

それでは、まだできていないということなんですけれども、これからつくっていかれる試行版、そして完全版には、新型コロナウイルス対策等の感染症対策も盛り込んだ内容となっておりますでしょうか、お尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

人吉市マルチハザードタイムラインにつきましては、まず、災害時に各機関に求められる対応について、時間軸に沿って、いつ、誰が、何を実施するのかをあらかじめ計画するものでございまして、先手を打った災害対応を行い、遅滞なく避難勧告等を実施し、被害を最小限にとどめる手段でございまして、避難所を開設するまでのタイムラインということになっております。

議員御質問の、新型コロナウイルス対策につきましては、避難所運営時の受付方法や、衛生環境の確保、十分な換気の実施、スペースの確保、発熱・咳等の症状が出た避難者の対応

が重要になってくることから、避難所運営マニュアル及び新型インフルエンザ等対策行動計画にて対応を行っていくことといたしておりますので、人吉市マルチハザードタイムライン試行版は、新型コロナウイルス対策には対応していないというところでございます。

しかしながら、試行版を運用していく中で、新型コロナウイルス対策を反映させる必要が生じた際は、マルチハザードタイムラインを修正する必要もあるということでございます。また、マルチハザードタイムラインにつきましては、今年度、仮運用を行いまして、次年度の出水期までには完成版を目指したいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　避難所を開設するまでのタイムラインということで、一応反映はしていかないということですが、開設するまでに、職員間での感染がもしあっていれば、これはまた、開設できないということになるのではないでしょうか。これから先、いろいろな課題が次々と出てくると思いますが、来年度に向けて、じっくりと運用検証をしていただき、より精度の高い新ＴＬの完成を期待しております。

それでは、２番目の質問です。避難所の運営について質問させていただきます。これは、全協でも説明をしていただいたところでございますが、市民の皆さん、避難者の皆さんは、災害の不安に、同時にというかもっとでしょうか、避難所へ行くことへの不安を大変抱えていらっしゃいますので、少し詳細になりますが突っ込んでお尋ねをさせていただきます。

まず、避難所といいますか、普通の生活でもそうなんですが、消毒液、マスク、体温計はもう当たり前のことになってきております。どこの建物に行っても、消毒液が玄関においてあります。ただ、それを使っていらっしゃるか、使っていらっしゃらないかというのは、人それぞれだと思います。

そこでお尋ねです。入り口での消毒、また検温は、避難者御自身で行っていただきますか、それとも誰か担当者がつくとか、そういうふうに考えていらっしゃいますか。それと、先ほど申しました消毒液、マスク、体温計の備蓄ですが、避難所で十分に使えるだけのものがあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　議員の皆様、こんにちは。それでは、御質問にお答えいたします。

入り口での手指の消毒は、避難者御自身で行っていただくように考えております。消毒につきましては、避難所運営担当職員による声かけや、避難所の出入り口を１カ所にし出入り口を狭くする等、必ず手を消毒して入場してもらうこととしております。

次に、備蓄についてでございますが、手指用の消毒液につきましては、現在149リットルの備蓄がございます。清掃用の消毒液、弱次亜塩素酸水につきましては、現在54リットルの備蓄がございまして、今後も備蓄に努めてまいります。なお、今回の感染症予防対策として、

市内の事業所などから御提供いただきました消毒液につきましても、有効に活用させていただきたいと存じます。

マスクにつきましては、現在１万枚の備蓄がございまして、今後２万枚を購入予定でございます。体温計につきましては、現在、各避難所に２本ずつ配備し、スポーツパレスのみ、非接触型体温計を１本追加で配備することとしております。なお、非接触型体温計を19本発注しておりまして、７月末には納入予定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　受付を済ませるまでにかなりの混雑が予想されると思います。先日の本村議員への答弁にもございましたが、マンパワーが完全に不足している状態の中で大変かと思いますが、支部スタッフの皆様には頑張っていただきたいと思います。

マスクのことなんですけれども、避難者が来るときに、忘れられた方には配布されると思います。２日、３日と長期になったときも配布していただけますか。衛生面からも、配布をしていただくことだと思っておりますが、そうなりますと、マスクを忘れた方に配布するマスクだけではなく、避難して来られている方へのマスクということで、１万枚、２万枚と申しましても、減っていく量というものが変わってくると思います。その辺はいかがでしょうか。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

現在のところ、合計３万枚ということでございますので、避難者の数によりますけれども、原則、避難される方がマスクは準備していただくということでございますので、どうしても一、二枚しか持ってこられないというような場合には、市のほうから配布ということになりますけれども、避難生活がとても長くなるということであれば、その後、追加してマスクの購入を考えてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　それでは、次の質問に移ります。避難所の運営のことでございますが、避難所の施設を全館借り上げになりますかという質問でしたが、これは、午前中に宮﨑議員のほうにお答えいただいておりますので割愛いたします。

コミセンとかスポーツパレスの場合、利用者さんがいらっしゃるわけですが、利用停止というのは、今までレベル４でした。この基準は変わってきますでしょうか。

もう１つは、東小学校が避難所になっています。授業中の場合、授業を取りやめて下校になるのか、また、ならない場合、避難者との接触に対する配慮はどうなっているのかということです。

３番目、感染者が万が一出た場合には、当然、保健所の指導によると思いますが、避難所

閉鎖後、消毒は職員の方でやられるということでした。非常に感染の疑いがある方がいらっしゃった場合に、やはり、職員での消毒で終わらせられるのでしょうか。そして、そういう場合には、コミセンや学校はいつから利用再開ができますか。

それと、発熱など体調不良の人に対して、避難所では専門スタッフを配置することが可能でしょうか。以上、４点まとめてお尋ねをいたします。

○教育部長（椎屋　彰君）　お答えにつきましては、指定避難所の大半の施設を管理しております教育部から、まとめて答弁をさせていただきます。

１点目の、コミセンの利用者がいる場合、コミセン利用をやめてもらう基準についての御質問でございますが、災害対策本部会議におきまして、警戒レベル３の避難準備・高齢者等避難開始、いわゆる自主避難が発令された時点で全館利用を停止すると決定しております。

２点目の、学校授業中に避難所設置になった場合、子供たちを帰すのかとの御質問でございますが、災害の状況によっては下校させることが危険と判断される場合も想定されますので、その時々の状況によって、適切に判断しなければならないと考えております。

３点目の、感染の疑いがある人がいた場合、避難所閉鎖後の消毒は、誰が、どのようにするのかとの質問でございますが、避難所の閉鎖につきましては、災害対策本部救護部の避難所運営マニュアルに従い、現在のところ、救護部で消毒作業を行うこととしております。また、コミセンや学校は、いつから利用再開できるのかとの御質問でございますが、基本的には、消毒作業が終了している場合は、避難所閉鎖の翌日から利用できるものと考えますが、状況によっては、保健所や学校薬剤師等と連携しながら対応する必要があると考えますので、再開の判断につきましては、慎重に、また適切に判断してまいりたいと存じます。

最後に、４点目の、発熱などの体調不良の人に対し、避難所では専門スタッフを配置できるのかとの御質問でございますが、救護班に保健師や看護師などで構成する医療担当を配置しており、各指定避難所において、避難者の持病の有無などの確認も含め、発熱などの体調不良の方への対応を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　感染防止はもちろんなんですけれども、避難されている方の不安を１つでも多く取り除けるよう、最大限の配慮をお願いしたいと思います。

それで、ソーシャルディスタンスをとっての避難ということです。家族単位での避難ということですが、お一人暮らしの高齢者の方は１人でいなければいけないということになりますか。隣近所、声をかけ合って避難をされてきていらっしゃる状況です、そういう方が多い状況なんですけれども、そういう場合にはグループ単位という形で認めていただくとかという、ちょっと柔軟な対応はできないものかと思います。それでも、なおかつ１人で避難されて来られる方もいらっしゃるわけですから、ストレスというのは大したものだと思います。

初めての体験ですので、ストレスの緩和への考慮はございますでしょうか。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

県の避難所における新型コロナウイルス感染症への対応指針によりますと、避難者個人または家族ごとの間隔を、可能な限り２メートル、最低でも１メートル空けることとなっております。本市におきましても、感染症予防のため、家族単位でおおよそ２メートル以上の距離をとって滞在していただきたいと存じます。

今、議員御質問の、グループで滞在したいと申し出られた高齢者等の方々につきましては、家族単位として判断したいと考えております。

次に、高齢者のストレス緩和への考慮はあるのか、という御質問でございますが、避難所は、１時間に１回程度、室内の換気を行うことにしておりますので、その際に、常駐する看護師や、その他避難所運営担当職員による声かけを行う等、お一人で滞在されている高齢者の方々に対しましても配慮をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　一人でずっと、おしゃべりもできずに押し黙っての長い時間の避難というのは、かなりのストレスだと思います。命にかかわる災害、命にかかわる感染症の中での緊急時ではございますが、ストレスは体調を崩す原因でもありますし、免疫力を低下させるともいわれておりますので、そういうことへの配慮を十分にやっていただくことを希望いたします。

次の質問です。国交省が避難所の状況について打ち出しております。建物の改修、密集対策に財政支援が入っております。民間のビル等の活用にも支援をするというふうにいっておられるようですが、全協で説明がございました、浸水地域外への宿泊施設の打診の進捗状況は、どうなっておりますでしょうか。

また、こういうふうになってきますと、遠方に大人数の避難所設置というのには限界が見えてきたのではないかと思います。感染症だけではなく、高齢者の方々は、一体あと何年ここに避難ができるんだろう、お世話されている方もどのくらいお世話ができるのだろうと、私はいつも、見て感じておりました。大体、町内公民館への希望をされるんですが、私は、スタッフのいないところに行ってもつらいだけよということで、町内公民館への避難はできるだけしないほうがいいよという立場に立っておりまして、そういうふうにお話をしておりましたが、こういう状態になってきますと、やはり町内の一番小さな自治体の公民館の活用というのは、ほかの自治体ももちろん取り組みを始めております、そのためには、町内の力を底上げしていく必要があると思います。自主避難所、各町内公民館等、そういうところを充実させるための策は、何か考えていらっしゃいますでしょうか。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

まず、介助が必要な避難者の浸水地域外への宿泊施設対応についての御質問でございますが、現在、川北地区にある施設に先般伺いまして、宿泊施設の利用について相談し、検討をしていただいているところでございます。今後は、川南地区の施設に、宿泊施設の利用についてお願いしにまいりたいと考えております。

次に、町内の力を底上げし、公民館等の自主避難所を充実するための策についての御質問でございますが、現在、各町内会には自主防災組織がございます。自主防災組織とは、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づきまして自主的に結成された組織でございます。その自主防災組織に、今年度、地域が抱えている課題等のアンケート調査を行っておりますので、その課題につきまして解決できるよう、市といたしましても全面的に支援を行い、自主防災組織で自主避難所の運営をしていただけるような自主防災組織の強化を図っていくことが非常に重要であるというふうに認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　宿泊施設の打診というのを全協で説明いただきましたので、どのくらい進んでいるのかなとちょっと期待しておりましたが、早急に対応をしていっていただきたいと思います。

それから、自主防災組織に対してのアンケート調査ですが、これは恐らく町内会長さんを中心にしてとられていると思いますが、防災のことに関しましては、特に避難所等のことに関して言いますと、弱者の側に立っていらっしゃる方、弱者とふだん触れ合っていらっしゃる方、そして、食べ物だの、掃除だの、そういうことをしている女性の目、これがないと避難所の運営はできていかないと思います。特に町内避難所ですから、お弁当とか来るとか限りませんし、そういうことがあります。いつもそういう弱者に寄り添っていただいております民生・児童委員さん、くらし見守り相談員さん、シルバーヘルパーさん、そして健康推進員会の皆様にも、そのアンケートはぜひ広げていただきたいと希望をいたします。

次に、当然、避難所のことについては市民に周知をされるわけですが、広報ひとよし６月号10ページ、11ページに、見開きで避難所のことが書かれておりました。東小学校が指定避難所であり、詰所だと書かれておりました。右端のほうに書いてある詰所の電話番号は、人吉商工会議所となっておりました。このことについて、御説明をお願いいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

議員御指摘の、広報ひとよし６月号の避難場所一覧におきまして、災害対支部詰所連絡先に誤りがございました。本来であるならば、東支部の詰所におきましては、人吉東小学校と記載すべきところを、昨年までの詰所でありました人吉商工会議所と記載してしまったところでございます。

現在、ホームページにより、おわびと訂正の記載を行ったところではございますが、来月

の広報ひとよし７月号に、訂正及びおわびの記事を掲載を予定させていただいているところでございます。今後、このようなことがないように注意をしていかなければいけないと思います。まことに申しわけございません。

また、災害対策東支部の管轄する町内に対しましては、６月１日に、避難所変更のお知らせを全戸配布行わさせていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　ホームページにおわびと訂正を、とおっしゃいましたが、まず、避難されてくる方は高齢者です。まず、ホームページはごらんになれないと思います。私も高齢者なんでしょうか、探しました、たどり着けませんでした。私だけじゃなくて、ほかの人も、何人かに声をかけて、このことについてのおわびと訂正が載っているということだから、ちょっと入ってみて、と言いましたけれどもたどり着けませんでした。人吉市だけじゃなくて、非常にこういう行政のホームページはわかりづらくて、知りたい情報にたどり着けないという問題点があるようでございます。ホームページをもう少しわかりやすく、見やすく、充実させていただきたいと思います。

また、今度の記載の誤りは、いわゆるコピペというやつですね、パソコン作業による陥りやすい作業ミスです。私も公民館指導員のときには、外部への文書は、２人以上の確認をしてもらってから出してくださいと、教育委員会のほうから厳しく言われておりましたので、ぜひ、この辺は市役所内でも徹底していただきたいと思います。

避難所の運営について、最後の質問と言いますか、これは提案なんですが、学校のほうは寄附もいただいてマスクも十分とおっしゃっていましたが、先日、先生が手作りしてきたのを、忘れた子供に渡し、回収し、洗濯し、消毒し、また忘れてきた子に渡すというようなことがあっていたということを聞いております。現在、寄附されたマスクで足りているのかもしれませんけれども、今後も、どんどんマスクは要ると思います。使い捨てといいながらも、実際、皆さん、洗濯して使っていらっしゃるという方がほとんどになってまいりました。ただ、今、国からのマスクが届き始めたんですが、これ要らないというか、非常に手づくりマスクが出ておりまして、私も手作りマスク、自分でつくったんじゃないんです、買ったんですけどね、見ているとすごく手作りマスクの着用率は高いんですね。ですから、要らないわ、と、きょう豊永議員がされているのが実物でございますが、ちょっと小さ目でございますので使わないわ、と言う方が、周りに本当に多いんです。じゃあどうされるかというと、タンスの中に入れられると思うんですね。そこで、市に、政府からのマスクに限らず、不要・余剰のマスクを集める窓口を設置される考えはないのかということをお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　御質問にお答えいたします。

マスクの供給につきましては、なかなか手に入らない一時期の状況から比べますと、店頭

で目にすることもふえておりまして、少しずつ改善がなされていると感じてはおりますけれども、依然として十分な状況ではないというふうに認識をしております。国におきましても、店頭でのマスク品薄が続く状況を踏まえまして、使い捨てではなく、洗剤を使って洗うことで再利用可能な布製のマスクを、全国の世帯に向けて配布しているというところでございまして、本市でも配布が始まっているところでございます。

備蓄したマスクが十分にあり、当面必要となるマスクを確保されている方でも、まずは、今後の新型コロナウイルス感染症の第２波、第３波に備えるためにも、御家庭で保有をしていただきたいと考えております。

一方で、厚生労働省がホームページに掲載しております、布マスクの全戸配布に関する質疑応答では、御家庭でマスクが多くあるといった理由により、配布した布製マスクが御自身にとって御不要な場合は、世界的なマスクの需給の逼迫が起きていることを踏まえ、例えば身近で必要とされている方に譲るなどの選択肢も検討するような記載があるところでございます。市といたしましても、市民の皆様が新型コロナウイルス感染症の第２波に十分備えた上で、余剰マスクを有効に活用することは大切な視点だというふうに考えておりますので、議員おっしゃるような仕組みづくりにつきましては、前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　もう既に、マスクは届き始めております。ゴミ箱に直行したり、タンスのどこに入れたかわからなくなる前に、ぜひともそういう窓口をつくっていただきたいと思います。

このマスクですけれども、せっかく国からただで貰ったんだから、というふうに見聞きすることがありますが、国からのマスクはただではございません、何百億円という税金が使われています、私たちのお金です。そこで、貴重な税金を使ったマスクですから、ぜひとも有効活用をするべきだと私は思います。本当に要らないのにどうしようもない、どこに持っていけばいいの、という声に応えて、私はこれを提案いたしました。また、もし、市のほうで、先ほどの答弁は官房長官の答弁みたいな答弁でしたけど、行政は立場がありますから、市のほうでできないということであれば、もう既に団体や個人でやっていらっしゃる方はいらっしゃるんですが、団体で始めていらっしゃる方の箱を、窓口のほうに置かせていただくということは可能でしょうか、お尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

先ほどの答弁で申し上げましたように、前向きに検討するということで考えておりまして、議員おっしゃるようなそういったアイデアも含めて、その仕組みづくりを検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　前向きな検討の中に、早急な検討というのをつけ加えさせていただきます。

避難所運営についての確認なんですが、政府が、８日付で避難所についての具体的指針を、都道府県に文書で通知をしたと思っておりますが、一連の避難所運営については、政府指針に合致しているものでしょうかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

避難所運営につきましては、議員御指摘のとおり、国や県の指針に基づいて、市のほうも実施しているものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　避難所運営についての質問は終わります。

３番目の項目です。城跡石垣改修工事についてですが、これは実際、石垣工事そのものについての質問ではございません。最近、人気バラエティー番組で、人吉市が複数回テレビ放映されております。せっかく石垣を改修するのであれば、こういうものに乗っかってみるという柔軟な考えはないのかどうかということで、御館御門橋の改修を含めて、そういう考え方のほうはございませんでしょうか、お尋ねいたします。

○教育部長（椎屋　彰君）　お答えいたします。

昨年11月末に、相良神社南側の堀の水を抜くというテレビの企画で、「緊急ＳＯＳ！池の水ぜんぶ抜く大作戦」の収録が行われ、本地域では、本年３月４日にテレビ放送がされたところでございます。この番組でスポットが当たった御館御門橋の改修につきまして、４月に、相良神社様から、御館御門橋の所有者としては関係者との協議を進め、時間をかけてでも改修に向けて取り組みを進めていきたいとの御相談があったところでございます。史跡管理団体としての人吉市としましても、この御館御門橋は県指定の重要文化財でもあり、貴重な歴市文化遺産保護の観点から、所有者との情報共有に努めながら、今後も協議を継続していく予定としております。

また、歴史的価値を次世代へ継承するため、昨年度３月に策定いたしました史跡人吉城跡整備基本計画第２版に沿って、適切な保存活用を検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　広告宣伝したくてもできないほどのものすごい宣伝効果があっております。どうぞ、こういうことには行政のほうも、しっかりと、ちゃっかりと乗っかっていただくような柔軟な姿勢、考え方をしていただきたいと思っております。

それでは、最後の質問です。肥薩線について、これも以前質問をさせていただきましたが、また５月の末に、新聞紙上を随分とにぎわわせた問題でございます。廃線や第三セクターへの方向ではないというふうに、ＪＲ九州さんのほうはおっしゃっておりますけれども、以前、自治体との議論を深めていきたい、今回は、自治体での議論を進めていただきたいと、微妙にニュアンスが変わってきているように私は思います。これは、本当に残したいのかという本気度を問われているのではないかというふうに感じているところです。

そこで、利用促進協議会でどのような議論がなされ、どのような取り組みがなされたのか、そして、また、それを生かして、これからどういうふうに取り組んでいくのか、市長の見解をお聞かせください。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

まず、肥薩線は、地域住民の方々の通勤や通学、通院や買い物などに欠かすことができない交通手段であり、観光列車の運行を初め、本地域に観光客を呼び込むための重要な観光資源そのものです。この肥薩線の魅力を、地域住民はもとより、地域内外の多くの皆様に知っていただき、また、利用につなげ、沿線地域の活性化を図ることを目的に、平成29年６月に、３県にわたる沿線16市町村において肥薩線利用促進・魅力発信協議会を発足したところでございます。

毎年、この協議会総会においても、ＪＲ九州により肥薩線の利用状況等の報告があり、危機感を募らせておりますが、いかに魅力発信による利用促進につなげるかということで、肥薩線のフォトコンテストや沿線マップの作成等の取り組みを行ってまいりました。

また、ことし１月には、協議会構成市町村の首長様たちと合同で、ＪＲ九州熊本支社及び鹿児島支社を訪問し、路線の維持・存続及び運行本数の改善、自治体との十分な事前協議の必要性、景観や駅舎施設の整備等について要望活動を行ったところです。

このような中、先月27日にＪＲ九州が初めて公表した、特に乗客が少ない12路線17区間に肥薩線も上がっており、示された線区別収支の状況は予想以上に厳しい結果でございました。現在、九州運輸局や熊本、鹿児島両県を交えた肥薩線八代吉松間の活用に関する検討会でも、アイデアを出し合いながら、利用促進策の検討を連携して進められているところであり、協議会としましても、引き続き、ＪＲ九州や沿線自治体はもちろん、これまで以上に、観光関係を初め民間事業者様との連携、沿線住民の皆様の御理解と御協力による利用促進を図ってまいりたいと存じます。

冒頭申しましたとおり、肥薩線は、地域にとって欠かすことができない交通手段であり、観光資源でありますので、将来にわたり維持・存続されるよう、今後も最大限努めてまいります。来週19日からは、ななつ星を除く、肥薩線の観光列車の運行が再開されるということで明るい兆しも感じております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　このコロナ禍の中で、学校が休校になり、外出は自粛された中で、普通列車だけとはいっても、１日上下合わせて16本の運行をしていただいております。人は乗っていません、それでも運行していただいているんです。企業ですよ、民間なんです。それは公共性が高い事業だという、ＪＲさんの意地のようなものでしょうか、地域への配慮が感じられるところであります。ただ、もう、１企業としてだけではもちませんとおっしゃっています。だから、苦しい現状を、地域住民と共有したい、再び地域の足としての活用を考えてもらいたい、とコメントを出されているわけです。赤字の理由は何でしょう、利用者がないからですよね、乗らないからです。

そこで、お尋ねいたします。お一人、お一人お伺いしたいところですが、時間の関係がございますので、挙手にてお答えください。令和２年１月１日以降、肥薩線に乗車された方は挙手をお願いします。

［挙手をする者あり］

○５番（西　洋子君）　廣田部長お一人ですね。期間を広げます、平成31年、去年１年間も含めて、肥薩線に乗車された方は挙手をお願いいたします。

［挙手をする者あり］

○５番（西　洋子君）　ありがとうございます。何と言うんでしょうかね、車依存の社会です、私も、どちらかというと車のほうが楽なので、ついそういうふうに考えるんです。ビジネスとして時間が決まっているところに行くときには、正直、乗り継ぎだとか、時間がかかりすぎるとか、会議に間に合わないとかいろいろありますが、でも、逆に考えてみてください、人吉市に列車に乗って仕事に来てくださいと、皆さん、考えていらっしゃいますか。観光でしょう。だったら、私たちが出かけなきゃ、乗らなきゃ、利用もしないで利用促進を語り、乗って魅力も感じないのに、魅力をどうやって発信するんですか。赤字の原因は簡単です、乗る人がいないからです。観光は、プラスアルファとして捉えませんか。下支えは、地域住民が利用することです。それをＪＲ九州さんは望んでいらっしゃるんです。車に依存しているだけでは、もう肥薩線はもたないと思います。いろんなイベントを企画されるのは、それはそれですばらしいことです。ただ、下支えということを考えれば、単純な行動です、肥薩線に乗りましょう。ホームページ、インスタグラム、フェイスブック、皆さん、よく利用されていると思います。ハッシュタグをつけて、「肥薩線車窓の旅」と、ぜひ発信していただきたいと思います。ここにいる全員の方にお願いをしたいと思います。まず、そういうことをして、そして、だめなとき―まあ、だめなとき考えたくないですけどね、何もせずにだめになるのは、私は待ちたくありません。

いろいろ申しましたけれども、車社会に依存するのではなく、ビジネスとして肥薩線を利用するのではなく、観光客を待つのではなく、自分たちが観光客になって肥薩線に乗る、こ

れはくま川鉄道も同じですけれども、そういうことを、今、真剣に考えて、真剣に行動をしていただきたいと思います。

ドラマのような臭いせりふを、最後に言わせていただきます。列車は、会議室の机の上は走っておりません、風光明媚な球磨川沿いの線路の上を走っております。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後１時48分　休憩

午後２時05分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）（登壇）　皆さん、こんにちは。７番議員、日本共産党の塩見寿子です。今回の一般質問は、コロナ禍から市民の暮らしを守る対策を取り上げました。初めに、国民健康保険税や上下水道料金の減免について、次に、生活保護制度の活用について質問します。

会食や食事会がぱったり途絶えた４月、５月の売り上げは、例年の９割減だ、税金関係を減免してほしい。３月は予約は入っていたのに、キャンセルが続いた。４月は店を開けなかった。店を開けても、客はやっと１人来ただけ。こんな状態がいつまで続くのか。税金を減免してほしい。九日町通りの人通りがなくなって、ゴーストタウンのようだった。消費税を払うのが大変、５％にしてほしい。経費が賄えないから、当面は閉める。固定資産税は支払いを先延ばししても、払わなければならない。固定資産税や公共料金の減免ができないか。３月、４月は予約がキャンセル、法要もキャンセル、お盆の分もキャンセルになった。食事では儲けは出ない。宴会が入るようにならないと、やっていけない。

私は、本村議員と、市内の飲食業や宿泊業の方々から、コロナの影響や市への要望などについて話を伺いました。そのときの声です。どなたにも共通するのは、収入がないのに、光熱費などどうやって払えばよいのか、公共料金や社会保険料、税金などを減免してほしい、という要望でした。

そこで、市長にお尋ねします。コロナ禍によって市民の暮らしが苦しくなって、税金や公共料金、光熱費の支払いが大変になっているという認識をお持ちですか、お尋ねします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

議員の皆様も同様だと存じますが、私自身も、市民の方々から御意見、御要望を初めさまざまなお話を伺っており、心を痛め、心配もしております。特に、新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が減少し生活が苦しくなり、先の見えない不安を抱えながら過ごしておられる方が数多くいらっしゃるということを深刻に受けとめており、現在も、今後において

も、市民生活に与える影響の大きさを懸念しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）　私たちは、５月19日、市長に、新型コロナウイルス感染症へのさらなる対策を求める申し入れを行いました。そこで、上下水道料や国民健康保険税の減免を行うように求めたところです。

まず、国民健康保険税の減免についてお聞きします。施政方針によると、新型コロナウイルス感染症の影響により一定の収入減少が見込まれる方などを対象に、国民健康保険税の減免を行うよう準備を進めているということでしたが、どのような内容になるのですか、お尋ねします。

○市民部長（丸本　縁君）　議員の皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の方などへの国民健康保険税の減免につきましては、令和２年５月１日付、厚生労働省保険局国民健康保険課長から都道府県に対しまして、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料・税の減免に対する財政支援の基準についての通知があり、国の基準が示されたところでございます。本市におきましても、国の基準に準じ、人吉市国民健康保険税減免基準に関する規則の改正準備を進めているところでございます。

予定しております減免の内容でございますが、まず、期間及び対象者でございますけれども、令和２年２月１日から令和３年３月31日までにおきまして、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合、あるいは主たる生計維持者の事業収入等が30％以上減少する見込みである場合において、前年の所得の合計額が1,000万円以下、かつ収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計が400万円以下の世帯の方が対象となるものでございます。

次に、減免額の算定方法でございますが、減免前の保険税額に所得の減少割合を乗じた額に、前年の合計所得金額ごとに定められた減額の割合を乗じて減免額を算定するものでございます。

次に、申請方法等につきましては、郵送での申請を受け付けるとともに、７月６日月曜日から８月14日金曜日までは、西間別館プレハブを、その後、８月17日月曜日からは西間別館２階税務課を申請窓口として、開設を調整しているところでございます。

最後に、周知方法でございますが、広報ひとよし、新聞、ホームページ等による広報、及び７月初旬に発送いたします納税通知書に減免のお知らせを同封し、市民の皆様に周知してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）　一定程度の収入減の方が対象となっていますが、国も財政支援をして、国民健康保険税が減免される方向だとわかりました。収入が減って、国民健康保険税を払うのが大変な方は喜ばれると思います。

次に、上下水道料金の減免についてお尋ねします。水道会計における剰余金、下水道会計における剰余金は、それぞれ幾らですか、お尋ねします。

○水道局長（久本禎二君）　お答えいたします。

繰越利益剰余金でございますが、令和元年度は確定しておりませんので、平成30年度決算で申し上げます。水道事業は５億5,810万1,197円でございまして、公共下水道事業は３億9,051万6,797円でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）　繰越利益剰余金、ここにあるということがわかりました。これまで、決算のたびに、私は、この累積黒字はもとはといえば市民の納めた水道料金だから、その一部は市民に還元すべきではないかと主張してきました。残念ながら、まだ実現はしていません。しかし、今回こそ、この剰余金の一部を使ってもいいのではないでしょうか。そのくらい、市民の暮らしはダメージを受けています。

そこで、市長に伺います。コロナ禍という非常事態に即して、ある一定期間でも上下水道料金の減免をして、市民の暮らしを守るべきではないかと思いますが、市長はいかがお考えでしょうか、お尋ねします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

御承知のとおり、上下水道事業は公営企業特別会計として独立採算制をとっております。このことから、基本的には、受益者負担のもと、利用者からの料金収入で賄うことを原則としております。当年度で純利益が出ますと、繰越利益剰余金として次年度へ繰り越すことになりますが、本市の場合、熊本地震発生後、耐震化への取り組みや老朽化した施設、管路の改修などを進めるため、長期にわたる維持費及び改良費用が見込まれておりまして、ここ数年間、難しいかじ取りを求められる経営状況が続いているところです。

経済活動の停滞が続く中、料金収入の減少が見込まれることから、将来にわたる安定経営に支障をもたらすのではないかと、大変危惧しているところでございます。

上下水道料金の減免につきましては、生活支援、経営支援として、その一助となると認識をしているところでございますが、現時点では、その財源を捻出することは大変厳しいものがございます。第１次分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金では、上下水道料金の徴収分の補填に充当できるとの国の見解が追加されましたが、第２次分につきましては、今後、国から対象事業等詳細が示されることになりますので、その使途につきましては、全市全庁的な視点から熟慮し、判断していくことが肝要かと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）　繰越利益剰余金は、とてもそちらから出すことは本当に厳しいというお話でした。そして、第２次補正予算で臨時交付金に２兆円が増額されます。どの程度、人吉市に配分されるかは未定ですが、先ほどおっしゃったように、政府の臨時交付金サイトのＱ＆Ａを一生懸命見てみました、そうしたら、それは前回のだったのかもしれませんけど、見逃せないものがありました。交付対象事業について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている個人や事業者への支援のため、地方公共団体が徴収する上下水道料金や公共施設使用料、公営住宅の家賃、給食費等を減免する場合に交付金を充当してよいか、答えは、本交付金は、新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に応じて必要な事業であれば、地方公共団体が徴収する使用料等の減免も含め、原則として使途に制限はない、とありました。ですから、国も、要するに上下水道料金の減免に使ってよいと、私は理解しました。ですが、これが第２次補正にも適用されるのかわかりませんが、実際に、繰越利益剰余金でなくても、それを使わなくても国からこういう交付金があるのですから、これが使えるということがわかりましたら、ぜひ、上下水道料金の減免を検討されて、減免に足を踏み出すことを求めます。

全国では、兵庫県小野市、大阪市など114の自治体に水道料の減免が広がっている、という記事が、５月18日付の朝日新聞にありました。それ以降も、大津町や菊陽町、大分県宇佐市など、基本料金を免除するなど、住民の生活支援のために水道料金を減免する自治体はふえ続けています。

新しい生活様式ということで、今後も、感染予防のための手洗いやうがいなどに水道は欠かせません。重ねて、上下水道料金の減免を、ぜひ検討していただくことを求めて、次の質問に移ります。

新型コロナウイルス感染症の影響で失業をしたり、収入が激減したりする人が増加したと、マスコミでも報じられています。経済的に困窮した人はどうするのでしょうか。蓄えや特別定額給付金が尽きて、周囲に頼れる人がいなかったらどうするのでしょうか。最後のセーフティネットといわれる生活保護制度の役割は、いよいよ重要になっていると思い、生活保護について質問をします。

まず、本市の生活保護利用者数、世帯数、ケースワーカーの人数、それぞれの担当数をお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

先月５月中の本市の生活保護の状況でございますが、334世帯434人となっております。また、ケースワーカーの人員は５名でございまして、ケースワーカー１人当たり約67世帯を担当しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）　では、特別定額給付金について、生活保護世帯の申請件数はどうなっていますか。また、未申請の方に対して、どのような対策をとられるのですか、お尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

生活保護世帯からの特別定額給付金の申請件数でございますが、当該給付金の申請に際しましては、生活保護世帯であるか、そうでないかの区分けをしておりませんことから、生活保護世帯からの申請件数が何件であるかの把握はできていないところでございます。

なお、未申請の方に対しての対策でございますが、現在、ケースワーカーが、受給者の方に生活状況確認の連絡を行う際などに、特別定額給付金の申請状況を確認することとしておりまして、未申請の方がいらっしゃる場合は申請の勧奨を行い、また、申請方法がわからないと言われる方には、ケースワーカーが申請の補助を行うなど、給付金の迅速な給付に取り組んでいるところでございます。

さらに、７月以降、特別定額給付金事業推進室におきまして、市全体の未申請者に対しまして申請の勧奨を行う予定としておりますので、ケースワーカーも連携して申請の勧奨を行う予定としております。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）　申請できなかったために10万円を交付されなかった方が出ないようにお願いいたします。

次に、このコロナ禍のもとでは、お困りの方には生活保護制度があることを積極的に周知することを検討すべきではないでしょうか、お尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

生活保護制度につきましては、市ホームページにて周知を行っているところでございますが、第２のセーフティネットでございます生活困窮者自立支援制度を所管する人吉市社会福祉協議会のひとよし生活困りごと支援センターや、地域の見守りを担われる民生委員の方などと日ごろから連携をとっておりまして、生活保護が必要な方がいらっしゃる場合には、市に情報提供されているところでございまして、現在のところは関係機関と有効な連携体制が構築できていると考えておりますので、これまでにもまして連携強化をすることで対応してまいりたいと存じます

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）　もう一度お尋ねします。ですから、生活保護制度があることを積極的

に周知する必要があるのかということに対しては、どうでしょうか。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　先ほども申し上げましたけれども、積極的に周知ということではなくて、これまでも関係機関との連携を有効に構築していって、連携強化をすることで対応をしてまいりたいということでございます。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）　今答弁されましたが、答弁していただいたような方法で、生活保護が必要な方を、市は漏れなく把握して、生活保護が受けられるようにしていただきたいと思います。ただ、コロナ禍のもとでは、早急に生活保護が必要になる方が出てくることも考えられます。ですから、この時期、広報ひとよしを使って生活保護制度を周知していただくことを求めておきます。

次は、生活保護制度の運用についてです。４月７日付の事務連絡には、生活保護の申請相談に当たっては、保護の申請意思を確認した上で、申請の意志のある方に対しては生活保護の要否判定に直接必要な情報のみ聴取することとし、面接時間が長時間にならないよう工夫されたい。保護開始時において就労が途絶えてしまっているが、緊急事態措置期間経過後に収入が増加すると考えられる場合で、通勤用自動車を保有しているときは保有を認めるよう取り扱うこと。公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住している者については、求職活動に必要な場合に限り、自動車の使用を認めて差し支えない。医療扶助の医療券方式は、被保護者が福祉事務所を訪れることなく手続できるように配慮し、医療扶助申請は、基本的には被保護者からの電話連絡等で受け付ける、などと書いてあります。これをもとに、生活保護を利用しやすいように改善されていますか、お尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

生活保護制度は、国の法定受託事務でございまして、国が定めた基準のもと、適切に運用する必要がございます。議員から御質問のとおり、４月７日付の国からの通知におきまして、新型コロナウイルス禍の状況のもと、生活保護申請時の面接時間が長時間にならないような工夫や、車の保有要件の緩和などが通知されているところでございます。

本市におきましても、この通知に基づきまして、適切に生活保護制度の運用を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）　わかりました。引き続き、通知に基づいて運用していただきたいと思います。

最後に、市長にお尋ねします。コロナ禍の状況のため、生活が本当に困窮されている方には、生活保護制度をもっと活用してもらいたいと思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

生活保護制度は、国民の生存権の保障を規定した日本国憲法第25条の理念に基づき、生活に困っている方に対して最低限度の生活を保障するとともに、自分で自分の暮らしを支えられるように支援することを目的とした制度でございまして、第３のセーフティネット、または最後のセーフティネットと呼ばれております。現在のコロナ禍から、市民及び市民生活を守るために、国・県の救済策、支援制度の活用を初め、市としてもさまざまな方策を適宜講じる状況にあります。そのためにも、先ほど健康福祉部長が答弁いたしましたとおり、現在のコロナ禍の状況の中で、生活に困られた方がいらっしゃった場合は、第２のセーフティネットである生活困窮者自立支援制度を積極的に御活用いただくとともに、生活保護が必要な方につきましては、生活保護法の定めに従って適正に運用してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）　今、市長が言われましたように、必要な方に、きちんとこの生活保護制度が適用されますよう、人吉市は生活が困窮されている方に生活保護制度がきちんと適用されるようにしていただきたいと求めて、質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩します。

午後２時31分　休憩

午後２時41分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）（登壇）　皆さん、こんにちは。４番議員の牛塚孝浩でございます。本日最後を努めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症で罹患された皆様へお見舞いを申し上げ、感染症により尊い命を亡くされた皆様には、追悼の意をささげたいと思います。

緊急事態宣言が解除され、新しい生活様式が始まりましたが、東京や北九州で発生した第２波の予兆も含め、まだまだ油断はできません。ですが、これまで日々対策に奔走いただいた松岡市長を初め市執行部の皆様には感謝を申し上げます。

これから梅雨の時期に入ります。大雨などによる災害にも注意を怠ることなく、気を引き締めていかなければならないと思うところであります。

それでは、通告に従いまして質問をしていきたいと思います。まず、１点目に、県内でも広がりを見せているフードドライブ、フードバンクを主体に、本市が目指す食品ロスの問題について、対策について質問します。２点目は、本市が管理する老朽化した橋梁について、

その管理状況と、上原田橋の通行問題について質問をいたします。

まず、初めに、昨年の新聞報道によりますと、国内で廃棄される食料品の量は、年間630万トンにも及ぶということでございました。また、食品リサイクル法に基づく事業者からの報告書をもとに、農林水産省及び環境省から提供されている直近の推計による数値は、国内の平成29年度食品廃棄物等の発生量は年間2,550万トン、このうち、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる食品ロスは612万トンだそうです。昨年の数字からしますと減ってはおりますが、それでもまだ、相当な量が廃棄されているということでございます。

総務省の資料によりますと、国民１人当たり１日約132グラム――これは茶碗一杯の御飯ぐらいだそうです――年間約48キログラム、これは１人が１年間に消費する米の量とほぼ同じということです。これだけの量が、現在でも捨てられているというわけであります。この量は、平成30年に、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食糧援助量年間390万トンの、何と1.6倍に相当するということでありました。正確な数字につきましては把握できません。恐らく多くの皆様も、このもったいない事実ということについては認識しておられると存じます。

今回、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国の小中学校の給食がストップしました。当然、そこに供給されていたはずの食材は行き場をなくしました。対策としては、自治体や業者の皆様がさまざまな方法で努力をされ、何とか乗り切られたという状況ではなかったでしょうか。

そこで、まず、本市において、このように廃棄処分される消費期限前の食料品はどれぐらいあるかお尋ねいたします。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

本市における食品ロスの量はどれくらいあるのか、との御質問でございますが、先ほど議員から御紹介いただきましたとおり、農林水産省及び環境省が抽出した市町村や企業への調査結果などを踏まえ算出した推定値という形で、数値を公表しております。しかしながら、本市においては調査等は行っておらず、食品ロスの量は把握できていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　本市において廃棄される食品ロスの量については把握ができていないということでございますが、推計ということで私も申しておりますので、仕方ないかなというふうに思います。しかし、実際は、この人吉球磨だけを見ても、推計以上に莫大な量になるのではないかと想像ができるわけであります。

農林水産省の食品ロス削減推進法及び食品ロスの取り組みの概要には、基本理念、目標など詳しく記載されておりますが、長くなりますので、１点だけ紹介させていただきます。法

の第７条に、「国、地方公共団体、事業者、消費者、食品ロスの削減に関する活動を行う団体その他の関係者は、食品ロスの削減の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。」とあります。また、今後の方向性として、市町村の役割についても記載があり、2020年度報告分からは、都道府県に加え、食品廃棄物等の発生量、再生利用実施量について計測・データ化による把握が必要になる、と記載されておりますので、今後のため、共有いただきたいと思います。

では、次に、フードバンクとフードドライブという二通りの表現がございますが、この違いについて伺います。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

フードバンクとフードドライブの２つの言葉の違いについての御質問でございますが、いずれの言葉も、まだ食べられるのに、ごみとして捨てられる食品を削減し、その食品を生活困窮者の方などへ譲り渡す仕組みを指したものでございます。その中で、フードバンクは、主に、包装の痛みなど品質に問題がないにもかかわらず、市場で流通できなくなった食品を企業から寄附を受け、生活困窮者の方などに提供する仕組みでございまして、企業の協力や保管庫が必要になるなど、規模の大きなものでございます。

次に、フードドライブは、家庭などで食べきれなくなった消費期限前の食品を集め、直接、生活困窮者の方などやフードバンクに提供する仕組みでございまして、不定期に実施されており、規模等についてもさまざまでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　ありがとうございます。違いをお答えいただきました。

では、消費期限が残っており、まだ十分に食せるのに廃棄しなければならない食材があるという認識のもと、それについて、本市では、これまでにフードバンク創設の検討やフードドライブを実施したということはなかったのかお伺いいたします。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

食品ロスの削減を視点の１つといたしまして、企業等から寄附を受けた食品を保管し、生活困窮者の方などに提供するフードバンクにつきましては、先ほど答弁しましたとおり、企業の協力や保管庫などの設備の問題もございまして、現在本市にはございません。

フードドライブにつきましては、直接その名称がついたものはございませんが、それに近い取り組みといたしまして、人吉市社会福祉協議会の事業の１つであります善意銀行がございます。事業の内容は、市民の皆様からの善意の物品や食品の御寄附をお預かりし、生活困窮者の方へ提供されているものでございます。食品以外も扱われておりますが、事業の内容から、フードドライブと同様の取り組みと認識をいたしております。また、市役所職員有志で実施した事例もあるようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　本市でも、職員有志で実施されたということでございました。昨年の７、８月には、熊本日日新聞社さんと熊本市内の食品会社が共同で「熊日・ヒノマルＥＣＯｓマルシェ」というイベントを開催されております。最近も、多分、コロナ禍の最中も何度か開催をされたというふうに思っております。県内の食品メーカーから、賞味期限が近く、出荷不能な調味料やお菓子など、消費期限が２カ月以内のものだそうです。これが出品され、集まった食材は117の団体が支援するフードバンクくまもとに寄附をされ、その多くが、子ども食堂や社協、障害者施設、経済的困窮者・家庭などと、各ボランティア団体へも配布されたということでございました。その前年にも、464の団体や個人へ配布したと掲載されておりました。そのほか、玉名市におかれましては、2016年にフードバンク玉名を設置されております。そして、昨年、大津町におかれましては、職員を対象にしたフードドライブを実施したそうですが、フードドライブは大津町より人吉市のほうが早かったということです。

御想像のとおり、廃棄される食品全てを集めることは不可能です。不可能ですが、必要な方に、必要な量を分配するということでごみを減らし、焼却に係るコストを抑えることができます。今回、本市の給食センターに納品されている本市分の食材の量と金額を調べた結果、令和元年度、昨年の実績では年間47万5,321食ということであります、食材費につきましては１億2,025万7,830円であったと回答をいただいております。夏・冬・春休みを約２カ月として差し引き、10カ月で換算しますと、月４万7,532食、月額約1,202万5,783円です。ということは、本市だけでも、この３カ月分約3,600万円分の食材が、臨時休校中にどこかに消えているわけであります。

今回の感染症に伴う休校では、生産調整がきかない牛乳の行き場所について、全国的にも、そして本市でも大変困っておられました。保存のきかない野菜や果物などについても、農家や業者の方は大変苦労をされたのではないかと思うわけであります。そのことを踏まえた上で、もし、フードバンクのような受け皿があったら、今回のように非常事態で休校になった場合でも、納品予定であった食材の行き先を確保し、納入業者や生産者の方たちの経済的負担を減らすことができたのではないでしょうか。また、食材が必要な方たちへの助けにもなったと思います。

そこで、他市を参考に、まず、本市においても、再度このフードドライブを実施いただき、食材を提供いただける方と要望される方たちから、生の意見を収集するというところから始めていただくことはできないか伺います。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

フードドライブは、家庭で廃棄される食品をフードバンクへの提供につなげる重要な活動であると認識しております。そこで、まずは市役所職員を対象に実施し、参加者からの意見

の収集など、運用におけるノウハウの蓄積に取り組んでまいりたいと存じます。

また、実施に当たりましては、できるだけ受け入れ側の要望に添うよう、関係機関との協議を重ねてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　ぜひ、よろしくお願いいたします。

令和元年５月24日に、消費者庁より食品ロス削減推進法が公布され、昨年10月１日より施行されました。その中には、ＳＤＧｓの持続可能な開発目標に触れ、取り組みにおいては３つの観点、経済、環境、社会から、その可能性を見出してあります。食品ロスの問題が、他の問題を解決するヒントになり得るということであります。

さらに、本市の第６次人吉市総合計画の16ページに、ＳＤＧｓを対照し、掲げる目標を内包して取り組むことが求められる、とも記載されております。食品の提供側にとっては、廃棄コストの削減、企業にとっては、それと合わせ、試食により新規顧客の開拓という可能性も持っているということではないでしょうか。さらに視点を移せば、農家の方が、捨てたり、あげたりしていた規格外の野菜や果物が低価格で販売でき、若干でも所得の向上につながるかもしれません。

本市におきましても、自助努力により子ども食堂を運営されている方たちからも、フードバンク設置へ向けた強い要望もございます。運営されている皆様は、子どもの居場所づくり協議会を立ち上げ、これまでもさまざまなボランティア活動を実践、継続されております。先日も、フードパントリーといいまして、何らかの理由で十分な食事をとることができない状況の人々に食品を無料で提供する支援活動だそうですが、これを実施されておりました。取り組みについては、非常にデリケートな部分があり、さまざまな問題や課題も多いと思いますが、誰１人として取り残さないまちを目指すという、本市の総合計画の指針にも則っております。ＳＤＧｓに符合した、世界の潮流と国の方針にも沿っております。また、災害時での対応や対策にとりましても、これからの時代に必要な政策だと思います。今後、ぜひ、本市にもフードバンクの設立を要望したいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

フードバンクは、生活困窮者の方への支援と企業の廃棄コストの削減、食品ロスの削減などメリットが多く、大変重要な取り組みであると認識をいたしております。しかしながら、先行実施をされている団体などにもお伺いをいたしましたが、フードバンクは企業の協力が不可欠でございますし、保管庫の管理や配送等に関する費用など、運用面における課題もございますので、今後、関係機関との協議、調査・研究に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　御承知のように、今回、新型コロナウイルス感染症の拡大による被害では、仕事ができず収入が途絶え、そして食事もろくにとれなくなった、そんな人が全国であふれたわけであります。このように、特に緊急事態の際には、フードバンクやフードドライブへの取り組みが、支え合いのまちづくりや高齢化対策、そして、災害対策や行財政の健全化などさまざまに波及をし、結果としてよい効果をもたらすものだと確信しております。取り組み方次第では、まさに一石二鳥、一石三鳥の効果が見込めると思っております。

民間によるさまざまな支援も立ち上がってきておりますが、お答えいただいたように、取り組みにおきましては、子ども食堂の運営を通し実績のある協議会などとの意見交換を開催いただき、問題や課題を共有された上で検討・実施いただき、法的にもしっかりとした機関として機能することが、なるだけ早期のうちに叶いますようお願いを申し上げて、この質問を終わります。

続いては、本市が管理する橋梁について伺います。国土交通省の「老朽化の現状・老朽化対策の課題」と題した報告書には、「全国約72万橋の橋梁のうち、７割以上となる約51万橋が市町村道にあり、建設後50年を経過した橋梁の割合は、10年後には52％と増加」「緊急的に整備された箇所や水中部など立地環境の厳しい場所などの一部も構造物で老朽化による変状が顕在化し、地方公共団体管理橋梁では近年通行規制等が増加」とありました。そして、技術者や点検方法について、地方公共団体の現状については、「町の約３割、村の約６割で橋梁保全業務に携わっている土木技術者が存在しない」「地方公共団体が実施する橋梁点検においては、直営点検では54％、委託点検においても42％が研修未受講かつ民間資格未保有である」と書かれております。

そこで、参考までに伺います。本市で管理する橋梁の数と、また、今後、改修及びかけかえが必要であると判断されるものは、どれぐらい現存するのかお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

本市で管理します市道橋につきましては291橋でございまして、そのうち、平成30年度までに補修済の橋梁は27橋でございます。

平成26年７月に道路法施行規則の改正がなされ、橋梁は５年に１回の近接目視点検が規定されたところでございます。本市におきましても、平成26年度から平成30年度に、全橋梁の近接目視点検を実施し、令和元年度から２巡目の点検に入っているところでございます。点検は、橋梁の健全度を４つに区分するものでございます。１巡目の結果といたしましては、判定区分１の、健全な橋梁を除きまして、判定区分２の、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい橋梁が46橋、判定区分３の、早期に措置を講ずべき橋梁が13橋、判定区分４の、緊急に措置を講ずべき橋梁は０橋でございまして、合計49橋が補修等を必要とする橋梁でございます。

なお、補修工事と５年に１回の点検を行うことにより、補修対象の橋梁数は増減するとこ

ろでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　ただいま答弁で、合計49橋ということですが、59橋ではないですか。

○建設部長（瀬上雅暁君）　失礼いたしました。59橋でございます。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　訂正いただいて、ありがとうございます。

管理橋数と補修済の橋数、今後対策を要する橋梁数を教えていただきました。答弁では、平成26年から、国が定めた統一的な基準による５年に１度の近接目視による全数監視が、昨年より２巡目に入ったとお答えいただきましたが、判定区分２の予防保全、３の早期措置、今答弁いただいたように、合わせて59橋の措置を講じながら、年間およそ58橋の点検も要すると理解してよろしいですね。

松岡市長におかれましても、今議会の所信表明におきまして、計画的に補修を実施していく、と発言されておりましたが、交通インフラの維持管理が財源、人員ともに課題となっているようでございます。

では、かけかえが必要な橋は存在するのか、あるとすれば、予算や財源はどうなっているのかお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

橋梁のかけかえを含めました補修につきましては、交通量、車両の種類、歩行者の状況、補修の規模、ライフサイクルコスト、工事費など、橋梁ごとに詳細な設計業務を実施し、補修工事かかけかえ工事か検討・判断し、その中で、優先度の高い橋梁から工事を行うものでございます。

また、かけかえとなった場合の工事の財源といたしましては、国の補助事業であります道路メンテナンス事業や、公共施設等適正管理推進事業債などの起債を活用する予定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　１橋ごとに詳細な設計が必要であると認識できました。また、相当な費用がかかるであろうことも想像できました。御存じだと思いますが、玉名市は、市の職員がみずから橋の補修に当たる、手づくりメンテナンスに注力をし、コスト削減と技術力の向上に効果が出ているそうであります。この取り組みは、国土交通省などから全国表彰をされたと、昨年、新聞に掲載されておりました。手づくりメンテナンス導入の効果についても、2016年、2017年度の橋の補修経費が、２年間で約14億3,000万円削減されたということであ

ります。こうして浮いた財源を、優先度の高い、大きな橋の補修に充てているということですが、行財政健全化を目指す本市におきまして、このような自助努力といいますか、計画についてはどのようにされているのか、伺います。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

本市といたしましては、定期点検実務研修などの各種研修会に、機会あるごとに参加し、職員の技術力向上を図っているところでございます。また、近接目視点検は、専門の技術を有する者に業務を委託しているところでございまして、市の財政的な負担を軽減するために、職員による点検の取り組みも検討する時期ではないかと考えておるところでございます。

道路橋定期点検要領によりますと、道路橋の定期点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者がこれを行うとされておりますので、これを習得するために、国土交通省が実施している研修への参加を考えたところでございまして、既に研修会へ申し込みを行ったところでございます。

このように、職員の点検の技術力を高めることを目標とし、次の段階といたしまして、仮設足場を必要としない小規模橋梁の近接目視点検の実施や、軽微な補修について、人材の確保、技術力の向上及び諸機材の整備というものを条件といたしますけれども、直営で施工するようになれば、経費の節減とあわせて予算の確保が図られるものと思われるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　早速行動に移していただいてありがとうございます。

御認識のように、軽微な損傷でも、対応を先送りしないことで長寿命化につながります。ぜひ、今後、答弁いただいたように段階的に、かつ、できるだけ早期に、直接施工の割合がふえ、行財政健全化にも貢献をし、健全度の高いライフラインの維持が可能になりますようお願いしたいと思います。

続いて、本市を流れる御溝川の取水河川でもあります万江川にかかる、本市管理の上原田橋の通行問題について伺います。市営第一グラウンドの北側にかかる橋でございますが、私が物心ついた昭和40年当時、上原田町五、六町内のほとんどの方は、この橋を徒歩で渡って、合ノ原町からバスで、市内の病院や買い物に行っておりました。昔も今も、日常生活において、また、農家にとっても大変重要な橋でございます。

まず、この上原田橋が建設されたのはいつごろなのか、お尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

上原田橋を御存じでない方も、この中多くいらっしゃるかと思います。ちょっと位置の説明からさせていただきたいと思います。

上原田橋は、合ノ原町の県道坂本人吉線、深野酒造付近の丁字路を起点とし、上原田台地

を横断しまして馬氷川を渡り、球磨村までの市道合ノ原内布線の万江川にかかる、延長66.4メートル、幅員４メートルの橋で、昭和40年に建設されたコンクリート橋で、現在55年程度経過しております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　調査いただき、ありがとうございました。

建設されてから五十五、六年、地域の人に恩恵を与えていただいているということがわかります。しかし、現在、橋がかけられた当時とは、生活環境も交通体系も大きく変化しました。同時に、利用者のあり方も変わり、非常に不便さを強いられております。そして、危険度も増しております。

現代は車社会ですが、橋へつながる道路幅と橋自体の幅員の差が極端に違います。ですから、橋の上で車同士がすれ違うことができません。当然、どちらかが橋の手前で停車して待つという状況です。また、すれ違う車両は乗用車だけではありませんで、上原田地区は、依然、農家人口が多く、農業用水の問題もあり、畑では量産できない作物を生産する農家は、合ノ原町や上林町などの水田に通って生産をされております。そういう農家の方が多いんですね。そしてありがたいことに、他の町内から、わざわざ上原田の畑地にまで通って農業をしていただいている方もいらっしゃるという状況です。

近年は、通行するトラクターや附属の機械も大変大型化をしておりまして、砂利を運ぶ大型トラックも頻繁に往来しています。重ねて、肥育牛農家の大型特殊車両も通行しております。また、中学生や高校生の通学路でもありますが、歩道もなく大変危険です。この点についての認識はございますか伺います。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

改めて、現場で車両の流れを見せていただきました。合ノ原町側、上原田町側から車両が来た際には、橋の手前の堤防道路と市道が交差する、やや広くなった場所で、お互いに譲り合って離合されているという状況でございます。また、農作業で上原田町の農家の方が、合ノ原町や上林町で、例えばたばこなど作付をされたり、逆に、上原田町の畑で各種作物を作付けされたりしているところで、農業機械の移動、農作物の搬入・搬出などで農作業車の往来もあっているという状況は、私たちも認識しているところでございます。

また、通学路として、生徒たちの通学の安全を図ることは大変重要なことと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　平成21年度には、人吉市橋梁長寿命化修繕計画が策定されております。策定後11年たっておりますけれども、そのとき、既に50年以上たっている高齢化橋梁は22橋、

全体の８％だと書いてございました。そして、その中には、おおむね１年以内に緊急対策が必要な、健全度が特に低い橋が31橋だと書いてございました。

この基準でいきますと、現在、上原田橋は完璧に高齢化橋梁であります。また、４年前に発生しました熊本地震の影響で、橋自体の健全度も劣化しているのではないかなというふうに思うわけですが、その点について、どのような見解でしょうかお伺いいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

上原田橋は、熊本地震後の平成28年に、近接目視点検を行っております。そのときの結果は、先ほど判定区分をいろいろ申し上げたところですけれども、判定区分３の、早期に措置を講ずべき橋梁となっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　判定３の、早期に措置が必要な橋梁ということでございます。かけかえや修繕が必要な橋梁はほかにも多数あるというふうに認識しておりますが、本市独自の取り組みの強化、それと、地元出身者へターゲットを絞った、魅力的なガバメントクラウドファンディングの実施など、また、それによる基金の創設など、そして、本市でも重点を置く農業振興に関する国の財源確保など、多方面から調査・研究をいただきまして、高齢化橋梁の対策、通行問題の解消、農業の活性化、あわせて国土強靱化計画の観点からも、安心・安全な交通インフラの整備、そのために、ぜひ、橋の拡張並びに歩道の確保、あるいは全面的なかけかえによる対策を講じていただきたく、前向きな検討を希望しますが、本市の見解を伺います。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

本市の橋梁に対する取り組みは、老朽化した橋梁を、限られた少ない財源の中でいかに補修し、寿命を延ばすかを課題に、重点的に取り組んでいるところでございます。

上原田橋につきましても、長寿命化計画に基づき、適正な維持管理・点検・補修等を実施していきたいと考えております。そのような中で、橋梁幅員を拡幅した場合、費用対効果は満足するのか、構造的に現道の拡幅が可能か、あるいは全面的なかけかえによる拡幅か、国の補助金を活用できるかなど、さまざまなことにつきまして、引き続き調査・研究などを行っていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　相当な財源の確保が必要であるということは、十二分に認識しております。今、本市も、本県も、本国も、新型コロナウイルス感染症によって落ち込んだ経済復興に全力で取り組まなければなりません。そのことも認識した上で、新しい生活様式の実践が必要な新時代に移行しましても、今後の農業、そして地域振興のために、そして国の作物

自給率アップのために農業は非常に大事ですので、そう遠くない未来に実現化できますように強く要望いたしまして、私の本日の一般質問は終わります。

○議長（西　信八郎君）　以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後３時18分　散会

令和２年６月第３回人吉市議会定例会会議録（第４号）

令和２年６月11日　木曜日

１．議事日程第４号

令和２年６月11日　午前10時　開議

日程第１　議第58号　専決処分の承認を求めることについて（令和元年度人吉市一般会計補正予算（第８号））

日程第２　議第59号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市介護保険条例の一部を改正する条例）

日程第３　議第60号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例等の一部を改正する条例）

日程第４　議第61号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）

日程第５　議第62号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第６　議第63号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第１号））

日程第７　議第64号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号））

日程第８　議第65号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号））

日程第９　議第66号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

日程第10　議第67号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第２号））

日程第11　議第68号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第３号））

日程第12　議第69号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）

日程第13　議第71号　令和２年度人吉市一般会計補正予算（第５号）

日程第14　議第72号　人吉市における情報通信の技術の利用に関する条例の全部を改正する条例の制定について

日程第15　議第73号　人吉市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16　議第74号　人吉市行政不服審査に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17　議第75号　人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18　議第76号　人吉市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19　議第77号　人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20　議第78号　人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第21　議第79号　人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第22　議第80号　人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

日程第23　議第81号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第24　議第82号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第25　議第83号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第26　議第84号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第27　議第85号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第28　議第86号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第29　議第87号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第30　議第88号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第31　議第89号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第32　議第90号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第33　諮第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第34　報第１号　令和元年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について

日程第35　報第２号　令和元年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第36　報第３号　球磨川くだり株式会社の経営状況について（第58期決算報告書及び第59期事業計画書）

日程第37　一般質問

１．平　田　清　吉　君

２．池　田　芳　隆　君

３．宮　原　将　志　君

４．松　村　　太　君

５．高　瀬　堅　一　君

日程第38　議第91号　令和２年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

日程第39　議第92号　令和２年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第１号）

日程第40　委員会付託

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

３．出席議員（18名）

１番	松村　太	君
２番	徳川禎郁	君
３番	池田芳隆	君
４番	牛塚孝浩	君
５番	西　洋子	君
６番	宮原将志	君
７番	塩見寿子	君
８番	高瀬堅一	君
９番	宮﨑　保	君
10番	平田清吉	君
11番	犬童利夫	君
12番	井上光浩	君
13番	豊永貞夫	君
14番	福屋法晴	君
15番	本村令斗	君
16番	田中　哲	君
17番	大塚則男	君
18番	西　信八郎	君

欠席議員　なし

４．説明のため出席した者の職氏名

市長	松岡隼人	君
副市長	迫田浩二	君
教育長	末次美代	君
総務部長	小澤洋之	君
企画政策部長	小林敏郎	君

市民部長	丸本　縁君
健康福祉部長	告吉　眞二郎君
経済部長	廣田　五浩君
建設部長	瀬上　雅暁君
企画政策部次長	渕上　聖也君
総務課長	森下　弘章君
財政課長	永田　勝巳君
水道局長	久本　禎二君
教育部長	椎屋　彰君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	山本　繁美君
次長	桒原　亨君
庶務係長	平山　真理子君
書記	青木　康徳君

午前10時　開議

○議長（西　信八郎君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

それでは、これより議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き、質疑を含めた一般質問を行い、一般質問終了後、議第91号並びに議第92号に対する議案質疑を行います。その後、委員会付託をいたします。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（西　信八郎君）　それでは、これより質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）（登壇）　皆様おはようございます。10番議員の平田清吉でございます。これからしばらくの間、私の一般質問にお付き合いをお願いいたします。

今回の私の一般質問の項目は市民の声からの１項目です。質問要旨としましては、大きく分けて２項目。新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ－19）に対する現状と今後の対応策についてと、人吉市国土強靱化地域計画についての２項目です。

では、新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ－19）に対する現状と、今後の対応策についてお尋ねいたします。第１回目。現在も世界的に感染拡大を続けていますＣＯＶＩＤ－19に対して、今なお感染者を出している自治体においては、感染者を隔離治療する施設が少なく、しかも簡単にＰＣＲ検査を受けることができず、ＰＣＲ検査を受けたとしても２週間後にしか検査結果が判明できない現状にあって、医療崩壊をも起こしかねない自治体もあるやに聞き及んでいますが、本市における医療体制の現状として、感染者の相談体制や隔離体制並びに検査体制は、どのようになっているのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　議員の皆様、おはようございます。それでは、私のほうからお答えいたします。

相談体制といたしましては、県内全域を対象として熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口が開設されております。住民の皆様が電話で相談をされ、新型コロナウイルスに感染の疑いがある場合には、帰国者・接触者相談センター――人吉保健所のことでございますけれども、センターにつなぎ、帰国者・接触者外来の受診調整が行われます。外来では、問診や診察、必要に応じましてＰＣＲ検査が行われ、感染が確認された場合には、人吉球磨管内の３カ所の医療機関に入院し、隔離する体制が整備されているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　人吉球磨管内に入院隔離する体制が整えられていることを聞き、少し安心することができました。安心して、熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口に相談したいと思います。しかし、すぐに保健所にてＰＣＲ検査が受けられればよいのですが。

続きまして、第２回目。世界的にも国内的にも、いまだ新型ワクチンの開発と承認がなされておらず、いまだに収束の糸口を見出せないＣＯＶＩＤ－19ですが、今後、本市において感染者が発生した場合の隔離体制や検査体制はどのようになるのか。先ほど相談体制や隔離体制については御回答をいただきましたので、この体制は今後も維持されるものと推察いたします。

今後の検査体制はどのようになるのか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

今後はクラスター等が発生した場合に備えまして、人吉保健所及び人吉市医師会を中心に、ドライブスルー方式でＰＣＲ検査のための検体採取ができる体制を検討されているところでございます。

また、入院につきましても、受入先となる医療機関をふやす方向で検討されているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　失礼ながら、本市においては３密の防止、不要不急の防止、手洗いの励行、マスクの着用等々行政による指導や新聞テレビでの連日のＣＯＶＩＤ－19に対する感染防止対策の情報提供により、市民の皆様自身において感染対策が確立されているため、本市において感染が発生していないものと捉えております。

続きまして、第３回目、本市の管理対象外の幼児教育ですが、現在もＣＯＶＩＤ－19の影響下にある幼児教育の現状と幼児教育現場の今後の対応についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

保育園、認定こども園及び幼稚園につきましては、本年４月13日から５月31日までの期間におきまして登園自粛をお願いし、感染防止対策に努めていただいたところでございます。現在は密閉、密集、密接の３密を避け、加えまして感染防止対策を講じ、子供たちができるだけスムーズに元の園生活に戻れるよう配慮していただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　続きまして、４回目。ＣＯＶＩＤ－19の影響により、今月１日から学校教育を再開されましたが、現状、どのような点について特に気を付けているのか。また、学校教育において、今後どのような取り組みをしていくのか。授業期間の短縮は、子供たちに影響はないのか。部活動や学校行事等の実施計画は、授業や学習方法は、教育方法はどの

ようになるのか。今後の対応についてお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　皆様、おはようございます。お答えいたします。

学校におきましては、新型コロナウイルス感染症に対応した万全の対策を講じた上で、教育活動を展開しております。３密を避ける取り組みとして、教室での机の間隔や換気、手洗いの励行、マスク着用、密接を避ける学習形態の工夫などなど、熊本県教育委員会から出されました学校再開ガイドライン及び文部科学省から出されました学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル等を参考に、対応しているところでございます。

なお、６月１日の学校再開に向けまして、５月７日の登校日を初め、５月11日からは週に２ないし３回の登校日を設定し、授業等を入れながら取り組んでまいりました。５月25日月曜日からは半日ではありますが、通常登校をし、授業や給食も実施しました。また、生活のリズムを取り戻すとともに、心ならし、体ならしをしながら学校の完全再開に取り組んできたところでございます。

今後の対応につきましては、１学期の期間延長と２学期開始の前倒しによる授業時数の確保をした上で、充実した教育活動が展開できるように取り組んでいきたいと考えております。また、行事等につきましては、行事の精選も含め開催時期や開催方法等に検討を重ねながら、検討が必要になっていくと思っております。部活動につきましても、感染拡大の状況を見ながらということで、現在は段階的に活動の幅を広げているところでございます。学習面につきましても、詰め込み等にならないよう児童・生徒の状況をしっかり把握しながら、丁寧に進めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　新聞紙上やテレビ放送において、ＣＯＶＩＤ－19による授業のおくれとか、学習のおくれをどのように克服するのかと盛んに問われていますが、私は授業のおくれとか学習のおくれは存在しないというふうに思っております。それはＣＯＶＩＤ－19の発生のため、通常の12カ月の授業期間が10カ月になっただけだと捉えているからです。授業の開始時期がＣＯＶＩＤ－19のためおくれただけのことです。子供たちにとっては、夏休みや冬休みの短縮は少し窮屈な１年になるかもしれませんが、残り10カ月の期間で通常の年間授業時間を確保できるならば、授業に学習におくれは生じないはずです。皆さんも、そうお思いになりませんか。

しかも、文部科学省では土曜日、半日授業もしていいですよと言われているのに、本市では土曜授業はしなくても、予定の年間授業時間が確保できるということですから、学習面に詰め込み式は発生しないものと考えております。

続きまして、第５回目。ＣＯＶＩＤ－19により、これまで飲食店業や宿泊業を中心に自粛されておりましたが、またこれから事業者の自粛により農畜産業にも経済的に影響があった

と聞き及んでおります。このＣＯＶＩＤ－19の影響により、店を閉めたり、事業の廃止、倒産などはなかったのか。またＣＯＶＩＤ－19の影響で雇い止めや解雇になった人はいなかったのか。地域経済に影響はなかったのか、お尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君）　議員の皆様、おはようございます。お答えいたします。

１点目の事業の廃止、倒産につきましては、結婚式場、レストランなどを併設するホテルの運営を行っていた事業者の倒産につきましては、全都道府県が緊急事態宣言の対象地域に指定されている最中のことであったため、市民の間でも大きな驚きとともに、取引業者の連鎖倒産等を危惧する声もあったほどでございました。

なお、市内の全般的な状況としましては、人吉商工会議所やハローワーク球磨などに確認をいたしましたところ、今のところ事業の廃止、倒産件数が増加しているという状況は確認できていないところでございます。

２点目の雇い止めや解雇につきましては、ハローワーク球磨に確認を行いましたところ、管内におきまして新型コロナの影響により雇い止めや解雇が増加しているという実情は、把握できていないとのことでございました。市といたしましても、実態の把握ができていない状況にございますので、今後も引き続き情報収集に努めてまいりたいと存じます。

現状といたしましては、大変厳しい経済環境の中におきまして、市内事業者の経営努力、また国、県を初めとした各種支援策など、自助、公助の取り組みが事業廃止や倒産、雇い止めや解雇といった状況を食いとめているといった状況ではないかと認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　続きまして、第６回目。本市内の事業所に対して、国、県、市の取り組みや本市でこれまでに実施された支援、補助制度や今後計画されている支援策はあるのか。本市地域経済への今後の対応について、お尋ねします。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

まず、融資支援に関するものでございますが、国につきましてはセーフティーネット４号、危機関連保証、新型コロナウイルス感染症対応特別資金などでございます。

県につきましては、熊本県金融円滑化特別資金といたしまして、融資額を拡充されており、農林業者向けの金融支援制度やセーフティーネット資金制度なども別途創設されております。さらに国、県におきましては、保証料補給や利子補給補助制度と事業者の負担軽減支援なども盛り込まれているところでございます。

本市におきましては、利子補給補助金を創設しており、８月３日から申請受付を予定しているところでございます。

次に給付金支援金等関連でございますが、国の持続化給付金や県の熊本県事業継続支援金、

熊本県林業要請協力金などが創設されております。本市は小規模事業者を対象といたしました小規模事業者持続化臨時給付金を創設し、４月25日から５月15日までを受付期間として実施し、511件の小規模事業者に対し交付をいたしました。

次に雇用支援関連でございますが、国が雇用調整助成金、小学校休業等対応助成金、小学校休業等対応支援金を創設いたしております。本市は雇用支援補助金を創設し、４月３日から６月１日までを申請期間として実施し、98件の申請があっております。なお、国、県の施策に係る本市事業者の申請状況でございますが、融資制度につきましては国、県の制度融資の申請に必要となる認定申請は市が行うことになっており、当該申請件数につきましては６月８日現在157件でございますが、借入額と詳細については把握できておりません。国、県の支援金、給付金、雇用支援施策につきましても申請事業者は国、県へ直接申請するスキームとなっているため、市では把握できていない状況でございます。御承知のとおり、現在本市におきましては、落ち込みが深刻な観光産業への本市独自の支援策といたしまして、宿泊クーポン割引を初め３事業を国のＧｏＴｏキャンペーンまでのつなぎ、下支えとして展開しているところでございます。

今後の計画についてですが、国が追加補正予算案を国会で審議しているものに、雇用助成金等の日額上限額の増額や、家賃支払いに苦しむ企業や個人事業主に対する家賃補助などが盛り込まれております。本市につきましては、国の二次補正新型コロナ感染症対応地方創生交付金を活用し、新型コロナウイルスの感染症に係る社会経済情勢や国、県の対応状況を注視しながら、アフターコロナ社会を見据えた支援策を含め、検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　７回目。大都市部からは、このＣＯＶＩＤ－19の影響による生活保護者の増加を伝え聞いておりますが、本市においてはこのＣＯＶＩＤ－19による生活保護者の増加はあるのか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

本市におきまして、昨年の３月から５月までの新規の申請件数は16件でございまして、本年３月から５月までの申請件数は７件でございました。また、昨年５月中の生活保護の受給状況は342世帯の452人でございまして、本年５月中の生活保護の受給状況は334世帯の434人となっております。昨年との比較におきましては減少しておりますが、今後の景気や雇用の回復状況によりましては、生活保護の申請数がふえてくる可能性があるのではないかと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　続きまして、本市の災害時の市民への避難対応については、昨日まで

に幾人かの議員の方が質問されていますが、特に避難所の運営はどのようになされているのかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　議員の皆様、おはようございます。それでは、お答えいたします。

現在、市民への避難対応としましては、指定緊急避難場所29カ所、自主避難所73カ所、指定避難所22カ所ございまして、本市が避難準備・高齢者等避難開始となります警戒レベル３以上を発令した場合は、今申し上げました指定避難所22カ所のうち８カ所を開設し、施設の和室や会議室、体育館を避難スペースとしまして、市民の皆様に避難していただけるよう対応を行っているところでございます。

自主避難所開設につきましては、町内会長様にお願いし、自主避難所を開設した場合は管轄する支部への連絡をお願いしているところでございます。

また、避難所運営におきましては救護部で対応を行っておりまして、避難者が来られた場合は受付で受付簿に氏名等を記録していただきまして、避難所の会議室等へ案内しているという状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　９回目になりますが、これについても昨日までに幾人かの議員が質問されています。これからの風水害時、しかもこのＣＯＶＩＤ－19下にあって、どのように避難させようとされているのか、お尋ねします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

災害の規模によりましては、多くの方が避難所へ避難されるため、従来の避難所運営では感染リスクが高まるということが予想されております。国、県からも、いわゆる３密をつくらない対策が求められているというところでございます。

そこで本市としましては、まず密閉対策として密閉空間をつくらないため、避難所出入り口のドアを開けておき、１時間に１回換気を行うこととしております。それから、３密のうちの密集対策としましては、避難所施設で使用できるスペースをフルに使用しまして、施設内での密集を緩和をさせるということで考えております。また、避難者がふえる場合は、市内小中学校の避難所を随時開設してまいります。それから３密のうちの密接対策といたしましては、飛沫感染を防止するため、避難スペースを家族単位とし、避難者の間隔を基本２メートル開けて滞在していただくことにしております。発熱、咳の症状がある方につきましては、家族単位で別室へ移動していただきまして、健康な避難者との接触を軽減してまいりたいと考えております。

また、感染症対策として、段ボールベッドやパーテーションについてでございますが、昨日宮﨑議員の一般質問で答弁しましたとおり、段ボールベッドは49セット、段ボール間仕切りが32セット備蓄しておりまして、今後段ボール間仕切りを追加購入する予定としておりま

す。

それから、自宅待機をされる市民の方々につきましては、現在ホームページに自宅避難についてのお願いを記載しているところでございます。また、指定避難所でのいわゆる車中泊についてでございますが、救護部で受付を行いまして、体調管理についての注意喚起をお願いするということとしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　確かに、昨日までに幾人かの議員が質問された回答と同様の回答をいただきました。ＣＯＶＩＤ－19禍ですよね。３密になってはいけないし、しかも想定は風水害時、これからの風水害時ですね。窓を開けて換気できますかね。電気の確保は大丈夫ですか。九電頼みですよね。落雷や倒木、土砂崩れにより送電線が切断されたら、洪水被害により生活道路が寸断されたら、どのように対応されますか。小規模な災害としましても、なぜ中林町や下林町前村、下林町仮屋、下林２区や温泉町、上薩摩瀬町、下薩摩瀬町、宝来町とスポーツパレスに自主避難させるのですか。避難される方が少なく３密にはならないから、避難所の運営は少なくて済むから、現状ＣＯＶＩＤ－19禍においての自主避難においては極力自宅待機をお願いされてはいかがでしょうか。そのときのフォローは、当然よろしくお願いいたします。

ところで、本市におきましては、各町内会を中心とした自主防災組織をつくっておられますよね。活動はあまりできていないと聞いておりますが、自主防災組織の長は町内会長ですよね。その町内会長は今年度、新人の方も少しおられます。自主避難所の運営支援ができるのでしょうか。初めて経験されるのに、ＣＯＶＩＤ－19のために災害対策支部会議の開催を中止しますとして、会議資料を送付しますとされましても、ちょっと理解できないのではないのでしょうか。段ボールベッドや、パーテーション、簡易トイレの作り方、防災スピーカーの使い方等々、ちょっとできないのではないでしょうか。それこそ、自主避難所の運営が不安で仕方がないと思いますが、防災本部の方はどのように考えておられるのでしょうか。いま一度、新町内会長様への御指導の機会を考えてください。

続きまして、10回目。ＣＯＶＩＤ－19対策に対する本市の市民生活への支援体制はどのようになっているのか、お尋ねします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

本市における市民生活への支援体制の現状ということでございますが、まず市民の皆様へお知らせするため、市のホームページや広報に掲載をさせていただいているところでございます。

具体的な施策でございますが、個人向けの施策といたしまして特別定額給付金、子育て臨時特別給付金、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当、緊急小口資金、総合支援資金、

住宅確保給付金などをお知らせしているところでございます。住民一人に10万円が支給されます特別定額給付金の申請と給付状況でございますけれども、本日現在で市内全世帯の96％にあたります１万4,963世帯から申請があっているところでございまして、そのうちの98％、全体でいいますと94％になりますが、１万4,651世帯に総額30億3,970万円の振り込みを完了したというところでございます。未申請の世帯が580世帯ほどとなっておりますので、引き続き広報ひとよしや市のホームページ、メディア各種で周知を行い、また郵送で申請の勧奨を行う予定としております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　続きまして、ちまたに住宅建築においてＣＯＶＩＤ－19の影響により、建築資材が手に入りづらくなっており、工期をおくらさなければならないとよく聞いております。新市庁舎建設工事におきましては影響はないのか。また、今後の見通しについて。また、ＣＯＶＩＤ－19の影響で工期がおくれた場合は建設費用は増加しないのか、お尋ねします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

国土交通省の通知によりますと、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、トイレ、システムキッチン、ユニットバス、ドア等の建材、設備の部品の供給が一部滞っているとされております。本市の市庁舎建設工事の進捗につきましては、現時点では新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う資材調達のおくれは生じておらず、工程計画どおりの進捗となっているところでございます。ただ、今後につきましては、さまざまな建築資材の調達も必要になってくることから、第２波、第３波の有無の状況や建築資材の供給状況を注視しながら、資材調達を計画的に実施できるよう、施工者及び工事監督者と適宜協議をしながら、対策を講じてまいりたいと存じます。

また新型コロナウイルス感染症の影響で、工事の一時中止をしたり、工期の延長を余儀なくされる場合には、資機材リース期間延長による費用の増額など、さまざまに工事費が増額になることも想定されますが、そのような場合の対応につきましては国、県から対応指針が示されておりますので、国、県の指導通知に基づきまして状況に応じ適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　続きまして、12回目になります。これでＣＯＶＩＤ－19に関する最後の質問になります。

本市は新型コロナウイルス感染症に対する経済対策の予算について、補正予算として専決処分を行っておられますが、その財源の多くに財政調整基金が使われています。行財政健全

化を進める上で、基金の取り崩しは行わないとする方針もあったのではないかと思いますが、この新型コロナウイルス感染症への対応が必要な中、今後どのような財政運営、行財政健全化に努めていかれるのかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

全国的に新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、本市における経済対策等を進めるに当たり、４月以降予算編成過程におきまして特に財源、議員がおっしゃいました財政調整基金の取り崩しにつきましては、非常に厳しい議論を繰り返した経緯がございます。

現在、本市におきましては行財政健全化計画を打ち出しまして、その取り組みを進めておりますが、新型コロナウイルスに係る感染症対策と地域経済対策につきましても、喫緊の課題として早急に対策を講じる必要があると強く認識をしているところでございます。

新型コロナウイルス感染症における経済対策や新しい生活様式等への対応につきましては、現在国会におきまして約32兆円におよぶ第二次補正予算案が審議されておりまして、この中には地方における対策として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が含まれております。現在の本市の財政状況、保有する基金の額からしますと市単独の新型コロナウイルス感染症対策には限界があるところでございまして、この交付金を有効活用することで真に必要な対策としての下支えの事業や、国、県の対策と連動する事業を効果的に進めてまいりたいというふうに考えております。人吉市行財政健全化計画の方針に基づきまして、事務事業の見直しや公共施設管理コストの縮減などに取り組んでいるほか、窓口業務につきまして行政サービスの向上と経費の縮減を目的に、総合窓口の設置や窓口業務の民間委託を目指すプロジェクトチームを発足させ、その実現に向けた取り組みも始めております。先日公表されました４月の景気動向指数など、各種経済指標における過去最大の下げ幅が与える影響や、今後予想されますアフターコロナ、ウィズコロナと呼ばれる社会での経済状況を想像しますと、地域経済ひいては本市の財政にもかなりの影響があるものと危惧しているところでございます。昨年、行財政健全化を打ち出したときと、これからの社会情勢は大きく変化をするというふうに考えられまして、今後、行財政健全化を進める上で、さらなる困難が予測されますが、持続可能な市政運営を行う財政状況を堅持するという目的を見失うことなく、今後も行財政の健全化にしっかり努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　ＣＯＶＩＤ－19に対する対応とまた財政健全化に対する対応と、両軸を持って対応していただければというふうに思います。

続きまして、人吉市国土強靱化地域計画について質問していきます。

１回目。本年３月、本市におきましては、人吉国土強靱化地域計画を策定されましたが、本市の国土強靱化に向けた取り組み姿勢において、計画策定の経緯から計画の進め方につい

てお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　議員の皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

本市の国土強靱化地域計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条に基づき、今後も起こり得る大規模災害に備え、仮に災害が発生した場合においても、その被害を最小限に抑え、さらに迅速な復旧復興へとつなげるなど、災害に強く安全・安心なまちづくりを着実に推進するため、市の横断的な計画として令和２年３月に策定いたしました。

本計画は国の基本計画及び熊本県国土強靱化地域計画との調和を保ちつつ、本市の最上位計画である総合計画と並立する同じように重要な計画と位置付け、本市が強靱化を推進する上での基本目標としましては、１つ目に「市民の生命を守ること」、２つ目に「市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」、３つ目に「市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること」、４つ目に「被災された方々の痛みを最小化すること」、５つ目に「被災した場合も迅速な復旧復興を可能にすること」の５つを掲げ、計画策定に当たっては地域を強靱化する上での目標の明確化をステップ１とし、起きてはならない最悪の事態と施策分野の設定をステップ２、さらには脆弱性の分析、評価及び課題の検討をステップ３、リスクへの対応方策の検討をステップ４とするなど、段階的に検討を行い、それらの活用を踏まえた中で各種施策事業の計画的実施を掲げております。この４つの段階をＰＤＣＡで繰り返すことで、地域の強靱化が増していくという考えでございます。

今後でございますが、最悪の災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練、防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に事業を推進することのみならず、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、官と民がお互いに連携や役割分担を行うなど、広範な関係者と連携協力しながら、本計画に則した強靱化の推進を図ってまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　２回目になります。風水害による本市の被害予想、危険箇所についてどのように危険箇所を把握されているのか、お尋ねします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

人吉市国土強靱化地域計画で想定しております風水害としましては、梅雨期の大雨による水害と台風による災害でございまして、近年は雨の降り方が極地化、集中化、激甚化しておりまして、河川の氾濫や低内地の浸水被害及び土砂災害、また暴風による住宅や風倒木の被害などを想定しております。

議員が御質問されました風水害による危険箇所の把握でございますが、土砂災害につきま

しては危険箇所が現時点で263カ所ございまして、土砂災害の種別内訳といたしましては地滑り危険箇所が４カ所、急傾斜崩壊危険箇所が130カ所、山腹崩壊危険箇所が33カ所、土石流危険渓流が70カ所、崩壊土砂流出危険箇所が23カ所となっております。これらの情報は毎年関係機関より最新の情報を報告していただいておりまして、このことによりまして人吉市地域防災計画書の修正、追加を行いながら、危険箇所の把握に努めているというところでございます。

次に河川の危険箇所につきましては、水防上特に注意すべき重要箇所として球磨川では25カ所、熊本県管理河川では12カ所ございます。こちらにつきましても、関係機関から毎年最新の情報をいただいておりまして、人吉市水防計画書の修正、追加を行いながら、危険箇所の把握に努めているところでございます。

また、浸水危険箇所につきましては、国直轄管理河川の球磨川及び熊本県管理河川12河川ございますが、こちらの浸水想定区域図により把握をしているところでございます。

土砂災害危険箇所や河川の氾濫に伴う浸水想定区域につきましては、平成29年４月に市内の全世帯に配布をいたしました人吉市総合防災マップ、いわゆるハザードマップに地図情報として掲載をいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　本市国土強靱化地域計画書の第５章、「計画の推進に基づき、取り組みを推進する」とされておりますが、ＫＰＩ一覧表は文字が小さく解読しにくく記載されております。表の文字を大きくしてもらいたいものです。

ところで、本市の国土強靱化地域計画で一番危惧している箇所は、人吉市総合防災マップの急傾斜地の崩壊、特別警戒区域に多分指定されるべきではないかなと思いますけれども、市道１級路線の城本荒毛線の万江川上流右岸側が急傾斜地のため崩壊の恐れがあり、30年以上も通行止めになっていることと、県の国土強靱化地域計画の一環として実施されているのかちょっと分かりませんが、常に常態化している瓦屋地区を流れている県河川である御溝川氾濫防止のための御溝川第二次放水路放水口、本市第一市民運動広場の付近ですけれども、これも県河川である万江川川底の整地と両右岸堤防の樹木の伐採により、両右岸の堤防のつくりがくっきりと分かるようになりました。ありがたいことですが。特に羽田橋下流域左岸側、中林町から下林町にかけての堤防づくりにおいて、間知ブロックと言うんですかね、堤防のブロック、これが老朽化により崩れていたり、まだ土づくりの堤防であったりと、大雨による堤防の決壊が予想される部分が確認できるようになりました。

また、中神地区の大柿樋門、八久保樋門、筌場樋門、温泉町樋門におきましては、常に田畑や家屋等の内水冠水の危機に見舞われております。大型樋門にすることはできないのか。さらには、全ての県河川におきまして堆積土が存在し、田畑、家屋の浸水被害を招く恐れが

存在します。堆積土砂の除去も地域の国土強靭化につながるものと考えます。

コロナウイルス禍の現状にあっても、行財政健全化も強く進めていかなければならないと考えます。子供たちが安心して、安全な生活が将来に渡って営まれるよう、市政づくりに邁進していってもらいたいと願っております。一人一役の時代はとっくに終わっております。少子高齢化は待ったなしです。歩みをとめることなく、走り続けてください。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで、暫時休憩いたします。

午前10時46分　休憩

午前10時59分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）（登壇）　皆さん、こんにちは。３番議員、池田芳隆です。通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。

今回は、１．高校生等への就職支援、企業への雇用支援について、２．今後のイベント実施について、３．消費者トラブルの３点について、質問をさせていただきます。

まず、高校生等への就職支援、企業への雇用支援についての質問を行います。新型コロナ問題は収束の方向に向かうのではと若干の期待をしていたのですが、残念なことに落ち着く方向とまでは進んでいません。

先般、管内の高校の先生と高校生の就職について話す機会がございました。「今回の新型コロナの問題で採用取消、内定取消があっているようだが、管内の高校の生徒さん達はどうだったですか。」とお尋ねしたところでした。先生からは、「とりあえず影響は少なかったようだ。ただ、今後が新しい生活様式の社会生活となっていくことで、就職については不確定な要素も多く、心配である。」とのことでした。昨日もちょうどお会いしたので、お話を聞いたところ、「高校生の就職の解禁は例年どおりとなったと。接客業、サービス業については求人がないようだ。接客業を目標としていた人は残念だと思う。また、学校もまともに始まったのは６月に入ってからだから、これからどれだけ支援ができるのかが正念場と思う。」と言われました。そうしたらば、先ほどメールが入りまして、高校生の就職の試験が１カ月延びたということで、ちょっと若干安心したと。それで、今からまた支援がきちんとできるだろうということで、連絡があったところでございました。

６月３日の報道によりますと、熊本労働局、県、県教委などが県内経済４団体に対し、来春卒業を予定する県内高校生の求人確保と、今春卒業した高校生の雇用の維持を求める要請書を提出したとのことでした。記事の中で意見交換会があったということで、意見交換会の

話があったのですけれども、大企業の採用が減れば優秀な高校生を地元に残せるチャンスということでしたけれども、地元企業が体力が落ちているので、実際にその部分というのはチャンスと言えるほどのものなんだろうかと。それに関しまして、やはり民間に対して行政は危機感を持って対応を考えていく必要があると思っております。

ここで１つ目の質問です。この新型コロナ禍の中での現在の人吉球磨の求人状況はどのようになっているのでしょうか。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

ハローワーク球磨が公表しております令和２年４月の人吉球磨地域の有効求人倍率は1.05倍で、先月に比べ0.21ポイント低下しておりまして、令和２年１月以降４カ月連続の減少となっております。

来年３月卒業見込みの高校生の求人状況につきましては、人吉球磨管内の各高等学校に聞き取りをしましたところ、新型コロナウイルス感染症の終息の時期が見えない状況の中、今後の動向を注視する必要がございますが、現状においては議員がおっしゃいましたとおり観光宿泊業など一部の業種では採用数の減少があるものの、製造業などでは今のところ採用に大きな影響がまだ出ていないとのことでございます。

また、一般の雇用等の状況といたしましては、今回のコロナ禍による雇い止めや解雇等につきましては、ハローワーク球磨でもデータとして集計しておらず、把握はできていないところでございます。市としましても、今後情報収集に努める必要がございます。高校生の内定取消及び解雇等につきましては、令和２年３月卒業生の状況を各高等学校にお聞きしましたところ、今のところございませんでした。

雇用の維持と来年度の求人確保に対しての市の施策でございますが、雇用維持の施策としましては、人吉市新型コロナウイルス感染症経済対策雇用支援補助金を創設いたしました。市民生活にとりまして、最も重要なのは雇用の維持と認識しているところでございます。来年度の求人確保につきましても、引き続き人吉商工会議所及び関係団体等との連携によりまして、情報共有、対応してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　昨日も話した中で先生方が言われたのは、やはり就職の求人状況が２割から３割ぐらい落ちている。県外ですね、落ちている状況だとお伺いしたところでした。高校生の皆さんが地元に残っていただく、そのためにはまず地元企業の体力の回復、この新型コロナ禍の中での体力の維持、雇用の維持をするために、市のほうとしましても予算が厳しい中いろいろな支援策をされてきたということは、理解をしているところでございます。しかし先ほどの平田議員のときにもお話がありましたけれども、管内の企業が破産手続開始の通知が流れたときには、やはり私も衝撃なところでございました。今回の新型コロナの対

策は、企業が地域が行政が団結しないといけないことだと思っております。今月２日にも市に対し、商工業者への事業継続に向けた支援の要望が、商工会議所からなされたということで、私も新聞で拝見したところでございました。

ここで質問です。人吉市だけでは今回の雇用対策ができるわけではないと思いますので、商工会議所や地元自治体との連携状況というのは、どのようになっているでしょうか。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

商工会議所及び他自治体との連携状況につきましては、人吉市、球磨郡町村会、商工会議所、商工会等経済団体及び人吉球磨地域内の事務所で組織されます人吉球磨雇用対策協議会がございます。この雇用対策協議会は雇用対策に重きを置きまして、学卒者が進学就職を機会に地域から流出するという課題を解決することを目的としており、人吉球磨地域の求人情報に特化したウエブサイト「よか仕事ナビ」の運営、高校生を対象とした企業説明会の開催、地元企業の新規就職者激励会を開催し、人吉球磨地域の雇用の創出と人口の定着につながる取り組みを行っております。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和２年３月に予定しておりました高校生を対象としました企業説明会は中止し、今年度の新規就職者激励会の開催は未定となっておりますが、今後、新しい生活様式を踏まえまして開催が可能な方法を検討してまいりたいと存じます。

次に、人吉球磨仕事創生連絡協議会でございますが、人吉球磨地域の10市町村で構成する行政の組織でございます。この協議会は、ことし人吉球磨企業誘致連絡協議会から人吉球磨仕事創生連絡協議会に名称変更されたものでございまして、従来型の企業誘致による雇用の場の創出のみではなく、場所を選ばない多様化する働き方にも対応した仕事の創出を10市町村が連携して目指すものでございます。このように商工会議所及び球磨郡町村との連携につきましては、これらの協議会の活動を通じまして事業を展開しているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　協議会を立てて、いろいろ対応されているということですけれども、一番怖いのは協議会自体が形骸化してしまって、企業であったりとか就労を希望される方のニーズにきちんと応えていない、行政が考える協議会が考えることのニーズですね、乖離が起きないように、これだけはやはり情報をきちんと共有されて、一番は何が目的なのかということを理解して、継続で頑張っていただきたいと思っております。実際に協議会が立ち上がって就職の雇用をと考えたときに、じゃあ自分の、私の娘も今回ちょうど学校を卒業する年でございます。じゃあ、地元にいるのかといったときに、地元への就職というのをやはり二の足を踏んでいるというのが現状です。多分、多くの方が、「じゃあ自分の子供」と考えたときに、人吉にいることができるのかと考えていらっしゃる方がほぼほぼだと思います。そういう子供たちにも、「地元に帰って来ようよ」と言えるようにやっていくよう、連絡協

議会の中で頑張っていただければなと思います。

これで３つ目の質問ですけれども、先ほどもお話しましたが商工会議所から商工業者へ、事業継続へ向けた支援の要望も出ているようですけれども、地元企業及び求職者への就職に向けて市としての支援方法を再度御確認させてください。お願いします。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

地元企業及び求職者への就職に向けての市としての支援につきましては、第６次人吉市総合計画にも人材獲得を中小企業、小規模事業者の持続的発展に必要不可欠なものと位置付けているところでございます。企業に向けました支援策としましては、人吉しごとサポートセンターや人吉商工会議所等での経営相談を通じたきめ細かな対応や、ハローワーク球磨や人吉球磨雇用対策協議会等との連携によって、Ｕ・Ｉ・Ｊターン人材を含めた若者の地元就労のセミナー等を開催いたしております。

併せまして、人吉球磨地域の企業、自治体で構成いたします人吉球磨地域産業振興協議会におきましても、社員の労働環境や処遇向上などを大切にしている企業を、熊本県が認定するブライト企業セミナーを開催しており、行政、各団体、企業が連携し、人材獲得支援やミスマッチ解消施策を実施しているところでございます。

求職者へ向けた支援でございますが、現状の主な課題としまして、人吉球磨管内の労働市場では学卒者の流出率が高いこと。地元就職を希望しているにもかかわらず一般事務職など希望に沿う業種、職種等が不足している。また、地元企業の情報が不足している、などの御意見がございます。この対応策としまして、人吉市まち・ひと・しごと総合交流館のコワーキングスペース、「osoto Hitoyoshi」を活用した事業を継続して行っているところでございます。具体的には、「osoto Hitoyoshi」に整備したインターネット環境によってテレビ会議システムを活用し、東京のＩＴ企業と連携し、地元高校生を対象にリモートでホームページの作成を行う事業や、子育て中の方々を対象に在宅ワーク体験を行う事業などでございます。

昨今、場所を選ばない新しい働き方が注目を集めております。この流れは今回の新型コロナウイルスの影響でさらに加速し、東京を初めとした都市部で働くことを考え直す企業、個人がふえ、地方への移動がふえることが期待されております。このチャンスを逃さず、学卒者の流出、一般事務職の不足などを解決するため、引き続き求職者のニーズに合った地域の仕事創出に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　先が見えない中での施策というのは、大変なものだと思っております。

高校生等の就労支援について確認をさせていただいたところですが、最後にこれはお願いというかですね、あれなんですけれども、人吉球磨には支援学校というのがございます。支

援学校の生徒さん達は、就職をする際には実際に現場に行って、体験して、自分の仕事に合うかどうかというのを確認されて、それでその先の就職ということだそうです。ところが、今回はこういう状況で企業への訪問、実習ができない。ただ来年３月には卒業して就職をしなければならないと。生徒さん達がかなり不安がっていらっしゃるそうです。もちろん、保護者の方も不安がっていらっしゃるそうです。これに対して、私たちができることは何なのかというのは、私も正直、分かりません。「こうやってください」とか、何かを提案できるほどの私も知恵を持ちません。ただ、彼らが人吉に残って、地元に残って就職をしたいという気持ちがあるというのだけは分かっております。このような場合には、福祉課のほうが担当になるかと思うんですけれども、行政役所が仲介役となって、彼らが仕事をしやすい環境をですね、仕事が就職ができるように潤滑油となって、生徒さん、保護者、それと企業の間に立ってあげてやっていただければと思います。それで、彼らが安心した今後の生活が営まれると思いますので、これはお願いということでしておきたいと思います。この質問につきましては、これで終わります。

次は、今後のイベントの実施について質問をいたします。３月からイベントの中止、延期は市民の皆様にとって残念でがっかりされていると拝察しております。卒業式や入学式のような人生の節目のイベントは規模縮小、運動会の延期、夏の風物詩のゆうれい祭りや花火大会などが中止と、とても残念に思っていることです。今後、人吉で行われる大きなイベントとしては、ひとよし温泉春風マラソン大会があります。おくんち祭りもありますけれども、おくんち祭りはもう別の団体がされますので、これはもう御判断というところになるんでしょうけれども、ひとよし温泉春風マラソンの開催については、実行委員会また市としての判断ということになるのかと思いますけれども、このマラソン大会の実施または中止についての判断は、いつごろ行われるのでしょうか。

○教育部長（椎屋　彰君）　議員の皆様、こんにちは。それでは、御質問にお答えいたします。

今年度で18回目となりますひとよし温泉春風マラソン大会の実施及び中止の判断時期でございますが、本大会は実行委員会形式で運営をいたしており、教育委員会におきまして事務局を担っているところでございます。例年でございますと、５月にはおもてなし部会が準備に入り、役員会や各部会、８月の実行委員会で実施要項等の御決定をいただいた後、順次大会実施に向けて準備を進めております。

しかしながら、今年度の第18回大会に関しましては、実施となりました場合には新型コロナウイルス感染防止が必須であり、３密回避などのさまざまな対策にかなりの時間を要することが予想されますので、事務局といたしましては遅くとも７月の中旬ごろまでには実行委員会におきまして御判断いただきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　ひとよし温泉春風マラソンは一度に多くの方を集めることになります。参加者ボランティアですね、また応援も沿道で集まってくるということになります。３密に近い、屋外ですので密閉された空間ではないのですけれども、３密の要件の２つは最低でも当たるということになるのでしょうか。

今まででしたらば、同日は熊本城マラソンが熊本市では行われます。これはまだ、向こうのほうも実施云々というのは決定されていないので何とも言えないんですけれども、万が一熊本城マラソンが中止となった場合には、大体それの補完的なところで応募が人吉のマラソンには多いというお話も聞いております。ということは、向こうが中止になった場合、その希望される参加者の方が人吉にどっと流れ込んでくる可能性があると。そうなった場合、ことしは4,000人程度、一昨年は6,000人確かあったと思います。プラスアルファのボランティア団体となったときに、そこの数が受け入れることができるのかと。それ以上になった場合に、人吉市として受け入れることが可能なのかということが、ちょっと私としては不安なところでございます。開催につきましては熟考されることを、またそして早い段階での判断をお願いしたいと思っております。

今回のイベントの行事延期、中止にあたってですけれども、今後の人吉市が主催するイベントですね、中止になったものを今度再開する際には、どのような判断基準を持ってやられているのか、ちょっと確認をさせてください。

○総務部長（小澤洋之君）　御質問にお答えいたします。

イベント開催の考え方につきましては、国からその時々の感染状況などを踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針及び内閣官房が発出する通知により示されておりまして、県を初め本市においても、その考え方に準拠しております。現時点での考え方の概要を紹介いたしますと、新しい生活様式に基づく適切な感染防止策を講じることを前提として、参加人数、屋内・屋外の区別、人と人との距離を十分に確保できるかなどを踏まえ、開催の判断をするということとされております。

今年度中止したイベントにつきましては、再開を検討するタイミングにおいて、感染拡大状況や直近最新の国や県の考え方を踏まえ、各主催者において適切に判断していただくということになると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　了解いたしました。

これから、やはり自治会等が開催する行事、イベント等いろいろあるかと思います。例えば夏祭り、９月敬老行事、十五夜イベントですね、校区での運動会、また町内会活動として廃品回収など人が集まるような行事がたくさんあります。今、開始の話としてお伺いしたんですけれども、まだそれを実施するかどうかという話の段階なんですけれども、先日も私の

地元のほうで夏祭りをどうするかという話になったらば、やはり夏祭りですので、神事等が伴わない夏祭りでございましたので、ついついアルコールが出ますので、やはり杯等々の問題もあるので、やはり今回は中止にしましょうというのが町内会での話だったんですけれども、そこまで持っていくときの判断材料がですね、やはり皆さん自身で不足している部分が多くて、「どうしようか」とかなり悩まれたところでございました。行政としてはいろいろ情報を持って大きいですので判断しやすいでしょうけれども、自治会が判断していくときには、何かこうマニュアル的なものが出されることができれば、いろいろ判断がしやすいかと思うのですけれども、そういうマニュアルの作成については考えていらっしゃいますか。これは、質問でございます。

○総務部長（小澤洋之君）　御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃられた自治会等が主催する小規模なイベント開催につきましても、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針及び内閣官房が発出する通知により、考え方が示されております。現時点における国の考え方では、新しい生活様式に基づき、適切な感染防止策が講じられることを前提に、開催を認める規模要件を段階的に緩和するということとされております。例えば、５月25日から６月18日までの地域行事に係る考え方でございますが、室内であれば定員の50％以内で最大100人までの開催。屋外の場合は十分な間隔を確保できるならば200人までといったぐあいに制限がなされておりまして、今後は３週間ごとに段階的に緩和されるということとなっております。

また、６月19日からは特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは開催可能となりますけれども、密閉された空間においての大声での発声、歌唱や声援または近接した距離での会話が想定されるようなイベントなどに関しては、より慎重に検討することとされております。このように、自治会等が主催するイベントについても国が開催の考え方を示しているものの、その考え方は感染状況などにより変更されることや、市民に対しては一部複雑な内容ともなっております。

今後は、市といたしましても国の考え方を分かりやすくホームページなどにより情報を提供いたしまして、円滑な自治会等の活動につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　開始、中止判断に、やっぱり自治会の会長さんを初め多くの役員さん達が悩まれておりますので、少しでもその判断をしやすいように、また中止になった場合でも言い訳ではないですけれども、「こういうことなんだから」ということで分かりやすいような環境づくりをしていただければ助かると思いますので、今後ともそういう情報提供をお願いしたいと思います。この質問はこれで終わります。

続きまして、消費者トラブルについての質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症を災害対策基本法の災害として捉えた政策を実施すべきとする、災害対策基本法等で国民の生命と生活を守る緊急提言というのがことし４月16日に有志弁護士らの皆さんで発表されました。この弁護士さん達というのは、もともと災害基本法の中でいろいろ法律をつくるときに審議員さんと入られた方のものだそうです。内容につきましては、今回の一般質問と直接関係ないので割愛させていただきますけれども、要はこの「災害」という考え方です。過去、国内でも阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震という地震、また毎年のように台風災害等は起きていますけれども、必ずこういう災害の後には消費者トラブルというか、悪質商法というか訪問とかいろいろなトラブルが起きています。今回の新型コロナの問題では、人と相談できない、人と接触できない状態での生活環境でした。かなりの市民の方も不安に思っていらっしゃったと思います。

今回の新型コロナウイルス問題に関しての相談状況というのがどうなっているかというのを、質問させていただきたいと思います。

消費生活センターにおいて、マスク不足が顕著化し始めたことしの２月から５月末まで、総相談件数とその中で新型コロナ問題に関する相談件数はどれぐらいだったでしょうか。また、新型コロナウイルス関連でどのような相談内容があったかというのを、差し支えがなければ教えていただければと思います。お願いいたします。

○市民部長（丸本　縁君）　議員の皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する相談状況についての御質問でございますが、ことし２月から５月末までに人吉市消費生活センターに寄せられた相談件数は191件でございまして、このうち新型コロナウイルス感染症に関連した相談は15件でございます。

主な相談内容といたしましては、「インターネットでマスクを注文したが届かない」といった新型コロナ関連商品のトラブルや問い合わせなどのほか、「新型コロナウイルスの影響により仕事が自宅待機となったため、収入が減り、生活ができない」といった生活不安に関する相談や、「収入が減ったため店舗の家賃補助制度の窓口を紹介してほしい」といった給付金、助成金に関する相談などが寄せられております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　来所ができない状態で電話での相談ということになるかと思いますけれども、かなり相談者の方は心配をされていたと思います。今の話のように、消費者トラブルだけではなくて、やはり行政がやっている事業ですね、先ほど家賃の補助であったりとかいろいろというのが、最初の窓口ということで消費生活センターにいくと思います。ですので、いろいろな情報をですね、「これ、関係ないかも」と思われるかもしれませんけれども、市民に対する直接な情報で、「これだけは関係ないかもしれないけれども、ちょっとセンターのほうにお伝えしておきますね」というのは、横のつながりとして各課にお願いしたいと

ころでございます。

センターですね、相談員さん達が所長を中心として頑張っていらっしゃいますので、今後とも頑張っていただければと思います。

いろいろと情報発信ということで、皆さんゆっぴーメール、県警がやっている情報発信のメールを御存じかと思うのですけれども、携帯に登録しておけば人吉管内、またもちろん近くでしたら水俣、八代署で発生したトラブル、痴漢問題であったりとかそういうものが常に入ってくるように登録されることができるのですけれども、要は警察を含めてそういう他の関係機関ですね、そういうところとの連携状況について。また今後、どういうふうに連携しながら啓発の活動というのをお尋ねしたいと思います。

○市民部長（丸本　縁君）　ゆっぴーメールの御紹介、ありがとうございます。御質問にお答えいたします。

関係機関との連携及び今後の啓発についての御質問でございますが、本市におきましては日ごろから人吉警察署を初め、人吉市社会福祉協議会、人吉市民生委員児童委員協議会、人吉市老人クラブ連合会、熊本県弁護士会、熊本県司法書士会などの皆様と連携を取り、消費者トラブルの解消に努めております。

今回の新型コロナウイルス感染症に関連した特別定額給付金の支給に際しましては、口座情報を電話で聞き出そうとする案件が市内でも発生しており、本市におきましても人吉警察署と情報共有しながら、広報ひとよしや市のホームページ、デタポンにおける情報掲載、また市内各金融機関でのポスター掲示の依頼を行い、市民の皆様へ注意喚起を行ったところでございます。

また、年金支給日に実施されております人吉警察署による市内金融機関での振り込め詐欺防止キャンペーンにつきましても協力を行っており、今後も引き続き連携を図り、詐欺の未然防止に努めてまいります。

さらに民生委員児童委員やくらし見守り相談員、老人クラブ役員様等を対象とした人吉市くらし安心ネットワーク推進員養成講座や出前講座をとおして、詐欺被害防止や消費者トラブルの注意喚起等、啓発活動に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　今回、御存じのとおり、給付金が出るということで給付金を狙った詐欺というのもふえております。もちろん、熊本市内ですけれども、役所の職員の名をかたって訪問をしてきているという事件も発生しております。

ここで皆様にお願いというかですね、市職員の皆さんとここの議場にいらっしゃる方へのお願いでございます。皆さん、日ごろから町内会活動、ＰＴＡ活動、子ども会活動、消防団活動などで地域に根差した活動をされているかと思います。それで地域の皆様と信頼関係を

結ばれていると思いますので、日ごろから地域の中で啓発していただく。一言、こういう事件があるんだよということを言っていただくことが、先ほどお話しましたように、職員の名をかたってということに対しても、自分たちがいるからこういうのが来たけれどもと、すぐ未然に防げる重要なことになるかと思います。これが一番の消費者トラブルを、消費者問題を悪質商法から市民の方を守る方法だと思いますので、そういう会合の際には一言言っていただければなと思います。

一番、これは最後でございます。自分がやりたいことと市民が思うことの乖離、ミスマッチがないようにしていかないと、大変、市民の方からの不平不満というのが聞こえてまいります。自分を戒める意味でも市民の声をよく聞き、そして体を動かし、皆様への還元を図っていきたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで、暫時休憩いたします。

午前11時37分　休憩

午後１時00分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　皆様、こんにちは。６番議員の宮原です。通告に従いまして、一般質問を行います。今回は学校教育、行政改革の２項目を通告しております。

それでは、早速、質問に入らさせていただきます。

今回の新型コロナウイルス感染症は、子供達にも大きな影響を与えました。長期間の休校による学習のおくれや教育格差は、私は大変心配であります。そのような心配の中で学校が再開されましたが、この新型コロナウイルス感染症の克服には長期戦になることが予想されており、第２波、第３波が来たら再び休校が必要になるかもしれません。そうならないのが一番いいのですが、そうなった場合の備えをしっかりとしておく必要があります。その備えとして、学びを止めないために、改めてＩＣＴ教育環境の整備が注目されています。

新型コロナウイルスの影響で、多くの学校が休校を余儀なくされる中で、児童・生徒の状況把握や学力保障を目指し、オンラインによる遠隔授業を実施する学校が話題となり、この人吉球磨地域においてもＩＣＴ教育の先進地である山江村の小中学校でも遠隔授業が実施されています。国においても、長引く休校で学習のおくれが不安視されていることやオンライン学習が注目される一方で、パソコン等の機器や通信環境を持たない家庭への対応が課題となっていることから、ＩＣＴを活用して全ての子供たちの学びを保障するＧＩＧＡスクール構想を加速させ、令和５年度を目標としていた児童・生徒一人１台の端末整備を本年度中に

前倒しすることを決めました。

ＧＩＧＡスクール構想とは、児童・生徒向けの一人１台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させる構想であり、この構想実現のための補助制度として校内のインターネット環境の整備や児童・生徒一人１台端末の整備等に係る費用を補助する制度があります。

本市においても、今後この補助事業と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、市内小中学校の児童・生徒に一人１台パソコンを整備するとの説明がありました。そこで、今後どのようにＩＣＴ教育が展開されていくのか気になるところでありますが、まずは本市におけるＩＣＴ教育の現状とその成果、また現在、取り組んでいるＩＣＴ教育にどのような課題があるのかお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

本市の教育用パソコンにつきましては、10年ほど前に国の補助事業を活用して導入したものがほとんどであり、現在の児童・生徒数から勘案いたしますと約４人に１台の配備でございますが、耐用年数切れの教育用パソコンを除けば現在は７人に１台の配備状況でございます。

また、電子黒板につきましても、１学級１台の配備を目標に導入を進めているところでございますが、現在は学級数に対して60％程度の配備率でございます。そのような中でも各学校ではＩＣＴ機器を活用した授業を行い、さまざまな工夫がなされております。ＩＣＴ機器の効果的な活用により教師の授業力が向上し、子供たちの情報活用能力が育成され、多様な学びを保証することにつながり、使い方次第では教師の負担軽減にも資するものであり、学校における働き方改革にもつながっていることも成果の１つでございます。

また、特に特別な支援を要する子供たちにとって視覚的効果が大きく、最適化された学びを提供することができていると考えられます。

課題は、冒頭でも述べましたように、絶対的に台数が不足しているということでございます。電子黒板の機種が一定でないために教室によっては使用方法が違うため、活用の幅が広がらないこと、教師のＩＣＴ教育に対する研修時間が不足していることなどが考えられます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　絶対的に台数が足りないという課題を解決するために、今後ですね、児童・生徒一人１台のパソコンを配備するという予定だというふうに思いますが、私ですね、このパソコンの配備について賛成でありまして、実は今回の一般質問はＧＩＧＡスクール構想の補助を活用して児童・生徒一人１台にパソコンを配備すべきだというような質問をしようと思っていたんですね。質問をする前に全員協議会で説明があったわけなんですけれども、

なぜこのような質問をしようかと考えてみたかというと、当初、これは新型コロナウイルスが全国的な感染拡大前ですけれども、このＧＩＧＡスクール構想の端末整備の補助事業に多くの市町村が手を挙げている中で、人吉は手を挙げていないという話を耳にしたんですね。しかし、今回児童・生徒一人１台のパソコンを配備すると計画しているというような説明を受けました。新型コロナウイルスの影響で国の端末整備に係る費用の補助が前倒しになって、ことししかないというのと、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が活用できるというような財源的な理由もあるかもしれませんが、なぜ、今回児童・生徒一人１台のパソコンを配備するというような方針に至ったのかお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

今、議員からお話があったように、財源的なものは大きな実情でございます。それを受けて、また義務教育は日本全国どこの学校でもやはり一定水準以上の教育を受けられる公平性を保証しなければなりません。学習指導要領が変わり、教育内容が大幅にふえた今、限られた授業時間内でしっかり理解させるには、教師の力量だけでなくＩＣＴ機器を上手に活用することも欠かせないと思っております。日常的にＩＣＴ機器を活用できる環境がなければ、ＩＣＴ機器の活用は継続できません。継続して行ってこそ、子供たちは少しずつ伸びていき、効果が得られるものと確信しております。ＩＣＴ機器の整備状況によって、地域格差を放置していることが教育の機会均等に反し、子供たちの未来を損なう危険を招き、教育の質に地域間格差が生じないように努めるべきであると判断したところでございます。いろんな条件が前倒しになってまいりますので、この機会を逃すことなくということで、端末整備に至った現状がございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　私も地域間で教育格差が生まれてはいけないという思いでしたので、教育長のその思いに大変共感するところでございます。

ただ、パソコンは導入して終わりではないんですね。活用しなければ、意味がありません。しかし、先生の中にはＩＣＴ機器に苦手意識を持っていらっしゃる方も多くいらっしゃると思いますし、授業の中でどのように活用していいかというのが分からない先生がいるかもしれません。ですので、教員間のＩＣＴ活用スキルの格差を是正し、教育現場のＩＣＴ活用スキルの底上げを図る必要があると思います。

そこで、パソコンを配備したらすぐに活用できるように、今から研修等を行っていく必要があると思いますが、先生方の研修や意識改革はどのように行っていく予定なのか、お尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えします。

ＩＣＴ機器の大幅な導入後は、操作方法が難しくて、活用にあたっては機器に詳しい一部

の教職員に聞かなければならない等といった問題点が、ＩＣＴ機器が普及すれば普及するほど浮き彫りになってくることは確かでございます。その点は大きく危惧しているところです。教職員の研修方法、内容等につきましては今現在、市で持っております人吉市立教育研究所の情報教育部会を中心として進めてまいります。

具体的には、情報教育部会に在籍する教職員による校内研修の実施、またそれの充実、さらには熊本県立教育センターの情報教育研修などが考えられますが、ＩＣＴ機器の活用方法と合わせまして調査研究を進めてまいりたいと存じます。やはり、教職員には大きな差があるのは事実でございます。その差を少しでも小さくしながら、この機器導入が大きく学校で生かされるように努めてまいりたいと思います。

私自身は、教職員の意識改革は授業改革でもあると考えております。授業を変えることこそが学校を変え、子供達を変えることにつながると実感しております。ＩＣＴ機器を活用した自分の授業を進化させようとする挑戦。さらには学校総体として指導体制を構築していくものとなるように、お互いの授業を公開しながら、授業力を高めようとする教職員の意識改革が必要でないかと感じております。教職員の意識改革につきましては、ＩＣＴ機器の活用方法、情報教育研修のあり方と合わせて市内校長会でも問題提起をさせていただき、学校と一体となって進めてまいりたいと存じます。得手、不得手の差が、少しでも縮まるように努力してまいります。

以上、お答えします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　今回の教育長の答弁はＩＣＴ教育にかける熱い思いが伝わってくる答弁でありますが、結果の成否を握るのはやはり実際に施策を実施する現場の力であると思います。パソコンを導入したけれどもほとんど使うことがないということがないように、研修等もしっかりと行っていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問ですが、研修等を行っても機器の操作だったりメンテナンス、トラブル対応とさまざまな問題が出てくると思います。そういった中で、学校の人的体制では対応できないことが多くあるために、教員のＩＣＴ活用の支援を行うＩＣＴ支援員が果たす役割が重要度を増していると言われています。ＩＣＴ支援員とは読んで字のごとくですが、ＩＣＴ機器の操作支援や校務システムの活用支援、メンテナンス支援などＩＣＴを活用した授業等を教師がスムーズに行うための支援を行う人材のことであり、ＩＣＴ教育の先進地である山江村には２名のＩＣＴ支援員が配置されているそうです。実際に山江村の山江中学校で話を聞かせていただいたのですが、コロナの影響で遠隔授業を取り入れた際のセキュリティーの設定だったり、遠隔授業で使うアプリの選択ですね、こういったものをＩＣＴ支援員がいろいろと教えてくれたということで、本当にＩＣＴ支援員の存在が大きかったという話をされていました。

そこで、ＩＣＴ教育をスムーズに行うために、ＩＣＴ支援員の配置についても検討すべきだというふうに思いますが、どのようなお考えなのかお尋ねいたします。

○教育部長（椎屋　彰君）　御質問にお答えいたします。

学校内にＩＣＴ機器がふえることで、操作の習得やＩＣＴを活用した授業改善、機器の設置準備など新たな業務が発生し、教職員の負担増につながることが懸念されますことは、議員御指摘のとおりでございます。こうした状況を解消するためには、専門家であるＩＣＴ支援員を配置する必要性は十分に認識いたしておりますが、直接、雇用に要する経費や委託経費に対する国などの直接的な補助はなく、地方財政措置が講じられているのみでございます。従いまして、ＩＣＴ支援員の配置につきましては、本市の財政事情を考慮いたしますと、ＩＣＴ機器の導入と同時に実施することは非常に厳しい状況でございますので、当面の間は導入した業者によるサポート体制を確立した上で、今後の財政状況を見きわめながら判断してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　財政的な問題がありますので厳しいのは分かっておりますけれども、これは端末整備とセットでぜひ考えていただきたいと思います。

それでは、経費がかかるといったらですね、端末修繕などのランニングコストやパソコンの耐用年数が約５年と言われている中で、更新費用があると思います。今回、一気に整備を予定されていますが、ランニングコストや更新費用は今後大きな課題となってきます。

そこで、今後のランニングコストや更新費用はどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○教育部長（椎屋　彰君）　御質問にお答えいたします。

国のＧＩＧＡスクール構想と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の実施計画をお認めいただくことができましたならば、本市にとっては新たな財源を考慮することなく、大幅なＩＣＴ機器導入が実現できると考えております。

しかしながら、導入後のランニングコストにつきましては、議員御指摘のとおり各自治体の負担でございますし、避けては通れない問題だと認識しております。本市におきましても、ウイルス対策やフィルタリングなどのソフト面で、年度ごとの必要経費につきましては試算をいたしておりますが、当然ながら端末の修繕も必要になってまいります。また、おおむね５年後には機器更新となり、その時期には莫大な予算が必要になってくることも承知しております。このようなことから、事務事業の見直し等による財源確保に努め、全てを一括で更新するのか、数年に分けて段階的に更新していくのか、その時期の本市の財政に大きな影響を与えることがないように、適切に判断してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　いろいろ検討されているみたいですけれども、ランニングコスト、特に更新費は今後大きな課題になってくると思います。国が補助していただけるといいのですが、まだ今のところ未確定の部分ですよね、その部分は。ですので、更新時期が来たら対応できるよう、今から準備をしていただきたいと思います。

それでは最後に、私は児童・生徒一人１台パソコンを配備するというのは、本市のＩＣＴ教育を推進させるための大きな決断であると思っております。

そこで、市長にお尋ねいたしますが、児童・生徒一人１台パソコンを整備することで、どのような教育効果を期待しているのか。またＩＣＴ教育を通して、どのような児童・生徒を育成したいと考えているのかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　皆様、こんにちは。それでは、御質問にお答えをいたします。

Ｓociety5.0（ソサエティー5.0）時代の到来により、社会構造や雇用環境の変革が進んでおり、そのような社会の中で子供たちには読解力や計算力など、基礎的な学力は当然のことながら、飛躍的な知の発見、創造など新たな社会を牽引する能力が求められています。我が国はＩＣＴを基盤とした先端技術や教育ビッグデータの効率的な活用によって、子供の力を最大限に引き出すために支援、強化し、多様な子供たちを誰ひとり取り残すことのない公正に個別最適化された学びの実現を目指しています。今やＩＣＴ環境整備は、鉛筆やノートなどと同様に必要不可欠なものとなっているわけですが、一方で地域間格差があることも、また事実です。

本市におきましても、ＩＣＴ環境の整備が十分とは言えず、私も大変頭を悩ませていました。でき得ることならば、国からの教科書無償配布と同じように、地方自治体の財政力によって地域間格差が出ないように、全面的に整えるべきだと思う者の一人です。そのような中今回、国の制度を使っての整備が可能となったことから、手を挙げさせていただきました。あくまでも手段ですが、教育的効果といたしましては、これまでの受け身の学習から子供たち自身が発見し、アイデアを出し、形にするという主体性のある学びが可能となると思います。また、子供たちは興味を持った事柄を調べ具現化し情報を整理し、論理的に説明ができる力や想像力が養われ、あわせて他者と励まし合い、一つの目的を達成する共同的な学びの実践は、長期的に見た場合も自分の意見をしっかり伝え、他者の意見を尊重するグループ間でのコミュニケーション能力も育まれるのではないかと考えます。

私自身、ＩＣＴ教育には従来の知識詰め込み型教育ではない子供たちの情報活用能力の育成という新しい教育の成果が生まれるのではないかと感じております。分かりやすい授業、授業中の対話の活性化、自分の意見を発信することによる学習意欲の向上、インターネットを通じて得た情報を自分なりに理解して発信する想像力と表現力の向上を通して、将来に役立つ学びの実践実感と将来を切り開く力など、学びの質に大きな変化が生まれるのではない

かと大いに期待しているところでございます。

あわせまして、ＩＣＴ機器の大幅な導入が実現できましたならば、先ほど議員からも御質問いただきましたように教職員の意識改革にもつながっていくものと確信をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　私は、ＩＣＴ教育を推進していくには、行政、教育委員会、そして学校がＩＣＴを活用した学びの改革にどれだけ本気で取り組めるかだと思っております。今回は、市長や教育長からＩＣＴ教育にかける熱い思いを聞かせていただきましたが、ぜひ一丸となってＧＩＧＡスクール構想の実現に向けて、取り組みを進めていただきたいと思います。

この件については、質問を終わります。

次に、ウィズコロナ、アフターコロナに備えた市政運営について、質問してまいります。この度の新型コロナウイルスの流行により、社会の仕組み、価値観は大きく変わることを強いられ、あらゆる業界において従来の枠組みからの変化が求められています。私は、行政においても、この変化にしっかりと対応しなければならないと思っており、行政のデジタル化、働き方改革など随分前から叫ばれ続けているのに、なかなか進んでこなかったものを推進する絶好の機会だと思っております。

そこで、まず行政手続のオンライン化についてですが、令和５年５月に行政手続は原則としてデジタル化することを基本方針とするデジタル手続法が成立いたしました。この法律の目的は、行政のあり方の原則を紙からデジタルに転換することにより、次の時代のための新たな社会基盤を構築するものであり、国の行政機関に対しては行政手続を原則オンライン化。地方自治体については、努力義務とされています。これにより、住民の利便性の向上や職員の働き方改革を目的としてデジタルファースト宣言をし、窓口業務をオンライン化しようとする自治体がふえてきました。今後は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るために来庁者を抑制するという目的でも、行政手続をオンライン化しようとする動きがさらに進むと思われます。

スマートシティを目指している本市においても、行政手続のオンライン化を推進していくべきだというふうに考えていますが、まず初めに、現在本市にどのような情報化の計画があるのかなと思って調べてみました。すると、第２期人吉市情報化計画というのがあって、この中には既に申請届出手続のオンライン化システムの構築について書かれてあったり、電子投票のシステムの検討なども書いてあったんですね。私が「ほほう」と思いながら見ていたのですが、これ平成17年にできているんですよね。表紙をめくると、当時の市長も福永市長なんですよね。これだけ情報化社会が進んでいる中で、見直されていないというのはいかがなものかなと私は思うのですが、現在、市町村の努力義務として策定する官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画となる市町村官民データ活用推進計画を策定する

自治体がふえています。

そこで人吉市においても、人吉市情報化計画が平成17年から平成19年までと計画期間も過ぎているので、新たに人吉市官民データ活用推進計画の策定、もしくは人吉市情報化推進計画を策定し、そこに官民データ活用推進計画の施策を盛り込んでいくべきだというふうに考えますが、その点についてどのように考えているのかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

本市の情報化を推進すべき計画といたしまして、第４次人吉市総合計画の基本構想の１つに掲げる高度情報化国際化への対応と整合性を図りながら、国、県の施策や動向を踏まえ、本市が実施する高度情報通信ネットワークの具体的な取り組みを示す計画であり、計画期間を平成17年から平成19年の３カ年とする計画といたしまして、議員おっしゃられました第２期人吉市情報化計画、こちらが平成17年９月に策定をされております。この計画は国のｅ－Ｊａｐａｎ戦略の策定に対応すべく、本市の計画といたしまして情報システムの構築や、推進体制を網羅した計画であり、計画に対し目標を達成している項目もございますけれども、第２期以降の情報化計画は約10年以上策定していないという状況でございます。

その間もＩＴを巡る技術進歩は想像を超えるスピードで進展しておりまして、こうした状況を踏まえ国におきましても官民データ活用促進基本法が施行されまして、地方公共団体においても努力義務とされておりますが、市町村独自の官民データ活用推進計画を策定することが期待されているところでございます。これは、先ほど議員がおっしゃったとおりでございます。

全国の策定状況を見てみますと、昨年４月１日現在で22都道府県74市町村のみの策定となっておりまして、本市におきましても未策定の状況でございますが、当然、新市庁舎建設を見据えた新たな情報化推進計画は必要であると考えております。

つきましては、国が示した策定指針及びひな形に準じまして、本市の実情に合わせて、できる範囲から取り組みを必要に応じて施策を絞り込んだ、いわゆるスモールスタート計画というものを新たに作成をしまして、既存計画である第２期計画との整合性ですとか、システムの運用費用の削減、地域間の住民サービスの平準化、こういったことを図りながら、見据えた形で順次計画の内容を充実させていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　策定するということですので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは次の質問ですが、先ほど紹介した平成17年に策定された人吉市情報化計画の中には、申請オンライン化をさらに推進するとの記載があっております。

そこで、現在本市の手続の中でオンライン化している手続はどのようなものがあるのか、お尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

行政手続のオンライン化の促進につきましては、新型コロナウイルスが蔓延する以前に情報通信技術をこれまで以上に活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化、効率化を図ることを目的として、昨年国においてデジタル手続法が改正されたというところでございます。具体的には、行政手続が原則オンライン電子申請で可能となるように、基本原則や個別施策を定めるもので、将来的に国、地方公共団体、民間事業者、国民その他のものがあらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現を順次目指すものということでございます。

そこで、今回の国のデジタル手続法改正に伴いまして、行政手続のデジタル化に関する基本原則というものがございますが、大きく３つ原則がございます。１つ目の原則に「デジタルファースト」というものがございます。さまざまな行政手続やサービスが一貫してデジタルで完結することをゴールといたしまして、今後、国及び地方公共団体の手続のオンライン化を実現するために、現在書面での手続が必要な手続、また人と人とが対面して手続が必要な制度の見直しや、窓口に来庁して手数料を納付する代わりに電子納付もオンラインで可能となるような方向性、そういった計画で進んでおります。

２つ目の原則に「ワンスオンリー」というものがございます。これにつきましては、一度提出した情報は二度提出することを不要とすることを目指すもの、ということでございます。

３つ目の原則といたしまして「コネクテッド・ワンストップ」というものがあり、民間サービスも含めどこでも、また複数にまたがる手続なども一度の申請で完了することをゴールとするものでございまして、国としては今後の取り組みとして、国が運営するマイナポータルを活用した子育てや介護等に関するワンストップサービスを重点的に実現する計画でございます。当然、市が行政手続のオンライン化を進めるに当たりましては、この３つの原則に基づき進めていくということでございます。

現在、本市におきましては、既にオンラインにより行政手続が可能なもの、実施しているものといたしまして、地方税の申告や入札、職員採用試験の申込み、こういったものがございまして、これらのものについては、オンライン化の促進対象とされているため、もう既に導入をしているというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　オンライン化を導入して、手続もあるみたいですが、業務の効率化や住民の方の利便性を考えたときに、手続のオンライン化はさらに進めなくてはならないというふうに思っております。もちろん、国の手続のオンライン化の動向を見ながら進めていくところもあるとは思いますが、できるものから、例えば一般質問初日の徳川議員の質問でもあった図書館の貸し出しの予約や、文化スポーツ施設等の予約など、こういった自治体でで

きるものから進めていただきたいと思います。

そこで、今後の行政手続のオンライン化の推進についてどのような考えを持っているのか、市長にお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

今後もウイルスとの戦いは続いていく中で、ウィズコロナ、アフターコロナに備えた市政運営を促進するために、人と人とが相対することなく行政手続がオンラインで可能となる仕組みづくりは、本市にとっても必要不可欠な取り組みだと存じます。一方で、オンライン化につきましては、現時点では地方公共団体はいわゆる「努力義務」とされており、その背景には共通の課題も示されているところでございます。

課題の主なものといたしましては、現在でも紙ベースにおける申請を基本としているものもあり、解決の方向性として電子署名や添付書類の撤廃が今後より進んでいく計画でございます。また、手続処理に当たり各種業務システムの改修といった費用面の問題もございます。この点につきましても、マイナポータルとの連携や、くまもと電子申請窓口――よろず申請ですね――における市町村共通の様式を利用した共同利用や、システムの標準化により費用面の軽減を図る計画でございます。さらには情報通信技術の能力格差を是正する必要もございます。例えばオンライン化により文化・スポーツ施設等の予約が可能となった場合に、比較的、通信技術にたける若年層が一度に予約することで、通信技術にたけていない方や高齢者等の予約は困難となることのないよう、制度設計に努める必要がございます。

以上のような背景もあり、国の法律が改正されたことに伴い、行政手続のデジタル化が劇的に進むというものではなく、計画自体も各自治体の実情に則したスモールスタートを国も推奨するものでございます。

今後、本市におきましても、処理件数が多く住民等の利便性向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続のオンライン化を推進してまいりたいと存じますが、国の計画の記載例を挙げますと、図書の貸し出し予約や文化・スポーツ施設等の利用予約などが優先的にオンライン化を推進すべき手続として上げられております。また、住民のライフイベントに際し、ワンストップを推進する手続につきましては、児童手当等の子育て関係や災害時の被災者支援に係る手続も優先的な事例として挙げられております。

本市におきましても、国の計画において推進すべき事例を優先的な手続として捉え、情報通信技術の能力格差に配慮しつつ、オンライン化の検討と促進を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　行政手続のオンライン化の検討促進を図っていくということを答弁をいただきました。もちろん、ネットを使えない方もいらっしゃいますので、対面での手続も

大切にしながら、オンライン化できるものは随時進めていただきたいと思います。

それと、手続に関してですけれども、人吉市のホームページに掲載されている各種請求書や申請書はほとんどＰＤＦ形式で掲載されていると思います。パソコンでそのまま入力できないんですね。ですので、ワードとかエクセル、こういったものの形式でも貼り付けていただけると、そのままパソコンで入力できるかなというのがありますので、このあたりも御検討のほうをよろしくお願いいたします。

続いて、テレワークの推進について質問してまいります。新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言を受け、出勤する人数を減らして職場や通勤時の密集を避けるなどの働き方改革が全国の自治体で見られました。感染拡大防止の前線指揮を執るべき市役所などが、集団感染の場になるという最悪の事態を未然に防ぐのが狙いでありますが、そのような中で感染防止策としてテレワークを導入した自治体もありました。テレワークとは、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことであります。今回の新型コロナウイルスの感染防止策としてもそうですが、子育てや介護などを抱える人の多様な働き方を実現したり、災害時も在宅で仕事ができるという点で、今後自治体におけるテレワーク導入の動きが加速していくというふうに見られています。

そこでお尋ねですが、今回の新型コロナウイルス感染拡大防止策のため、在宅勤務やウエブ会議などのテレワークを行ったのかお尋ねします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

人吉市におけるテレワークの導入状況についてでございます。本市では新型コロナウイルス感染症拡大対策のため、職員の柔軟な勤務体制を確保して引き続き自宅で業務が行えるように、テレワークについて検討を行っております。その結果、情報漏えいのリスクを最小化するため、配備しているパソコンを自宅に持ち帰り、外部ネットワークに接続しないこと、勤務場所を自宅のみを原則として業務を行う手法で、オンラインではなくオフラインの状態での在宅勤務の準備までは整えたところでございます。この手法は熊本県庁の在宅勤務の運用拡大手法に準じた取り扱いということでございます。

また、３密を避けるため書面による決議が困難な会議や打ち合わせにつきましては、一部の部署では既に遠隔的にウエブ会議を実施している状況でございます。一方で、来庁者の方と直接相対して手続を行う窓口業務があることや、個人情報等を自宅に持ち帰ることが困難な部署等があることから、ローテーションにより土日休日への出勤を割り振ることで、職員密度を下げる対応というのを行ってまいりました関係で、準備は整いつつも現時点では役所に配備してあるパソコンを持ち出しての在宅勤務の実績というものは、現状ではないといったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　ウエブを使った会議は、商工振興課がよく使ったという話は聞いていました。でも、これは全庁的に使ったほうがいいのではないかなというふうに思っております。例えば、全庁的な会議は今あそこのプレハブの２階に集まることが多いというふうに思いますが、別館から来られる職員の方は時間の無駄になります。その時間を省略できるというのもありますし、その場に出席する人が少なくなれば、その分密にならなくて済むというふうに思うんですね。ですので、ぜひ今度からの会議は業務等でぜひ使用していただきたいと思います。

それでは、次にテレワークを導入する上で、課題も出てくると思いますが、どのような課題が想定されるのかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

本市におけるテレワークの課題ということで、お答えをさせていただきたいと思います。

まず１つ目の課題といたしましては、やはり来庁者と相対して内容を確認しながら手続を行う納税窓口業務等の行政サービスがあるという点でございます。また、テレワークをより有効に機能させるためには業務のペーパーレス化が最も重要な点だと認識しております。紙に依存する業務は、物理的に書類のある場所に職員がいなければならず、テレワークに向かない業務となりますので、まずは会議資料等の電子化に着手する必要があると考えております。

２つ目の課題といたしまして、紙媒体、電子媒体を持ち帰るということになるため、情報漏えいのリスクが発生する可能性がゼロではないという点でございます。

それから３つ目の課題といたしまして、決裁の電子化を行っていないため、意思決定に時間を要することでございます。この点につきましては、今回のコロナ禍で全国的にテレワークは進んだものの、やはり書類押印のために出勤せざるを得なかったというケースも自治体や民間企業も含めて多く事例が挙がっておりまして、これまでの制度運用について最も再考の余地があるのかなといった点でございます。

４つ目の課題といたしましては、実際に職員が出勤して、労務管理を行うことと比較いたしますと、やはりテレワーク下においては正確な労務状況の管理というのが若干ながら難しくなるということでございます。

最後に５つ目の課題として、情報漏えいのリスクを最小化としつつ、ネットワークを介してオンラインによるテレワーク業務利用までを可能とするためには、セキュリティー対策ツールも含め、新たなシステム改修に係る導入コストがかかるといった点がございます。

課題ばかり５つ申し上げましたけれども、以上お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　５つ課題をいただきましたけれども、さまざまに課題があるとは思い

ますが、新型コロナウイルス感染症の感染防止や職員の働き方改革のために、私はテレワークを積極的に推進していくべきだと考えますが、市長は今後のテレワークの取り組みについて、どのように考えているのかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

新型コロナウイルスの第２波、第３波が今後も予想される中において、ウィズコロナ・アフターコロナに備えた市政運営も変革を問われるとともに、多様化する必要がございます。多様化の最たる手段として、テレワークを導入、活用することにより感染拡大の未然防止を図るとともに、感染が疑われる者や感染者の濃厚接触者、学校の休業に伴い家にとどまらざるを得ない保護者等の職員が、本来の職場を離れても引き続き業務に従事することを可能とし、行政機能の維持を図っていくことが重要であると認識しているところでございます。また、今般の感染症対策もさることながら、テレワークは職員一人一人のさまざまなライフステージに合った多様な働き方を実現できる働き方改革の切り札でもあると認識しているところでございます。実際にテレワークを導入することにより、コロナ禍の緊急事態宣言時においても、事業継続性が確保できることや不要不急の打ち合わせが通常どおり可能となること。来客等による中断が入らないことから、業務に集中できたり自立的に業務に取り組むための職員の企画創造性が発揮できることや多様で柔軟な働き方が確保できるなど、一定の制約はございますが、利用の方法によっては先ほど答弁いたしましたテレワーク推進の課題を打ち消してしまうほどのメリットがテレワークの導入にはあると考えています。

つきましては、今般の新型コロナ感染拡大防止の対応が従来の働き方、オフィスのあり方を再検討するきっかけとなったことは異論のないところであり、引き続きメリット・デメリットを見きわめながら、まずはできること、運用が可能となる部署から始め、リモートワークと分散ワークの環境整備に向けて運用範囲を拡大してまいりたいと存じます。

以上、お答えします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　市長、言われましたけれども、職員の働き方改革のためにやることが一番でありますが、人吉市が積極的にテレワークを導入していくことは、人吉市がテレワークしやすい地域ですよと、本市が取り組んでいるコワーキングスペースやサテライトオフィスのＰＲにもつながっていくと私は思っています。ですので、市長も言われましたけれども、できるところからですね、どんどんテレワークを導入していただきたいと思います。

それでは、最後に人材確保と人材育成について質問いたします。この質問の前に行政手続のオンライン化、テレワークの推進について質問をしましたが、これらを行うのは人、職員であります。実は、私はここが一番大事であると思っております。その市職員についてなのですが、若年層の職員、特に20代の職員が少ない状況にあります。調べてみると、令和２年４月１日時点ですが、20代の職員は正職員全体の8.9％しかいません。ですので、私は今回

の一般質問で若手職員が少ないから積極的に採用すべきだというような質問をしようと思っていました。しかし、先日の全員協議会での第４次定員適正化計画の説明や一般質問初日の豊永議員の質問の中で、年齢構成の適正化を図るため民間経験者の募集をやめ、若年層の職員採用を行っていくというような趣旨の答弁があっておりますので、この質問は割愛いたしますが、私はこうなったのも定員適正化の名のもとに採用職員数を抑制してきたことに原因があると思っております。

そこで、長年、市職員として働いてこられた副市長にお尋ねいたしますが、実際若年層の職員が少ないことで、業務等にどのような支障が出ているのか。また、この若年層の職員が少ない現状をどのように思われているのかお尋ねいたします。

○副市長（迫田浩二君）　議員の皆さん、こんにちは。御質問にお答えをいたします。

現在、いわゆる若手職員が少ないことで業務等に支障が出ているのか、また若年層、いわゆる若手職員が少ない現状をどのように捉えているのかという御質問でございますが、現状におきましては、市民サービス等が著しく低下しているということはございませんが、この状況が続いた場合に、10年後20年後の将来を見据えたときに、管理監督職を担う職員が不足するのではないかと懸念をいたしております。行政職員は直接市民の皆様とさまざまな機会で接し、さまざまな要望にお応えし、ときにはお叱りを受けることなども経験しながら、日々の経験業務を積み重ねることで十分な知識等を身に付け、一歩ずつ成長を続けていかなければならないと存じております。これらのことを考えますと、現状の年齢の構成のまま推移していきますと、知識や経験が浅い職員を管理監督職に任用する、あるいはなり手が不足するといった事態が生じる恐れが十分に考えられます。このため、結果的に全体的な市民サービスの低下を招きかねないということを危惧しているところでございます。そのためには、若年層の職員採用をしばらくの間、継続することとし、バランスのとれたいわゆる平準化した年齢構成により組織運営を図る必要があると存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　私も10年後20年後が大変心配でありました。今の状況だと将来的に行政にかかわる知識や技術といったものの円滑な継承が難しくなるのではないかなと思っております。ですので、早く年齢構成の適正化を図っていただくためにも、財政健全化計画中でありますけれども、積極的な職員採用をしていただきますようお願いいたします。

また、若手職員が少ないのは、採用を抑制してきたことだけではなくて、退職する職員もいます。ここ数年は毎年、若手の職員が退職しています。やりたいことがあって、前向きな退職だったらいいのですが、やはりそれだけではないと思います。採用を抑制していたので、自分より下の世代が全然入ってこないと。その上、職員が少ないので業務はふえると。頑張ってもなかなか評価されないと。上司や先輩職員も自分の仕事が忙しいので、なかなかサポ

ートしてもらえないといったような悪循環によるモチベーションの低下によって退職するといったケースもあると思うんですね。ですので、早期辞職を防ぐために若手職員のやる気を維持し、成果を上げさせられることが大事だと思っております。

そこで、人吉市人材育成基本方針の具体的取組項目の中に、新規採用若手職員育成体制の充実（ＯＪＴ）という項目があり、「上司とは別に相談役となる先輩職員が新規若手職員をサポートする制度の充実等の取り組みを行います」とありますが、このＯＪＴ――Ｏｎ　Ｔｈｅ　Ｊｏｂ　Ｔｒａｉｎｉｎｇですね――は行われているのか。

また、若手職員のスキルアップを図るための職場外研修や自己啓発等の支援は、どのように行われているのかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

人吉市人材育成基本方針の具体的取組におきまして、個性が生きる人材発見サポートと位置付けて、新規採用、若手職員育成体制の充実、いわゆるＯＪＴに取り組んでおります。職員が担当する業務ごとに主査もしくは副査の位置付けで新規採用、若手職員と市職員としての一定の経験を有する職員を配置をいたしまして、日頃の業務を通じて職場内の教育を行っているところでございます。

職場内教育のスキルアップといたしまして、熊本県市町村職員研修協議会が行いますコーチング研修など、部下や後輩への指導力向上を目的に、特に初任職員が配属されます部署への受講への呼び掛けを勧めておりまして、組織として職場内教育に取り組んでいるという状況でございます。

また、若手職員に限るものではございませんけれども、市町村職員中央研修所や早稲田大学マニフェスト研究所人材マネジメント部会への公募派遣など、専門知識の習得。職員の能力開発はもとより、研修を通じて多くの自治体職員との交流を行うことも、有意義かつ有効な手段であるというふうに捉えておりまして、そのような機会を逃さぬよう職場環境を整えるとともに、これからも積極的に支援してまいりたいと考えております。

職員の資質向上と本市行政の改善充実に資することを目的に、本市行政に関する事項について自主的に調査研究活動を行う職員グループに対しましては、その活動に必要な補助金を支給する制度が既にございますので、最近ちょっと利用はあっておりませんが、若手職員にこのあたりはしっかり周知をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　研修等はされていますけれども、それでも退職される若い職員がいるんですね。もちろん、退職の理由はさまざまにあると思いますが、今後は採用した優秀な職員は辞めさせないというような気概を持って、今後若手の育成や能力開発を行っていただきたいと思います。

それでは、最後の質問ですが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、今まで以上に地域経済の活性化や住民生活の支援など、複雑高度化する行政課題に的確に対応することが求められてくると思います。しかし、財政健全化や職員の定数削減により、以前と比べて人材育成を行う余裕がなくなってきているというふうに感じていますが、これからの人材育成について、市長はどのように考えているのかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

私は信頼を基に市民と共に歩み、果敢に挑戦し、新たな価値を創造し続ける職員を、本市の目指す職員像として掲げ、平成28年３月に人吉市人材育成基本方針を策定いたしました。これまで、この基本方針に沿って実施してまいりましたさまざまな研修は、職員に習得すべき能力を身に付けてもらうために大切なことではありますが、こちらが準備したプログラムをやり遂げるだけではなく、やはり職員自らが「学ぼう」「改善しよう」「住み良いまちにしよう」という機運から生まれる行動が最も重要と感じております。現に、この厳しい財政状況を乗り切るために、若手職員の中からさまざまな業務改善などのアイデアが出始めております。職員自らが目的を持って行動できる場、新たなことに挑戦できる場を私が幹部職員とともに整えていくことで、職員が働きやすい環境が生まれ、仕事に対するやりがいや生きがいといったものにつながり、そのことによって若手職員のみならず、幹部職員を含めた全職員に刺激を与え、そのような流れが職員全体の人材育成にもつながっていくと考えております。

今、超少子高齢化、人口減少社会という転換期に生きている私たちは、これまではうまくいっていた、できていたといった以前では当たり前のことが、現在では通用しなくなっております。これまでにこだわり、合わせるのではなく、自らのリミッターをはずし、これまでにないことに挑戦し、新たな価値を見つけ出す職員、自らの行動こそが、人材を育成するものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　人材育成は、質の高い市民サービスを提供していくための必要な投資だと思いますので、職員のやる気を出させる、そういった人材育成に取り組んでいただきたいと思います。

今回、人材確保、人材育成について質問をしましたが、新型コロナウイルスの対応でも分かりますように、今まで職員を減らし続けてきたつけというのが出てきているのではないかなと思います。これまで職員数を減らして、行政改革をやっていますというような、そういった見せかけだけではなくて、見せかけではいけないと思っていますので、今のままでは人は減っていく、財政健全化で給料も減っていると、でも業務はふえていると。これはもうブラック企業と言われてもしょうがないかなと思っております。ですので、まずは職員を減ら

す前に、業務そのものを変革していくと。例えば今回質問をした行政手続のオンライン化やテレワークなどの働き方改革などを行いながら、働きやすい環境づくりというものにも、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで、暫時休憩をいたします。

午後１時58分　休憩

午後２時13分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）（登壇）　皆さん、こんにちは。１番議員、松村太です。

今６月議会開催に当たり、市が新型コロナ対応に邁進する中にあっても、従来ある市政をよりよく前進するため、一般質問の機会を得られることの職責を１時間という時間の中で、しっかりと全うしていきたいと思います。どうぞ、お付き合いのほどよろしくお願いいたします。

今回の質問項目は、１つ目は学校休業中の現状とこれから、２つ目はコロナ禍中の高齢者世帯について、３つ目はコロナ渦中の障がい者の方について、４つ目はこれからの医療介護連携について、５つ目は人吉市の総括は、です。

これまで多くの議員が陸の孤島作戦、感染拡大防止への多大なる御協力に謝意を述べられております。身近なところで特別定額給付金についても、当初予定を大きく短縮され、市民の皆様へ安心の一助を届けられた担当課や係を超えた多くの職員の皆様の労をねぎらいたいと思います。縦割りだと揶揄されることも多々ありますが、ここぞのときに市民に寄り添う迅速なサービスが提供できたのは、コロナ禍にあって大きな功績だと思います。また、医療関係、介護事業関連の皆様、そこに勤務される方を支えられた保育事業の皆様、そしてその御家族にも改めて感謝申し上げます。４月に私の父を病院に連れてまいりました折、妻が同行しましたが、病院の入り口の検温で暑い日でもあり37度あり、連れ添いの交代を余儀なくされ、私が再度伺いました。そのとき、「何度も御足労をおかけしてすみません」と病院のスタッフの方が言われました。来院する側の私は当然の対応と思っておりましたが、医療関係の皆様は日々こうした部分でも平常時とは違うお気遣いをされているのだと知り、感染拡大防止の先頭に立つ皆様の御苦労は並々ならぬものだと改めて感じ、感謝いたします。

そうした大人の努力の中で、あの日、突然全国一斉学校休業となり、残りわずかの学校生活をなしにされた卒業生やわくわくの新一年生を初めとする児童・生徒の皆さんもまた、よくこの長い期間、外出自粛など、家庭内で御家族一体となり辛抱を続けられました。お疲れ

さまでした。

そして、いよいよ今般、学校再開となりました。しかし、これはこれで予期せぬ長期の家庭生活からの大きな変化と、再開とはいうものの、これまでやってきた学校生活とは違った新しい学校生活様式に戸惑う児童・生徒も多いことと思います。そんな中、今月２日の熊日新聞に県教育委員会が夏休み期間中の支援員配置に係る経費を助成するとの記事が掲載されておりました。できますことなら、今年度期間いっぱいでないのが残念ですが、こうした県の方針を酌んだ取り組みなどを当市も考えておられるかお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

御質問いただきました補助金事業につきましては、令和２年５月25日に県教育委員会から通知がなされております。本事業における学習支援員とは、新型コロナウイルス感染症対策として児童・生徒の学びの保証のために、夏季休業を含む７月下旬から８月に実施する授業や補習において配置する支援員を指し、その経費の助成が行われるものでございます。

今回、本市は本事業における学習支援員の追加配置の希望は行っていないところでございます。本市は１学期を延長し、２学期開始の前倒しを予定しておりますので、例年と比較すると短い夏休みとなりますが、児童・生徒には心身のリフレッシュだけでなく、学校では学ぶことができない体験的な学びにも取り組んでもらいたいと考えております。

また、教職員にも自己研修の時間の確保やリフレッシュする期間も必要であると考えますので、夏休み期間中の授業や補習の実施につきましては、現在考えておりません。ただ、児童・生徒の学びの保証や学力の保証については当然のことであり、各学校と連携して行事の精選や家庭との連携、教育課程の工夫等を通して、丁寧に今後も取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　なかなか、現場と上位官庁との施策がかみ合わないのは残念ですが、より施策の有効性を上げるために、子供たちの休業期間中の生活の実態、例えば食事の様子ですとか、生活の環境の状況、学習の様子など実際何かしら把握して、これからの施策に反映させることはできないか、お尋ねします。

○教育長（末次美代君）　お答えいたします。

今後再び学校が臨時休業となる可能性もあることから、特に休業期間中の児童・生徒の食事や住居に係る実態を把握することにつきましては必要であると考えております。一方で、児童の食事や住居に関する調査につきましては、個人情報と深くかかわってくるところであり、一斉に調査を掛けるということは慎重に行うべきものと考えます。

休業期間中、学校では生活・学習に係るスケジュール等を活用して、家庭での生活や学習の進捗状況を把握し、児童・生徒のサポートを行ってまいりました。個人情報にかかわる内

容につきましては、各学校において面談や教育相談等を実施し、状況の把握を行ってまいります。対応が必要な児童・生徒につきましては、教育委員会及び関係機関と情報を共有し、取り組みを進めていくこととしております。これまで以上に学校や関係機関との連携を図り、児童・生徒の実態をしっかり把握して、一人の子供たちも「学校は楽しい」と、一人もというよりも誰もが「学校は楽しい」といえるような環境づくりを努めてまいりたいと思います。そのためにも、実態把握の努めは十分にやっていきたいと思っております。

以上、お答えします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　学校教育という、そのものとは相いれない部分への調査など、難しい部分もあることだと思います。また、御家庭でもあらゆる善後策を常にお考えいただいてきたものだと思います。今後、そこに何かしらの手助けがあれば、より子供に負担の少ない御家庭にとっても家庭生活が過ごしやすい対応を考えるヒントが眠っている気がします。休止されている子ども食堂の発展的な活動へとつながる可能性もあるのではないかと思っています。

では、次の質問へ移ります。中体連の中止が発表されて、部活を頑張ってきた生徒にとってはとても悔しく、残念な気持ちでいることと思います。新型コロナ感染防止のためということは承知しているとは思いますが、よりその気持ちに寄り添うことを学校にも保護者にもお願いしたいところです。これまで、じっと辛抱してきた気持ちを学校の中でぜひ酌んでいただき、例年行っている学校行事の開催について、今度は大人が汗をかく番ではないでしょうか。現時点でのお考えはどうでしょうか。お尋ねします。

○教育長（末次美代君）　質問にお答えいたします。

今、議員がお話になったことは、本当に気持ちはよく分かります。中学校現場に長く勤めておりましたので、この中体連の事業の重さ、そしてこの役割の大きさは、十分承知しているところです。そういう中で中止が決まり、これから先、子供たちのモチベーションをどう高めていくか、これは大人の役目だと思っております。臨時休業があったことで、全ての行事を例年どおりに実施することは難しいと思います。今後、授業時数の確保のために行事の精選が必要になってくると思われます。しかし学校行事は、今お話があったとおり、子供たちの生活に潤いや変化を与えるだけでなく、人格の形成にも大きな影響を与えるものであると考えます。学校行事の持つ役割というのは、本人だけでなく周りの者も、さらに教職員も高めるという大きなものがあります。これからも感染防止を最優先事項としつつ、感染防止措置を講じることにより、実施可能と判断する行事につきましては、実施方法であったり工夫を重ねながら実施を検討することになろうかと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　感染拡大防止策をしっかり確保した上で、開催するとすればこういう形でならできるかも、というような方針をできるだけ早くお知らせいただければ、子供たちの学校生活への期待も大きくなり、より充実したものになると考えます。どうぞ、御検討のほどよろしくお願いいたします。

今般の出来事とその後は、これまで誰も経験のないことばかりです。これまでにない児童・生徒の問題がしばらくすると見えてくるのではないかと心配しております。そのとき、長期休業期間を取り戻す先頭に立つ担任の先生のマンパワーに頼りすぎないことが、きちんと計画的にこれからの学校再開後の道のりを歩む第一歩だと考えます。教育委員会として、この休業明けの対応をどうお考えなのか、お尋ねします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

学校が再開して２週間目を迎えております。本当に子供たちの生き生きとした姿、それから元気のいい声が聞こえてきております。学校の果たす役割というのは、本当に大きいなと実感しているところでございます。

御質問にあるとおり、休業期間が約３カ月と長期にわたったため、学校生活に不安を感じる児童・生徒がいることは考えられるところでございます。逆に、ちょっと学校を不登校気味だなというような子供が、逆に学校に行こうという子供がいることも確かでございます。それらの児童・生徒が登校渋りにつながる可能性があると今後考えられる場合におきましても、大変危惧するところでありますが、しっかりと対応してまいりたいと思います。

各小中学校に対しましては、児童・生徒の心の変化を見逃すことのないよう、健康観察を徹底するとともに、やはり教職員がチームとして対応していただくようお願いしております。子供たちもいろんな先生とかかわることで、いろんな顔が見えてくるだろうし、変化にも先生方が気付く場面も多いと思います。

教育委員会といたしましても、学校だけでは対応が難しい児童・生徒に対しては、臨時休業中も子ども・子育て相談員を派遣して、家庭と学校をつなぐ取り組みを進めてまいりました。また、学校、福祉課さらには外部専門機関等を含めたケース検討会議等も実施いたしました。支援が必要な児童及び家庭に対し、支援を続けているところでございます。児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、引き続き学校、家庭、関係機関と連携し、環境を整えてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　今、御答弁いただきましたとおり、幾つかのそれぞれのチームが適切に対応されるとのこと。当事者に寄り添う迅速な対応をされ、学校にさらに笑顔があふれることを願って１項目の質問を終わらせていただきます。

続きまして２項目め、コロナ渦中の高齢者世帯について。新型コロナ感染拡大防止のため、

介護サービスのみならず、御近所でもお付き合いを自粛される社会活動の低下は、高齢者のみの世帯、高齢者単身の世帯の方には大きな影響があったのではないかと思っています。お困りごとや体調の変化など、現状で把握できていますでしょうか、お尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

議員お尋ねの現在の高齢者世帯、単独世帯の現状の把握ということでございます。新型コロナウイルス感染を不安に思われ、近所づき合い、また訪問介護やデイサービスなど介護サービスの利用を自ら中止または減らした高齢者の方々がおられることは聞き及んでいるところではございますが、そのような世帯の状況や困りごと等につきましては、今後居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターのケアマネジャーを通じ、状況把握を予定しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　ぜひ、丁寧な現状把握を努めていただきまして、今後の施策に反映させていただきたいと思います。

それでは、逆に、その事業者である訪問介護、デイサービス事業者は新型コロナ感染拡大防止策の中で、どのような状況であったのか把握されていますでしょうか、お尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

訪問介護や通所介護、いわゆるデイサービスなどの介護サービス事業所等につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針におきましても、利用者の方々やその家族の生活を継続する観点から十分な感染防止対策の上、利用者に対し継続的にサービスを提供することが重要とされ、サービス継続について事業所へも通知を行ったところでございます。

この中で、各事業所が取り組んだ内容や困りごと等の状況把握につきましても、今後、各事業者へのアンケート調査や運営推進会議などを活用いたしまして状況把握を行うこととしております。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　それぞれの現状をしっかり把握していただきまして、引き続き施策の発展的な改善を望んでおります。その理由としまして、今回の新型コロナの影響は介護で必要とされるマンパワーまでも阻害する大きな障壁となりました。こうしたこれまでにない事態も想定していかなくては、これからはいけません。そのような中、第６次総合計画の中の成果指標の中で、介護保険認定率が平成30年度末の現在値で17.6％から令和５年度の目標値として20％となっています。高齢化率もアップしていく中、認定率もアップしている理由は何でしょうか、お尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

第６次人吉市総合計画における介護保険認定率でございますが、目標値につきましては第７期介護保険事業計画の人口推計及び認定者数を推計により算出しております。人口推計によりますと、高齢者数は減少するものの、認定者数は全体的に年々増加し、認定率が現状より上向くことが予測されます。

そこで、この数値以下に抑えることを目標として定めたものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　推計に基づくもので、実際はそこを下回ることを目標にされるとのこと。ぜひ、目標を大きく下回るように施策をこれからしていただきますようお願いします。

高齢化率、認定率もアップしていく現状で、その介護事業に携われている事業者は、現在どれくらいいらっしゃるのでしょうか、お尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

ちょっと古うございますけれども、平成29年６月に都道府県介護サービス情報公表システムに基づいて集計された資料によりますと、市内の介護サービス事業所49カ所における従事介護職員数688人という数字が出ております。このほか、市内には地域密着型介護サービス事業者が現在27カ所ございますけれども、その介護従事者の数は現在は把握していないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　介護人材の適切な確保が、介護保険等によるサービスの適切な利用につながると思っております。人材確保ができなければ、本来受けることができるはずの介護サービスが受けられないという状況も想定できますので、ぜひ、何らかのきちっとした方策を打っていただきますようにお願いいたします。

また、第６次総合計画において、これから2025年に団塊の世代が75歳になられるのが、高齢者人口のピークとなると予想されております。その予測に対して、現状と比較して従事者の人数など不足を来すことはないのか、今後増加に対してどのように対応されるのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

本市では、要介護３以上の方が入所できる介護老人福祉施設――いわゆる特別養護老人ホームのことでございますけれども、介護老人福祉施設等において待機者がいる状況でありますが、第７期介護保険計画・高齢者福祉計画におきましては、施設整備率が高い状況にあることから、新たな施設整備は行わないこととしております。

しかしながら、介護サービスの早急な対応が必要な方への基盤整備として、介護療養型医

療施設の転換等について、適切な支援を行うこととしております。また、在宅サービスの充実も図ることとしております。施設サービスや在宅サービスの提供には、介護人材は必要不可欠であり、介護の担い手確保は大きな課題でございます。今回、新型コロナウイルス感染症対策におきまして、介護の第一線で活動された方々の御苦労は大きく、今後、介護の担い手不足に拍車をかけるのではないかと危惧をしているところでございます。

今後、国や県などにおいて、介護現場におけるさまざまな課題等の整理がなされ、市町村に対し情報提供があるものと考えております。提供された情報などを基に、現在策定中である第８期介護保険計画・高齢者福祉計画におきましても、十分検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　これからさらに、第８期の介護保険計画・高齢者福祉計画を立案されるとのこと、しっかりと安心してゆっくりとした生活ができるように御検討をお願いいたします。

想定外の危機や従事者の不足対応など、行政の役割はより大きくなっていきます。また、同時進行として65歳以上の世代の皆様に、より健康で自活した生活を地元で、我が家で長く過ごしていただくことが御本人も望まれる生活であり、本市の抱える財政健全化へ向けた保険負担軽減につながると考えます。さらに言えば健康な方の割合がこれからふえていけば、市民の皆様の保険料負担も減る可能性をつくり出すことができると考えます。

そこで、介護認定率の増加を防ぐためのフレイル対応の現状と、今後の対応についてお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

フレイルとは、加齢に伴いまして身体機能等が衰え、活動が低下した状態でございまして、健常な状態から要介護へ移行する中間の段階を指します。これは、年齢を重ねるごとによって、誰にでも起こり得ることでございまして、フレイルの段階ごとに適切に支援をすることで、要介護状態に陥ることなく、健常な状態に戻ることができるとされております。本市のフレイル予防対策としましては、公民館等を拠点としたデイサロンや老人福祉センターでの湯るりんサロン、また住民主体のころばん体操など、通いの場を中心とした事業をさまざまに実施しているところでございます。

今回、新型コロナウイルス感染防止のため、これらの中止・延期が余儀なくされましたが、市といたしましては、全世帯にフレイル予防のパンフレットを配布し、自宅で運動を継続していただくよう呼びかけをいたしました。また、各サロン参加者等には包括支援センターと連携し、訪問や電話等による体調の確認、運動継続支援などを行いました。しかしながら、今回新型コロナウイルス感染防止のため、多くの人が集まる場への自粛要請がありましたこ

とから、集団でのフレイル対策の課題が明確となったところでございます。

今後の対応についてでございますが、令和元年度に策定いたしました第３次人吉市地域福祉計画・地域福祉活動計画では、基本目標１におきまして地域福祉の基盤づくりを掲げております。また、策定に関するアンケート調査によりますと、地域住民が協力して取り組んでいくこととして、「健康づくり支援」を選んだ方の割合が前回よりも増加しておりました。これらのことを踏まえまして、今後のフレイル対応につきましては、各事業を精査し、市民との連携・協働の仕組みづくりを実施してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　加齢により誰にでも起こり得ること。何らかの変化が起こることは誰にでも起こることだと思います。私も50歳だと思っていましたら、ことしは52歳になります。朝早起きが苦にならなくなった代わりに、散歩でふくらはぎが張った感じのままが今も続いています。適度な睡眠と運動で、とても健康だと自分では思っていますが、これからは分かりません。分からないので、健康を維持するための努力はふやしすぎないようにやっていこうと思います。子供たちの世話にならなくてもいいように、いつまでも健康でいなくてはいけません。必要になれば介護を受けて、より快適に健康的に過ごせる環境も整備しつつ、きままに自由にのびのびと生活するための健康維持はまだまだということではなく、きょうからすぐにでも始めると自分が得するものだと信じて取り組んでいきたいと思います。また、誰かとつながる、何かでつながることが日々の生活には必要だと思いますので、これから多くの出会いがあることを楽しみにしながら、この質問を終わりたいと思います。

続きまして、また同じく今回のコロナ禍において、障がいをお持ちの方の生活にも大きな影響が及んでいるものと考えます。社会参加の窓口でありますＡ型作業所、Ｂ型作業所等における障がい者就労施設について、現在の状況を把握されていますでしょうか。お尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

新型コロナウイルス感染防止のため、４月13日以降、自主的に休業していた事業所がございましたが、現在は全ての事業所が開所している状況でございます。障がい者支援施設につきましては、感染拡大防止策を講じた上で継続して開所するよう、国から要請が出ておりまして、３密を避ける目的で午前・午後で時間帯を分ける「分散通所」を行う事業所もございました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染を危惧し、通所ができない障がい者の方もおられたことから、事業所の支援員等が御自宅を訪問し、就労支援を行った事例もございます。また、利用者の中には、身体障がいがあって手を洗うことが難しかったり、知的障がいがあってマスクをなぜつけなければいけないのか分からず、拒んだりする事例もあったようでござ

います。そのほか、就労施設で製作・製造した物品につきましては、そこで働く利用者の工賃などに充てられておりますが、対面販売の禁止やイベントの中止等により売り上げが激減し、工賃の支払いにも影響するとうかがっておりますし、社会参加で得られる生きがいの創造にも影響するものと危惧するところでございます。

そのほか、さまざまな問題点や課題があったものと考えられますので、今後も継続してその把握に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　今回の外出自粛につきまして、その障がい者御自身の生活がどのような状況であったか、把握されていますでしょうか。お尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

在宅の障がい者の方が、新型コロナウイルスに感染を危惧され、家族以外の方の訪問を拒否される事例がございまして、障害福祉サービスの居宅介護ヘルパーの利用を１週間中止した事例がございました。利用を中止したことで、その方が体調不調になり生活環境等の乱れが生じましたので、居宅介護の利用再開に結びつける対応を行ったところでございます。

また、自宅への訪問を拒否される方につきましては、定期的に相談員の方々が電話での状況確認を行われたようでございます。在宅でお世話される家族の方が万が一感染した場合の対応など、今後検討すべき課題も見えてまいりましたので、御本人、御家族、相談員等から御意見を聴取してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　障がい者の方も、このコロナ禍の中で非常に選択を迫られ、厳しい生活環境の中にいらっしゃったと思います。また、その御家族も大変、介助等で御苦労されていたと思いますので、丁寧な聞き取りの上で今後の施策に反映させていただければと思います。また、今部長の御説明の中にありました、こういった就労施設の協力として、そこで生産された商品などを優先的に購入する法令でも求められている制度がございます。人吉市の現状はどうなっていますでしょうか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

本市では、ここ数年、今議員から御紹介がありました障害者優先調達推進法に基づき、就労継続支援事業所から生産された花の苗の購入、名刺等の作成を依頼するなど、事業所及び利用者の収入につながる取り組みを行っているところでございます。しかしながら、依頼の頻度は少ない状況でございまして、議員から御質問の新型コロナウイルス感染対策として、障害者就労支援施設の物品購入につきましては、就労継続支援事業者がつくる弁当等の購入を職員有志で行った実績はございますけれども、市全体では行っていないところでございま

す。今後も障害者就労支援施設の物品購入等をさらに推進するため、広く周知を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　まずは全庁的に周知を行っていただきまして、また各作業所のどういった製品があるのかもしっかり把握していただきまして、相互通行の経済活動再開に向けた協力ができますようにお願いを申し上げたいと思います。こういった圏域内の就労施設での活動状況を把握され、可能な限り支援できますように改めてお願いしますとともに、実際の備品の購入と支援が同時にできるという、両者にとって非常にメリットのあることだとも思いますので、よろしくお願い申し上げます。

そして、こういった連携が図られていくと考えて、第６次総合計画の中の障がい者、障がい児の福祉の充実という項目の中の成果指標で、地域生活支援拠点等の整備というものがございます。その計画について、その内容をお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

「地域生活支援拠点等」とは、障がいのある人の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制のことでございます。

拠点等の整備につきましては、令和２年度、本年度末までに人吉球磨圏域を２つに分けて地域生活支援ネットワークを構築し、現存する障害福祉サービス事業所等の資源を活用しながら、地域生活支援体制を整備するものでございます。一例を申し上げますと、親亡き後等を見据えまして、サービスをスムーズに提供できるようあらかじめグループホーム等の体験利用を行うことや、お世話をされる方が入院された場合に、早急に短期入所を利用できる体制を整えることなど、利便性の向上を図ることを目的としております。

このように、対象者の年齢、性別、生活環境、障がい種別等に応じ、地域全体で支えるサービス提供体制の整備を行うものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　地元の地域で、障がい者の方がスムーズに生活を続けるための家庭のフォロー体制のような、そういったネットワークだというふうに理解しております。できれば、さらに一歩進めていただきまして、就労支援の部分も強化して障がい者の方自身が自立自活への発展的なネットワークを、地元の商・工・農業者との連携まで深めていただき、支援につなげていただければと願っております。ぜひ、御検討のほどよろしくお願い申し上げます。

では４つ目の項目、これからの医療介護連携について、お尋ねいたします。今回のコロナ

禍において、目に見えないものと対峙することの難しさがよく分かりました。現在でも、まだ新型コロナウイルスの全容は解明できていません。今回だけが特別だとも思えなくなりました。次はいつで、何と向き合うことになるのか分かりませんが、集団生活をされ、かつ介護や介助が日常生活に必要とされる方々への医療行為を、完全防護で対応しなくてはいけない状況が継続するということを、新しく想定しておく必要があるのではないかと思います。私の素人考えではなく、医療・介護現場の方々は新しい対策の必要性を感じておられるのではないかと思いますが、これからの対応はどうなりますでしょうか、お尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合につきましては、熊本県が設置しております専用相談窓口で相談を受け付け、疑似症状の有無を確認し、検査が必要と判断される方につきましては、帰国者・接触者外来を受診することになっております。そこで検査結果が陽性判定の場合には、感染者指定医療機関で入院治療を行うこととされており、医療機関との連携につきましても、県が行うこととなっております。

議員から御質問の社会福祉施設等において発生した場合につきましては、厚生労働省から示されておりますマニュアル等に沿いまして、県が対応することになっておりまして、市で何らかの対応が必要となる場合には、県の指示に従うこととなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　これから新たな状況での医療・介護にしっかりと対策を立てていただいて対応をお願いしたいと思います。

対応策も喫緊の課題となりますが、先ほど私の例を挙げましたように、新型コロナ感染症感染拡大防止に沿って休むことなく、市民の御不安に対応された医療関係者の方々や、御不安を抱えられたまま日常生活をサポートされ続けた介護事業関係者の皆さん、その従事者の皆さんを支えられた保育事業の皆さんが、人吉市の市民の皆さんの心のよりどころとして仕事を続けていただいたことに、心から感謝します。自らの感染リスクを負いながらも職責を全うされた方々に謝意を示すとともに、コロナ禍期間中の御苦労に人吉市として報いることはできないか、お尋ねします。

○総務部長（小澤洋之君）　御質問にお答えいたします。

まずもって、松村議員におかれましては、先ほど新型コロナウイルス感染症対策に係る給付金の支給事務に関しまして、事務に携わった職員に対しねぎらいの言葉をいただきまして、まことにありがとうございます。

国の令和２年度第二次補正予算案は、去る５月27日閣議決定されておりまして、新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため、都道府県が地域の実情に応じて医療提供体制の整備に使える緊急包括支援交付金が大幅に拡充される内容となっております。その中には新型コ

ロナウイルス感染者への対応に当たる医療・介護従事者だけではなく、一般の病院、診療所、介護等の医療従事者等にも５万円の慰労金の給付が盛り込まれているというところでございます。

お尋ねの件につきましては、社会機能を維持するために多くのリスクを背負いながらも働いておられる医療・介護従事者を初め、保育施設等の従事者の皆様へ私からも敬意と感謝を申し上げたいと存じますし、またその必要性についても認識しているところではございますが、今申し上げましたように国から医療従事者等に対する給付というのが見込まれておりまして、喫緊の課題が多い状況の中で保育施設の従事者等に対する給付を含め、市独自の取り組みとしてどこに力を注いでいくかということについては、ちょっと慎重に判断をする必要があると存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　しっかりと優先順位を見定めていただきまして、今後、対応方お願いできればと思っておりますので、御検討のほどよろしくお願い申し上げます。

そして、最後の項目になります。現在もまだコロナ対策継続中であり、またいつ終わるやもしれませんが、この歴史的感染症と対峙した人吉市と市民の皆さんに起きた出来事を、しっかりと後世に残す必要があると思います。行政としてできたこと、できなかったこと、そういったことは後日庁内でまとめられると思いますが、それに加え市民の皆様の日常での生活対応や生活の状況など、つぶさに後世に残すことが、今回感染者を出すことなく頑張った私たちの歴史の検証にもなり、また記念碑にもなるのではないかと思います。そうした総括について、どのようなお考えがあるのかお尋ねします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして市民の日常生活が一変し、日本国内のあらゆる場所で困りごとやトラブルというのが発生していることが、日々報道されている状況にございます。新型コロナウイルスの見えない不安から不安が広がり、その不安は人から人に伝染し、新たな困りごとを生み出している状況でございます。

議員御指摘のように、新型コロナウイルスによる市民生活での困りごと、また併せて地域住民の自助・互助・共助の実例等のよかった出来事につきましても、記録にとどめていくということは、今後先を見込んだ対策を講じるために、また住民みずからが教訓として振り返り、日常の生活に生かすために有益なことではないかと存じております。

市民からの電話や聴取による対応記録や新聞記事等は、こういったことにつきまして次期の対策に生かす実例集として残していけるような、そういったものを残していければということで、しっかり検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　新型コロナ感染対策に市民の皆様がどう対応されてきたのか丁寧に読み解き、次にぜひ備えていただきたいと思います。

新しい生活様式についての質問も、今回ほかの議員からございました。これからは、新型コロナウイルスとの共存を受け入れる社会づくりが必要だと、市長も所信表明の中で言われています。新しい常識がこれからも市民の皆様の日常に出てくると思います。「これまでは大丈夫だった」が通じないということを、今回皆様が理解され、その対策を実行され、幸いにして人吉球磨では感染者は出ませんでした。行政からたくさんの情報とお願いが出し続けられましたが、結局は市民の皆様が御理解され実行されることでしか、結果は実を結びません。御自分の健康と家族の健康と安全を守ることが、地域を守り、町を元気にすることになりました。どうか、これからも市民の皆様が健康に最大限に注意され、安心して過ごしていただきますように、行政と一緒になって人吉を守ってまいりたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後３時03分　休憩

午後３時14分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　皆さん、こんにちは。８番議員の高瀬堅一です。

一般質問も私でいよいよ最後となりました。大変お疲れと思いますが、よろしくお願いいたします。今回は時間の制限もございますので、執行部におかれましては的確かつ要領よく、さらに分かりやすい答弁をお願いいたします。

今回、質問いたします項目は新型コロナウイルスについてと、人吉しごとサポートセンターについての２項目としております。質問要旨はお手元の通告書のとおりですが、新型コロナウイルス関連につきましては、既に６名の同僚議員が質問されておりますので、できるだけ重複を避け割愛また角度を変えて行いますので、お願いいたします。また時間配分上、議長の許可をいただきましたので、新型コロナウイルスについては要旨の１点目、対策の経緯についてを質問し、しごとサポートセンターに移行し、時間の都合により再度新型コロナウイルスに戻り質問を行っていきたいと思います。

それでは、新型コロナウイルスの対策の経緯についてですが、前回３月議会において市長は２月27日の一般質問通告の翌日に、一般質問の取り扱いについて議長に申し出をされました。その結果、議会３役の決定によりメール配信にて対応基準が配信され、それに従った次

第であります。３月の一般質問冒頭、私は市長に「今回の市長の申し出により、３役協議の結果このような措置が講じられたと認識していますが、なぜ、このような申し出をされたのでしょうか」とお尋ねをいたしました。市長は「新型コロナウイルス感染症対策について、その場その場の状況に応じた迅速な対応をするため」という答弁でした。そこで市長にお尋ねですが、その場その場の迅速な対応とはどのようなことで、市長は職員にどのような指示をされたのでしょうか、お尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

３月議会につきましては、コロナ対策の初期対応ともいえる状況下、議会におかれましては、私の申し入れをお酌み取りいただき、一般質問を初め各所に御配慮を賜りましたことに改めて感謝申し上げます。

御承知のとおり２月21日熊本県において、初の新型コロナウイルス感染症の陽性反応者の発生を受けて、翌22日には第１回の人吉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を設置し、警戒を高めたところでございます。この時点では市としての情報収集や情報共有を行うなど注意喚起に努めながらも、地域経済への影響にも配慮するよう指示したところでございます。その後、感染者の県内における増加、本市関係者の感染者との接触情報、２月27日の安倍首相による学校の休校要請などを受け、日々一刻と変わっていく状況等に対処しながら、連携を密に万全を期してコロナ対策に傾注するよう指示を行ったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　それでは、総務部長にお尋ねいたしますけれども、新型コロナウイルス対策のため、議会一般質問の答弁の準備ができないほどの業務とは一体どのようなものだったのでしょうか。具体的に御説明いただければと思います。

○総務部長（小澤洋之君）　御質問にお答えいたします。

市長からの指示を受け、具体的にどのような対応を行ったのかというような御質問でございます。３月議会は２月25日から３月18日までの23日間の会期でございましたが、その期間中合計４回の人吉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、学校や保育園の対応、また市所管施設の対応方針、職員が感染した場合の行動指針などの対応をしておりました。

具体的には２月26日に第２回の人吉市新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、小中学校における新型コロナウイルス感染症に対する対応、市職員が感染した場合の行動指針等について協議をしております。２月28日の第３回の会議では、国からの小中高校に対する休校要請に伴う学校・保育園等の対応等について協議を行っております。この時期には、ホームページやデタポン等で小中学校休校、市施設の休館等について、市民へ必要な情報の周知を行っておりまして、多くの方々に情報を行き渡らせたいという思いから、３月分広報配布に合わせまして「新型コロナウイルスを防ぐには」というチラシを緊急的に全戸配布させて

いただいたところでございます。また、３月９日の第４回会議では各部局の取組状況、３月11日の第５回会議では市内小中学校の臨時休校の日程、学校給食、学童保育等について協議を行っております。

このように、日々刻々と変化する状況に対応しながら、関係する団体等との協議も行い、正確な情報収集と感染防止対策の啓発等に努めてまいったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　ただいま部長の答弁を聞きますと、会議などが非常に多かったというような答弁だったと思います。

ここで、私が言いたいことというのは、このような緊急事態というときに緊急な対応を取るということであるならば、この時期、会議などを開かれていたようですけれども、緊急対策室など設けるべきではなかったかということであります。そして、行政は生き物であるというように、先見の明を持って当たるべきということを申し上げたいわけです。このことについて市長、いかがでしょうか。見解をお尋ねしたいと思います。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

その対策室に関しましては、結果的に後ほどちょっと時期がおくれた形で正式につくりあげたわけですが、まずは初期対応といたしましては対策本部会議を早急に開催をいたしまして、その中で各部、各課担当を割り振ってそれぞれが情報収集、連携して対応に当たったということでございます。

現在は、御指摘のように対策室をしっかりと設けまして、対応をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　なぜ、この点について質問をいたしますかというと、この新型コロナウイルスについて聞くところによると、市民の方が不安と危機感から市役所のほうに電話や訪問、相談をされても職員間の情報の共有がなく、また執行部の方の危機感とさらに今後の予測に備えるという覚悟がなかなか見えないという声でした。それが全員協議会、その当時開かれました執行部の何しろまとまらない、答弁ができなかったことを表しているのではないかなと思っています。そのとき、市長も同席しておられましたので分かると思うんですけれども、私はこの状況で第２波、第３波があるとも予想される中で、きちんと改善してほしいと。そういった願いから申し上げた次第であります。冒頭に申し上げましたとおり、議長の許可をいただいておりますので、この新型コロナウイルスについては後から時間がありましたら、質問を再開することにいたします。

そこで今、新型コロナウイルスによる本市の経済の疲弊は、皆さん御存じのように大変な

ことになっています。そこで経済発展策と大きくかかわる人吉しごとサポートセンターの質問に移ってまいります。人吉しごとサポートセンターについてですが、まず不正問題についてといたしておりますが、Ｈｉｔ－Ｂｉｚ事業のモデルである富士市産業支援センター、いわゆる「フジＢｉｚ」事業がこのたび休止することを発表されました。それは一連のたちの悪い、あってはならない不正が発覚したからのようです。しかし、なかなか理解できない点が多々あります。このことについて、どのような不正で本市がなぜこのことを発表し、また本市にどのような影響があるのかをお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。説明が多岐にわたりますので、少々説明が長くなりますけれども、お許しいただきたいと存じます。

本案件につきましては、所管課商工振興課に対しまして令和２年５月21日に静岡県富士市から富士市産業支援センター、ｆ－Ｂｉｚと申します。ｆ－Ｂｉｚの事業休止に係る文書がメールにて送付されてきたことで知り、翌22日に市長、副市長にも所管課から報告し、その後25日に開催されました全員協議会でも議員各位に説明させていただいたところでございます。その内容でございますが、富士市産業支援センター、ｆ－Ｂｉｚの運営業務を受託する株式会社イドムが国の中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業――専門家派遣事業と申しますが――の派遣申請機関として専門家を派遣してきましたが、不正受給があるとの指摘を受けたというもので、３月27日に国等の調査結果を踏まえ、不正受給に関した専門家及び派遣申請機関に対する措置が国から公表されております。

不正受給とされた内容の詳細でございますが、専門家が中小企業に訪問している時間のみが謝金等の支払い対象であったところ、事務所等で事業計画立案等の支援業務を行った分が含まれていた案件も受給していたというものでございます。その後は、本案件の問題と問題のあった専門家は国に対し受け取った謝金等を全額返還し、派遣申請機関である富士市産業支援センターについても、当該手続において国からの金銭等の受領は一切ないものの、監督不行届として国から専門家派遣申請の停止を受けております。

このような状況を踏まえまして、富士市は３つの理由を挙げ判断をされております。１点目が富士市の事業から派生したもので、対象業務の確認不備と管理責任は受託者である株式会社イドムにあること。２点目が富士市の信用信頼にかかわり、今後の利用者等への影響が懸念されること。３点目が受託者株式会社イドムからの事業撤退の申し出があったこと。これらの理由によりまして、富士市は令和２年６月30日をもって受託者株式会社イドムとの委託契約を合意により解除され、富士市産業支援センターｆ－Ｂｉｚ事業の休止を決定されております。

この件に対する本市の現状認識でございますが、富士市の判断につきましては、説明により理解できるものございまして、また専門家は不正とされた全額を国へ全額返還し、株式会社イドムも自ら契約解除を申し出られており、本案件に関する事態は一定の終息を計られた

状況にあると認識いたしております。

続きまして、株式会社イドムと本市の関係でございますが、運営委託先の人吉商工会議所と株式会社イドムとの間で、人吉しごとサポートセンター運営アドバイス業務契約を平成30年度と令和元年度に契約を締結し、実施いたしております。人吉商工会議所とイドムとの間で取り交わしている契約は当該契約のみでございまして、令和２年度についても前年度の５割程度の業務内容、年２回で７月からの委託を予定しておられましたが、まだ委託契約は締結しておられません。

本市の影響としましては、本案件が人吉しごとサポートセンターの運営に直接的な影響を与えるものでないと認識いたしておりますが、当該業務を通じまして運営上の課題や課題解決の困難な相談案件等について有益な助言等をいただいており、今後どういった形で実施していくかについては、Ｂｉｚを設置している全国の他の自治体の対応も参考にしつつ、人吉商工会議所やＨｉｔ－Ｂｉｚと検討してまいりたいと存じます。

また、問題となった補助金の不正問題は、中小企業庁の専門家派遣事業に関するものであり、本市も商工会議所を窓口として現在も活用しておりますので、今後他山の石として商工会議所及びＨｉｔ－Ｂｉｚにおいても同制度の利用に当たっては具体的対策を講じながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　先ほど、私ｆ－Ｂｉｚのことを「フジＢｉｚ」と申し上げたようで、ｆ－Ｂｉｚの間違いですので訂正をお願いいたします。

ただいま答弁をいただきましたけれども、私なりに調査した結果を短く説明しますけれども、人吉しごとサポートセンター、いわゆるｆ－Ｂｉｚのセンター長であり株式会社イドムの社長の小出宗昭氏がかかわっておられます。過去、現在においても、この小出氏とイドムは本市とのかかわりを深く持っておられ、相当な委託業務契約を行い、多額の公金を受領されております。その小出氏が社長を務めるイドムが派遣した多数の専門家が業務上の悪質な謝金や旅費を不正受給していたものであります。よってｆ－Ｂｉｚの受託者であるイドムは責任を取らざるを得なくなり、この事業を撤退し、６月30日をもって富士市産業支援センターは一時休止することになったということであります。

部長に確認しますけれども、こういった内容で間違いはありませんでしょうか。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

今、長々と大変恐縮ですけれども、御説明しましたとおりの内容でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　今、私が短く説明したことに対して、間違いはないですかということ

を確認したところですけれども、いかがでしょうか。

○経済部長（廣田五浩君）　株式会社イドムは代表取締役、小出宗昭様でございます。小出様が責任を取ってこちらのｆ－Ｂｉｚからの撤退を表明されたというところでございます。

以上でございます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　ちょっと時間の都合もありますので、前に進んでまいりますけれども、さらに５月25日の全員協議会で不正した専門家は２名と報告を受けていたわけなのですけれども、私先ほど報告の資料等と私の調査した資料と見比べていたわけですけれども、私が調査したところによると５名というふうになっているわけです。２名と５名の違いは大きなものがあるんですけれども、どういうことなのかその辺をお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

同社といいますかｆ－Ｂｉｚのほうが専門条件への対応を依頼した社外専門家２人が対象となった、不正にかかわったということでございます。５名のうちの２名でございますので、そういう形で報道関係も出されております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　部長の説明によりますと５名のうち、この私の資料によると５名の専門家登録が取り消されているわけなんですけれども、その３名の方は何も不正をされていないのに取り消されたということでよろしいんでしょうか。

○議長（西　信八郎君）　ここで、暫時休憩いたします。

午後３時33分　休憩

午後３時39分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

○経済部長（廣田五浩君）　お時間を取って、大変申しわけございませんでした。お答えいたします。

私どもの情報では新聞報道で２名でございましたけれども、その後の情報収集が怠っておりまして、小出宗昭氏の表明の中で５名という状況になっておりました。大変、申しわけございませんでした。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　やはり、こういったことには情報収集というのは徹底していただきたいと思っております。こういった情報収集の誤りは、今後の政策や方針に大きく影響してくると思っております。

そして、全員協議会の中で、天草市のＡｍａ－ｂｉＺと情報共有と今後の対応について情報交換を行う旨の説明があっております。その後、どのような対応を取られているのか、そのあたりをお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

九州各地のＢｉｚがございますけれども、Ａｍａ－ｂｉＺとは情報交換があった後に、今後の対応につきましてテレワーク等でも内容を詳細に確認しながら、対応を検討させていただいているという状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　今の部長の答弁からしますと、まだ今のところ情報交換等はされていないというふうに捉えてしまいますけれども、そのようでよろしいでしょうか。Ａｍａ－ｂｉＺとの情報の共有と、そういったことはまだ行われていないということで、よろしいでしょうか。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

休止の後にその後の対応をＡｍａ－ｂｉＺとも連携して内容は情報共有しているというところでございます。ただ、今後の運営につきましては、それぞれのＢｉｚによって対応を図っていかなければいけないという状況にございますので、それぞれで情報を共有しながら、今後の取り扱い、Ｂｉｚの運営につきましては検討をしていくということで、対応を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　時間がどんどんなくなっていきますので先に進みますけれども、市長ですね、いろいろな情報の混乱もありますけれども、本市も当初から深いかかわりがある小出宗昭氏が社長を務める株式会社イドムについて、今どのような感想をお持ちかお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

廣田経済部長の答弁にもありましたように、富士市の判断は十分に理解できるものと認識をしております。

しかしながら、本市を含め自治体が主導する形で設立されたｆ－Ｂｉｚをモデルとした支援センターが今や20以上もある中、そのモデルとなったセンターが休止という事態になったニュースを聞いた際は驚きとともに、今後の人吉しごとサポートセンター事業への影響等についても危惧いたしました。人吉しごとサポートセンターはｆ－Ｂｉｚをモデルとして立ち上げたセンターではありますが、運営や相談内容に関するアドバイス業務契約という形で過年度に契約関係はあったものの、直接的な影響が本市に及ぶものではございません。

また、本市が人吉商工会議所と連携しながら、主体的に行っている事業でありますので、今後も運営を委託しております人吉商工会議所とともに前に進んでいくしかないというのが現在の私の思いでございます。

なお、今回の件は補助金の不正問題を発端として起きたものであり、富士市産業支援センターがこれまで培ってこられた実績や取り組み自体を否定されたものではないというのは、本市のみならず、全国のＢｉｚの設置自治体も十分に理解しておりますので、引き続き粛々と当該事業に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　私はこのサポート事業の疑念と不可解な点を、これまで幾度となく一般質問や全員協議会の中で問題提起をしてまいりました。長い間の研修を行わせながら突然解雇された佐藤センター長の問題、選考委員会の名のもとにｆ－Ｂｉｚの小出センター長、またＯｋａ－Ｂｉｚの秋元センター長が佐藤氏の実質選定者であったこと。佐藤前センター長の解雇の理由の不透明さと小出氏の対応、スキルが低いといいながら、本当は確執による解雇の疑い。さらに、この両者が経営するイドムとやろまいが市や商工会議所と多面にわたり、かつて随意契約を結んで利益を上げ、これからも契約関係が続くかもしれませんけれども、申し上げたいのが、いまだにいわゆる上納金的なものが続いているといっても過言ではありません。さらに、佐藤氏の後任として松山氏の何の選考会議もなくｆ－Ｂｉｚセンター長の小出氏の独断による選定があったとの疑惑もあり、不可解な点が存在しております。さらに精査して事実を明らかにしたいと思っております。

それでは次に、本事業の経緯と現況についてです。まず、このＨｉｔ－Ｂｉｚの相談者はこれまで何名でリピーターがあると思いますので、そのリピーター数そして延べ人数。さらにその相談により売り上げの向上や営業成績の好転、改善の統計の報告をお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

人吉しごとサポートセンターの現状についてでございますが、2019年度の実績数で説明させていただきます。相談件数は延べ747件で月平均62件程度となっており、実績としましては、創業までに至った支援件数が９件、新聞テレビ等メディア等掲載に至った件数が12件、ウエブまで含めますと61件でございます。その他、資金調達が９件、マッチング件数がダブルカウントとなりますが28件の56事業所、会議所連携した補助金申請支援が９件、そしてインターネットを活用した情報発信に関する支援件数が85件となっております。特に情報発信に関する支援ニーズが高く、大変御好評をいただいているところでございます。これら実績につきましては、事業者の了解を得たものしかホームページ等を通じて公表いたしておりませんが、具体的支援実績も出てきており、本市としましても今後の成果に期待しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　実績のほうも出てきているということでありますけれども、なかなかその実績が私たちには見えてこないと思っております。このＨｉｔ－Ｂｉｚは相談者の数など、こういった方々の発信、順風満帆の様子を報じられておりますけれども、しかしいつも思っておりますけれども、本市はもとより、どこのサポートセンターを調査してみても相談数そしてリピーター数の発表は誇張されております。また、誇らしげに言われております。最初のモデルになったｆ－Ｂｉｚにおいても同様のようです。私に言わせればリピーターが何回あったと声を大にして言われても、裏を返せばそれだけ意思疎通や指導力の欠如が原因とも受け取られます。先ほど質問いたしましたけれども、相談者の営業成績の好転、営業成績の向上などについては、発表や統計を見たことがありません。ここが一番肝腎な大きな点ではないかなというふうにも思っております。

それでは、次に市民感情についてですが、時間の都合もありますので問題点についても併せて質問を行うことといたします。このたび、私はこの項目の一般質問を行うに当たり、井上、大塚両議員が市民アンケートの調査をされていることを知りました。そこで、この一般質問に活用させていただくべくお願いをしまして、了承をいただいたものです。

私はかねてより本事業に毎年、約2,500万円以上の税金を投入し、このＨｉｔ－Ｂｉｚを運営されているが、本当に必要だろうかと疑問を感じておりました。市民の方からも批判的な声を多く聞くようになりました。この中でアンケートも市民の声の一端として活用するに値すると思った次第であります。このアンケートの説明を詳細に説明いたしますと相当な時間を要しますので、ある程度まとめさせていただきました。要するに、旧国民宿舎跡に設置されているしごとサポートセンターを知っている方は76％であるけれども、利用した人は７名で、実に84％の人が利用していないとなっております。また、「しごとサポートセンターが行っている事業内容を御存じですか」については93名の回答者の中で56名の60％の方が「知らない」と答えております。これまで質問から言えることは、ごく一部の市民しか利用しておらず、約2,500万円以上の相当な経費までかけて設置する必要性を市民は認めていないということが調査結果でうかがい知ることができます。さらに、「この業務は商工会議所で十分」と答える人もあり、多くの方が経費の面や費用対効果を心配しておられることが分かります。このアンケートの結果を市長はどのように受け止められるでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（西　信八郎君）　ここで、会議時間を延長いたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

アンケートの内容の詳細については、私も詳しくは存じ上げておりませんが、今高瀬議員のお話の中にありますと、知名度が低い、利用者が少ないのではないかと。それに対して、

経費の面で心配しているという声があるという御意見をいただいたものというふうに捉えて、御答弁をさせていただきたいと思いますが、報酬の設定につきましては１年契約という厳しい条件で本市のために尽力してくださる優れた人材を獲得するための手段として、必要な費用であるということ。そして、地域から厳しい目線にさらされながら、結果を出していかなければならない状況に置かれるわけでございますので、忍耐力と精神力の必要な決して楽な業務ではないとのことで、これまでも説明させていただいたところでございます。

財政支出の面におきましては、地方創生推進交付金を活用しながら、地方創生事業の一環として本市の総合計画にも位置付け、実施しているものでございます。報酬に対する市民感情として厳しい意見も含め、さまざまな御意見があるかと存じますが、本市の産業支援における課題と地域経済活性化において必要な事業として実施しており、本市といたしましても地域の産業支援において必要な事業との認識により実施しているところでございます。

最初に申し上げましたように、人吉しごとサポートセンターの取り組みの周知不足に対する御指摘につきましては、より多くの事業者の方々に知っていただくために改善を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　ただいま市長の答弁をお聞きしておりますと、産業支援そしてセンター長におかれては高い報酬だけれども大変だから必要なんだというような答弁。なかなか市民の感覚ですかね、大きくかけ離れた税金の無駄遣いであるというような、私は答弁ではないかなと思っております。

このＨｉｔ－Ｂｉｚに市長が固執される原因が答弁に表れているのではないかなと思っていますけれども、つまりこれが経営者の感覚なのかなと。経費ばかりかかって真の効果があるとは思えないわけです。私は早急に撤退すべき事業ではないかと思ってなりませんけれども、費用対効果が望めない事業より、やはり市民の明日を生きる過程の対応を優先すべきではないでしょうか。

そこでお尋ねしますけれども、１点目、令和元年７月１日から令和２年までの期間、人吉しごとサポートセンター運営アドバイス業務委託契約書が人吉商工会議所と結ばれており、予想どおり株式会社イドムが委託先です。委託料214万4,520円を支払っております。なぜ研修を重ね、その力量を市長が絶賛されるＨｉｔ－Ｂｉｚの松山センター長がいながら、まだアドバイス料の名のもとに株式会社イドムに支払われております。なぜなのか不可解であり、疑念を感じます。

２点目、令和２年度における商工会議所の令和２年度人吉しごとサポートセンターＨｉｔ－Ｂｉｚ業務委託事業収支予算書を見ますとｆ－Ｂｉｚに運営指導謝金108万9,600円、さらにＩＴ指導謝金120万円が組まれています。私には到底理解できないわけですけれども、考

えられない公費の散財であり、無駄遣いであります。

そこでこの３つの内容、契約を行わなければならない理由と１点目のイドムとの契約は例年７月で、まだ先ほど部長の答弁にありました未契約のようですけれども、令和２年度も継続される予定か、お尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

本市といたしましては、先ほど高瀬議員がおっしゃられましたとおり令和元年度が214万4,520円、それから令和２年度２回審査会を予定しておりまして、契約額を108万9,600円と見込んでいるところでございました。本市としましては、当該業務契約を通じまして、場合によっては相談の場に同席してもらうなどして課題解決に苦慮している案件に対し助言をいただいたり、業績審査会におきましては他地域のＢｉｚの状況との比較など、厳しい視点で意見をいただいておりまして、人吉しごとサポートセンターのクオリティーの維持向上に対する貴重な機会をいただいているところでございます。

今後の方針的なところでございますが、イドム自体は今回検討するところではないと考えているところではございますけれども、今後ｆ－Ｂｉｚ産業センターの休止後の対応につきましては令和２年６月２日に全国のＢｉｚを辞退、それからほかのＢｉｚとも意見交換を行っております。その後の対応につきましては今後それぞれ対応していくということになろうかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　今の答弁ではなかなか分かりづらいです。簡潔に分かりやすく答弁いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○経済部長（廣田五浩君）　今後の委託契約についてはまだ検討段階で、お答えできないところでございます。

以上、お答えします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　部長、いいですか。私がお聞きしたいのは、市長が絶賛するＨｉｔ－Ｂｉｚ松山センター長がいながら、アドバイス料という名のもとにイドムに支払われているものと、ｆ－Ｂｉｚに運営指導謝金108万9,600円、さらにＩＴ指導謝金120万円が組まれているということ、この中身の内容をお聞きしているわけです。御答弁をお願いいたします。

○経済部長（廣田五浩君）　失礼しました。お答えいたします。

当業務の内容でございますが、富士市産業支援センター、ｆ－Ｂｉｚまたはｆ－Ｂｉｚをモデルとする先進地のビジネスコーディネーターを人吉へ派遣し、人吉しごとサポートセンターへの経営相談や創業相談など個別相談内容やセンター運営全般に関する助言及びセンター長の業績評価を行うものとなっております。

平成30年度と令和元年度に契約実績がございまして、平成30年度は平成30年12月17日開所したばかりということもあり、１月から３月までの毎月の契約で計３回、うち年度末審査会を１回、令和元年度は計４回、うち中間年度末審査会を２回、委託契約に基づき実施しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　その運営指導謝金とＩＴ指導謝金との中身についてちょっと分かりませんので、その点についてお聞きします。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えをいたします。

人吉しごとサポートセンターのメンバーでございますけれども、松山センター長と業務が非常にほかにニーズが高く、多く利用されております。ほかの３名の方の経費をＩＴアドバイザー料として計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後４時02分　休憩

午後４時25分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

○経済部長（廣田五浩君）　時間を大変とって、申しわけございません。お答えをいたします。

最初の人吉しごとサポートセンター運営アドバイス業務委託の内容につきましては、108万9,600円の内容につきましては、富士市産業支援センター、ｆ－Ｂｉｚからビジネスコーディネーターを人吉へ派遣し、経営相談や創業相談などの個別相談内容やセンター運営全般に関する助言及びセンター長の業績評価を行うものでございます。

それからアドバイザー料120万円につきましてはＳＮＳ、インターネット等情報発信のニーズの相談件数が多いため、ＩＴ専門家アドバイザーを雇用する経費２名分、こちら日当１万5,000円の80日分でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　ただいま答弁の中で、ｆ－Ｂｉｚの運営指導謝金の中にセンター全般による助言というようなことでありました。私は非常におかしいと思っているんですけれども、センター長は長い間、研修を受けてこられて市長も絶賛されております。そういった中で、なぜまた全般のことを助言していただかなくてはならないのか。非常に考えにくいというかですね、分かりません、このあたりがですね。では、今の松山センター長ではだめなのか。この助言がないと、この運営が成り立たないのか。このあたりについて、いかがでしょ

うか。市長、どう考えられていますか、お尋ねします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

この事業を開始するに当たりましては、御存じのとおり松山センター長はしっかりとｆ－Ｂｉｚのほうで研修を積んでさまざまなスキル等々を身に付けて、現在相談業務に当たっていただいております。ただ実際に相談を受けておりますと、やはりさまざまな業務依頼が来ておりまして、現在も松山センター長、ほかのＢｉｚのセンター長あたりとも情報交換または相談をしながら、一つ一つに対応していただいておりますが、やはりそのままでは本人自体もさまざまな相談に対応できませんので、さらに本人自体も常にスキルアップをしていく必要があると捉えているところです。Ｂｉｚ事業全体ですが、センター長はきのうよりきょう、きょうよりあすと少しずつでも成長していくための仕組みといたしまして、定期的に面談または業務内容をチェックしながら、それぞれが切磋琢磨そして成長をする機会というふうになっているところです。松山センター長も努力を重ねていらっしゃいますが、さらに皆さん方にしっかりと寄り添って、それぞれから相談がありましたことにしっかりとお答えし、御相談いただいた事業者の皆さん方の業績が上がるように日々努力を重ねていらっしゃる。そのきっかけとして、定期的に御指導をいただいているというような状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　それでは、次にＨｉｔ－Ｂｉｚ全体に目を向けて質問をいたします。

令和２年３月議会で起業創業・中小企業支援事業、人吉サポートセンター事業費2,642万7,000円を組み、その中から受託者である人吉商工会議所へ人吉しごとサポートセンター業務委託料2,536万5,000円を支出しております。予算内容を見ますと、人件費についても潤沢であります。松山センター長はもちろん月給100万円で、センター長報酬年間1,200万円、従業員２名分で給与費408万円、あと職務手当、通勤手当、超勤手当、期末手当、社会保険料、福利厚生費など合わせて３人の人件費だけで1,939万4,619円、考えられないですね、内容と金額であります。これを知った市民の怒りは今、沸点に達しております。市民感情はこの事業に否定的な意見を多く持っておられます。ましてや、この新型コロナウイルス問題により、苦しい生活、経済状況の中で市民の怒りの感情をなかなか抑えることはできません。

そこで、この３名の方の通常の勤務状況と形態、松山センター長の相談件数の開始時間と終了時間と１日相談件数の取り決め、さらに今回の新型コロナウイルス関連でどのような取り組みであったのかお尋ねをいたします。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

勤務時間につきましては、９時から18時でございます。火曜日と日曜日がお休みという形で対応させていただいております。

緊急事態宣言におきますＢｉｚの運営でございますが、対面により相談を受ける業務であ

るために相談者及びＢｉｚのスタッフの予防対策の面で心配しておりましたが、独自にクリアボードを設置するなど自主的に対策を講じられ、換気対策等も十分に施して、通常どおり営業を行っていただいております。相談予約についても、特段予約のキャンセル等が頻発したという事態もなく、平時と同様の状況により運営できておりました。

なお、新型コロナウイルス感染に対する独自の取り組みとして、社会的経済的にも厳しいとされる事業者、例えば宿泊施設経営者、保育施設などに対しセンター側からアプローチされ提案された事業が実現に至るといったなど、中にはメディアなどにも取り上げられた事例もございまして、精力的に事業を実施されているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　このＨｉｔ－Ｂｉｚは中小企業の方が中心でありますけれども、その主役である中小企業の方々は営業などを休止し、また廃業するところも出てきております。また従業員を休職させたり解雇したりもされております。その主役たる方々の現状を鑑み、このＨｉｔ－Ｂｉｚも同様に人件費等の削減は行うべきと思いますが、いかがでしょうか。市長、お尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えをいたします。

今、高瀬議員、御指摘のとおり、今回のコロナウイルスの影響によりまして、本当に厳しい状況に置かれている方が多数いらっしゃるかと思います。我々は感染予防策を徹底しながらも、やはりそういった方々をしっかりとお支えをしていくこと。経済の回復、これが最大の目的であると思っているところでございます。報酬に対して、今「高いのではないか」という御意見があることも重々承知をしておりますが、その分、私は松山センター長並びにスタッフの皆さん方にはもっともっと頑張っていただきたいと思いますし、既に頑張っていただいているものと思います。

今、部長が答弁をいたしましたように、こういう厳しい状況になりましても、Ｈｉｔ－Ｂｉｚの努めとしては中小企業者をお支えすること、それが最大の目的でありますので、営業を続けてきたところでございます。営業を続ける中で、本当にたくさんの困りごと、「もうどうにかしてくれ」と、「助けてくれ」というような相談をいただいております。その中で松山センター長はアイデアを出していただいて、例えばクラウドファンディングをやるとか、施設や事業者とコラボレーションをして、商品を創り出すとか、国からの持続化の給付金200万円の申請の手続の支援をするとか、そういった本当に苦しんでいらっしゃる地元の中小企業者を精いっぱいお支えをしてきたというふうに我々は感じております。私は地域経済の活性化というのは、地場の事業者さんたち、中小企業者さんたちが元気になることだというふうに思っております。そこを目的として、この事業をこれまで取り組んできたところですが、今回、こういった我々も予想しないような「コロナ」という影響を大きく受けており

ます。だからこそ一刻も早く、そして力強く日常を取り戻すことができるように、精いっぱい努めていくのが我々行政の努めでありますし、Ｈｉｔ－Ｂｉｚの使命だというふうに思っております。そういう使命感を持って、これまでも精いっぱい頑張ってきていただきましたが、引き続きこれまでよりも、こういう状況だからこそ私は精いっぱい頑張っていただきたいと思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　熱い答弁をいただきましたけれども、全ては結果でございます、市長。よろしくお願いします。そこで、本事業の今後についてですが、市長は今後このしごとサポートセンター、いわゆるＨｉｔ－Ｂｉｚ事業と運営をどのように考えているでしょうか。先ほど、しっかりと続けていきたいという御答弁でしたけれども、私は即座に廃止すべきと先ほども申し上げました。商工会議所の相談員、そして八代のほうから来られる人吉のことを十分熟知されている専門指導員の方々の適切な対応が一番的確ではないかなと思っています。そのあたり、市長いかがお考えでしょうか。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

人吉しごとサポートセンターにつきましては、第６次総合計画におきまして、雇用対策、起業創業支援、中小企業小規模事業者の持続的発展のために必要な事業として、当該センターが担う役割を記載させていただいております。本市としましては、今後におきましても本市の産業支援に必要な施設として位置付けているところでもございます。改善すべき点は御指摘を今いただいておりますように、当然あるというふうに我々も認識しておりますが、本市の産業支援拠点として内外で認識が深まりつつあるとの実感を持っており、新たな切り口を事業者提案する事例や地道に何度も相談に訪れておられる事業者の取り組みからも、少しずつ芽が出てきている案件なども出てきております。

また事業者ニーズの高い情報発信に関する相談におきましては、既に多くの支援実績があり、市内事業者から喜んでいただいている状況にございます。

また、関係機関との連携におきましては、持続化補助金の採択件数の増加など人吉商工会議所との連携による成果も出てきており、熊本県のよろず支援拠点のＩＴコーディネーターに定期的に相談を行っていただく体制も構築されるなど、関係機関との連携も年々深まっている状況でございます。新型コロナウイルス感染症後の社会情勢を踏まえ、地域の中小企業事業者はこれまでに経験したことのない課題に直面し、自社ビジネスの見直しや改善が求められることが想定される中、人吉しごとサポートセンターの必要性はこれまで以上に高まるものと認識を持っており、今後も継続していきたい意向を持っております。

しかしながら、地方創生推進交付金の対象期間は３年となっており、今年度はその最終年度となっておりますので、事業の検証を踏まえ年内には継続の有無を検討してまいります。

なお、継続する場合の財源としては、地方創生推進交付金の延長なども念頭に置いてはおりますが、財政健全化に取り組んでいる最中であり、市の財政状況には十分留意すべき状況もございますので、これらを総合的に踏まえながら検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　今後も続けていくと、今後また継続をできるというような答弁でありましたけれども、ここはやはり政治判断ではないかなと思っております。直ちに、私はこの事業から撤退すべきと、税金の無駄遣いをやめるべきと。今こそ不要不急の政策を取るべきではないかと私は思っております。市長に、本事業の費用対効果とその必要性を考えたときに、やはりこの事業の廃止を行っていただきたいと思っております。

これ以上申し上げませんけれども、次に私を取り巻く環境の中で中小企業者の方がたくさんおられます。新型コロナウイルス問題により、今は先ほども申しました瀕死の状態で非常に経営に苦しんでおられます。日頃から不足する人材の確保、そして毎月の給料の支払い、繰り返す資金繰りなど血のにじむ思いで日々頑張っておられます。このような時代背景ですから、土地勘、歴史、人情味を分からず、独特な地域性のあるところで机上プランで一足飛びに会社が改善したり収益の向上や好転になるはずがないと、私は思っております。前の一般質問で中小企業者の会議の中でＨｉｔ－Ｂｉｚのセンター長100万円の給料が話題となりました。数人の方が、会社が向上、発展、収益につながるのであれば、この方に200万円、300万円でも出してもその方を雇いたいという発言が、今でも忘れられません。市長は理想と現実の違いの認識がないと私は思っております。いかがですか、この点について市長、お尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えをいたします。

先ほどからお話しておりますように、Ｈｉｔ－Ｂｉｚの必要性とこの事業を進めていく考え方については、お話をさせていただいたところでございます。今現在、大変厳しい状況に置かれているという状況は把握をしているところでございます。そこを何とかお支えしたいという気持ちは、議員と同じく私も持っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　それでは、この項目の最後に市長は中小企業等の社長や代表者ではございませんけれども、その代表者になったと仮定をしたときに市の代表者たる人吉市の社長であります。ここは政治判断で即Ｈｉｔ－Ｂｉｚの廃止をいま一度真剣に御検討いただければと思います。それをお願いして、本件の質問を終わります。

次に新型コロナウイルスについての質問に入る予定でありましたけれども、若干このままでは時間が足りないようです。先日から６名の方が同じような質問等されております。重複

する部分が多々あります。このあとの質問については、割愛をさせていただきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わりますけれども、最後に今の松岡市政運営に対して市民の方からの評価の変化を感じております。決して今いい評価ではありません。行政執行能力への疑問、また難しく市民に分かりにくい行政手法、そして市民に寄り添った市政であるかとの疑問。不可解な市職員採用や市関連施設への人事採用など、数えればきりがありませんけれども、今後しっかりと調査研究を行い、また精査をして今後問題提起をしてまいりたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　以上で一般質問は全て終了いたしました。

日程第38　議第91号及び日程第39　議第92号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第38、議第91号令和２年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）並びに日程第39、議第92号令和２年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

質疑を行います。

まず、議第91号について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、議第91号についての、質疑は終了いたします。

次に議第92号について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、議第92号についての、質疑を終了いたします。

日程第40　委員会付託

○議長（西　信八郎君）　次に日程第40、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第58号から陳第５号までを一括して各委員会に付託することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　御異議なしと認めます。

よって、各議案、陳情を局長より付託いたします。

○議会事務局長（山本繁美君）　それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております令和２年６月第３回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、一般会計補正予算（案）の議第58号につきましては、２ページの［別記１］に記載のとおり、議第63号につきましては、３ページの［別記２］に記載のとおり、議第67号につきましては、４ページの［別記３］に記載のとおり、議第68号につきましては、５ページの［別

記４]に記載のとおり、議第71号につきましては、６ページの[別記５]に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。また、陳情の件名等につきましては、７ページに記載してありますので、念のため申し上げます。

なお、人事案件につきましては、委員会への付託はございません。

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第58号	専決処分の承認を求めることについて（令和元年度人吉市一般会計補正予算（第８号））	各委［別記１］
議第59号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市介護保険条例の一部を改正する条例）	厚生
議第60号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例等の一部を改正する条例）	厚生
議第61号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）	厚生
議第62号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	厚生
議第63号	専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第１号））	各委［別記２］
議第64号	専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号））	厚生
議第65号	専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号））	厚生
議第66号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例）	厚生
議第67号	専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第２号））	各委［別記３］
議第68号	専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第３号））	各委［別記４］
議第69号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）	厚生
議第71号	令和２年度人吉市一般会計補正予算（第５号）	各委［別記５］
議第72号	人吉市における情報通信の技術の利用に関する条例の全部を改正する条例の制定について	総文
議第73号	人吉市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第74号	人吉市行政不服審査に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第75号	人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	総文

議第76号	人吉市税条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第77号	人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第78号	人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第79号	人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第80号	人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第91号	令和２年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	厚生
議第92号	令和２年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第１号）	厚生
陳第５号	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書	経建

［別記１］

議第５８号　専決処分の承認を求めることについて（令和元年度人吉市一般会計補正予算（第８号））		
○予算委員会	第１条	歳入予算の補正（全款）
○総務文教委員会	第１条	歳出予算の補正 １款　議会費 ２款　総務費 ９款　消防費 10款　教育費 13款　諸支出金 14款　予備費
○厚生委員会	第１条	歳出予算の補正 ３款　民生費
	第２条	繰越明許費の補正（３款　民生費）
○経済建設委員会	第１条	歳出予算の補正 ６款　農林水産業費 ８款　土木費 11款　災害復旧費
	第２条	繰越明許費の補正（８款　土木費及び11款　災害復旧費）

［別記２］

議第６３号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第１号））		
○予算委員会	第１条	歳入予算の補正（全款）
○厚生委員会	第１条	歳出予算の補正 ３款　民生費
○経済建設委員会	第１条	歳出予算の補正 ７款　商工費

［別記３］

議第６７号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第２号））		
○予算委員会	第１条	歳入予算の補正（全款）
○総務文教委員会	第１条	歳出予算の補正 ２款　総務費 ９款　消防費
○経済建設委員会	第１条	歳出予算の補正 ６款　農林水産業費 ７款　商工費 ８款　土木費

［別記４］

議第６８号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第３号））		
○予算委員会	第１条	歳入予算の補正（全款）
○総務文教委員会	第１条	歳出予算の補正 ２款　総務費
○厚生委員会	第１条	歳出予算の補正 ３款　民生費
○経済建設委員会	第１条	歳出予算の補正 ７款　商工費

［別記５］

議第７１号　令和２年度　人吉市一般会計補正予算（第５号）		
○予算委員会	第１条	歳入予算の補正（全款）
	第２条	地方債の補正
○総務文教委員会	第１条	歳出予算の補正
		１款　議会費
		２款　総務費（１項　総務管理費及び６項　監査委員費）
		10款　教育費
		13款　諸支出金
		14款　予備費
○厚生委員会	第１条	歳出予算の補正
		２款　総務費（３項　戸籍住民基本台帳費）
○経済建設委員会	第１条	歳出予算の補正
		６款　農林水産業費
		７款　商工費
		８款　土木費

［提出陳情件名］

陳第５号　地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書

［継続審査件名］

○厚生委員会

陳第３号　熊本地震被災者の住まい再建に関する陳情

○議長（西　信八郎君）　以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後４時48分　散会

令和２年６月第３回人吉市議会定例会会議録（第５号）

令和２年６月23日　火曜日

１．議事日程第５号

令和２年６月23日　午前10時　開議

日程第１	議第58号	専決処分の承認を求めることについて（令和元年度人吉市一般会計補正予算（第８号））	各委
日程第２	議第63号	専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第１号））	各委
日程第３	議第67号	専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第２号））	各委
日程第４	議第68号	専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第３号））	各委
日程第５	議第59号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市介護保険条例の一部を改正する条例）	厚生
日程第６	議第60号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例等の一部を改正する条例）	厚生
日程第７	議第61号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）	厚生
日程第８	議第62号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民保険税条例の一部を改正する条例）	厚生
日程第９	議第64号	専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号））	厚生
日程第10	議第65号	専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号））	厚生
日程第11	議第66号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例）	厚生
日程第12	議第69号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）	厚生
日程第13	議第72号	人吉市における情報通信の技術の利用に関する条例の全部を改正する条例の制定について	総文
日程第14	議第73号	人吉市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	総文
日程第15	議第74号	人吉市行政不服審査に係る手数料に関する条例の一部を	総文

		改正する条例の制定について	
日程第16	議第75号	人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第17	議第76号	人吉市税条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
日程第18	議第77号	人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第19	議第78号	人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第20	議第79号	人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第21	議第80号	人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について	経建
日程第22	議第71号	令和２年度人吉市一般会計補正予算（第５号）	各委
日程第23	議第91号	令和２年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	厚生
日程第24	議第92号	令和２年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第１号）	
日程第25	陳第３号	熊本地震被災者の住まい再建に関する陳情（継続）	厚生
日程第26	議第81号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
日程第27	議第82号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
日程第28	議第83号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
日程第29	議第84号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
日程第30	議第85号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
日程第31	議第86号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
日程第32	議第87号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
日程第33	議第88号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
日程第34	議第89号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
日程第35	議第90号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
日程第36	諮第１号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	
日程第37	新市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告		
日程第38	人吉球磨広域行政組合議会の報告		
日程第39	委員会の閉会中の継続審査及び調査について		

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

３．出席議員（18名）

１番	松村　太	君
２番	徳川禎郁	君
３番	池田芳隆	君
４番	牛塚孝浩	君
５番	西　洋子	君
６番	宮原将志	君
７番	塩見寿子	君
８番	高瀬堅一	君
９番	宮﨑　保	君
10番	平田清吉	君
11番	犬童利夫	君
12番	井上光浩	君
13番	豊永貞夫	君
14番	福屋法晴	君
15番	本村令斗	君
16番	田中　哲	君
17番	大塚則男	君
18番	西　信八郎	君

欠席議員　なし

４．説明のため出席した者の職氏名

市長	松岡隼人	君
副市長	迫田浩二	君
教育長	末次美代	君
総務部長	小澤洋之	君
企画政策部長	小林敏郎	君
市民部長	丸本　縁	君
健康福祉部長	告吉眞二郎	君
経済部長	廣田五浩	君

建設部長	瀬上雅暁君
企画政策部次長	渕上聖也君
総務課長	森下弘章君
財政課長	永田勝巳君
水道局長	久本禎二君
教育部長	椎屋　彰君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	山本繁美君
次長	桒原　亨君
庶務係長	平山真理子君
書記	青木康徳君

午前10時　開議

○議長（西　信八郎君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、早速議事日程に従い、各委員長の報告を求め、順次採決いたします。

日程第１　議第58号

○議長（西　信八郎君）　まず、日程第１、議第58号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

初めに、予算委員長の報告を求めます。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）（登壇）　日程第１、議第58号専決処分の承認を求めることについて（令和元年度人吉市一般会計補正予算（第８号））のうち、予算委員会に付託されました第１条歳入予算の補正のうち、歳入全款につきまして、審査の結果の主なものを御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額から282万5,000円を減額し、歳入予算の総額を165億7,518万6,000円とするものです。

今回の補正につきましては、地方消費税交付金と特別交付税などの決定によるもののほか、国、県などの補助事業の確定によるものなどでございます。

委員からは、交通安全対策特別交付金、古都人吉応援団寄附金、臨時休校に伴う放課後等デイサービス支援事業補助金について質疑があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく専決のとおり承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）（登壇）　おはようございます。

日程第１、議第58号専決処分の承認を求めることについて（令和元年度人吉市一般会計補正予算（第８号））のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

議会費の減額補正は、本年、３月市議会定例会において、議員の期末手当に関し、人事院勧告に基づく特別職の国家公務員に準じた改正ではあるが、令和元年度については遡及を行わないとしたことによるものです。

総務費、一般管理費の増額補正は、議員の期末手当と同様に、市長等の特別職の期末手当

の減のほか、職員の退職による退職手当の増のほか、使用料及び賃借料のふるさと納税に係る事業費の確定によるものです。

消防費のうち災害対策費の減額補正は、受援計画策定及び球磨川水系防災・減災ソフト対策事業の事業費確定に伴うものです。

審査の過程で委員から、減額の内容はとの質疑に対して、災害避難所や水防団で使用する備品、ＬＥＤ投光器及びスタンド24台、マンホールトイレ倉庫の入札残であるとの答弁があっております。

教育費のうち公民館費については、補正額の増減はないが、新型コロナウイルス感染症防止のため、本年３月14日に開催を予定していた草木山川学校事業を中止したことから、その財源の森林環境譲与税を人吉市森林環境整備基金に積み立てるため、財源の振りかえを行ったものです。

審査の過程で委員から、財源を振りかえたということだが、返納の必要はないのかの質疑に対して、森林環境譲与税は農林整備課所管であるが、返納の必要はない。基金に積み立てて問題はないと聞いている。使途については、報告の義務があると聞いているとの答弁があっております。

諸支出金のうち人吉応援団基金費の増額補正は、古都人吉応援団寄附金の確定に伴い、基金を積み立てるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　厚生委員会に付託されました日程第１、議第58号専決処分の承認を求めることについて（令和元年度人吉市一般会計補正予算（第８号））の歳出予算及び繰越明許費の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

繰越明許費の補正の３款民生費、２項児童福祉費の、放課後児童クラブが行う環境改善等に係る放課後児童対策事業を含む４事業は、いずれも新型コロナウイルス感染症対策などに伴うもので、消毒液やマスクなどの物品が全国的に不足する中、年度内での事業完了が困難なことから、事業費に対する補助金を繰り越すものです。

歳出予算の３款民生費、２項児童福祉費、１目児童福祉総務費、19節負担金、補助及び交付金の放課後児童健全育成事業補助金の増額補正は、新型コロナウイルス感染症防止に伴う小学校の臨時休業により、平日において午前中から開所した放課後児童クラブ10施設の運営費、及び空気清浄機などの物品購入に係るものです。また、保育環境改善等事業補助金の増額補正は、市内の認可保育所及び認定こども園13園における空気清浄機等の購入に係るもの

です。また、学童クラブ運営補助金の増額補正は、新型コロナウイルス感染症防止のための小学校臨時休業に伴い、平日において午前中から開所した、国庫補助対象外の放課後児童クラブ６施設の運営費に係るものです。

委員からの、繰越明許費の保育所事務の金額が他の事業と比べて低い理由は何かとの質疑に対し、保育園についてはいち早く発注をかけて対応していたため、繰り越す金額が少なかったとの答弁。また、保育園における空気清浄機の整備に係る説明があったが、これまで整備はなされていなかったのかとの質疑に対し、これまで、空気清浄機が補助の対象外であった。今回、感染拡大防止の観点から、空気清浄機やマスクなどの必要と認められる物品が対象となったことを受け、整備を行ったものとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　日程第１、議第58号専決処分の承認を求めることについて（令和元年度人吉市一般会計補正予算（第８号））のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正及び繰越明許費の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

繰越明許費の補正は、８款土木費の社会資本整備総合交付金事業人吉矢岳線が、関係者の協力により、年度内に工事が完了したことによる廃止などです。

歳出予算の８款土木費における組み替えは、人吉球磨スマートインターチェンジ整備に係る損失補償費で、地権者の契約手続の利便性に対応するためのものです。

審査の過程において委員から、組み替えの内容はとの質疑に、建物の損失補償を、ネクスコ西日本と市が案分して支払うものであるが、地権者から、ネクスコ西日本と人吉市の２カ所と契約するのではなく、１本で契約してほしいという要望があったときには、ネクスコ西日本が契約し、市がネクスコ西日本に負担金を支払うという形になる。この場合、現行の補償費から流用して負担金を払うことができないので、組み替えるものである。なお、負担金から補償費へは流用が可能なので、地権者の方の要望に幅広く対応できるものであるとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。

議第58号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　御異議なしと認めます。

よって、議第58号は、承認することに決しました。

日程第２　議第63号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第２、議第63号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

初めに、予算委員長の報告を求めます。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）（登壇）　日程第２、議第63号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第１号））のうち、予算委員会に付託されました第１条歳入予算の補正のうち、歳入全款につきまして、審査の結果の主なものを御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、15款国庫支出金に569万円、19款繰入金に800万円を追加し、歳入予算の総額を159億413万3,000円とするものです。

幼稚園に対する教育支援体制整備事業の新型コロナウイルス感染拡大防止に対する交付金や、マイナンバーカードの普及促進等を目的とするマイナポイント事業費補助金、及び新型コロナウイルス感染症対策事業などの財源調整のための財政調整基金繰入金であります。

委員から、マイナポイント事業費補助金について質疑があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく専決のとおり承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　厚生委員会に付託されました日程第２、議第63号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第１号））の歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

３款民生費、２項児童福祉費、１目児童福祉総務費、19節負担金、補助及び交付金の教育支援体制整備事業費交付金の増額補正は、幼稚園３園に対する、空気清浄機や消毒液、マスク購入など、新型コロナウイルスの感染拡大防止事業に伴う交付金です。

委員から、教育支援体制整備事業交付金150万円の内訳はとの質疑があり、３園に対して、50万円ずつの交付との答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　日程第２、議第63号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第１号））のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

７款商工費のうち、商工総務費の増額補正は、新型コロナ感染症経済対策として、売り上げが15％以上減少した事業者に対して、融資等の利用を促進するための資金利子補給補助金及び、雇用の下支えとする雇用支援補助金を、それぞれ新設したものです。

また、観光費において、新型コロナウイルス感染症経済対策に充てるため、減額補正がなされております。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。

議第63号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　御異議なしと認めます。

よって、議第63号は、承認することに決しました。

日程第３　議第67号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第３、議第67号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

初めに、予算委員長の報告を求めます。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）（登壇）　日程第３、議第67号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第２号））のうち、予算委員会に付託されました第１条歳入予算の補正のうち、歳入全款につきまして、審査の結果の主なものを御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、19款繰入金に1,500万円を追加し、歳入予算の総額を159億1,913万3,000円とするものです。

新型コロナウイルス感染症対策事業などの財源調整のための財政調整基金繰入金であります。

慎重審査の結果、全員異議なく専決のとおり承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）（登壇）　日程第３、議第67号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第２号））のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

総務費のうち、財産管理費、委託料の減額補正は、守衛業務委託の契約に伴う入札残です。

消防費のうち、非常備消防費の減額補正は、今年度開催予定であった第32回熊本県消防操法大会が中止となったことから、出場経費となる消防協会人吉支部への交付金を減額するものです。この補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策を早急に推進する必要があることから、経済部所管となる商工費において小規模事業者持続化臨時給付金を予算化するもので、費用の減額は、その財源の一部とするものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　日程第３、議第67号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第２号））のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

６款農林水産業費の減額補正は、商工業振興費の新型コロナウイルス感染症経済対策小規模事業者持続化臨時給付金に充てるためのものです。なお、この減額については、人吉市農業活性化対策補助金審査会及び人吉市畜産会の御理解をいただいているとの説明があっております。

審査の過程において委員から、それぞれ100万円ずつ減額となっているが、内容はどのようなものか。また、ことしだけなのか、これからも続くのか。意見は出たのかとの質疑に、人吉市農業活性化対策事業補助金について、今年度は年１回の申請としている。ただ、肥育農家には、１頭３万円で15頭分を年度末に出していたが、１頭５万円に増額し、15頭分を前倒しして助成した。ことしは１回の申請としていたので、見込み分を残して、100万円をコロナ対策に充てるということで、５つの支部の農家振興組合長のほうから御意見があったものである。優良子牛保留奨励事業補助金については、役員会で、供給先である飲食店の状況が厳しいということで、まずは100万円を協力しようということになったところ。また、減額は今年度限りであるとの答弁。

優良子牛保留奨励事業補助について、今回の減額の今後に与える影響はとの質疑に、今年度の予算は、行財政健全化計画による10％減の180万円。そのうち、今回100万円を新型コロナウイルス感染症経済対策に充て、残りが80万円。ことしは１戸当たり１頭で、金額は80万円の中で対応するということで、畜産会の役員の方々で話をされたところであるとの答弁があっております。

７款商工費のうち、商工業振興費の補正の主なものは新型コロナウイルス感染症経済対策小規模事業者持続化臨時給付金で、給付金１件当たり一律10万円の250件分です。

なお、本給付金に充てるため、人吉中核工業用地草刈委託料70万円の減額、及び、観光費のうち広告料200万円の減額がなされております。

審査の過程において委員から、人吉中核工業用地草刈委託料の減は、入札残なのかとの質疑に、まだ発注はしていない。当初予算362万円のうち70万円を充てさせていただいている。今後不足する分については、回数、面積等を勘案して、予算の範囲内で発注できるように工夫をしていきたいとの答弁があっております。

また、持続化臨時給付金について、本給付金を受けられた方は511件ということであるが、本市の事業者に浸透したと受けとめているのかとの質疑に、商工会議所のほうで把握している小規模事業者は約2,000件なので、４分の１くらいの方が受けておられる。広範囲にわたって影響が広がっているということを、改めて実感したところであるとの答弁があっております。

さらに、広告料の減の内容はとの質疑に、香港で広告をする予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響でインバウンドが今年度は期待できないので、新型コロナウイルス感染症対策に充てさせていただいたとの答弁があっております。

８款土木費のうち、公園管理費の100万円の減額は、公園・街路樹維持管理委託料の入札残を、新型コロナウイルス感染症経済対策小規模事業者持続化臨時給付金の経済対策予算に充てるための減額補正です。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。

議第67号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　御異議なしと認めます。

よって、議第67号は、承認することに決しました。

日程第４　議第68号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第４、議第68号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

初めに、予算委員長の報告を求めます。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）（登壇）　日程第４、議第68号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第３号））のうち、予算委員会に付託されました第１条、歳入予算の補正のうち、歳入全款につきまして、審査の結果の主なものを御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、15款国庫支出金に32億6,261万4,000円、19款繰入金に2,500万円を追加し、歳入予算の総額を192億674万7,000円とするものです。

特別定額給付金給付事業費補助金や子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金、及び新型コロナウイルス感染症対策事業の財源調整のための財政調整基金繰入金であります。

委員からは、特別定額給付金給付事業について質疑があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく専決のとおり承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）（登壇）　日程第４、議第68号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第３号））のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

総務費のうち、特別定額給付金事業費は、４月30日に、国の第１次補正予算として成立した新型コロナウイルス感染症対策事業を、市町村が実施主体として行う特別定額給付金事業で、住民１人当たり10万円を給付するものです。給付金とその給付に係る人件費、郵送料などの事務経費です。

委員から、職員手当等の事務費は、全額、国・県からの財源か、会計年度任用職員は何名雇用したのか、書類の不備で給付できていない人等はいるのか、申請期限に間に合わなかったときはどのような扱いをするのかとの質疑に対し、正規職員の人件費以外の事務費は、10分の10の補助がある。会計年度任用職員は３名雇用した。書類の不備については随時、電話、郵送で連絡をとり、処理している。申請期限は、郵送後３カ月、申請期限後の申請はできないとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あ

り）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　厚生委員会に付託されました日程第４、議第68号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第３号））の歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

３款民生費、２項児童福祉費、１目児童福祉総務費、３節児童手当等から14節使用料及び賃借料までは、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの１つとして、児童手当受給者に対し、臨時特別給付金（一時金）を支給する事業の事務費に係るものです。13節システム改修委託料の増額補正は、今回一時金として、時期も金額も通常支給分とは異なり支給する必要があることから、改修に係る経費です。19節負担金、補助及び交付金、子育て世帯への臨時特別給付金4,630万円の増額補正は、対象児童１人につき１万円の臨時特別給付金4,630人分です。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　日程第４、議第68号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第３号））のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

７款商工費のうち商工業振興費2,500万円の増額は、新型コロナウイルス感染症経済対策小規模事業者持続化臨時給付金で、受付開始後に当初の見込みを越える申請があったことから、当初の250件分に加えて、さらに250件分を増額するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。

議第68号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　御異議なしと認めます。

よって、議第68号は、承認することに決しました。

日程第５　議第59号から日程第８　議第62号まで、日程第９　議第64号から日程第11　議第66号まで及び日程第12　議第69号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第５、議第59号から日程第８、議第62号、日程第９、議第64号から日程第11、議第66号並びに日程第12、議第69号の８件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　厚生委員会に付託されました日程第５、議第59号から日程第８、議第62号、日程第９、議第64号から日程第11、議第66号並びに日程第12、議第69号の８件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。報告が８件ですので、少々時間を要しますが、よろしくお願いいたします。

日程第５、議第59号の専決処分の承認を求めることについて（人吉市介護保険条例の一部を改正する条例）は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が、令和２年４月１日から施行されることに伴い、令和２年３月30日に専決処分をした条例の一部改正です。

改正内容としては、従前より、介護保険料の１号保険料について、給付額の５割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得者の高齢者の保険料が軽減されておりましたが、今回の改正はその軽減の完全実施によるものであり、令和２年４月1日から、第１段階の方の負担率が0.3、第２段階の方が0.5、第３段階の方が0.7となります。それにより、条例第６条第２項、第３項、第４項につき、年度及び金額を改めるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

次に、日程第６、議第60号の専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例等の一部を改正する条例）について、主なものを報告いたします。

地方税法等の一部を改正する法律が、令和２年３月31日に公布されたため、条例改正が必要となり、専決処分を行うものです。

主な改正内容として、地方税全般についての改正となっております。主なものとしまして、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応について、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直しについて、地方のたばこ税について、ローカル５Ｇの設備に係る課税標準の特例措置の創設を含む固定資産税等の特例措置についてなどです。

委員から、所有者不明土地等に係る固定資産税について、使用者を所有者とみなす場合、登記簿は前のままになるのかとの質疑に対し、登記上はそのままとなるとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

次に、日程第７、議第61号専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）は、人吉市税条例等の一部を改正する条例に準ずる改正です。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

次に、日程第８、議第62号専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和２年３月31日に公布されたことに伴う改正です。

改正内容としては、国民健康保険税の課税限度額について、基礎課税額に係る課税限度額を、現行の61万円から63万円に引き上げ、介護納付金課税額に係る課税限度額を、現行の16万円から17万円に引き上げるものです。国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準については、５割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を、現行の28万円から28万5,000円に引き上げ、軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数に乗ずべき金額を、現行の51万円から52万円に、それぞれ引き上げるものです。

委員から、軽減判定が上がる根拠はとの質疑に、割合については、地方税法の施行令の一部を改正する政令に規定されてくる。その政令についても、国民健康法施行令の改正により、その判定の上限の計算、段階が定められている。この段階の計算式は、市独自ではなく国で決定しているとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

次に、日程第９、議第64号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号））は、消費税修正申告に伴う補正です。

当初予算に定めた収益的収入及び支出のうち、支出額を補正するもので、第１款下水道事業費用、既決額10億2,014万2,000円に1,136万4,000円を増額し、合計を10億3,150万6,000円としています。１款下水道事業費用、３項特別損失、２目過年度損益修正損を1,107万4,000円増額し、1,207万4,000円としています。これは、過年度分修正申告に伴う消費税等の納付に係るものです。また、３目その他特別損失を29万円増額し、29万1,000円としています。これは、過年度分修正申告に伴う消費税等の延滞税です。その他では、直近の令和元年度分の消費税の納税については、事前に人吉税務署への資料提出を行い、内容確認を経て、3,416万2,300円を６月末の期限までに納付する予定となっています。

委員から、このことについては、委員会協議会や全員協議会等で内容は承知している。今後、水道局においては、過年度の損益修正損がないよう留意してほしいとの意見がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

次に、日程第10、議第65号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号））は、令和２年４月15日付で専決処分した、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の給付に関する予算の補正です。これは、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金に対して、県を経由して、国から特別調整交付金等によ

り10分の10が補填されるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

次に、日程第11、議第66号専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例）は、今回の新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金については臨時的なもので、附則に規定を追加するものです。第３項に、今回の傷病手当金の要件等について、第４項に、傷病手当金の額の規定。第５項に、傷病手当金の支給期間の限度を定めるもので、最長で１年６カ月となっています。第６項は、この傷病手当金の対象となる日に対して、事業所の事業主から給与等が支払われる場合、例えば有給休暇扱いとなっている場合など、傷病手当金は支給しないこと、あるいは減額調整することとなっています。第７項及び第８項は、事業主から支払われるべき給与等が支払われない場合において、国保が立てかえて傷病手当金を支払い、後で事業主から徴収することを規定してあります。

これらの適用日は、令和２年１月１日から令和２年９月30日までに支給開始日があるものについて、適用する旨を規定しています。

また、執行部から、国の基準に合わせて適用日を設定しているが、新型コロナウイルス感染症の第２波、第３波も予想されていることから、今後の動向を注視し、状況に応じて適用日の改正を行うこととしたいとの説明がありました。

委員から、新型コロナウイルス感染が疑われる者はどのようにして把握するのかとの質疑に対し、ＰＣＲ検査を行った方、及び、ＰＣＲ検査は行っていないが病院受診した方については、病院で証明を出してもらう。受診していない場合は、働かれている事業所で証明を出してもらい、把握するとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

次に、日程第12、議第69号専決処分の承認を求めることについて（人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）は、広域連合が新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金に係る条例を、令和２年５月13日付で改正したことに合わせたもので、臨時的に附則に規定を追加したものです。この適用日は、広域連合条例に基づき、令和２年１月１日から広域連合長が定める日までとなります。この期間に支給開始日があるものについて、適用することになるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。

議第59号から議第62号、議第64号から議第66号並びに議第69号の８件につきまして、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　御異議なしと認めます。

よって、議第59号、議第60号、議第61号、議第62号、議第64号、議第65号、議第66号、議第69号は、承認することに決しました。

日程第13　議第72号から日程第16　議第75号まで

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第13、議第72号から日程第16、議第75号までの４件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）（登壇）　総務文教委員会に付託されました日程第13、議第72号から日程第16、議第75号までの４件につきまして、審査結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第13、議第72号人吉市における情報通信の技術の利用に関する条例の全部を改正する条例の制定について、上位法である情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が、昨年可決されたことを受け、全文改正するものです。

法改正の内容を端的に言いますと、行政手続を、原則、電子申請に統一することで手続のデジタル化が進められ、順次実施が予定されているものです。一方で、法改正があったとしても、劇的にデジタル化が加速するものではなく、国及び県も、これまで以上に計画を策定しデジタル化を進めるので、市町村も追従してデジタル化を進めてもらいたいという趣旨で、これに沿って条例を改正するものであるとの説明があっております。

委員から、デジタル手続にはマイナンバーカードが必要か、市の普及率は、将来的には、番号で人の資産や財産、収入等を管理するようなシステムにする目標があるのかとの質疑があり、マイナンバーカードの普及をもとにデジタル化を推進するもの。普及率は、令和２年４月末で17.92％である。今のところ、国からの番号で管理するという明確な指示は来ていない。行政手続のオンライン化等は、マイナンバーカードの普及が中心になってくると考えているとの答弁があっております。

委員から、プライバシー侵害や国民の不安がある中で、マイナンバーカードの押しつけをするような内容であるため、この条例案に反対しますとの意見がありましたので、挙手による採決の結果、賛成多数で原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第14、議第73号人吉市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてですが、先ほどの議第72号に関連したもので、法律の一部改正により、法律名が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改称され、また新規の条文が追加され、これまでの条番号にずれが起こったため、該当箇所について改正を行うものです。

委員から、議第72号と同様の理由で、この条例案に反対しますとの意見がありましたので、挙手による採決の結果、賛成多数で原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第15、議第74号人吉市行政不服審査に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、これも、先ほどの議第72号、73号の条例改正に関連したもので、法律名の改称並びに条番号のずれを起こしているため改正を行うものです。

議第72号と同様の理由で、この条例案に反対しますとの意見がありましたので、挙手による採決の結果、賛成多数で原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第16、議第75号人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてですが、非常勤消防団員に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、条例の改正を行うものです。

補償基礎額は、階級や勤務年数により違いますが、最高で100円の増額改正となっております。

委員から、団長、副団長の20年以上の方の改定がないのは、また、補償基礎額は全国統一かとの質疑があり、今回は、主に若年層の補償額の引き上げを目的とした改正になっている。補償基礎額は、全国統一であるとの執行部の答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

ここで、議第72号、議第73号、議第74号につきましては、討論の要求があっておりますので、これより討論を行います。

15番、本村令斗議員の発言を許可いたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）（登壇）　議第72号人吉市における情報通信の技術の利用に関する条例の全部を改正する条例に、反対の立場から討論を行います。

この条例は、デジタル手続法と呼ばれる行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、条例の全部が改正されるものです。インターネットで内閣府の資料を見てみますと、デジタル手続法の目的は、行政の手続や業務に用いる情報を、紙からデジタルデータへと転換し、オンライン化を原則として、利便性の向上・行政の効率化を図ることや、行政手続に必要なマイナンバーカードの利用者を拡大することとしています。

オンライン化については、障がい者や高齢者など、デジタル機器を使いこなすことが困難な条件や環境にある人、経済的事情でデジタル機器が利用できない人などへの具体的な対策はありません。従来の書面や窓口の対面による手続がなくなっていくことによる利便性の後

退の懸念は、払拭できないと思います。

マイナンバーカードについては、普及率がいまだ低い状況にあります。人吉市でも、17.92％ということでした。政府は、利用するとき暗証番号が必要になるから、ほかの人に使えない、と安全性を宣伝しておきながら、この法律で暗証番号の入力を必要としない方法で利用できる方法を入れ込み、通知カードを廃止してマイナンバーカードへの移行を促進しています。安全性は一体どこへいったのでしょうか。政府が幾ら宣伝しても、プライバシー侵害などの国民の不安は拭えません。マイナンバーカードの押しつけはやめるべきだと思います。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。なお、議第73号と議第74号についても、同様の理由で反対します。

○議長（西　信八郎君）　以上で、討論を終了します。

それでは、議第72号から議第75号までの採決を行います。採決は分割して行い、議第72号、議第73号、議第74号につきましては、それぞれ起立採決といたします。

まず、議第72号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（西　信八郎君）　起立多数。

よって、議第72号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第73号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（西　信八郎君）　起立多数。

よって、議第73号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第74号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（西　信八郎君）　起立多数。

よって、議第74号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第75号について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　御異議なしと認めます。

よって、議第75号は、原案可決確定いたしました。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩します。

午前10時54分　休憩

午前11時08分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

日程第17　議第76号から日程第20　議第79号まで

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第17、議第76号から日程第20、議第79号までの４件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　厚生委員会に付託されました日程第17、議第76号から日程第20、議第79号までの４件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第17、議第76号人吉市税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法の一部を改正する法律が、令和２年４月30日に公布及び施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

主な内容として、新型コロナウイルス感染拡大の影響によるもので、徴収の猶予制度の特例、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置、自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長、住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る対応、イベントを中止などした主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る対応などに係るものです。

委員から、イベント中止した際の寄附の期間は、いつからいつまでかとの質疑に対し、令和２年２月１日から令和３年１月31日までに開催される予定であったものとの答弁。

また、金額の確定方法はとの質疑に対し、主催者が、所官庁である文部科学省に登録して、チケットの購入者に対して、文部科学省からの証明にかわるものを渡すことになり、その証明により請求を棄権したということで、確定申告の際に提出してもらうとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第18、議第77号人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法の一部を改正する法律が、令和２年４月30日に公布及び施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

改正内容としては、人吉市税条例の一部を改正する条例の制定に準じた改正を行うものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第19、議第78号人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、上位法の一部改正に伴う条例の改正です。

改正の概要は、事業を行う者は、事業の支援単位ごとに放課児童支援員を２名以上配置し、保育士の資格を有する者など、都道府県知事または指定都市の長が行う研修を終了した者で

なければならないとされていましたが、今回の省令改正で、放課後児童健全育成事業所に２名以上の配置が義務づけられている放課後児童支援員を確保することを目的に、中核市の長も放課後児童支援員認定資格研修が実施できることとなったため、条例を改正するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第20、議第79号人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、条例中、「人吉市特定不妊治療費助成事業実施要項による特定不妊治療に要する費用」を「人吉市不妊治療費助成事業実施要項による不妊治療に要する費用」に改めるものなどによるものです。

今回の改正は、平成28年度から、特定不妊治療費に限って助成事業を実施していますが、特定不妊治療費に加えて、令和２年４月１日以降治療開始分から、一般不妊治療のうち人工授精に要する費用につきましても助成することに伴い、助成の対象者確認のために独自利用事務として住民票関係情報のみでしたが、新たに地方税関係情報の利用をするものです。これまでの事業は、県の助成事業に上乗せする形で助成するため、所得要件については県で確認しています。今年度から実施する一般不妊治療費助成事業については、市の事業となるので、所得の確認が必要となることに伴うものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、令和２年４月１日から適用することとなります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。

議第76号から議第79号までの４件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　御異議なしと認めます。

よって、議第76号、議第77号、議第78号、議第79号は、原案可決確定いたしました。

日程第21　議第80号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第21、議第80号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　経済建設委員会に付託されました日程第21、議第80号人吉市

第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

まず、改正の目的ですが、本市の第三セクターである球磨川くだり株式会社の運営において、本年２月からの新型コロナウイルス感染拡大により休業を余儀なくされ、本年３月は前年比約30％、４月及び５月はほとんど売り上げがない状況であり、コロナ禍の状況が長引くようであれば、事業の継続が非常に危ぶまれており、キャッシュフローについても非常に厳しい状況となっています。

そこで、今回の新型コロナウイルス感染拡大や、災害等の不測の事態による貸付金償還に対する猶予措置が講じられていないことから、災害等のやむを得ない事由により償還期日までに貸付資金の償還が著しく困難になる場合に備えるため、条例の一部を改正するものです。

改正の内容については、第９条を新たに設け、貸付資金の償還猶予について猶予することができると定め、別表の償還期間について、20年以内としているところを、但し書きで、第９条により償還猶予があった場合、猶予期間を上限として期間を延長することができる、と追加しています。

審査の過程において委員から、肥後銀行の猶予期間は何年か。また、この条例での延長はどれくらいを考えているのかとの質疑に、肥後銀行は半年猶予。本市においては、コロナ禍の先が見えず、乗客が戻ってくるか見通せない状況で、当面１年ほどを考えているが、恐らく二、三年は客足が戻らないのではと考えているとの答弁。

銀行は先々の償還猶予にも応じていただけるのかとの質疑に、銀行とも協議をしているが、猶予すると決められており、銀行も球磨川くだりをできるだけ支援していくという考えなので、引き続き、状況を見ながら延長されると考えているとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。

議第80号について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　御異議なしと認めます。

よって、議第80号は、原案可決確定いたしました。

日程第22　議第71号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第22、議第71号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

初めに、予算委員長の報告を求めます。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）（登壇）　日程第22、議第71号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第５号）のうち、予算委員会に付託されました第１条歳入予算の補正のうち歳入全款、及び第２条地方債の補正につきまして、審査の結果の主なものを御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額に１億8,481万1,000円を追加し、歳入予算の総額を194億2,065万8,000円とするものです。

今回の補正は、主に、国・県の補助事業の内示及び起債等によるもののほか、前年度繰越金3,000万円の増額補正などです。

財産収入、その他不動産売払収入3,250万円の増額補正は、市有林の間伐による素材生産販売収入によるものです。委員会で追加要求した木材市況の推移について、執行部から資料の提供と説明があっております。

その他、委員からは、コミュニティ助成事業助成金、道路メンテナンス事業補助金、学校臨時休業対策費補助金、多文化共生のまちづくり促進事業助成金等について質疑があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）（登壇）　日程第22、議第71号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第５号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

議会費の減額補正は、本年３月議会定例会において、人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び人吉市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例が成立したことから、議員報酬、期末手当並びに普通旅費、政務活動費を減額するものです。

総務費のうち一般管理費の増額補正は、人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の施行による特別職の給与等の減、並びに、４月１日付で就任した副市長の特別職給与等の増、19節負担金、補助及び交付金の増は、補助金として中神町小柿町内会に対する公民館施設整備費補助と、一般財団法人自治総合センターの令和２年度コミュニティ助成事業において下青井町公民館備品整備に対する補助が採択されたことによるものです。

委員から、備品購入に制約はあるのかとの質疑に対し、コミュニティ活動の備品であって、建物と一体となったものは対象外であるとの説明がありました。

教育費のうち社会教育総務費の増額補正は、外国人に優しいまちづくりの一助として、国

際交流推進を目的に取り組む、多文化共生のまちづくり促進事業に係る費用です。事業内容は、本市在住の外国人が生活する上で必要な、防災やゴミ出しルール等に関する情報を掲載した便利帳を、専門家の助言をいただきながら、英語版、中国語版、ベトナム語版の３種類を作成するもので、完成は今年度末を予定しているものです。

委員から、便利帳はどのようなものかとの質疑に対して、英語版200冊、中国語版100冊、ベトナム語版100冊で、冊子で作成し、市民課などの窓口で配布するほか、市のホームページにも掲載して幅広く利用してもらうとの答弁があっております。

文化財保護費の増額補正は、史跡人吉城跡発掘調査事業、史跡人吉城跡保存整備事業、史跡大村横穴群保存修理事業、岩屋熊野座神社保存修理事業補助金です。

学校給食センター費のうち学校給食センター運営費の増額補正は、備品購入費で学校給食配送車の更新に伴う車両１台の購入費です。同じく、補償、補填及び賠償金は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市内小中学校が臨時休業となり、学校給食も急遽中止となったため、既に発注してあった３月分の食材のキャンセルに伴い、公益財団法人熊本県学校給食会に違約金という形で支払うものです。内容としては、牛乳３万3,916本で63万5,925円、パン9,784個分で25万79円です。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　厚生委員会に付託されました日程第22、議第71号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第５号）の歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

２款総務費、３項、１目戸籍住民基本台帳費の増額は、個人番号カード交付事務に従事される窓口総合案内業務会計年度任用職員１名分の報酬や、個人番号カード交付事務に対する時間外勤務手当等の増額です。また、13節委託料の増額は、国外転出者による個人番号カード等の利用に係る戸籍関係のシステム改修委託料です。

委員から、国外転出者はどのくらいかとの質疑に対し、ほとんどおられない。数名程度であるとの答弁。

また、職員手当についての積算単価はどのようになっているのかについては、平均単価は１時間当たり2,338円だが、休日出勤があり、その分については100分の135になるので、その際には2,525円の単価で算出しているとの答弁。

さらに、850万円の委託料の基準はあるのかに対し、団体規模別の金額が６段階あり、人吉市は３万人から10万人の区分で、890万8,000円となっているが、業者に見積もりをとり計

上した金額となっているとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　日程第22、議第71号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第５号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

６款農林水産業費、１項農業費の主なものは、農業振興費における中山間農業モデル地区支援事業補助金で、これは、中山間地域の急傾斜地において、競争力強化が困難であり、高齢化による担い手の減少が深刻な問題となっている地域の施設整備等のため、大畑麓町集落協定推進の会へ助成するものです。２項林業費の主なものは、林道橋の点検業務など林道等維持管理委託料、市有林の主伐及び間伐による素材生産販売委託料、放置林対策事業の森林経営管理業務委託料です。

審査の過程において委員から、中山間農業モデル地区支援事業補助金で施設を整備するということであるが、その内容はどういうものであるかとの質疑に、平成29年度から令和元年度において、モデル地区ということで熊本県内に33カ所、人吉球磨においては山江村と本市の大畑麓町の２カ所である。事業は３カ年事業で、予算は2,100万円を上限とし、補助率10分の10である。大畑麓町は、令和元年度にビジョンをつくられて、モデル事業として認定された。令和２年、３年において、上限まで機械を購入することができるもの。ただし、１つの機械に対して上限が200万円である。精米関係の機械５つの購入を予定されているとの答弁があっております。

７款、１項商工費は、商工業振興費における人吉市商店街活性化補助金（空き店舗開業支援事業）で、当初の見込みを越える開業があったことから増額するものです。なお、令和２年度からは同事業を廃止しているので、全て、令和元年度末までに開業された店舗であります。観光費の増額は、地方創生推進交付金の交付決定に伴う、人吉球磨観光地域づくり協議会の「人吉球磨10市町村が一体となった地域連携ＤＭＯによる観光地域づくりプロジェクト」運営に充てる市町村負担金です。

審査の過程において委員から、人吉市商店街活性化補助金、空き店舗開業支援事業は廃止ということであるが、年数が決まっていたのかとの質疑に、５年間であるが、令和２年度以降は新規の申請を受け付けていない。ただ、既存の令和元年度まで申請いただいた方は、引き続き、５年を限度に補助を行うとの答弁があっております。

また、人吉球磨観光地域づくり協議会負担金のそれぞれの市町村の負担金の割合はとの質

疑に、地方創生推進交付金にふるさと市町村圏基金の取り崩し分を加えた額で、町村分は人口割りを基本としているとの答弁があっております。

８款土木費、道路新設改良費の増額は、社会資本整備総合交付金事業で行う上原浪床線外５線の改築工事・のり面対策工事費等であり、国の内示額に合わせて増額するものです。橋梁新設改良費の増額補正は、国の内示額に合わせて増額するもので、七地跨道橋補修工事に充てるためのものです。なお、これまでは社会資本整備総合交付金事業として進めてきたが、令和２年度に、新たに創設された道路メンテナンス事業の内示があったので、今後は、道路メンテナンス事業として本事業を推進していくとの説明があっております。

審査の過程において委員から、上原浪床線において側溝を敷設する予定はあるのかとの質疑に、今回の工事に入れるかどうかは、再度、現場の状況を確認して対応したいとの答弁があっております。

最後に、建設部の審査を通して、委員から、維持補修等の市民からの要望も多い。また、財政健全化や新型コロナウイルス感染症の影響で工事が減るのではないか、と心配される方もいらっしゃる。建設部においては予算の確保に尽力していただきたい、との意見があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。

議第71号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　御異議なしと認めます。

よって、議第71号は、原案可決確定いたしました。

日程第23　議第91号及びに日程第24　議第92号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第23、議第91号並びに日程第24、議第92号の２件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　厚生委員会に付託されました日程第23、議第91号及び日程第24、議第92号につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第23、議第91号令和２年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、令和元年度の後期高齢者医療保険料について、年度を越えて還付をする場合の償還金等に不足が生じたことに伴う補正です。

これは、令和元年度の保険料が死亡等により減額となった場合に、年金特別徴収等により既に徴収しているものを、相続人等に還付するものです。当初予算において、過去５年間の実績を勘案し30万円の計上でしたが、例年以上に還付請求が多かったために不足が生じたものです。なお、執行部から、今般、新型コロナウイルス感染症に係る減免が行われることになったが、状況によってはさらに不足することも考えられるので、そのときは至急対処したいとの説明がありました。

委員から、対象となるのはどのくらいおられるのかとの質疑に対し、53人で、期ごとだと94件との答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第24、議第92号令和２年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第１号）について、被保険者の死亡等により減額となった令和元年度の保険料につき、年金からの差し引きである特別徴収で納入されていた過納、過大に納められていた保険料を還付するものです。年金特別徴収は、市民部所管の後期高齢者医療保険料と同様です。今回、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、相続人の方の未支給年金請求の手続のおくれや、年金機構の感染防止のための勤務体系等の影響により、年金機構からの５月通知分につき、平成27年度から平成30年度までの還付未済平均件数は36件であるのに対し、今回は124件となっています。件数の増加に伴って金額がふえ、当初予算の見込みを越えての還付が必要となったため、今回、追加で予算計上するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。

議第91号並びに議第92号の２件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　御異議なしと認めます。

よって、議第91号、議第92号は、原案可決確定いたしました。

日程第25　陳第３号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第25、陳第３号を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　厚生委員会に付託されました日程第25、陳第３号熊本地震被

災者の住まい再建に関する陳情についての審査結果を報告します。

この陳情は、令和元年８月29日、熊本県建築労働組合人吉球磨支部委員長の東照夫氏から提出され、これまで継続審査を行ってきた陳情です。

陳情趣旨は、熊本地震被災者の住まい再建に関するもので、被災者生活再建支援制度の支援金増額、及び、一部損壊の被災者にも住宅再建の支援金制度を創設するために、国に働きかけてほしいというものです。陳情書の提出後、被災者生活再建支援制度の内容について、県下各市議会の対応について、国や県における動向についてなど、さまざまな調査を経ながら委員会において慎重に審査を行ってまいりました。

今回の審査の過程において委員より、社会潮流を鑑みながら今日まで来たが、今はコロナ対策を、国としては重きを置いている状況にある。今まで、人吉市議会としても震災についての意見書を上げてきたところである。国においても重要性はわかっていると思う。そこで、本陳情は、趣旨採択にしていただきたいとの意見があり、さらに、平成28年６月28日付で、人吉市議会から、熊本地震に関する意見書の提出があっていることを委員会で確認しました。

委員から、同様の意見書は、改選前とはいえ、既に国に提出している。現在の国の状況を見ると、新型コロナウイルス対策に重きを置いているものの、震災についても取り組んでいる実情である。今回の陳情について理解するところではあるので、趣旨採択にしたらどうかとの意見もあり、さらに、震災から相応の年数が経過している。住宅に関しては、災害対応の住宅もかなり減少している現状にある。そこで、本陳情については趣旨採択を行い、改めて内容を精査していただいたほうがいいのではないかなど、趣旨に賛同するという意見が出されました。

採決の結果、本件につきましては、全会一致でその趣旨を採択することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。

陳第３号について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　御異議なしと認めます。

よって、陳第３号は、趣旨採択いたしました。

日程第26　議第81号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第26、議第81号を議題とします。（「議長、動議の提出をお願いいたします」と呼ぶ者あり）

ただいま、11番、犬童利夫議員から動議の提出の発言がありましたので、内容の説明を求

めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　ただいま動議を提出いたしましたけれども、議案質疑の許可をいただきたいと思います。

その理由につきましては、今回の農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての案件でありますが、質疑を含めた一般質問の中で質疑として取り上げ、質問をしなければならないことは理解しているところでございます。しかしながら、一般質問通告締め切り後に、市民の方々からいろいろな意見や問い合わせがあったところであります。そういうことから、市民の方々から問い合わせがあった農業委員会委員の任命に関することについて、質疑を求めるものであります。

以上です。

○議長（西　信八郎君）　ただいま動議が提出されましたが、会議規則により、２名以上の賛成議員がなければ成立いたしません。

よって、お諮りいたします。ただいまの質疑に関する動議に賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（西　信八郎君）　起立多数。

よって、質疑に関する動議は成立いたしました。

11番、犬童利夫議員の質疑を許可します。

○11番（犬童利夫君）　先ほど理由を申し上げましたように、農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての案件でありますが、質疑を含めた一般質問の中で質疑として取り上げ、質問しなければならないことは理解しているところでございます。

しかしながら、一般質問通告締め切り後に、市民の方々からいろいろな意見や問い合わせがあったところでありますので、動議の提出をお願いした次第でございます。

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての案件でありますが、日程第26、議第81号にて動議を提出いたしましたが、この案件のみでなく、日程第35、議第90号までの10案件についての質疑であります。市長の所信の中で、現在の農業委員会の委員の任期が、本年７月19日に満了することに伴い、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により10人の農業委員会の委員を任命することにつきまして、議会の同意を求めるものでございます、と提案理由を述べられました。ほとんどの方が農業委員会の委員の経験のある方でありますが、新たに選考された、初めての候補者もおられるようであります。私を初め多くの議員の方も、人となり知られていないのではないかと思っています。提案理由の中でも略歴は記載されていますが、判断する材料とすることに悩むところでもございます。その判断をするための質疑でもあります。

そこで、この農業委員会の委員の公募についてお尋ねしますが、項目的に多くありますの

でよろしくお願いいたします。

まず、応募するための職業や資格などが必要なのか、また、農業をしていなくても応募できるのか。年齢制限や男女の制限など、要件があるのかお尋ねいたします。今回、応募された方は定数を超えたのか、また、何名だったのか。農業関係の団体の推薦による応募はあったのか。そして、応募者が定数に満たない場合や地域に応募者がなかった場合は、農業団体等への呼びかけなど対応されるのかお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君）　議員の皆様、こんにちは。お答えいたします。

１点目の、職業や資格、農業などの資格要件でございますが、農業委員会等に関する法律第８条に、農業委員候補者の欠格事由といたしまして、「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」、それから、「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」と規定されており、それ以外の方は、どなたでも応募できることとなります。男女、年齢の制限等はございません。

それから、２点目の、ほかの要件でございますが、まず、農業委員の任命に当たりましては、農業委員会等に関する法律第８条におきまして、４つの要件がございます。１つに、委員は農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が議会の同意を得て任命する。２つに、農業に積極的に取り組んでいる担い手の意見が農業委員会の運営に的確に反映できるよう、認定農業者等が委員の過半数を占めるようにしなければならない。３つに、農業委員会の所掌に属する事項に関し、農業委員会の公平・公正な判断に資するために、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。それから、４つに、委員の年齢、性別等に著しい片寄りが生じないように配慮しなければならないといった要件がございます。

３点目の、今回の応募状況及び団体推薦でございますが、公募の結果、最終的には、募集人員10人に対し、自薦が１人、団体等からの推薦が12人、計13人が農業委員候補者として応募されたところでございます。

４点目の、応募者が定数に満たない場合の対応につきましては、欠員となる農業委員応募者を、農家振興組合などへの働きかけや、広報ひとよしや農業広報紙みのりなどの広報紙への掲載のほか、市のホームページへの掲載を行いまして、農業者を初め市民の方々にも幅広く募集を行い、同様の手続を行うことになると存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　次に質問しますけれども、市内の地域ごとに各２名の方が選任されているようでありますが、評価の過程などについてお尋ねいたします。

委員の選任に当たって、あらかじめ地域や団体ごとの定数枠を設けて推薦を求めることは、

地域や団体からの推薦や、公募に応募しようとする者の応募の機会を制限することになると思います。適当ではないと思っておりますが、その見解についてお尋ねいたします。

人吉市全域から見て、地域で農地面積の多いところ、少ないところもあると思います。また、農業従事者の数などのバランスも必要であると思っておりますが、認定農業者の方や農業振興に関し意欲的で熱意のある人が、推薦されたり、公募に応募された場合は、評価の対象となるのかお尋ねいたします。また、同じ地域から同様の方が多数応募された場合、その地域から多数の方が選任されることは、農業振興に意義のあることと思っております。このことについての見解をお尋ねいたします。

先ほどの答弁で、応募定数を超えたとのことでありましたが、選考に当たって、評価過程の公正性及び適正な評価が確保されているのか、そのために候補者の評価委員会が設置されたのかお尋ねいたします。また、応募締め切り後に、選考基準の追加や見直しなどがなされなかったのかお尋ねいたします。

最後に、選考枠から漏れた方々へは、現在、どのような通知がなされているのかお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

１点目の、あらかじめ地区や団体からの定数枠の制限を設けての推薦という御質問でございますが、そのような枠を設けることはできませんので、農業に対して熱意のある人が応募していただけるようになっております。

それから、２点目の、認定農業者や熱意のある人につきましては、経験、実績、志望動機におきまして評価の対象となっているところでございます。また、同じ地域の方が多数応募されることは問題はありませんので、熱意のある人が多数応募いただけることは、本市におきまして大変ありがたいことでございます。さらに、定数枠を設けて評価するものではございませんので、地域への片寄りがあったといたしましても、本市全体を把握していただくことになります。しかしながら、全体的に大幅に片寄りがないように、総合的に配慮する必要性もあるものと存じております。

３点目の、評価過程の公正性及び適正な評価が確保されているのか、それから評価委員会を設けられたか、との御質問でございますが、農業委員候補者を公平かつ適正に評価するための機関といたしまして、人吉市農業委員候補者評価委員会規程に基づきまして委員会を設置し、委員長に副市長、副委員長に、私、経済部長、委員に経済部次長、農業振興課長、農林整備課長、農業委員会事務局長及び市の総務課長をもって充てるとの規定によりまして、委員長以下７名で構成いたしております。その委員会につきましては、法律その他規程に基づき評価を行い、公平、公正、適正の確保に努めたところでございます。

それから、４点目の、公募締め切り後の選考基準の追加や見直しなどにつきましては、選考基準に関する変更は行っておりません。

最後に、選考から漏れた方々には、現在、どのような通知がされているのか、といった御質問でございますが、その選考結果につきましては、５月14日付で、農業委員応募者13人全員に郵送による通知を行い、今議会におきまして、評価の高かった上位10人を市長が選考し、議第81号から議第90号といたしまして農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて御提案をしたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　概略理解いたしました。終わります。

○議長（西　信八郎君）　以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第81号について、任命同意することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　御異議なしと認めます。

よって、議第81号は、任命同意することに決しました。

日程第27　議第82号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第27、議第82号を議題とします。

お諮りします。議第82号について、任命同意することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　御異議なしと認めます。

よって、議第82号は、任命同意することに決しました。

日程第28　議第83号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第28、議第83号を議題とします。

お諮りします。議第83号について、任命同意することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　御異議なしと認めます。

よって、議第83号は、任命同意することに決しました。

日程第29　議第84号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第29、議第84号を議題とします。

お諮りします。議第84号について、任命同意することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　御異議なしと認めます。

よって、議第84号は、任命同意することに決しました。

日程第30　議第85号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第30、議第85号を議題とします。

お諮りします。議第85号について、任命同意することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　御異議なしと認めます。

よって、議第85号は、任命同意することに決しました。

日程第31　議第86号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第31、議第86号を議題とします。

お諮りします。議第86号について、任命同意することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　御異議なしと認めます。

よって、議第86号は、任命同意することに決しました。

日程第32　議第87号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第32、議第87号を議題とします。

お諮りします。議第87号について、任命同意することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　御異議なしと認めます。

よって、議第87号は、任命同意することに決しました。

日程第33　議第88号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第33、議第88号を議題とします。

お諮りします。議第88号について、任命同意することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　御異議なしと認めます。

よって、議第88号は、任命同意することに決しました。

日程第34　議第89号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第34、議第89号を議題とします。

お諮りします。議第89号について、任命同意することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　御異議なしと認めます。

よって、議第89号は、任命同意することに決しました。

日程第35　議第90号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第35、議第90号を議題とします。

お諮りします。議第90号について、任命同意することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　御異議なしと認めます。

よって、議第90号は、任命同意することに決しました。

日程第36　諮第１号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第36、諮第１号を議題とします。

お諮りいたします。諮第１号について、推薦に同意することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　御異議なしと認めます。

よって、諮第１号は、原案のとおり推薦に同意することに決しました。

日程第37　新市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第37、新市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）（登壇）　日程第37、新市庁舎建設に関する特別委員会委員長報告をいたします。

令和２年６月２日火曜日、第11回を、令和２年６月17日水曜日に第12回を開催いたしました。順次報告をいたします。

第11回での協議事項は、１、工事の進捗状況について、２、新市庁舎及び西間別館の部署配置の見直し案について、３、本体工事発注時に分離した工事の方針案についての３件です。

まず初めに、執行部から工事の進捗状況について、着工前・着工後の工事写真も含めて、詳しく説明をいただきました。

新市庁舎及び西間別館の部署配置の見直しについては、第４次定員適正化計画において供用開始時の配置人員が減となり、執務室のユニバーサルレイアウト採用等によりスペースの

確保ができ、教育部の機能を移転することができ、教育部を新市庁舎４階に配置が可能であるとの説明をいただきました。

委員から、別館エレベーターの必要性について、現計画の中会議室は要らないのか、なぜ今なのかなどの質問に対し、別館エレベーターについては、多目的室での健康診断時の利用も含め、災害時には避難所としての機能拡大も見込まれる。設計当時は中会議室は必要であったが、職員数減とユニバーサルレイアウト採用で、移設が可能になった。また、別館エレベーターについては、今後、保健センターとして災害時使用したいとの説明がありました。供用開始に間に合わせるため、今議会でお認めいただきたいとのことでしたが、可否については慎重な審議が必要として、次回に審議することとし、閉会いたしました。

また、本体工事を発注する際に分離した工事の方針案については、各工事の実施の方針について、内部の家具工事、音響設備工事は既存備品で対応し、附帯建築物及び議会設備工事については、今後、方針を決定していきたいとの説明をいただきました。

次に、第12回新市庁舎建設に関する特別委員会では、執行部から、教育部の新市庁舎４階への配置についての質問に対しての説明をいただき、令和４年６月供用開始に間に合わせるためには、今議会で議会の承認をいただき、設計変更を行いたいとの説明がありました。再度、質疑応答を行い、委員会として認めることといたしました。

また、委員会から執行部に対し、重要案件については早期に提案する申し出を行い、閉会いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、新市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第38　人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第38、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）（登壇）　日程第38、人吉球磨広域行政組合議会の報告をいたします。２回分の報告です。

令和２年第１回人吉球磨広域行政組合議会定例会２日目が、３月26日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

まず、日程第１、一般質問では、五木村選出の23番、黒川麻里子議員が、ごみの搬入料増加についてを質問し、執行部の考えを質しました。日程第２、議案第４号令和２年度人吉球

磨広域行政組合一般会計予算、日程第３、議案第５号令和２年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計予算、日程第４、議案第６号令和２年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額、日程第５、議案第12号人吉球磨広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの４件を、一括して執行部の補足説明を受け、条例案件から議案ごとに質疑、採決を行い、異議なく、原案のとおり可決されました。

次に、日程第６、委員会の閉会中の継続調査についてでは、議会運営委員会委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査をすることに決定されました。

最後に、組合会議規則第43条の規定により、議決された事件について、その事項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することで決定され、閉会しました。

次に、令和２年第２回人吉球磨広域行政組合議会臨時会が、５月29日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

第１号。日程第１、仮議席の指定、日程第２、議長の選挙。日程第２の議長選挙においては、選考委員会による指名推選の方法により、多良木町選出の村山昇議員が議長に選任されました。

第１号の追加１。追加日程第１、議席の指定、追加日程第２、会議録署名議員の指名。議席の指定後、会議録署名議員に、12番魚住憲一議員、13番落合健治議員が指名されました。

追加日程第３、会期の決定。会期の決定については、本日１日限りとすることに決定されました。

追加日程第４、議会運営委員会委員の選出。次に、欠員が生じていた議会運営委員会委員について、上球磨地区から皆越てる子議員が、議長より指名されました。

追加日程第５、陳情第１号人吉球磨クリーンプラザでの農業用プラスチック類の処理に関する陳情について。続いて、陳情第１号については、調査特別委員会に付託され継続調査を行ってきましたが、令和２年４月17日付で取り下げの願い出書が提出され、委員会において、全員異議なく陳情の取り下げについて認めることに決定され、議会において陳情取り下げを了承し、撤回されました。

追加日程第６、議員の派遣について。最後に、議員の派遣の件については、令和２年度の議員派遣について、配付された計画のとおり実施することに決定され、閉会しました。

以上、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

日程第39　委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第39、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員長、及び議会運

営委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出があっております。各委員長の申し出に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。

各委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたします。

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○予算委員会　（令和２年６月第３回人吉市議会定例会）

事件の番号	件　　名	理　　由
	一般会計予算の歳入に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
	市政の企画に関すること	実情を調査する必要があるため
	行財政に関すること	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関すること	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関すること	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関すること	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関すること	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関すること	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
陳第５号	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書	慎重審査を必要とするため
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関すること	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

○議長（西　信八郎君）　以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和２年６月第３回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午後０時07分　閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長　　西　　信八郎

人吉市議会議員　　田　中　　哲

人吉市議会議員　　松　村　　太